

# 水俣市議会会議録

平成18年9月第3回定例会（9月1日招集）

水俣市議会事務局

# 平成18年9月第3回定例会（9月1日招集）会期日程表

（会期 9月1日から21日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	9月1日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	2日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	3日	日			市の休日（日曜日）
4	4日	月			議案調査
5	5日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	水			議案調査
7	7日	木			議案調査
8	8日	金			議案調査
9	9日	土			市の休日（土曜日）
10	10日	日			市の休日（日曜日）
11	11日	月			議案調査
12	12日	火	午前9時30分		本会議
13	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（淵上道昭君・吉田正和君・牧下恭之君）
14	14日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（西田弘志君・藤本寿子君・野中重男君） 議案質疑 委員会付託
15	15日	金	----	委員会	委員会
16	16日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	17日	日			市の休日（日曜日）
18	18日	月			市の休日（祝日・敬老の日）
19	19日	火	----	委員会	委員会
20	20日	水		休 会	（議事整理日）
21	21日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成18年9月第3回水俣市議会定例会会議録目次

平成18年9月1日（金） --- 1日目 ---

出欠席議員 .....	1 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第1号 .....	2
開 会 .....	3
開 議 .....	3
諸般の報告 .....	3
日程第1 会議録署名議員の指名について .....	3
日程第2 会期の決定について .....	3
議案上程 .....	5
日程第3 議第103号 専決処分の報告及び承認について .....	6
専第8号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	
日程第4 議第104号 専決処分の報告及び承認について .....	7
専第9号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	
日程第5 議第105号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定につい て .....	8
日程第6 議第106号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条 例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の 制定について .....	10
日程第7 議第107号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の 制定について .....	12
日程第8 議第108号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条 例の制定について .....	12
日程第9 議第109号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について .....	13
日程第10 議第110号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例の制定について .....	14
日程第11 議第111号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第5号） .....	14
日程第12 議第112号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ...	17
日程第13 議第113号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第3号） .....	17

日程第14	議第114号	平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	1 ~ 18
日程第15	議第115号	平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	19
日程第16	議第116号	平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	20
日程第17	議第117号	平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について	21
日程第18	議第118号	平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について	25
		市長の提案理由説明	27
日程第19		請願の取り下げについて（請第1号 憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願について）	30
散	会		31

平成18年9月12日（火） --- 2日目 ---

出欠席議員	2 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
大川末長君の質問	3
1 地域振興について	3
2 水俣市立総合医療センターの今後の方向性を見通しについて	4
3 プール調査における教育委員会の対応について	4
4 7月22・23日の豪雨災害について	5
市長の答弁	5
大川末長君の再質問	8
市長の答弁	9
大川末長君の再々質問	11
市長の答弁	11
総合医療センター院長の答弁	12
大川末長君の再質問	13
総合医療センター院長の答弁	14

大川末長君の再々質問 .....	2 ~ 16
総合医療センター院長の答弁 .....	16
教育長の答弁 .....	17
大川末長君の再質問 .....	20
教育長の答弁 .....	21
休憩・開議 .....	21
清水晶夫君の質問 .....	21
1 災害対策問題について .....	22
捧 豪雨対策について	
放 避難対策について	
方 排水対策について	
2 障害者自立支援法について .....	22
捧 自立支援法の施行に伴う負担軽減策について	
放 障害者の通所施設について	
3 恋龍祭について .....	23
市長の答弁 .....	24
清水晶夫君の再質問 .....	26
市長の答弁 .....	27
清水晶夫君の発言 .....	27
福祉環境部長の答弁 .....	29
清水晶夫君の再質問 .....	30
福祉環境部長の答弁 .....	32
清水晶夫君の発言 .....	32
市長の答弁 .....	32
清水晶夫君の発言 .....	33
休憩・開議 .....	33
中山徹君の質問 .....	34
1 産廃最終処分場問題について .....	34
捧 進捗状況について	
放 計画事業者の動向について	
方 環境大臣発言と県の対応について	
2 水俣市立総合医療センターについて .....	35

捧	医師不足の現状について	
放	地方公営企業法の全部適用について	
方	病院事業会計への交付税交付額について	
朋	市民参加の「水俣市立総合医療センターの医療を考える会」の設置について	
法	患者食（治療食）宅配事業について	
3	介護保険制度について .....	2 ~ 36
捧	介護保険法改悪による影響について	
放	介護制度の改善について	
4	市役所電算機更新について .....	37
5	山手町内道路の拡幅・改良について .....	37
	市長の答弁 .....	37
	中山徹君の再質問 .....	39
	市長の答弁 .....	40
	総合医療センター院長の答弁 .....	41
	総合医療センター事務部長の答弁 .....	42
	総務企画部長の答弁 .....	43
	福祉環境部長の答弁 .....	44
	中山徹君の再質問 .....	44
	総合医療センター院長の答弁 .....	47
	福祉環境部長の答弁 .....	48
	中山徹君の再質問 .....	50
	福祉環境部長の答弁 .....	51
	総務企画部長の答弁 .....	51
	中山徹君の発言 .....	52
	産業建設部長の答弁 .....	53
	中山徹君の発言 .....	53
散	会 .....	54

平成18年9月13日（水） --- 3日目 ---

出欠席議員 .....	3 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1

説明のため出席した者 .....	3 ~ 1
議事日程第 3 号 .....	2
開 議 .....	2
諸般の報告 .....	2
日程第 1 一般質問 .....	2
淵上道昭君の質問 .....	2
1 財政問題について .....	3
2 教育問題について .....	3
3 給食センターについて .....	4
4 懲戒処分の規定について .....	4
市長の答弁 .....	5
淵上道昭君の再質問 .....	6
市長の答弁 .....	9
淵上道昭君の発言 .....	10
教育長の答弁 .....	10
淵上道昭君の再質問 .....	13
教育長の答弁 .....	13
教育長の答弁 .....	14
淵上道昭君の再質問 .....	15
教育長の答弁 .....	15
総務企画部長の答弁 .....	15
淵上道昭君の再質問 .....	16
総務企画部長の答弁 .....	17
淵上道昭君の発言 .....	17
休憩・開議 .....	17
吉田正和君の質問 .....	18
1 風力発電について .....	19
2 産廃問題について .....	20
市長の答弁 .....	21
福祉環境部長の答弁 .....	21
吉田正和君の再質問 .....	23
福祉環境部長の答弁 .....	26

吉田正和君の再々質問 .....	3 ~ 27
市長の答弁 .....	27
市長の答弁 .....	28
吉田正和君の再質問 .....	29
市長の答弁 .....	34
吉田正和君の再々質問 .....	34
市長の答弁 .....	35
休憩・開議 .....	36
牧下恭之君の質問 .....	36
1 食育について .....	36
2 図書館について .....	37
3 ブックスタート事業について .....	37
4 ワンストップサービス（総合窓口）について .....	37
5 子どもの安全対策について .....	38
6 アドプト・プログラム制度について .....	38
市長の答弁 .....	39
教育長の答弁 .....	39
牧下恭之君の再質問 .....	40
教育長の答弁 .....	41
教育長の答弁 .....	42
牧下恭之君の再質問 .....	42
教育長の答弁 .....	43
牧下恭之君の再々質問 .....	44
市長の答弁 .....	45
教育長の答弁 .....	46
教育長の答弁 .....	46
牧下恭之君の再質問 .....	47
教育長の答弁 .....	47
牧下恭之君の再々質問 .....	47
市長の答弁 .....	48
市長の答弁 .....	48
牧下恭之君の再質問 .....	49



市長の答弁 .....	3 ~ 50
教育長の答弁 .....	50
牧下恭之君の再質問 .....	51
教育長の答弁 .....	52
牧下恭之君の再々質問 .....	52
教育長の答弁 .....	53
産業建設部長の答弁 .....	53
牧下恭之君の再質問 .....	54
産業建設部長の答弁 .....	54
散 会 .....	54

平成18年9月14日（木） --- 4日目 ---

出欠席議員 .....	4 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第4号 .....	2
請願・陳情文書表 .....	3
開 議 .....	4
諸般の報告 .....	4
日程第1 一般質問 .....	4
西田弘志君の質問 .....	4
1 市内プールの安全管理について .....	5
2 災害対策について .....	5
3 産廃最終処分場問題について .....	6
4 「世界地方都市十字路会議」について .....	6
5 「みなまた未来コンサート～海恋物語～」について .....	6
6 「みなまた恋路物語」について .....	7
市長の答弁 .....	7
教育長の答弁 .....	7
西田弘志君の再質問 .....	10
休憩・開議 .....	11

西田弘志君の再々質問 .....	4 ~ 11
教育長の答弁 .....	12
総務企画部長の答弁 .....	12
産業建設部長の答弁 .....	13
西田弘志君の再質問 .....	14
総務企画部長の答弁 .....	15
市長の答弁 .....	15
西田弘志君の再質問 .....	16
市長の答弁 .....	17
西田弘志君の発言 .....	18
市長の答弁 .....	18
西田弘志君の再質問 .....	19
市長の答弁 .....	19
西田弘志君の発言 .....	20
助役の答弁 .....	21
西田弘志君の再質問 .....	22
助役の答弁 .....	23
産業建設部長の答弁 .....	23
西田弘志君の再質問 .....	24
市長の答弁 .....	24
休憩・開議 .....	25
藤本寿子君の質問 .....	25
1 水俣市地域省エネルギービジョンについて .....	26
2 病後児保育所の設置について .....	26
3 水俣市学校給食施設整備計画について .....	27
4 水俣病問題について .....	28
市長の答弁 .....	28
助役の答弁 .....	29
藤本寿子君の再質問 .....	31
助役の答弁 .....	32
藤本寿子君の再々質問 .....	32
助役の答弁 .....	33

福祉環境部長の答弁 .....	4 ~ 33
藤本寿子君の再質問 .....	34
福祉環境部長の答弁 .....	35
藤本寿子君の発言 .....	35
教育長の答弁 .....	35
藤本寿子君の再質問 .....	37
教育長の答弁 .....	38
藤本寿子君の再々質問 .....	40
教育長の答弁 .....	40
市長の答弁 .....	41
藤本寿子君の再質問 .....	42
市長の答弁 .....	43
藤本寿子君の発言 .....	43
休憩・開議 .....	44
野中重男君の質問 .....	44
1 水俣湾及び江添川のダイオキシン類のしゅんせつと最終処分場について .....	44
2 稚アユ放流委託事業について .....	45
3 水俣港の植物防疫体制について .....	45
市長の答弁 .....	46
野中重男君の再質問 .....	47
市長の答弁 .....	48
野中重男君の再々質問 .....	48
市長の答弁 .....	50
産業建設部長の答弁 .....	50
野中重男君の再質問 .....	51
産業建設部長の答弁 .....	52
総務企画部長の答弁 .....	52
野中重男君の再々質問 .....	53
総務企画部長の答弁 .....	55
福祉環境部長の答弁 .....	55
野中重男君の発言 .....	56
休憩・開議 .....	56

質 疑 .....	4 ~ 57
日程第 2 議第103号 専決処分の報告及び承認について .....	57
専第 8 号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）	
日程第 3 議第104号 専決処分の報告及び承認について .....	57
専第 9 号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第 2 号） ...	57
日程第 4 議第105号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定 について .....	57
日程第 5 議第106号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改 正する条例の制定について .....	58
日程第 6 議第107号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例の制定について .....	58
日程第 7 議第108号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正 する条例の制定について .....	58
日程第 8 議第109号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について .....	58
日程第 9 議第110号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 の一部を改正する条例の制定について .....	58
日程第10 議第111号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号） .....	59
日程第11 議第112号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ...	59
日程第12 議第113号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 3 号） .....	59
日程第13 議第114号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） .....	59
日程第14 議第115号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） .....	59
日程第15 議第116号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号） .....	60
日程第16 議第117号 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について .....	60
日程第17 議第118号 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について .....	60
議案上程 .....	60
日程第18 議第119号 平成17年度水俣市一般会計決算認定について .....	61
日程第19 議第120号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について .....	65
日程第20 議第121号 平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について .....	67
日程第21 議第122号 平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について .....	69
日程第22 議第123号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について .....	71
市長の提案理由説明 .....	72

休憩・開議 .....	4 ~ 73
質 疑 .....	74
委員会付託 .....	74
日程第23 特別委員会の設置について .....	74
休憩・開議 .....	75
正副委員長互選結果の報告 .....	75
散 会 .....	75

平成18年9月21日（木） --- 5日目 ---

出欠席議員 .....	5 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第5号 .....	2
開 議 .....	3
諸般の報告 .....	3
日程第1 議第103号 専決処分の報告及び承認についてから日程第16 陳第3号 .....	4
トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書提出に関する陳情につ いてまで16件に関する委員会の審査報告	
総務文教委員長の報告 .....	4
厚生委員長の報告 .....	6
産業建設委員長の報告 .....	9
委員会審査報告書 .....	10
委員長報告に対する質疑 .....	12
討 論 .....	12
淵上道昭君の討論（請第2号） .....	12
採 決 .....	13
日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について .....	14
採 決 .....	15
閉会中継続審査・調査申出書 .....	15
議案上程 .....	16
日程第18 議第124号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	16

日程第19	議第125号	人権擁護委員候補者の推薦について .....	5 ~ 17
日程第20	意見第4号	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について...	17
日程第21	意見第5号	J R不採用問題の早期解決を求める意見書について.....	18
日程第22	意見第6号	トンネルじん肺根絶を求める意見書について.....	19
日程第23	意見第7号	日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を 堅持し、憲法九条を守る意見書について.....	19
		市長の提案理由説明（議第124号・議第125号） .....	20
		竹下武義君の提案理由説明（意見第4号） .....	21
		松本満良君の提案理由説明（意見第5号） .....	22
		谷口真次君の提案理由説明（意見第6号） .....	22
		清水晶夫君の提案理由説明（意見第7号） .....	23
質	疑	.....	24
討	論	.....	24
		野中重男君の反対討論（意見第4号） .....	24
		岩阪雅文君の反対討論（意見第7号） .....	25
		牧下恭之君の反対討論（意見第7号） .....	25
		淵上道昭君の反対討論（意見第7号） .....	25
採	決	.....	26
閉	会	.....	27

平成18年9月1日

平成18年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

## 平成 18 年 9 月第 3 回水俣市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成18年9月1日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成18年9月1日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成18年9月21日午前11時56分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成18年9月1日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時22分 散会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩巧君	松本満良君
中山徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
議事係長（栄永尚子君）	書記（赤司和弘君）
書記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	助役（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（吉海安丈君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	水道局長（山田敏博君）
教育長（大淵洋君）	教育次長（森田幸治君）
総務企画部総務課長（田上和俊君）	総務企画部財政課長（本山祐二君）



議事日程 第1号

平成18年9月1日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第103号 専決処分の報告及び承認について  
専第8号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第4号)
- 第4 議第104号 専決処分の報告及び承認について  
専第9号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第5 議第105号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について
- 第6 議第106号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第107号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第108号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第109号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第110号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第111号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第5号)
- 第12 議第112号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議第113号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 第14 議第114号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議第115号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第16 議第116号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第17 議第117号 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 第18 議第118号 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 第19 請願の取り下げについて(請第1号 憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願について)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前10時0分 開会

○議長（緒方誠也君） ただいまから平成18年第3回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（緒方誠也君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

平成18年6月2日付で受理し、現在、総務文教委員会で審査中であります請第1号憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願については、請願者から8月31日付で請願取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、去る6月定例会で可決された水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成18年度一般会計前期の定期監査及び平成18年4月分、5月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森助役、葦浦総務企画部長、吉海産業建設部長、吉本福祉環境部長、濱崎総合医療センター事務部長、仁木総務企画部次長、中田福祉環境部次長、桑畑産業建設部次長、山田水道局長、田上総務課長、本山財政課長、大淵教育長、森田教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方誠也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において真野頼隆議員、大川久洋議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（緒方誠也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

---

平成18年9月第3回定例会（9月1日招集）会期日程表

（会期 9月1日から21日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	9月1日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	2日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	3日	日			市の休日（日曜日）
4	4日	月			議案調査
5	5日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	水			議案調査
7	7日	木			議案調査
8	8日	金			議案調査
9	9日	土			市の休日（土曜日）
10	10日	日			市の休日（日曜日）
11	11日	月			議案調査
12	12日	火			午前9時30分
13	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	14日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	15日	金	----	委員会	委員会
16	16日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	17日	日			市の休日（日曜日）
18	18日	月			市の休日（祝日・敬老の日）
19	19日	火	----	委員会	委員会
20	20日	水		休 会	（議事整理日）
21	21日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から21日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

---

日程第3 議第103号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議第104号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第5 議第105号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について

日程第6 議第106号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第107号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第108号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第109号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第110号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第111号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第12 議第112号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議第113号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議第114号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議第115号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議第116号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第17 議第117号 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第18 議第118号 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議第103号専決処分の報告及び承認についてから、日程第18、議第118号平成17年度水俣市水道事業会計決算認定についてまで、16件を一括して議題とします。

---

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

議第103号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第8号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

専第8号

専 決 処 分 書

平成18年度水俣市一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成18年7月22日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

平成18年7月22日の梅雨前線豪雨による災害復旧のため予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成18年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

平成18年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,392千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,600,103千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12. 分担金及び負担金		201,054	1,550	202,604
	1. 分 担 金	14,087	1,550	15,637
14. 国庫支出金		1,370,219	3,300	1,373,519
	1. 国庫負担金	1,081,809	3,300	1,085,109
19. 繰越金		106,977	112,842	219,819
	1. 繰越金	106,977	112,842	219,819
21. 市 債		841,300	1,700	843,000
	1. 市 債	841,300	1,700	843,000
補正されなかった款に係る額		9,961,161		9,961,161
歳 入 合 計		12,480,711	119,392	12,600,103

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2.総務費		1,527,826	182	1,528,008
	1.総務管理費	1,020,678	182	1,020,860
4.衛生費		1,923,936	98	1,924,034
	1.保健衛生費	684,498	98	684,596
5.農林水産業費		449,603	6,933	456,536
	2.林業費	90,721	6,933	97,654
6.商工費		232,912	53	232,965
	1.商工費	232,912	53	232,965
8.消防費		378,702	9,108	387,810
	1.消防費	378,702	9,108	387,810
10.災害復旧費		12	103,018	103,030
	1.農林水産施設災害復旧費	1	24,795	24,796
	2.公共土木施設災害復旧費	9	76,723	76,732
	3.文教施設災害復旧費	1	1,500	1,501
補正されなかった款に係る額		7,967,720		7,967,720
歳出合計		12,480,711	119,392	12,600,103

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 1,700	証書借入又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議第104号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第9号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

専第9号

専決処分書

平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成18年7月24日専決

水俣市長 宮本勝彬

(専決処分を必要とする理由)

平成18年7月24日に許可を受けた借換債の起債に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

### 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成18年度水俣市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成18年度水俣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費	437,007千円	1,076千円	435,931千円
第1項 営業費用	356,235千円	0千円	356,235千円
第2項 営業外費用	79,620千円	1,076千円	78,544千円
第3項 特別損失	152千円	0千円	152千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収支の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額190,960千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額191,622千円」に、「過年度分損益勘定留保資金134,135千円」を「過年度分損益勘定留保資金134,797千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	41,371千円	36,100千円	77,471千円
第1項 負担金	41,370千円	0千円	41,370千円
第2項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第3項 企業債	0千円	36,100千円	36,100千円
	支	出	
第1款 資本的支出	232,331千円	36,762千円	269,093千円
第1項 建設改良費	150,122千円	0千円	150,122千円
第2項 企業債償還金	81,209千円	36,762千円	117,971千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(企業債の追加)

第4条 予算第8条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第9条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	36,100千円	証書借入	4.0%以内	借入先の貸付条件による。

## 議第105号

### 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について

水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に基づく水俣市障害者地域生活支援事業（以下「事業」という。）の負担金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(負担金)

第2条 事業によるサービスを受けた者は、別表に定める負担金を納入しなければならない。

(負担上限月額)

第3条 法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等が法第28条に規定する障害福祉サービスを利用した場合及び事業によるサービスを利用した場合の同一月における負担金の合計額は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条に規定する支給決定障害者等の区分に応じ当該各号に定める額を超えないものとする。

(納期限)

第4条 前条に規定する負担金は、事業によるサービスを受けた日の属する月分を、翌月末までに納入しなければならない。ただし、市長が、特別の事由があると認められた場合は、納期限を変更することができる。

(負担金の減免)

第5条 市長は、災害その他やむを得ない事由により負担金を納入することが困難であると認めるときは、負担金を減免することができる。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により、事業の負担金を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えない場合は5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(水俣市障害者移動入浴車派遣事業の負担金に関する条例の廃止)

2 水俣市障害者移動入浴車派遣事業の負担金に関する条例（平成12年条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前のサービス利用に伴う負担金については、なお従前の例による。

4 この条例の施行日から平成21年9月30日までの間においては、別表中生活サポート事業及び経過的デイサービス事業を除き、「5%」とあるのは「0%」と、「10%」とあるのは「5%」とする。

別表（第2条関係）

地域生活支援事業負担金

事業名	負担金		
	被保護者	市町村民税世帯非課税者	市町村民税世帯課税者
コミュニケーション支援事業	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額	サービス等に要した費用の10%に相当する額
移動支援事業	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額	サービス等に要した費用の10%に相当する額
日常生活用具給付事業	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額	サービス等に要した費用の10%に相当する額
訪問入浴サービス事業	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額	サービス等に要した費用の10%に相当する額
日中一時支援事業	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額	サービス等に要した費用の10%に相当する額
経過的デイサービス事業	0円	サービス等に要した費用の5%に相当する額	サービス等に要した費用の10%に相当する額



生活サポート事業	0円	サービス等に要した費用の10%に相当する額	サービス等に要した費用の10%に相当する額
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。</li> <li>2 「市町村民税世帯非課税者」とは、事業によるサービス利用者及び当該サービス利用者と同一の世帯に属する者が、サービスの利用申請があった月の属する年度（サービスの利用申請があった月が1月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者をいう。</li> <li>3 「市町村民税世帯課税者」とは、前2項以外の者をいう。</li> <li>4 サービス利用者（障害児の保護者を除く。以下この項において同じ。）が、当該サービス利用者と同一の世帯に属する者（サービス利用者の配偶者の除く。）の扶養親族（地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下この項において同じ。）及び被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）船員保険法（昭和14年法律第73号）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第73号）の規定による扶養者をいう。）に該当しないときは、令第17条第1項第2号及び第3号の規定の適用（同項第2号及び第3号に規定する厚生労働省令で定めるものに係る適用を除く。）については、サービス利用者と同一の世帯に属する者を、当該サービス利用者と同一の世帯に属する配偶者のみであるものとする事ができる。</li> <li>5 サービス等に要した費用は、法に基づく障害福祉サービス等に要した費用の額等を考慮した別に定める額とする。</li> </ol>			

（提案理由）

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日から市町村事業として、障害者地域生活支援事業の実施が義務付けられているため、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第106号

##### 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

##### 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

捧 住居と勤務場所との間の往復

放 1の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動

を除く。)

方 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に、「通勤」を「同項の通勤」に改める。

第9条中「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第10条の2第2号を次のように改める。

放 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第10条の2に次の1号を加える。

方 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合第12条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第2中「等級」を「障害等級」に改め、「この表に定める等級に応ずる障害に関しては地方公務員災害補償法の別表の例による。」を「備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、地方公務員災害補償法第29条第2項に規定するところによる。」に改める。

(水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 水俣市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条中「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第9条の2第1項第2号を次のように改める。

放 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第9条の2第1項に次の1号を加える。

方 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合第11条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第3条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第3条の4第4項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第3中「等級」を「障害等級」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第1条中第10条の2の改定規定及び第2条中第9条の2の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2第1項及び第2項の規定は、平成18年4月1日(以下「適用日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による災害に適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

(提案理由)

通勤の範囲の改定等及び障害者自立支援法の施行に伴う国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第107号

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について  
 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例  
 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。  
 別表中

「	教育相談員	”	95,700円	」	を
「	教育相談員	”	95,700円	」	に
	水俣病相談員	”	86,400円	」	

改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（提案理由）

水俣病等相談窓口の設置に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第108号

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

第1条 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表医療費及び一部負担金の項を次のように改める。

医療費	捧 「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」の例により算定した費用 放 「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」の例により算定した費用 方 身体障害者福祉法の規定に基づく「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和48年厚生省告示第171号）」別表1交付基準により算定した額 朋 児童福祉法の規定に基づく「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和48年厚生省告示第187号）」別表1交付基準により算定した額 （注）医療費には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定による医療扶助及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を含まない。
一部負担金	医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により、医療の給付を受ける者が負担すべき額

	<p>ただし、次の各号に係る自己負担額は、一部負担金とみなす。</p> <p>捧 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条の規定による育成医療、更生医療及び精神通院医療</p> <p>放 厚生省社会局長通知（昭和44年7月14日社更第127号）に基づく進行性筋萎縮症者療養等給付</p>
--	--

第2条 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表一部負担金の項を次のように改める。

一部負担金	<p>医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により、医療の給付を受ける者が負担すべき額</p> <p>ただし、次の各号に係る自己負担額は、一部負担金とみなす。</p> <p>捧 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条の規定による育成医療、更生医療及び精神通院医療</p> <p>放 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第70条の規定による療養介護医療（進行性筋萎縮症者に限る。）</p> <p>方 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20の規定による障害児施設医療</p>
-------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成18年10月1日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第109号

##### 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

##### 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例（昭和34年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「30万円」を「35万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に出生した者の属する世帯主に対する出産育児一時金の金額については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法等の改正により、平成18年10月から出産育児一時金の額が30万円から35万円に引き上げられることに伴い、本市においても同等の額を支給するため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第110号

### 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

266,000円	361,000円	461,000円
251,000円	336,000円	426,000円
231,000円	306,000円	386,000円

を

」

268,000円	363,000円	463,000円
253,000円	338,000円	428,000円
233,000円	308,000円	388,000円

に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の内払）

- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第111号

### 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成18年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,341,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第5号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
9.地方特例交付金		72,000	14,768	57,232
	1.地方特例交付金	72,000	14,768	57,232
10.地方交付税		4,606,000	30,849	4,636,849
	1.地方交付税	4,606,000	30,849	4,636,849
12.分担金及び負担金		202,604	21,301	223,905
	1.分担金	15,637	21,077	36,714
	2.負担金	186,967	224	187,191
14.国庫支出金		1,373,519	294,203	1,667,722
	1.国庫負担金	1,085,109	284,954	1,370,063
	2.国庫補助金	280,458	698	281,156
	3.委託金	7,952	8,551	16,503
15.県支出金		939,330	100,581	1,039,911
	1.県負担金	505,206	972	506,178
	2.県補助金	346,095	99,449	445,544
	3.委託金	88,029	160	88,189
16.財産収入		25,913	22,352	48,265
	1.財産運用収入	13,304	105	13,409
	2.財産売払収入	12,609	22,247	34,856
18.繰入金		472,756	956	471,800
	1.基金繰入金	472,756	956	471,800
19.繰越金		219,819	59,820	279,639
	1.繰越金	219,819	59,820	279,639
20.諸収入		321,386	4,275	325,661
	4.雑収入	156,288	4,275	160,563
21.市債		843,000	223,400	1,066,400
	1.市債	843,000	223,400	1,066,400
補正されなかった款に係る額		3,523,776		3,523,776
歳入合計		12,600,103	741,057	13,341,160

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2.総務費		1,528,008	36,340	1,564,348
	1.総務管理費	1,020,860	23,340	1,044,200
	2.徴税費	172,602	3,000	175,602
	5.統計調査費	203,284	10,000	213,284
3.民生費		3,655,844	41,055	3,696,899

	1.社会福祉費	1,449,456	26,017	1,475,473
	2.児童福祉費	1,471,085	6,618	1,477,703
	3.生活保護費	735,303	8,420	743,723
4.衛生費		1,924,034	67,275	1,991,309
	1.保健衛生費	684,596	718	685,314
	2.清掃費	742,862	0	742,862
	3.簡易水道設置費	6,539	0	6,539
	4.環境対策費	190,037	16,557	206,594
	5.病院費	300,000	50,000	350,000
5.農林水産業費		456,536	36,922	493,458
	1.農業費	297,980	6,721	304,701
	2.林業費	97,654	30,201	127,855
	3.水産業費	60,902	0	60,902
7.土木費		1,671,754	45,425	1,626,329
	2.道路橋りょう費	372,871	10,000	362,871
	3.河川費	35,256	7,500	42,756
	4.港湾費	31,835	0	31,835
	5.都市計画費	1,075,470	42,925	1,032,545
	6.住宅費	152,269	0	152,269
8.消防費		387,810	3,882	391,692
	1.消防費	387,810	3,882	391,692
9.教育費		884,103	24,040	908,143
	1.教育総務費	128,650	9,181	137,831
	2.小学校費	138,507	1,976	140,483
	3.中学校費	153,173	2,000	155,173
	4.社会教育費	202,709	7,858	210,567
	5.保健体育費	261,064	3,025	264,089
10.災害復旧費		103,030	576,968	679,998
	1.農林水産施設災害復旧費	24,796	125,848	150,644
	2.公共土木施設災害復旧費	76,732	451,120	527,852
	補正されなかった款に係る額	1,988,984		1,988,984
	歳出合計	12,600,103	741,057	13,341,160

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 114,200				千円 302,900			
公営住宅建設事業	62,300				62,200			
臨時財政対策債	323,000				300,700			
一般公共事業(港湾事業)	23,400				0			
一般公共事業(公園事業)	9,000				0			
一般公共事業(水産基盤事業)	5,400				0			
一般単独事業	138,800				0			
県道路整備事業負担金	8,400				0			

自然災害防止事業	2,600			9,600		
臨時地方道整備事業	55,800			107,000		
災害復旧事業	1,700			185,600		
補正されなかった事業に係る額	98,400			98,400		
総計	843,000			1,066,400		

議第112号

平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,887,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
6. 共同事業交付金		35,765	251,120	286,885
	1. 共同事業交付金	35,765	251,120	286,885
8. 繰入金		475,495	223,878	251,617
	2. 基金繰入金	232,403	223,878	8,525
9. 繰越金		2	135,499	135,501
	1. 繰越金	2	135,499	135,501
補正されなかった款に係る額		3,213,806		3,213,806
歳入合計		3,725,068	162,741	3,887,809

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
5. 共同事業拠出金		60,988	162,741	223,729
	1. 共同事業拠出金	60,988	162,741	223,729
補正されなかった款に係る額		3,664,080		3,664,080
歳出合計		3,725,068	162,741	3,887,809

議第113号

平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第3号）

平成18年度水俣市老人保健特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,958千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,504,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2. 国庫支出金		1,410,666	1,023	1,411,689
	2. 国庫補助金	1,470	1,023	2,493
4. 繰入金		378,688	935	379,623
	1. 一般会計繰入金	378,688	935	379,623
補正されなかった款に係る額		2,713,246		2,713,246
歳入合計		4,502,600	1,958	4,504,558

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		25,595	1,640	27,235
	1. 総務管理費	25,595	1,640	27,235
3. 諸支出金		1	318	319
	1. 諸支出金	1	318	319
補正されなかった款に係る額		4,477,004		4,477,004
歳出合計		4,502,600	1,958	4,504,558

議第114号

平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成18年度水俣市介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,563,805千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 保険料		403,640	155	403,795
	1. 介護保険料	403,640	155	403,795
2. 分担金及び負担金		3,668	112	3,780
	1. 負担金	3,668	112	3,780
4. 国庫支出金		628,351	349	628,700
	2. 国庫補助金	203,742	349	204,091
5. 支払基金交付金		752,044	432	752,476
	1. 支払基金交付金	752,044	432	752,476

6. 県 支 出 金		367,532	174	367,706
	2. 県 補 助 金	7,743	174	7,917
8. 繰 入 金		386,203	174	386,377
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	386,203	174	386,377
9. 繰 越 金		1	20,869	20,870
	1. 繰 越 金	1	20,869	20,870
補正されなかった款に係る額		101		101
歳 入 合 計		2,541,540	22,265	2,563,805

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 地 域 支 援 事 業		42,995	1,396	44,391
	1. 介 護 予 防 事 業	12,411	1,396	13,807
7. 諸 支 出 金		201	20,869	21,070
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	201	20,869	21,070
補正されなかった款に係る額		2,498,344		2,498,344
歳 出 合 計		2,541,540	22,265	2,563,805

#### 議第115号

#### 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111,503千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,501,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加・変更は、「第2表地方債補正」による。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰 入 金		729,134	46,603	682,531
	1. 繰 入 金	729,134	46,603	682,531
7. 市 債		476,500	64,900	411,600
	1. 市 債	476,500	64,900	411,600
補正されなかった款に係る額		407,355		407,355
歳 入 合 計		1,612,989	111,503	1,501,486

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 公 共 下 水 道 事 業 費		442,973	1,397	444,370
	1. 公 共 下 水 道 事 業 費	442,973	1,397	444,370

2. 公債費		1,169,016	112,900	1,056,116
	1. 公債費	1,169,016	112,900	1,056,116
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,612,989	111,503	1,501,486

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 52,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合計	52,700			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 239,400		%		千円 234,700		%	
公営企業借換債	237,100				124,200			
計	476,500				358,900			

議第116号

平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度水俣市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成18年度水俣市病院事業会計予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	6,306,658千円	50,000千円	6,356,658千円
第1項 医業収益	6,120,870千円	13,255千円	6,134,125千円
第2項 医業外収益	179,087千円	36,745千円	215,832千円
収益的収入合計	6,337,551千円	50,000千円	6,387,551千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費	6,426,493千円	49,549千円	6,476,042千円
第3項 特別損失	33,001千円	49,549千円	82,550千円
収益的支出合計	6,454,566千円	49,549千円	6,504,115千円

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 議第117号

## 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成17年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 平成17年度水俣市病院事業決算

## 捧 収益的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	6,661,086,000	0	0
第1項 医 業 収 益	6,366,782,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	287,978,000	0	0
第3項 特 別 利 益	6,326,000	0	0
第2款 診療所事業収益	34,808,000	0	0
第1項 医 業 収 益	24,936,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	9,870,000	0	0
第3項 特 別 利 益	2,000	0	0
収益的収入合計	6,695,894,000	0	0

## 支 出

区 分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 総合医療センター事業費	6,638,866,000	0	0	0	0
第1項 医 業 費 用	6,406,490,000	0	0	0	0
第2項 医 業 外 費 用	197,375,000	0	0	0	0
第3項 特 別 損 失	35,001,000	0	0	0	0
第2款 診療所事業費	26,550,000	0	0	0	0
第1項 医 業 費 用	25,575,000	0	0	0	0
第2項 医 業 外 費 用	874,000	0	0	0	0
第3項 特 別 損 失	101,000	0	0	0	0
第4款 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0
第1項 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0
収益的支出合計	6,667,416,000	0	0	0	0

(単位：円)

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考	
合計					
6,661,086,000		6,788,295,406	127,209,406		
6,366,782,000		6,485,424,481	118,642,481	内販受消費税及び地方消費税	14,685,506
287,978,000		289,053,646	1,075,646	"	3,611,202
6,326,000		13,817,279	7,491,279		92,645
34,808,000		35,008,092	200,092		
24,936,000		25,134,892	198,892	内販受消費税及び地方消費税	5,865
9,870,000		9,868,000	2,000		
2,000		5,200	3,200		
6,695,894,000		6,823,303,498	127,409,498	内販受消費税及び地方消費税	18,395,218

(単位：円)

額			決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不用額	備考	
小計	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合計					
6,638,866,000	0	6,638,866,000	6,424,048,393	0	214,817,607		
6,406,490,000	0	6,406,490,000	6,177,906,659	0	228,583,341	内販払消費税及び地方消費税	94,173,797
197,375,000	0	197,375,000	181,861,227	0	15,513,773	"	16,204
35,001,000	0	35,001,000	64,280,507	0	29,279,507	内現金を伴わない額	53,509,091
						"	28,500
26,550,000	0	26,550,000	24,579,583	0	1,970,417		
25,575,000	0	25,575,000	24,216,976	0	1,358,024	内販払消費税及び地方消費税	706,007
874,000	0	874,000	352,900	0	521,100	"	0
101,000	0	101,000	9,707	0	91,293	内現金を伴わない額	9,707
						"	0
2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000		
2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000		
6,667,416,000	0	6,667,416,000	6,448,627,976	0	218,788,024	内販払消費税及び地方消費税	94,924,508

放 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター資本的収入	272,489,000	56,724,000	329,213,000	74,400,0000
第1項 企 業 債	138,400,000	34,100,000	172,500,000	74,400,000
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	1,000	0	1,000	0
第3項 補 助 金	2,000	0	2,000	0
第4項 繰 入 金	1,000	2,624,000	2,625,000	0
第5項 負 担 金	134,085,000	20,000,000	154,085,000	0
資 本 的 支 出 合 計	272,489,000	56,724,000	329,213,000	74,400,000

支 出

区 分	予 算 額					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 繰 越 額
第1款 総合医療センター資本的支出	411,488,000	34,090,000	0	445,578,000	74,445,000	0
第1項 建 設 改 良 費	138,643,000	34,090,000	0	172,733,000	74,445,000	0
第2項 企 業 債 償 還 金	272,845,000	0	0	272,845,000	0	0
第2款 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第1項 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
資 本 的 支 出 合 計	412,488,000	34,090,000	0	446,578,000	74,445,000	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額123,746,730円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,359,628円、過年度分損益勘定留保資金113,387,102円で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考	
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計				
0	403,613,000	367,736,779	35,876,221		
0	246,900,000	207,800,000	39,100,000		
0	1,000	1,042,779	1,041,779	内仮受消費税及び地方消費税	49,656
0	2,000	0	2,000		
0	2,625,000	2,625,000	0		
0	154,085,000	156,269,000	2,184,000		
0	403,613,000	367,736,779	35,876,221	内仮受消費税及び地方消費税	49,656

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考	
		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	繰 越 費 通 次 繰 越 額	合 計			
520,023,000	491,483,509	0	0	0	28,539,491		
247,178,000	218,638,985	0	0	0	28,539,015	内仮払消費税及び地方消費税	10,409,284
272,845,000	272,844,524	0	0	0	476		
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000		
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000		
521,023,000	491,483,509	0	0	0	29,539,491	内仮払消費税及び地方消費税	10,409,284

議第118号

平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について

平成17年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成18年9月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成17年度水俣市水道事業決算

捧 収益的収入及び支出  
収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	498,801,000	0	0
第1項 営業収益	498,225,000	0	0
第2項 営業外収益	574,000	0	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支 出

区 分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 水道事業費	405,356,000	34,946,000	0	0	0
第1項 営業費用	319,717,000	32,357,000	0	0	0
第2項 営業外費用	84,332,000	0	77,500	0	0
第3項 特別損失	307,000	2,589,000	0	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	77,500	0	0

営業収益のうち雑収益42,733円（庁舎共用経費負担金42,733円）は、全額課税支出に充当した。

放 資本的収入及び支出  
収入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	22,041,000	74,000	21,967,000	7,571,024
第1項 負担金	20,725,000	0	20,725,000	7,571,024
第2項 国県支出金	1,315,000	74,000	1,241,000	0
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支 出

区 分	予 算						額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	
第1款 資本的支出	183,014,000	1,417,000	0	0	184,431,000	10,111,500	0
第1項 建設改良費	98,755,000	1,417,000	0	0	100,172,000	10,111,500	0
第2項 企業債償還金	83,259,000	0	0	0	83,259,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額148,584,170円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額負担金25,793,559円（工事負担金25,607,452円、消火栓設置等負担金186,107円）及び国県支出金1,241,000円



(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計				
	498,801,000	514,267,208	15,466,208	
	498,225,000	513,373,580	15,148,580	うち仮受消費税及び地方消費税 24,373,217
	574,000	893,628	319,628	// 5,465
	2,000	0	2,000	

(単位：円)

小 計	額		決 算 額	地 方 公 営 企 業 第 26 条 の 規 定 に 準 じ た 繰 上 額	不 用 額	備 考
	地 方 公 営 企 業 第 26 条 の 規 定 に 準 じ た 繰 上 額	合 計				
440,302,000	0	440,302,000	410,424,459	0	29,877,541	
352,074,000	0	352,074,000	323,434,988	0	28,639,012	うち仮払消費税及び地方消費税 3,987,456
84,409,500	0	84,409,500	84,405,555	0	3,945	消費税及び地方消費税 17,599,500
2,896,000	0	2,896,000	2,583,916	0	312,084	
922,500	0	922,500	0	0	922,500	

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	29,538,024	27,034,559	2,503,465	
0	28,296,024	25,793,559	2,502,465	
0	1,241,000	1,241,000	0	
0	1,000	0	1,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地 方 公 営 企 業 第 26 条 の 規 定 に 準 じ た 繰 上 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
194,542,500	175,618,729	17,757,500	0	17,757,500	1,166,271	
110,283,500	92,361,254	17,757,500	0	17,757,500	164,746	うち仮払消費税及び地方消費税 4,071,944
83,259,000	83,257,475	0	0	0	1,525	(特定収入仮払消費税及び地方消費税 1,287,359)
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

2,784,585円、減債積立金64,680,604円、過年度分損益勘定留保資金81,118,981円で補てんした。  
(災害復旧費国庫補助金1,241,000円)は、全額課税支出に充当した。

~~~~~

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第103号専決処分の報告及び承認について、専第8号平成18年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、7月22日の豪雨により発生した災害について、災害復旧費等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,939万2,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ126億10万3,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第2款総務費に、職員駐車場土砂撤去費、第4款衛生費に、災害防疫費、第5款農林水産業費に、林地崩壊防止事業、第6款商工費に、湯の児海水浴場整地作業委託費、第8款消防費に、災害対策人件費、防災関係経費、第10款災害復旧費に、農林業施設、公共土木施設などの災害復旧費等を計上いたしております。

その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第19款繰越金、第21款市債を充当いたしております。

また、地方債の補正といたしましては、災害復旧事業を追加いたしております。

次に、議第104号専決処分の報告及び承認について、専第9号平成18年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、平成18年7月24日付で許可を受けた高金利対策借換債の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、収益的支出の額を107万6,000円減額し、補正後の収益的支出の額を4億3,593万1,000円とするとともに、資本的収入の額を3,610万円、資本的支出の額を3,676万2,000円それぞれ増額し、補正後の資本的収入の額を7,747万1,000円、資本的支出の額を2億6,909万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的支出については、高金利の企業債を低金利の企業債に借りかえることにより、企業債利息が107万6,000円減少しております。

また、資本的収入については、借換債収入を計上し、資本的支出については、借りかえに伴う繰上償還による企業債償還額の増加額を計上いたしております。

次に、議第105号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日から市町村事業として、障害者地域生活支援事業の実施が義務づけられているため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第106号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

通勤の範囲の改定等及び障害者自立支援法の施行に伴う国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第107号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣病等相談窓口の設置に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第108号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

障害者自立支援法の施行等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第109号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

健康保険法等の改正により、平成18年10月から出産育児一時金の額が30万円から35万円に引き上げられることに伴い、本市においても同等の額を支給するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第110号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第111号平成18年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億4,105万7,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ133億4,116万円とするものであります。

主な補正内容としましては、第2款総務費に、地籍調査事業、第3款民生費に、地域生活支援事業、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、第5款農林水産業費に、園芸産地かつりよく強化対策事業、第7款土木費に、水俣花の名所再生事業、第8款消防費に、消防防災施設整備事業、第9款教育費に、学校施設耐震化推進計画等策定支援事業、第10款災害復旧費に、農林業施設・公共土木施設に係る災害復旧事業等を計上いたしております。

なお、これらの財源といたしましては、第10款地方交付税、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第19款繰越金、第21款市債等をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正といたしましては、過疎対策事業外10件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第112号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,274万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億8,780万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、共同事業拠出金の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第6款共同事業交付金、第8款繰入金、第9款繰越金で調整いたしております。

次に、議第113号平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算第3号について申し上げます

今回の補正は、歳入歳出それぞれ195万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億455万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、一般事務経費、国県支出金等返還金等の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第2款国庫支出金、第4款繰入金で調整いたしております。

次に、議第114号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,226万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ25億6,380万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、地域支援事業費及び国県支出金返還金の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第2款分担金及び負担金、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第9款繰越金で調整いたしております。

次に、議第115号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,150万3,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ15億148万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、災害に伴う山手町水路外3カ所しゅんせつ工事費の増額及び公営企業借換債の減額に伴う元金償還金の減額であります。

この財源として、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正といたしまして、過疎対策事業債の追加並びに公共下水道事業債及び公営企業借換債の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第116号平成18年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入に5,000万円、収益的支出に4,954万9,000円をそれぞれ増額し、補正後の収益的収入額を63億8,755万1,000円、収益的支出額を65億411万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしまして、収益的収入については、救急医療、小児医療、建設改良費支払利息等に係る一般会計補助金及び負担金を増額しております。

収益的支出については、過年度分職員手当支給のための経費として過年度損益修正損を増額しております。

次に、議第117号平成17年度水俣市病院事業会計決算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入68億2,330万円、収益的支出64億4,863万円となり、差し引き3億7,467万円の利益となりますが、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は3億6,431万円で、当年度未処理欠損金は13億2,230万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億6,773万円、資本的支出4億9,148万円となり、差し引き不足額1億2,375万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額1,036万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,339万円で補てんいたしております。

次に、議第118号平成17年度水俣市水道事業会計決算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5億1,426万円、事業費用4億1,042万円で、差し引き1億384万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億104万円で、当年度未処分利益剰余金は1億104万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2,703万円、資本的支出1億7,561万円となり、差し引き不足額1億4,858万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額278万円、減債積立金6,468万円、過年度分損益勘定留保資金8,112万円で補てんいたしております。

なお、地方公営企業法第26条の規定により、年度内に支払い義務が生じなかった1,776万円を翌年度に繰り越して使用することとしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第103号から議第118号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第19 請願の取り下げについて（請第1号 憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願について）

○議長（緒方誠也君） 日程第19、請願の取り下げについてを議題とします。

~~~~~

### 請願の取り下げについて

平成18年6月2日に提出しました請第1号「憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書について」を取り下げます。  
平成18年8月31日

請願者	水俣市平町1丁目10-38 みなまた九条の会
代表者	吉井貞夫
紹介議員	西田弘志
"	藤本寿子
"	中村幸治
"	谷口真次
"	野中重男
"	清水晶夫
"	松本満良
"	中山徹

水俣市議会議長 緒方誠也様

~~~~~

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

ただいま議題となっております請第1号憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって請第1号の取り下げについては、承認することに決定しました。

○議長（緒方誠也君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明2日から11日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は5日正午まで、議案質疑の通告は12日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会いたします。

午前10時22分 散会

平成18年9月12日

平成18年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

# 平成 18 年 9 月第 3 回水俣市議会定例会会議録（第 2 号）

平成18年9月12日（火曜日）

午前 9 時30分 開議

午後 2 時45分 散会

（出席議員） 22人

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 緒方誠也君 | 西田弘志君  | 福田 齊君 |
| 藤本寿子君 | 吉田正和君  | 中村幸治君 |
| 大川末長君 | 真野頼隆君  | 淵上道昭君 |
| 牧下恭之君 | 田中 功君  | 谷口真次君 |
| 野中重男君 | 清水晶夫君  | 本井道弘君 |
| 大川久洋君 | 竹下武義君  | 岩阪雅文君 |
| 松本和幸君 | 千々岩 巧君 | 松本満良君 |
| 中山 徹君 |        |       |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|              |            |
|--------------|------------|
| 事務局 長（牛迫秀基君） | 次 長（田畑純一君） |
| 議事係 長（栄永尚子君） | 書 記（赤司和弘君） |
| 書 記（岩坂正輝君）   |            |

（説明のため出席した者） 15人

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 市 長（宮本勝彬君）          | 助 役（森 近君）          |
| 総務企画部長（葦浦博行君）       | 産業建設部長（吉海安丈君）      |
| 福祉環境部長（吉本哲裕君）       | 総合医療センター院長（坂本不出夫君） |
| 総合医療センター事務部長（濱崎昭博君） | 総務企画部次長（仁木徳子君）     |
| 産業建設部次長（桑畑達美君）      | 福祉環境部次長（中田和哉君）     |
| 水道局長（山田敏博君）         | 教 育 長（大淵 洋君）       |
| 教 育 次 長（森田幸治君）      | 総務企画部総務課長（田上和俊君）   |
| 総務企画部財政課長（本山祐二君）    |                    |



議事日程 第2号

平成18年9月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 大川末長君
    - 1 地域振興について
    - 2 水俣市立総合医療センターの今後の方向性と見通しについて
    - 3 プール調査における教育委員会の対応について
    - 4 7月22・23日の豪雨災害について
  
  - 2 清水晶夫君
    - 1 災害対策問題について
      - 捧 豪雨対策について
      - 放 避難対策について
      - 方 排水対策について
    - 2 障害者自立支援法について
      - 捧 自立支援法の施行に伴う負担軽減策について
      - 放 障害者の通所施設について
    - 3 恋龍祭について
  
  - 3 中山徹君
    - 1 産廃最終処分場問題について
      - 捧 進捗状況について
      - 放 計画事業者の動向について
      - 方 環境大臣発言と県の対応について
    - 2 水俣市立総合医療センターについて
      - 捧 医師不足の現状について
      - 放 地方公営企業法の全部適用について
      - 方 病院事業会計への交付税交付額について
      - 朋 市民参加の「水俣市立総合医療センターの医療を考える会」の設置について
      - 法 患者食（治療食）宅配事業について
    - 3 介護保険制度について
      - 捧 介護保険法改悪による影響について
      - 放 介護制度の改善について
    - 4 市役所電算機更新について
    - 5 山手町内道路の拡幅・改良について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前 9 時30分 開議

○議長（緒方誠也君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本総合医療センター院長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 2 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第 1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 おはようございます。

自民党議員団の大川末長でございます。

夕張メロンや国際映画祭で知られる北海道の夕張市が、この 6 月、民間企業の倒産に当たる財政再建団体に陥りました。

景気回復がおくれ、国から配分される地方交付税も減り、地方の中に倒産予備軍も少なくないと言われております。過去には福岡県の赤池町が再建団体に陥り、それはそれは惨めであったと聞いております。

職員の方も鉛筆一本買うにも、国や県の許可を必要としたというようなことも聞いております。何とんでも破綻のしわ寄せは住民生活に大きな影響を与えることとなります。そのことを考えますと、本市においては絶対そういう事態を招いてはならないという思いを強くしておりまして、常々行政にも苦言を呈してきたところでございます。きょうも同じ思いで質問を始めさせていただきます。

1、地域振興について。

近年都市圏の景気は上昇傾向に見舞われているが、地方は依然として、その兆候すら見られない。当市の状況は、さらにその感を強くしております。データ的に見ても、7月の有効求人倍率が熊本市の1.03に対し、当市は0.31と、県下で最も低い求人倍率でございます。市町村内総生産、1人当たり市町村村民所得においても、県下の市では、下位に位置しております。一般財源を見ても、自主財源比率が25%を切っているのは当市のみで、その柱である税収比率も15.7%と、県下市では下位から2番目に位置しております。この状態はまさに疲弊した状態と言えるのではないのでしょうか。

私は今年3月議会で当市の経済産業振興について質問しました。その答弁の中で、市長は産業別に総花的な施策を述べられたのに対し、私はそれだけでは真の振興策になり得ない、それにプラスして、当市で今一番元気のある、市外からお金を稼ぎ込む、つまり外貨の稼げそうな業種に特化した誘導策を講じるべきではないかという質問をしますと、市長は環境モデル都市を推進することで企業の活性化、まちの活性化につながると答えておられます。

あれから半年たちましたが、再度次のことについて質問します。

、疲弊した当市の振興策をどう考えておられるか。

、水俣病公式確認50年事業を単なるイベントに終わらせず、地域再生へつなげると言っておられるが、今後どう展開されるつもりか。

2、水俣市立総合医療センターの今後の見通しと、方向性について。

医療センターは、院長、事務部長を初め、スタッフの皆さんの並々なぬ努力により、慢性的な赤字経営から見事脱皮され、それが3年も継続している、全国ほとんどの自治体病院が赤字経営に苦しんでいる中、称賛に値することであると思います。

何事でも改革には常に痛みがつきものであるが、今回の改革ではかなり無理な面もあったのではないか、このよき状態が今後も継続していけるのか、関心の高いところであります。

また、国の医療制度のあたりも頻繁に変わるようであるが、そのあたりも含め、医療センターの今後について以下質問します。

、DPC一括評価制は今後の医療センター運営にどう関係するのか。

、医師、看護師不足が深刻化しているようであるが、どう対処されるのか。

、医療センターの今後の経営見通しをどう考えておられるか。

3、プール調査における、教育委員会の対応について。

埼玉県での痛ましい、少女のプール事故を重く見た文科省は、直ちに各都道府県へ調査通知を出し、熊本県教育委員会も各市町村へ調査通知を出されたようであるが、全国的に想定以上の不備が発覚され、驚きでした。

当市の調査報告には、新聞、テレビなど、多くのメディアが大騒ぎをし、市民の多くの皆さん

からは驚きと、市民軽視の非難の声が上がりました。

まかり間違えば生命にかかわるような重大なことを、余りにも軽く受けとめられたような気がしてなりません。

そこで、以下について質問します。

、教育長は県からの調査通知をどう受けとめ、どのような指示を下されたのか。

、実際の調査では、不備あり、の報告が上がったのに対し、県へは改ざんされた虚偽の報告がなされたとのことであるが、そのてんまつについて。

、この件での影響をどう考えておられるか。

4、7月22・23日の豪雨災害について。

7月22・23日は3年前に匹敵するような集中豪雨で、市民を震撼させました。市当局の3年前の惨事を教訓とした対応で、幸いにして人的な被害は出なかったものの、それでも市内あちこちで被害が発生しました。被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げます。

そこで、以下質問します。

、被害の範囲はどうであったのか、件数、金額はどうだったのか。

、復旧の見通しは、特に、道路の復旧はいつごろを想定されているのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域振興については私から、水俣市立総合医療センターの今後の方向性と見通しについては、総合医療センター院長から、プール調査における教育委員会の対応については教育長から、7月22・23日の豪雨災害については産業建設部長から、それぞれお答えします。

まず、疲弊した当市の振興策をどう考えておられるかという質問にお答えいたします。

市では、総合的な地域の振興を図るため、総合計画を第4次にわたり策定し、着実な施策の推進を図ってまいりました。また、国や県では、疲弊した当地域の振興を図るため、水俣・芦北地域振興計画が、これも第4次にわたり策定され、国、県の支援により総合的に各種施策の展開が行われてまいりました。それでも本地域の浮揚までには至っていないというのが、正直な感想であります。

さて、総花的な施策では、真の振興策にはつながらないから、特化した誘導策を検討すべきではとの御指摘も議員よりいただいておりますが、地域の振興策は多分野に及ぶため、施策としては総花的にならざるを得ないところもございます。しかし、これまでも水俣が優位な分野、例え

ばエコタウンなど、環境に特化した事業展開を行って成功をおさめてまいりました。

今後も多様な施策展開を図る中で、水俣として優位性のある分野については、特化した事業展開を行ってまいりたいと考えております。

水俣市の地域振興をどのように図っていくかは、6月議会での所信表明で述べさせていただいたところではありますが、機会をいただきましたので、その方向性について概略を述べさせていただきます。

産業振興につきましては、水俣が全国に誇る環境をキーワードに、既存事業所の増設も含め、引き続き環境リサイクル産業を中心とした企業誘致活動を積極的に展開してまいります。

特に、既存の事業所につきましては、チッソ株式会社において、液晶事業関連の増設が予定されており、雇用も含め地元経済への波及効果を期待をしているところです。

また、みなまた環境テクノセンターでは、昨年度に引き続き経済産業省から補助を受けて、バイオマスに関する産業創出を目指しており、市内企業との連携を図って、市内での新規産業の産出に結びつけるように準備を進めております。

商業につきましては、中小企業者への融資制度や商店街内における地域活動や空店舗活用等に対する補助を新たに行ってまいります。

観光につきましては、環境学習やエコタウン視察等は本市の強みでありますので、環境を切り口とした新たな旅の企画や、自然豊かな農山村を生かした、いわゆるグリーンツーリズムについても取り組みを進めてまいります。

また、世界十字路会議やみなまた未来コンサート、スポーツイベント等の誘致を行うことで、観光客等の増加につなげていきたいと考えております。

これに関連して、現在、全国から恋の話を募集し水俣をロケ地として短編映画を制作する恋路ショートストーリープロジェクトを実施しています。全国から恋の話を募集したところ、345通もの応募があり、関心の高さに驚いているところです。このプロジェクトを成功させ、水俣のイメージの向上及び地域振興につなげていきたいと考えております。

農業につきましては、地域の特性を生かしたデコボンやお茶、サラダタマネギなどの商品作物の振興、農地や農村集落の維持・保全を図るため、担い手の育成・確保と集落営農の組織づくりを推進します。

地域の発展は、道路網による高速交通体系整備なくしてはあり得ないと考えております。南九州西回り自動車道の早期実現に向けて、国や関係機関に対し、強く働きかけを行ってまいります。

まちづくりの基盤は、地域の核となる人づくりであると考えており、活力のあるまちづくりを推進するため、企画課の元気づくり推進室を中心に、今後とも人材育成に努めてまいります。

水俣が元気なまちとして活性化するために、ことし4月、地域の個性を生かした住民自治と、

自主的な地域活動をする自治会制度がスタートしましたが、今後も市民の活動を支援し、地域の活性化を図ってまいります。

現在進行している元気な村として、村丸ごと生活博物館がありますが、今後指定地域をふやし、取り組みを広げ、さらなる充実をするための助成や研修を実施し、元気な村づくり、元気な水俣づくりを支援してまいります。

このような取り組みを実施し、地域振興を図ってまいります。市民の皆様の御理解、御協力が不可欠であると考えております。

これら山積する課題に目をそむけず、真正面から取り組み、一つずつ解決していかねばなりません。そのことで、市民が元気よく安心して暮らせることが何よりの地域振興であると考えておりますので、議員の皆様の御指導と御支援、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に、水俣病公式50年事業を単なるイベントに終わらせず、地域再生へつなげると言っておられるが、今後どう展開されるつもりかという御質問にお答えします。

本年は、水俣病が公式に確認されてから50年という節目の年に当たります。そこで、昨年7月、水俣市は、環境省、熊本県を初め、水俣病被害者団体、地域の各種団体、近隣の県や市、町など49の団体の参加を得て、実行委員会を設立し、水俣病犠牲者慰霊式を初め、さまざまな事業を行っているところでございます。

事業の実施に当たりましては、これが一過性の事業とならないよう、工夫を凝らしながら推進しており、具体的に申し上げますと、まず実行委員会のもとに、慰霊、教訓、地域福祉、もやいづくりの4つの事業検討部会を設けて、100名を超える地域住民に御参加いただき、事業の企画立案から実施まで担っていただいております。また、部会の運営そのものが住民間の相互理解ともやいの場となり、地域再生に向けた人材育成の場につながっているのではないかと考えております。

次に、事業の実施を通じて地元でできるだけ多くの新たな財産が築けるよう工夫しているところでございます。具体的には、水俣病慰霊の碑の建立・落成を初め、水俣病問題の50年にかかわってこられた方々の原稿をまとめた記念誌の作成、水俣写真パネル展等の実施を通じた写真パネルの充実、新たな水俣の歌の制作などが挙げられます。

さらに、水俣病公式確認から本年で50年になりますが、この50年で終わるということではなく、引き続き次の50年につなげていくことが重要であると認識しており、そこで、地域の振興は人づくりが重要との観点から、地元の青壮年層を中心に、みなまた塾委員会を立ち上げ、次代を担う人材育成にも積極的に取り組んでいるところでございます。

以上のような取り組みを進めながら、来月10月21日から22日に予定しておりますもやいの日の

事業の中では、例えば水俣・芦北地域だけでなく、人吉・球磨、天草、鹿児島県の阿久根市、出水市、長島町の参加も得て、水俣では初めての広域の物産振興事業なども計画し、地域のもやい直しと振興を一層図るとともに、将来をにらんだ地域間の連携にも取り組むこととしております。

実行委員会は、平成18年度末までの組織ですが、今回の事業で新たに築かれた財産や、4つの事業検討部会やみなまた塾委員会などの組織の活用を検討し、引き続き水俣病犠牲者慰霊式を実施し、その教訓を環境モデル都市づくりに生かすとともに、県境を越えた物産振興や地域福祉の取り組みなど、地域間の連携などにも取り組んでいく必要があると思っております。

今後、国や県の支援も受けながら、水俣市においても既存の事業も活用し、50年事業の成果が途切れることがないように、地域の再生、振興に生かしていきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

今、答弁を聞いておりますと、私が3月議会で質問をしたことに対する答弁とほとんどかわりばえがしないような気がいたします。これはもはやもう、この状態を抜け出すには、市単独で施策、誘導策を講じて、できることには限界があるのではないかという気がいたします。

先ほど市長の答弁にありましたように、水俣病公式確認50年事業、地域再生へつなげるための事業は、具体的に実効性があるものを優先的に強力に進めていくべきだろうというふうに思います。

答弁の中にもありました当市の疲弊の一因は水俣病にもあります。その影響を引きずっていることは、事実でございますので、このことも国や県にもっと強行に訴えて、これまで以上に力を入れて支援してもらおう、ということが大事じゃないかというふうに思います。やはり国や県の力を借りないと、この閉塞状態を打破することはできないんじゃないかと、というような気がいたします。それを呼び水とした浮揚策を講じていくべきだというふうに考えているが、市長はどう考えるか。

また、徳島県の上勝町が脚光を浴びておりますが、葉っぱ産業と、耳新しい産業が栄えております。これは老人が木の葉を売って、年収700万、800万という収入を上げている人がいるとのことでございますけども、ある町の職員が料理などに添えられている葉っぱを、木の葉を見て、これが都会で何とか売れないものだろうかということから始まったというふうに聞いておりますけども、このような新しい産業を創造するような、そういう仕掛けも必要じゃないかというふうに思います。職員はもとより、市民の方々にそういう仕掛けをして、何とかいい知恵をかしてほしい、提案をしてほしいというような仕掛けをして、独特の産業を創造していくということが、並の事をやっていたのでは、とてもこの地域振興にはつながらないというふうに思いますが、その辺を市長はどう考えておられるか。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの大川議員の第2の質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点でございますが、この状態を抜け出すには限界があるのではないかと。水俣病の経験をしたまちとして、地域振興に向けて国や県に強く要望していく必要があるのではないかと、そのようなご質問だったと思います。

私も全く議員と同じ思いであります。

私は今、こんな考えに立っているところでございます。どうも私たちは、これまで自分たちの足元にあるすばらしいもの、あるいは自分たちの足元にある個性といいますか、そういったものを忘れて、議員御指摘のように、遠く手に入れられない夢ばかり追いかけて、それを地域振興につなげていこうとしていたのではないかなと、そんな思いが今するところでございます。

そこが議員がおっしゃるような限界が生まれてきた理由ではないかなと思っております。

御承知のように、大変こう失礼な言い方かもしれませんが、頭石地区が、これまでは余り見向きもされなかったのではないかと思います。最近たくさんの方が訪れるようになっております。聞いてみますと、4月からこちらに向けてもう300名を超えている方が応募されていると。まさにやっぱり地域のすばらしさといいますか、地域の個性をそれぞれの自治体が引き出して、それを生かしていった取り組みではないかなと、そのように思っております。

また先日は、東京から法政第二中学校の生徒60名が水俣の方にカヌーの体験に来ております。福田議員の指導でたくさんのボランティアの方も集まって、そういう取り組みがされております。私もあいさつをさせていただいたんですけれども、水俣についてどう思うかという質問に対しまして、最高だと、子どもが答えておりました。それはお世辞かどうかわかりませんが、そういうような形で、たくさんの方がまた寄ってきているというのがありますし、また中尾山あたりはコスモスを植えるために、ボランティアの方々が集まって草取りをされていると、そういう状況を見ることができるとでございます。

水俣のよさを引き出し、よさを再認識しようと、そしてそれを生かしていこうという取り組みであろうと、私はそのように思っております。したがって、水俣を、何かやっているぞと、ちょっと水俣をのぞいて見ようと、そこから出発すべきではないかなと、今そのような考えに立っているところでございます。

まずは水俣の人材と地域の力を引き出すために、我々は大いに議論を展開していかなければならないのではないかなと思っております。

私も今、市役所の職員と面接をさせていただいております。ほんの短い時間でございますけれども、今、市役所の職員一人一人と面接をしながら、今、200名終わったところでございます。



れども、その中で市政に対する提言ももらっております。そういったものをまとめながら、また進んでいきたいと思ひますし、今、計画をしておりますのが、経済界の方々、あるいは産業の方々が一室に会して、今後の水俣をどうしたら水俣が活気づくのかという、そういう議論の場を定期的に求める、今計画を立てているところでございます。

議員がおっしゃるように、国や県に対しても引き続き誠意もって訴えてまいりたいと思っております。私もこれまで環境省にまいりまして、大臣ともお会いして、水俣病の問題のみならず、地域振興についてもお願いをしてまいりました。それを少しでも受けとめていただいているのであれば、大変ありがたいことでございますけれども、今回、環境大臣が水俣環境福祉推進室を設置するんだというふうな発言をなさっております。そして、環境省の職員、県の職員、それから水俣市の職員を環境省内にそういう室を設置して、そして水俣の地域振興について具体的に、そこで検討し、話し合っていく、そういう部屋を設置するんだということを環境大臣が言っておられます。これから、本当に期待の持てる部屋ではないかと思ひますし、我々も水俣の実態とか、水俣の思ひをストレートに伝えていく、非常に貴重な場になると思っております。

したがいまして、そこでも十分、具体的な案を示しながら、お願いをしてまいりたいと、そのように思っております。

それから、第2点でございますけれども、並の取り組みではとてもじゃないけど無理ではないかと、そういうことだと思ひます。私も全く同感でございます。これまで水俣は環境モデル都市を目指しながら、進んでまいってきております。その結果、少しずつ、先ほど申し上げましたように、視察があったり、研修があったり、そういうのが少しずつ出てきております。

今後はこれをどう経済につなげていくかというのが、一つの大きなポイントにもなるかと思っております。

議員も御承知だろうと思ひますが、先般、環境大臣の諮問機関であります懇談会がございました。その懇談会の中で、水俣地域を環境モデル都市に指定をすることというような提言がなされております。大変ありがたい提言だと思っております。

詳細については、ちょっと省略をさせていただきますけれども、要するに、水俣を世界のお手本となる環境都市にしようと、そういう国の思ひであろうと思ひ、それについては経済的な支援も行ってほしいという提言でございます。私もその環境モデル都市に向けて、これらの提言と同じような思ひで、国や県に今後もさらに訴えていきたい、そして具体的な提案をしていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、水俣環境福祉推進室、そこらあたりにも合わせまして、今後、具体的に何が水俣として必要なのか、何をしていかなければならないかということを十分訴えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をいたします。

今、市長は環境モデル都市をさらに進めていくというふうなことをおっしゃいましたけども、これは前々から聞いておりますけども、なかなかかけ声だけで、具体的なことが見えてまいりません。単なる環境都市であれば、これはもうよその市町村でも取り組んでいるのが現状でございます。公害の原点である水俣市は、どこにも先んじた、他市がまねできないような取り組みが必要であろうというふうに思います。

先ほど市長の答弁でありましたように、環境大臣が水俣環境推進室を設置するというようなことをおっしゃったということでございますけども、それをもっと拡大して、例えば中国の四川省を経済特区に指定し、そこを呼び水として、中国の経済が見る見る発展していったように、この際、水俣も国から環境特区に指定してもらい、世界的なモデル都市を目指したらどうか。そうすることで、簡単にまねのできない、よその他市町村が簡単にまねのできないようなモデル都市が誕生するであろうし、そこから必ず産業経済地域振興の足がかりがつかめると思うが、先ほどちょっと触れられましたけども、その辺について再度質問します。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員がおっしゃられるように、確かにもう水俣に行かなくても、自分たちのところで環境のことについて十分勉強できると、学校版ISOにしてもそうでございますけれども、そういう状況に来ているということは受けとめております。

したがって、やっぱり水俣市は常にやっぱり他より一歩リードしなければいけないまちであると、そういう使命を持ったまちだということは、十分心得ているところでございます。

先ほども申しましたけれども、懇談会で水俣地域を環境モデル都市に指定すると、そういう強い提言があつてございますので、それにのっとりまして、世界のお手本となる水俣をモデル都市をつくるために、まず私たちは環境首都も取りたいと、私はそのように思っております。環境首都の称号を取るためにはいろんな条件がございますけど、その与えられた条件を全うしていく、それに対応していくことによって、水俣が特別によそと違った環境都市ができるのではないかな、そのことによって注目を集めることができるのではないかなと、今そのように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市立総合医療センターの今後の方向性を見通しについて答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 次に、総合医療センターの今後の方向性と見通しについて、順次お答えします。

まず、D P C 包括評価は今後の医療センター運営にどう関係するのかについてお答えします。

D P C 包括評価は、国の医療費削減政策の中で医療の標準化と質の向上のために導入された制度であります。

従来の出来高評価が、すべての医療行為を点数化して、その合計点数を請求にするのに対し、D P C 包括評価は、病名により一部の医療行為を除き1日の定額で請求する制度です。

このD P C 包括評価が病院経営に与える影響は、1日の医療費が定額であるため、今まで収入であった投薬、注射、検査、画像診断などが経費になり、過剰な医療行為を抑制することになります。

その経過につきましては、平成14年度の診療報酬改定の、中央社会保健医療協議会答申を受けて、平成15年4月から特定機能病院82病院で開始され、平成16年4月から試行的適用病院を62病院加え、さらに平成18年度からは本格的制度となり、全国で360病院が対象病院になりました。

急性期医療は、今後このD P C 対象病院のみがその対象となり、それ以外は亜急性期、回復期、慢性期の病院となることが予測されます。

このD P C 対象病院は最終的には全国で700病院から1,000病院程度と言われております。

総合医療センターでは、平成16年度からD P C 調査協力病院として、厚生労働省への診療データの提出に協力してきました。

その努力と成果が認められて、本年度よりD P C 対象病院に認定され、7月より算定を開始しました。

D P C 対象病院の県内の状況は、自治体立病院においては、熊本市民病院と当医療センターのみであり、県南地域においては、当医療センターと国の政策で導入した全国社会保険協会連合会開設の八代総合病院、人吉総合病院、天草中央総合病院であります。

また、出水、大口地区では対象病院はありません。

このD P C 包括評価は、医療の標準化と質の向上のために導入された制度であり、急性期病院として全国の他のD P C 対象病院と比較しながら、当医療センターの医療の質の向上を目指していく所存です。

また、運営面でも医療センターが、D P C 対象病院として認定されることで、水俣、芦北地域、ひいては県南及び北薩地域の医療の中核病院として存続し、今後予想される診療報酬改定での減額改定に対し、限定された急性期医療での算定を確保していけるものと思われれます。

次に、医師、看護師不足にどう対処するかについてお答えします。

全国的に医師、看護師不足が言われておりますが、当医療センターでは、医師につきましては、

現在、耳鼻咽喉科は常勤が不在で、熊本大学から派遣していただいております。麻酔科、神経内科、眼科、リハビリ科は、常勤が1人体制で、特に麻酔科は、24時間の手術対応などの面で非常に苦慮しております。

また、前年度に比べて循環器科、神経内科、内科、リハビリ科で1名ずつ減っております。

この対策としましては、本年度6月議会の真野頼隆議員の質問でお答えしましたが、インターネットによる医師の募集、熊本県地域医療推進課への自治医科大学からの医師派遣要請、熊本大学の了承の上で鹿児島大学、福岡大学、久留米大学などを訪問して、医師の派遣を依頼しているところであります。

本年8月31日には、市長に福岡大学への医師派遣依頼の訪問に同行していただき、大学から教授会にて検討するとの前向きな言葉を得ております。

また、本年7月7日の熊本大学副学長で熊本大学医学部附属病院院長の講演の折は、市長、助役、多数の議員が同席され、医師派遣の依頼をともにしていただきました。

この場をおかりして、御協力に感謝を申し上げます。

次に、看護師不足の対策としましては、インターネットによる募集案内の掲示、事務部、看護部職員で看護大学や看護専門学校を訪問し、応募の案内や協力をお願いしております。

次に、医療センターの今後の経営見通しについてお答えします。

総合医療センターの3年間の経営実績は、平成14年度決算で累積欠損金が25億5,000万円となっておりましたが、平成17年度決算では累積欠損金13億2,000万円となり、3年間で12億3,000万円解消しております。

しかし、本年度は診療報酬点数の3.16%マイナス改定、また医師数の減少に伴う患者数の減少により、昨年診療収入の確保が困難な状況です。

また、DPC包括評価の施設基準として、平成20年度までに10対1の看護師配置基準を確保する必要があり、看護師の確保も重要な課題となっております。

この医師確保、看護師確保が今後の総合医療センターの経営に大きな影響を及ぼし、この二、三年が総合医療センターの将来にとって非常に重要な時期になると考えられます。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

、DPC包括評価は、国が進める制度で、医療センターはその推進にいち早く取り組んできた。その努力と成果が厚生労働省に認められて、しかも全国的に限られた病院しか認定されないという、まさに自治体病院が生き残りをかけた制度導入で、今後の医療センター運営を不動のものにしていく、大きな武器と理解していいのでしょうか。

、医師、看護師不足について、これについては、赤字経営から脱皮する過程で、かなりの荒

治療がなされ、それに耐えられない人が職場を離れて行って、足らなくなったということはなかったのか。確かに改革には多少の、あるいは多くの痛みを伴います。まして20年余りも続いた赤字を黒字化するには、並の信念や施策では、このような大改革はできなかったのではないかと。これに耐えられずに自主的にやめていかれた方はいたし方のないことだと思います。みんながやはり改革の目的をよく理解し、ベクトルを合わせて進んでいかないと、このような大改革というのはいかならないと思います。

しかし、余り度が過ぎますと職場内がぎくしゃくしがちですし、一時的には改革ができて継続性が見込めません。そのあたりのさじかげんは非常に難しいところだと思いますが、先ほど利益が出て、累積赤字が減少したということだと思いますけども、その利益と職場環境のバランスをどうとられていくつもりか、これについても質問します。

また、病院という職場環境はいわゆる病を持った人を対象とし、一般サラリーマンとは異なる特殊な職場環境であるというふうに思います。

そこを十分考慮した人事管理をされないと、優秀な医師、看護師を確保することができないんじゃないかと思いますが、その辺の考えはいかがか。

この3点について質問します。

○議長（緒方誠也君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） D P C が不動のものと言われるのと、改革の間で荒治療でかなり無理したんじゃないかという意見と、人事管理のことですけれども、これに答えずには、やはりD P C に至る経過といたしますのと、やはり総合医療センターが、いわゆる水俣市の病院事業の改革という中の経過をお話ししないと、なかなか御理解いただけないところがあると思いますけれども、まずD P C に関して、ちょっと簡単に御説明申し上げます。

D P C が今後不動のものになっていくという考え方は我々全く持っていません。というのは、これは非常にまだ問題がある制度だろうと思っています。これは、我々がまずこういう計画があるぞという話を聞いたのが、前院長時代でございまして、今でも忘れませんが、平成13年の6月、鹿児島大学に勉強に行きまして、私は行かされました。そのときにアメリカの制度を導入するという話が出てきた。その導入がこのD P C の基本でありまして、その根底にあるのが医療費の高騰のための、報酬といたしますか、医療費の抑制にあったことは事実でありまして、今回、急性期病院がこういう形で厚生労働省の指導の基にこういうD P C に移行しなさいということになってきました。今年度の平成18年度の6月には全国自治体病院協議会会長命で、全部の自治体病院で今後急性期でいく病院は早急にD P C 対策を取りなさいという通達も出たところがございます。それで我々はこうやってD P C の認可を受けたんですけども、一つ弊害を申し上げますと都市間で機能を非常に特化した病院が増えてきています。そういう中で先週ですけど、公

的病院長会議がありましたけど、DPCに移行したある院長が、いわゆる虫垂炎ですね、盲腸を3日で帰しよるばいと言われたんです。

それはどういうことかということ、流れ作業的な治療になっとるんじゃないかという危惧があるんですね。ある程度、大都市間で機能を特化する病院が複数存在をして、そしてまたそれを受け入れるようないわゆる関連病院がたくさんあるところはそれはなるほど住民は困らんわけです。ただこの地域でそれをやってしまったらそれは患者さんの切り捨てにつながるんじゃないかと。そこで我々一番危惧するのは、肉体を治療して人の病を、というか人の心まで治療できないような体制になってくるのがこのDPCじゃないかという危惧は持ってるんです。

やはり田舎でやるためにはそこを十分注意しながらやらないと、自治体病院の存在意義までも議論が出てくるような状況になりませんか。ある院長から、今ごろ総合病院機能なんていうのはナンセンスと言われましたけども、先ほど申しましたように、そういう過疎地の病院にあってはある程度の総合病院機能を持たなければそれは存在しないということ、やはり住民の皆さん方にも理解していただくそういう努力をせないかんと思ってます。

次に、荒治療でございますけども、この改革の経緯ですけれども、私が14年の12月に湯之児病院の院長ということで拝命受けて、後で兼務になったわけですけど、その当時の議論を先生方も御存じだと思いますけど、その当時、湯之児病院というのは廃止か統合しかなかったわけです。そういう中で、まず一つ挙げますのは、あそこの職員といいますか、ドクターが3名から2名になってしまったという、実際病院が存続できないというときに、我々は何度もうちの医局会の方で相談しまして、湯之児が閉院にでもなれば、うちの病院もつぶれるんだということで、彼らがやはり危機感を持って、湯之児病院の方に手伝いに来てくれました。2年間続いたわけです。そういう中で彼らには、そういう人件費は払っていないわけです。そういう中でやはりみんなが頑張っていて、だれが指導したからじゃなくて、職員がすべて、そういうそこにある危機感というものを共有して実践したから、こういう今回の統合縮小で新しく出発できたんじゃないかというのが、私の思いでございます。

ただ、かなり無理したところと言われれば、思い当たるといいますれば、ある部署の職員に、このまま来てもらっても、やはり医療安全対策上も一回早目に来て、研修してくれと申し上げたことがございます。それはわかりましたと言って、統合前に半年前に来てもらって、もう一回研修をきちんとやってもらいたいということで来られたんですけども、1カ月たたないうちに、もうやっておられませんかということでやめられました。

もう一つは、ある意味、資格を持った集団、集まりであって、どうしてもそこにバリアというんですか、垣根があると。垣根を外してくれということは何度も申し上げて、ある長を呼んで言ったのが、ここまではあなたのところとオーバーラップするところがあるから、ここまで一緒に

やってくれんかと言ったら、返ってきた言葉は、それはできません、やれませんが、何でと言ったら、今までやってませんでしたと言われてびっくりしたんですね。どうにかやってほしいと言ったら、人をふやせと言われてました。そういう話を聞いていて、若い職員、そのスタッフが興味あるから私にやらせてくれと言うものですから、僕はもうそういうことで一生懸命やってくれと言ったら、現場からまた戻ってきて、今までやってないことはせんでいいと言われてたと言って、ショックを受けて来たんです。そのときにその上司を呼んで、新しいことを今から覚えなさいということは言いませんと、管理してもらえればいいんだと、ただ情熱のある若手の意欲をなくすようなことは言わなくてくれと、はっきり若い人の芽を摘まんでくれというようなことを言って、それが不満になって、議員さんの方の耳に届いたとすれば、それは私はしょうがないと思っております。

500人を超えるパートを加えて職員がおる中で、すべてが意識を一つにしてというのは、他の社会でもあり得ないこと。いわゆる2・6・2とか3・5・2とかいう原則の中で反対の、先ほどベクトルと言われましたけど、ベクトルを一致するんじゃないで、反対のベクトルにどうしても行かれる方がおられる、そういう方を少しでも少なくするにはやはり会話とコミュニケーションをきちんと取りながら、やはり一緒に頑張っていってもらいたいという気がしております。

人事管理でございますけども、議員さんが言われてるとおりです。これは一般事務職にしても、その人事異動で、すぐ今の複雑化して高度化した医療の中で、理解してくれというお願いしても、それは当然時間がかかることであって、やはりこれだけ高度化し、IT化する中でやはりすべてが勉強せないかんとすると、医事課にしる、事務にしる、そういうふうに精通した職員を病院の中で育てていくということも今後の課題だと思っております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 これについて最後の質問でございます。

先ほど25億5,000万円の赤字を3年間で12億3,000万円まで落とされたということは、1年間で平均して約4億円の赤字を解消されていったというふうに言えますけども、これについては市民も願っていないことではないかということと思います。

先ほどから言っておりますように、職場環境も同時に整備していかないと継続的な黒字経営は難しいことを考えると、例えば黒字が年間に4億円出るとするとその何割かはやはり職場環境の整備、施設、人事管理も含めた職場環境の整備に投資をしていくべきではないかというふうに考えますが、それについては院長のお考えはいかがお尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 50年の歴史の中で積み積もったのが、債務であるということになるとこの3年間で12億円というのは、これ全国に見ましてもちょっとおかしい、内部

で何かが無理があったということになるんです。

実際、統合という問題が解決しなかったわけでありまして、新たなスタッフ採用が一時期凍結されたということも、今、スタッフ不足で苦労している一つの原因があると思いますけども、今言われたように、医療がこれだけ高度化したときに、ついていくためには勉強も必要だし、そして新たな導入も必要なんです。施設整備も必要なんですけども、そこに今新たなリハビリ館ができましたけど、建物だけ整備しても中に働いてる人が実際頑張ってくれなければ、病院の実在意義というのがないと思うんですね。

そういう中でスタッフ養成をしないといかんところで、先ほども申しあげましたけども、今回議会の中でも超勤問題の御審議をいただくわけですけど、その中で医者は除外されておると。私はここに来て、54年に水俣にお世話になったんですけど、田舎で都会の病院に何度も負けるかという努力で、ここが好きだったからこれだけ残ったんですけども、今のスタッフに水俣を愛してる、ここでずっと仕事をしたいというのが何人ほどいるかと、結局、頑張れ頑張れと私も申しあげましたけども、統合してしまったら給料が下がったという状況に今なってる。そういうような中で使命感だけで体を頑張らせることができないと、そこにはやはりきちんとした評価を医師にもやってほしいというのが我々の願いです。

我々は当然、自治体病院として赤字経営はできないんですけども、ただ、結局、24時間体制の救急医療、小児医療まで含めて、これを赤字医療だということはもう御理解いただきたいと思います。計算の方法が非常に難しいんですけど、私自身では救急医療を維持するために、そこに交代制の看護師、救急医療のスタッフを置けませんので、医者はその当直をした次の朝からまた仕事をさせておるという状況なんです。それを我々計算すれば救急医療だけで、恐らく3億円近くの赤字があるんじゃないかと、これはあくまでも私のあれですけども、そういう認識を持っています。

やはり、私たちはスタッフが水俣と一緒に、こういう魅力ある病院で働きたいなというドクターが1人でも2人でもふえてくるように、今からも努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、プール調査における教育委員会の対応について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、プール調査における教育委員会の対応について順次お答えをします。

まず、教育長は県からの調査通知をどう受けとめどのような指示をなされたのかについてお答えします。



教育に携わる者にとりまして、事故防止のための安全管理につきましては十分留意すべきであり、プールの安全管理につきましても、同様に配慮をすべきであると認識しているところです。

教育委員会としましては、本年度も水泳シーズン前にプールの安全管理や子どもたちが水泳をするときの留意事項につきまして、指導を行ってきたところであります。そして、これまでもプールの施設整備について調査結果を教育事務所に報告してきましたが、本年度は埼玉県ふじみ野市で発生しました女子児童が亡くなるという痛ましいプール事故を受けて、水泳プールの安全管理の調査について、文部科学省、県教育委員会、教育事務所を通じて市教育委員会に対して学校及び公共施設における緊急の調査依頼がありました。

そこで、市教育委員会では調査の文書を作成し、各学校と市施設に対して送付したところです。

今回の調査については、事故発生直後のことでもありましたので、学校に対してはプールに潜って中の状態まで詳しく調査を行うように文書で指示をしておりました。

しかし、市営プールを管理する振興公社には、プールに潜って調査することの指示内容が伝えられず、市教育委員会には、吸い込み防止金具についての調査が必要であるとの認識がないまま報告を受けたとの連絡を受けました。

また、水俣第一小学校の件につきましては、市教育委員会から教育事務所に対して事実とは違うように書きかえて報告をしておりました。そのことを後日把握しましたので、直ちに市営プール、学校のプールすべてにわたって水を抜き、再度調査をするように口答または電話で、担当者を通して、指示をしました。

その結果、市営プールの児童プール及び温水プール、それと一小と二小の4カ所に吸い込み防止金具が設置されていないことが見つかり、教育事務所に正しく報告をした次第です。

次に、実際の調査では、不備ありの報告が上がったのに対し、県へは改ざんされた報告がなされたとのことであるが、そのてんまつについてお答えをします。

今回の調査は、8月2日に文部科学省から県教育委員会、教育事務所を通して、市教育委員会に依頼がありました。内容は、排水口のふたが固定されているか、吸い込み防止金具は設置されているかの2点についての調査でした。

その報告は、8月3日午後4時までとなっていましたので、緊急調査をした結果、水俣第一小学校から、吸い込み防止金具を設置していないとの報告を受けました。

他の学校からは、すべて設置してあるとの報告でしたので、その結果をまとめて、そのまま教育事務所に報告をしました。

8月4日に教育事務所から連絡が入り、事務所の指導主事と市教育委員会の次長との電話のやりとりの中で、応急処置が可能なようであれば、県への報告は該当なしでよろしいでしょうかと言われたので、それで結構ですと次長が答え、改めて問題なしの報告をしたために、事実とは違

った調査結果になった次第です。

今回の問題は、排水口のふたはボルトで強固に固定されていれば安全性に問題はないとの意識があり、吸い込み防止金具に対する認識が薄かったことが根底にあったものと考えられます。そのために調査の仕方や報告に対しての認識が甘くなったものと思います。

また、不備が指摘されたときなどは、現場に行き確認したり、報告、連絡、相談をするといったような基本的な対応が徹底していなかったところにも問題があったものと考えております。責任ある立場の者として、皆様方に対し大変申しわけなく思っております。これを教訓として、これまで以上に安全管理と職員の安全や文書の取り扱いに対する意識の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次にこの件で影響をどのように考えておられるかについてお答えします。

今回の件では、多くの皆様に御心配と御迷惑をおかけしましたことに、改めて、深くおわびを申し上げます。

今回は調査の仕方が不十分だったことや報告内容が事実と違っていたことを明らかにし、みずからの手で再調査をして報告をしたわけですが、テレビや新聞のニュースで取り上げられたことで反響も大きく、不信感を抱かせる結果となりました。

特に、水泳シーズンの最中に使用中止をすることになったことは、毎日楽しみにしておられる市民の皆様を初め学校の子どもたちに対して、多大な迷惑をおかけし申しわけなく思っております。

また、大切な生命を預かる教育の立場にありながら安全管理・危機意識が不十分であったことについて、重く受けとめています。

なお、現在、水俣市では市民挙げて市の活性化や市全体の良さを県内外に理解してもらうために懸命に取り組んでいる中にありますので、市全体がマイナスのイメージとして受けとめられたのではないかと危惧したところでした。

今回の件について、他市町村からの反響としまして、どのようなプールの形でしたか、どのような対応をされましたかという学校への問い合わせがありました。また、緊急点検を実施して報告したことに対して、水俣は思い切って早く問題を出しましたねという言葉や、よく正直に自分たちの間違いを出されましたね。早く知らせてきちんと対応されたことに関心しましたというコメントが電話を通じて寄せられています。

また、市民からはプール再開についての問い合わせの電話が数件あったと聞いております。

このような、市内外からの問い合わせや寄せられた言葉を聞く限りでは、大きな影響はあっていないようですが、しかし、いずれにしましても皆様方に御心配をおかけしたことは間違いのないものと思っております。今後は、皆様方から信頼されるような教育に努めてまいりたいと思いま

すので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 残り時間が少なくなっておりますので、質問と答弁簡潔にお願いします。

大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

ただいまの教育長の答弁を聞いておりますと、毎年シーズン前には安全管理に努め施設設備についても調査し、芦北教育事務所に報告をしてきたとのことであるが、あるいは今までの調査管理が目的的行われていたのか、調査し報告するという手段ばかりが重んじられてきたんじゃないかという疑問を持ちたくなります。指示命令系統というものはシンプルにして、しかも指示を受けたものが、その目的をよく理解し、即アクションにつなげられるような指示の仕方でなければならぬということはあるまいと思いません。文科省の指示は吸い込み口防止金具がついているか否かはそれは手段であって、目的は人命を尊重しなさいと、事故を起こさないようにしなさいということが、目的であったろうというように思います。利用者の安全という立場に立った調査が行われなかったと言われても仕方のないことではないでしょうか。

また、その後の対応にしても、市民とりわけプールの利用者に対して、こういう対策をとりましたとか、御迷惑をおかけしましたなどのお知らせ、おわびはどうだったのか。例えばプールサイドに張り紙をすとか、あるいは市報あたりでは少し出たのかなとは思いますが、そういうあたりでおわびの言葉を述べるとか、そういうことも必要じゃなかったのかなというふうに思います。

また、この件についての影響ですが、大した影響はなかったというような答弁でございますけれども、反響としては他市町村からいろいろ問い合わせやコメントが寄せられたとのことですが、これは単なる慰めととらえるべきではないでしょうか。教育長もおっしゃいましたように当市は市民挙げて水俣病のマイナスイメージの払拭に取り組んでいる最中でございますが、この件はさらにマイナスイメージを上塗りしたようなものでなかったかというふうに思います。

聞くところによりますと、エコパークの陸上競技施設は来年4月から供用開始であるが、その前の市民体育祭、中体連、市民駅伝などに使用してもよいという許可が出ていたそうであるが、この問題で水俣市の教育委員会は安全管理に問題ありとして、使用が不許可になったと聞いております。こういうのが影響なかったとおっしゃいますけれども、これの方が大きな影響じゃないでしょうか。

今回の問題といい、以前の予算流用の問題といい教育長の姿勢そのものが鏡に映し出されたような気がしてなりません。教育委員会が、教育行政が水俣市民のためにあることの認識をいま一度強められ、業務姿勢を見直さないと幾ら口先だけできれいごとを並べられて指導されても、近年大きな問題続出の子どもの教育、教職員の不祥事問題など当市での未然防止を願う市民としては不安でならないと思うが、そのあたりはどう考えておられるか質問します。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、今回の安全につきましての御指摘でございますが、私も議員御指摘のとおり日ごろからプール使用については特に点検をし、心配りをするようにということは私も大切なこととそういうふうを受けとめておるところです。そういう意味では問題に対する理解が不足し、そしてまた、認識が不十分なところにこの問題があったのではないかとそういうふうに思っております。命、安全の重さについて改めて私自身も再認識をさせられたところではあります。私たち議員仰せのとおりと、そういうふうを考えておりますので、委員会としても継続的に検証を深めてまいりたいと思っております。

また、おわびとその後の対応についてでございますが、皆様に対するおわびとともに使用の一時中止あるいは、また安全対策を講じたこと、使用を再開したこと、それをやはり速やかに知らせること、これは私も非常に大切ではないかなと、そういうふうに思っていたところではあります。ありがたいことに臨時の総務文教委員会を開いていただきまして、その席上いろんな提言をいただき、そしてまた校長会の席上あたりを利用して、おわびを申し上げ、そして経緯について説明し、てんまつについてお話をさせていただいたりしたところではあります。使用の一時中止につきましては、学校、児童・生徒に対しては、学校の緊急連絡網を利用して、全部の児童・生徒に伝わるようにしております。また、プールの入り口あるいは管理人あたりに話を連絡しました。そこで一時的に使用できないということを説明し、また市政ニュースでお知らせしたり、緊急点検の結果についてプールに張り出したりといろいろな形で連絡をしているところでございます。さらに再開につきましても、緊急連絡網等で連絡をしたところでございます。

私も、言われるように、まずは安全第一、そういうふうなことで、いろいろとその後のことも心配しましたけども、しかし、私は安全第一、これがまず最初に考えられるべき、そういうふうに思いましたので、いろいろと皆さん方に御心配かけるんじゃないかと、そうは思いましたけども、緊急に対応させていただいたと、そういうふうにしたわけでございます。しかし、……

○議長（緒方誠也君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

---

午前10時56分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水晶夫議員に許します。

（清水晶夫君登壇）

○清水晶夫君 日本共産党議員団の清水でございます。

市民の生活が今より少しでも暮らしやすくなることを願いながら、私見をまじえて質問をしてまいりますので、執行部の答弁よろしくお願いをいたします。

1 番目は、災害対策問題についてであります。今回は、7月の豪雨問題の対策や、避難対策問題、また排水対策問題について取り上げました。

平年に比べまして、8日から13日間もおくれて明けた今年の梅雨は、トリプル台風の影響とともに梅雨前線の居座りによって、総雨量が下関で平年比213%（1,025ミリ）、福井で202%（657.5ミリ）、熊本では201%（1,426.5ミリ）となるなど7月の月降水量の最大値を更新する大雨をもたらしました。農作物、農業用施設への直接被害も大きかったと聞きましたが、また、あちこちの道路の損壊、山肌の地すべり、ひどいところでは、鹿児島県北部の河川のはんらんによる家屋への浸水など、多くの被害のつめ跡を残しました。水俣でも1,000ミリを越す大雨を記録、大小の被害を残し、課題を投げかけて去っていきました。

そこで、お尋ねしたいと思います。

捧、豪雨対策について。

、7月19日からの梅雨前線豪雨による、本市の被害状況等について。

、本市としての今後の基本対策についてお尋ねいたします。

放、避難対策について。

7月の大雨の際に、災害を未然に防止する意味で、市民に対して避難勧告、避難指示など出されました。そのことでお尋ねいたします。

、市全体でどこの避難所にどれだけの市民が避難されたのか、また避難所の見直しの声が市民の中で出ており、検討の余地があることについて。

、避難をされた方の中で、身体的弱い立場の方や、高齢者の方の避難のあり方が問われています。検討を要すると思いますがいかがか。

、各地の自治会組織、自主防災組織との具体的な活動連携が求められているので、以上3点についてお尋ねをいたします。

方、排水対策について。

、本市おける今後の基本対策について。

、特に、丸島2丁目、3丁目の排水対策について。

、丸島雨水ポンプ場の能力アップ対策についての検討、これらについてお尋ねをいたします。

2 番目は、前回に引き続き障害者自立支援法についてでございます。

自立支援法による障害者の大きな負担増が10月から本格実施されるのを前に、独自の支援策をとる地方自治体が全国に広がっていることは、御存じのとおりであります。

本市においても新聞報道にありましたように、この9月議会で条例制定を決め、負担軽減策と

してサービス事業の予算化が予定されています。

そこで、お尋ねいたします。

捧、自立支援法の施行に伴う負担軽減策について。

、法の施行に伴い、福祉サービスを利用する障害者が大幅な負担増となり、利用中止も出ていることを受け、本市独自の負担軽減策について。

、今議会に、水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定が提案されていますが、サービス事業の負担金の内容についてお尋ねいたします。

放、障害者通所施設について。

、本市の障害者の通所施設は何カ所あって、今何名が通所されているのか。

、法の施行に伴い、通所施設に対しては報酬給付が従来の月額払いから、利用日額払いになって施設の収入が激減するので、本市として運営補助を考えられないかについてお尋ねをいたします。

3番目は、恋龍際についての問題です。

今月5日、午後7時19分ごろ、海上自衛隊大湊地方総監部、青森県むつ市の第6突堤に停泊中のミサイル艦3号の20ミリ機関砲から弾10発が誤射されたとのマスコミ報道がなされました。誤射の原因は射撃訓練を終えた機関砲を点検している最中だったといます。翌日、同総監部の発表では一般民家から約6メートルの樹木に弾の跡があったこと、また、総監部内の屋根が破損したことも発表。防衛庁海上幕僚幹部によりますと誤射された弾は実弾4発、訓練弾4発、えい光弾2発、機関砲の射程は約4500メートルで誤射現場から発射方向にある民家までの距離は約2キロメートルだといいます。地元では、事故は市民の生命にもかかわる重大事故だということで抗議行動になったと聞いています。

また、一方では、国内最大規模の陸上自衛隊の実弾射撃訓練、富士総合火力演習がこのほど東富士練習場で一般公開されました。自衛隊員約2,000人と90式戦車やイラク派遣で使用された装輪装甲車など戦車・装甲車約60両、大砲40門、航空機20機が参加。富士山のすそ野に砲弾が打ち込まれたわけです。35トンもの弾薬を使い、経費を弾薬だけで3億2,000万円を浪費したというふうに聞いております。

こういう状況を私たちの社会の背景認識として持ちながら質問に入ってまいります。

、私たち議員団は、5月のみなまた港フェスティバルに護衛艦と戦車の招致は好ましくないと、恋龍祭実行委員会に中止の話をしてほしいとの旨を申し入れいたしました。話をされたのかお聞きします。

、みなまた港フェスティバルは海の恵みに感謝し、漁業や海上輸送の安全を祈願する祭りであり、恋龍祭も海とともに農産物や山の恵みに感謝する1年に1度の市民あげての祭りですから、

今後の企画については祭りにふさわしい実行委員会の企画内容になるように心がけ、実行委員会に働きかけしてほしいと思いますがいかがでしょうか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 清水議員の御質問に順次お答えします。

まず、災害対策問題については私から、障害者自立支援法については福祉環境部長から、恋龍祭については私から、それぞれお答えします。

豪雨対策について7月19日からの豪雨による被害状況につきましては、公共土木災害につきましては86件で被害額約4億円、農地等の被害につきましては171カ所で約4億8,000万円、林務関係では24カ所で約3億2,200万円、公園関係では、3件で約5,100万円、住家被害につきましては、床上浸水が4棟で約1,000万円、床下浸水は40棟でありましたが損害額はありません。

その他、倉庫等22棟で約1,000万円であります。

被害の全体としましては、件数311件、被害総額は12億7,300万円となっております。

今後の基本対策につきましては、平成15年の豪雨災害の反省を踏まえて進めてまいりました防災対策を本市の優先課題として取り組むとともに、地域との協働による防災のまちづくりをより一層推進したいと考えています。

そのためには、市、消防、警察等の防災機関、地域の自治会や自主防災組織との連携により、反省点も検証しながら、災害の予防、災害応急対策、災害復旧に万全を図り、住民の生命、財産を災害から守るために、引き続き総合的な地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えています。

避難対策について、市全体でどこの避難所にどれだけの市民が避難されたかにつきましては、7月22・23日と2日間にわたり、避難勧告、避難指示を発令しましたが、23日7時40分、市内全域に避難勧告が発令され、7時50分に一部地域を避難指示に切りかえました後の23日10時がピークでありまして、葛彩館220人、もやい館284人、湯出小中体育館166人、久木野小中体育館177人など合計30カ所に1,166世帯2,849人が避難されております。

避難所の見直しの声もあり、検討の余地があるのではないかとのご質問につきましては、避難所には市管理と地域管理がありますが、御指摘のとおり、市管理だけでは対応には限界が生じることもあります。

今後とも地域住民が避難するに当たり、より安全な避難所を確保するため、自治会や自主防災組織と協議しながら決定していく必要があると思われまますので、本年度、土砂災害危険箇所や洪水危険箇所を想定したハザードマップを作成する中で避難所についても検討していきたいと考え

ています。

高齢者等の避難のあり方につきましては、一人では避難行動をとることが困難な方、いわゆる高齢者や障害者などの災害時要援護者の避難については、避難の判断、移送や避難所での介護等多くの課題があると考えています。

今後、社協等の関係機関や自主防災組織との連携による要援護者の避難支援体制づくりを進めるために、災害時要援護者避難支援計画の策定に取り組んでいきたいと考えています。

各自治会の自主防災組織との具体的な連携につきましては、現在、組織の本格的な活動がようやく始まった段階にあり、各地域でも組織によっては温度差があるため、自主防災組織で具体的に何ができるのか、何をしなければならないのかを検討し、連携体制を早急に整えていかなければなりません。

そのため、10月に自主防災組織の育成を図るため、地域の防災リーダーの皆さんを対象として研修会を予定しております。

また、さきに述べましたが、土砂災害や洪水危険箇所を想定したハザードマップの地域説明会の中で、市、消防、その他の防災機関や自主防災組織の役割や連携についても、より具体的に協議していきたいと考えています。

次に、排水対策について順次お答えいたします。

初めに、今後の基本対策についてであります。本市の市街地は、全体的な傾向として宅地等の地盤の高さが海水面との高低差がないこともあり、雨水排水路の整備及び百間雨水ポンプ場など5カ所の雨水ポンプ場を建設して、浸水の防除及び改善を図ってきたところであります。

しかしながら、丸島地区の一部地域については雨水排水路が未改良であったり、宅地が低いため降雨時には雨水路から湧水したりして、浸水を防除できない状況であります。

このような地区の排水基本対策は、本市の公共下水道事業計画に基づき、1時間当たり64ミリの降雨強度に対応できる雨水路の施設計画を策定していますが、実際に流下能力が不足し浸水頻度が高い地区につきましては、必要に応じ雨水路の基本設計及び実施設計を実施し雨水排水路の改良整備を行い、浸水の改善を行うこととしております。

次に、丸島町2丁目、3丁目の排水対策についてお答えします。

この地区につきましては、以前から地元の要望がっており、平成15年度には基本設計を行い、この区域の雨水排水計画と現状について調査し、今年度は実施設計を委託し浸水の改善に向けた検討をしているところであります。

雨水排水路の断面等の改良ができれば、かなり浸水防止が可能であります。しかし現実には水路に家屋が近接しており全面的な改良は困難ではないかと判断しているところであります。しかし今年度の委託の中で、ルート変更や改良可能な部分の雨水排水路について、測量や計画の実施



設計を行い、平成19年度に工事施工ができるよう予算化を図りたいと思っております。

次に、丸島雨水ポンプ場の能力アップ対策についての検討についてお答えします。

丸島雨水ポンプ場は丸島町、塩浜町、古賀町地区など約78ヘクタールを集水面積とし毎秒11.2トンの排水能力を全体計画としております。現有排水能力は6.2トンの55%とありますので、将来的には毎秒5.0トンのポンプ施設1台を増設する計画であります。

しかし、先ほどお答えしましたように、次年度から雨水排水路の改良工事を行う予定でありますので、現在での雨水ポンプ場の能力アップが直接的には浸水の解消につながらないと考えており、またポンプ施設の建設には少なくとも7億程度の事業費が必要と思われれます。

したがって、実施時期につきましては、平成15年12月議会で清水議員へ答弁しましたとおり、平成19年度以降に財政状況等を見きわめながら事業化を図ることとしておりましたが、依然として財政状況は厳しいところでありますので、今後とも流入水路の整備を行い、降雨時はできるだけ早目にポンプ稼働を行うなどして浸水対策を図りたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 豪雨対策についての状況把握については、今答弁いただきましたとおりで、認識を新たにいたしました。豪雨対策についての基本対策についても、3年前の防災対策、これも優先的に今後も取り入れてやっていくんだとそういうことで豪雨対策についての基本的な概要についてはわかりますけども。

今回の豪雨による災害で、この鹿児島県北部の川内川流域の水害及びお隣の出水市米ノ津川流域の水害が発生いたしました。まことに御存じのとおりですが、2カ月ちょっと前のことではありますが、私はこのお隣の出水市の災害に対するボランティアに参加してまいりました。西田議員も参加されていましたが、大変でした。こういうことがあって思うのはなぜこういう大災害になったのか、災害を未然に防止する術はなかったのか、災害後によくだれもが考えることではありません。

鹿児島県の共産党が国土交通省九州地方整備局川内河川事務所で作った2006年のリーフレット「川内河川事業概要2006」というのを入手しております。この中で内容を見てもみたら1970年以降の14回の災害状況を詳しく紹介してあります。

この上で防災、堤防整備率は64%とまだ低いというふうに述べているようでございます。関係6自治体でつくる川内川改修促進期成会は毎年のように住民の声を入れた危険箇所の改修を要望していたとのことであります。本市におきましても今回水俣川の危険水域の関係で、避難指示を出さねばならなかったことを考えると水俣川の堤防整備について対岸の火としないで基本政策のハード面で常に頭に入れておく問題だというふうに考えるものであります。

そういう点でこのソフト面で集中して質問をしておりますけども、そういうハード面における

危機管理、これがやはり大きな災害を引き起こす要因になっておりますので、この点もぜひ抜か  
りのないよう危機管理室としての対応を、この問題について、この点での心構えといいますか、  
そういう点でハード面における水俣川の堤防整備について、今後しっかりとした対応を県に求め  
てほしいというふうに思います。これは一応私見であります。

避難対策の問題ですが、身体の弱い方、特に22区の部落の方で避難所を折衝をしてオーケーに  
なったところでは、河村電器、ここが今度の避難場所に選定をされて、約300名の方がここに避  
難をされたというふうに思います。ここで、自主組織の自治会長の方を初め、会の役員の方が初  
めてのことだったということもあって、非常に大変な思いをされたということもありました。身  
体の悪い方それから高齢の方、非常に個々的に対応しなければならないということもありまし  
て、戸惑いがあったということが言われております。

私はちょうど自分の近くの山崩れがあったということで付近の方たちの避難の問題で直接この  
河村電器に足を運ぶことができませんでしたが、そういうことで今後のやはり自主防災組織  
のそれぞれの地域の方たちと関係者とやはり意見をよく聞いて、この身体の弱い方、高齢者の方  
の避難のあり方について深く検討を要するということが、今回の避難所問題をめぐる問題で新た  
に出てきたのではないかというふうに思いますので、ぜひこの点についてやはりこの地域で決め  
た避難所と市の指定した避難所、この問題今後やはりこういう大きな豪雨とか出てきますと当然  
避難が求められてくるわけですので、この市指定と地域でここがいいんじゃないかというこ  
とで決められた、そういう避難所のやはり調整、ここら付近が今後問題になってくるのではない  
かというふうに思いますので、この点についての執行部の見解を聞いておきたいと、この  
ように思います。

再質問は以上です。

- 議長（緒方誠也君） 宮本市長。
- 市長（宮本勝彬君） 御質問がございましたけども、先ほどありました河村電器さんには本当  
にお世話になりまして、感謝を申し上げているところでございます。災害が発生したときにみ  
ずからの判断で避難ができない方あるいは一人で避難できない方、そういった、今お話が  
ございましたけれども、災害時の要援護者の詳細把握とか情報の適切な管理とか、名簿等  
を作成しながら対応していきたいと思っております。

今申し上げましたように、ハザードマップを作成しながら、今後市の避難所でありま  
すとか、あるいは地域での避難所あたりも十分検討しながら、設定をしていきたいと  
そういうふうに思っております。

- 議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。
- 清水晶夫君 排水対策の問題ですが、丸島2丁目、3丁目、私も2丁目  
で生まれたわけですから

ども、あの地域というのは丸島の中を走っている県道よりもかなり低い部分ですね、やっぱりあるということで私も小さいころから水に思いをはせてきた一人として、やはり今度の豪雨が出た後も実際足を運んでみたんですが、かなりのところで、もうどうにかしてもらわないかというふうな話が出ております。

今、市長の方から丸島雨水ポンプ場の能力アップの問題についてもお話が答弁がありました、やはり2丁目、3丁目等の土地の低い状況からして、やはりその排水流入水路の検討もいろいろとやっていくというふうになっておりますけれども、やはり丸島雨水ポンプ場のポンプの排水がもっと容量が大きくなると水路の改修等において果たしてこれらの問題が解決するのかなという思いがどうしてもしてなりません。確か、財政的に予算の問題もあることは百も承知ですが、15年の一般質問のときにもそういう財政上の問題で19年以降に考えてみたいというふうなことで、そういう点は理解できますけれども、金がないとできないんですけれども。丸島の住民の人たちに言わせれば、借金をしてでもやってほしい対策なんだということからしまして、やはり、この丸島雨水ポンプ場の排水が直接的にはこの解決につながらないのじゃないかというふうな、そういうふうな答弁もちょっとあったのかなというふうに思うんですけども、これ確認したいんですけども、やはり、この78ヘクタールの排水を解決していくためには、やはり、このポンプ場、もう1基5トンの、ポンプを増設していただくということで、ぜひそういう方向で今後考えていって対策をとっていただくようにというふうに思います。

ちなみに、私今白浜に住んでますが、白浜も旧市営住宅一帯というのは、やはり浸水、床下浸水、床上浸水とか以前あったところなんですね。ところが、白浜ポンプ場が整備されてから、その後そういうことがなくなってきております。やはり、そういう意味では人為的に排水を出してやる、そういうポンプの役割というのが、私は大きいというふうに思います。

そういうことで、確かに丸島地域のこの2丁目、3丁目のところを見て回った中で、水路を改修しなければならないところがあるのは事実です。それを今後の整備の中でやっていただくということとあわせて、ぜひとも金額的には15年時点で7億円というふうな話もありましたし、きょうの答弁でも7億円くらいのそういう見きわめもしながら、財政的厳しい中で考えていきたい、対応していきたいというような答弁がありましたので、ぜひこの点については要望と、しっかりした検討をしていただいて、今後丸島の2丁目、3丁目の水害による住民の苦渋が少しでも取り除かれるような方向でぜひ検討していただきたいという思いがございます。

要望としておきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、障害者自立支援法について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、障害者自立支援法についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、本市独自の負担軽減策についてのお尋ねにお答えをいたします。

障害者自立支援法の一部が、本年4月1日に施行されてから約半年が経過しようとしています。障害福祉サービスの利用者にとっては負担増となり、一部では利用を中止したり、利用量を減らしたりされる方もおられます。自立支援給付については現在のところ熊本県や県内各自治体のいずれも利用者負担の軽減策を講じていないようであります。今後につきましては、引き続き県内他自治体の状況を見て検討をしてみたいと考えております。

しかしながら、10月から障害者自立支援法第77条に基づき、市町村事業として実施します水俣市障害者地域生活支援事業につきましては、これ以上サービス利用者の負担が増加しないように、今までのサービスが継続して御利用できるよとの考えで、今議会に負担軽減策を盛り込んだ負担金条例の制定を提案いたしております。

負担軽減策としましては、地域生活支援事業として11事業を実施することにしており、そのうち7事業について負担金を徴収する予定にしております。具体的には市民税課税者が利用料の10%、市民税非課税者を5%、生活保護受給者をゼロ%とした上で、急激な負担上昇を避けるため、自立支援法の見直しが予定されている3年後までは課税者の10%を5%に非課税者の5%をゼロ%に軽減する経過措置を盛り込んでおります。

また、自立支援給付とあわせて地域生活支援事業を利用される方もいることから、双方の利用料が障害者自立支援法施行令に規定する負担上限額を超えないように、負担上限月額を設定いたしております。

この結果、本市で地域生活支援事業を利用されている方のほとんどが非課税者であるため、現状より、負担を増加する利用者はおられないものと考えております。

次に、水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について、各サービス事業の負担金の内容についてのお尋ねにお答えします。

この条例は、水俣市障害者地域生活支援事業として11事業を実施することにしており、そのうち7事業についての負担金に関する条例であります。

7事業の事業費といたしましては、コミュニケーション支援事業が2万5,000円、移動支援事業が102万2,000円、日常生活用具給付事業が218万3,000円、訪問入浴サービス事業が52万5,000円、日中一時支援事業が36万円、経過的デイサービス事業が420万円、生活サポート事業が14万4,000円であり、総額845万9,000円の事業費となります。

本来、自立支援法上の負担割合での負担金によりますと、利用者の方の負担していただく金額は84万6,000円となるところですが、本条例に基づく負担金額は22万4,000円となり、62万2,000

円の利用者負担の軽減を見込んでおります。

次に、障害者の通所施設についてお答えをいたします。

まず、本市の通所施設の数と利用者数についてお答えします。

本市の障害者通所施設は、わくワークみなまた、福祉作業所、ほっとはうす、花づくり管理事業所等がございますが、今回の障害者自立支援法に基づく通所施設としましては、現在のところ知的障害者授産施設わくワークみなまたの1カ所であります。

このわくワークみなまたは通所授産施設として社会福祉法人水俣市社会福祉事業団が設置し運営をしております。18歳以上の知的障害者に対し、利用者の特性や能力の向上を図りながら作業意欲や勤務態度の向上を促し、就労へのステップアップを図ることを目的に昨年4月に開設されました。

事業内容は、自主事業のペットボトルリサイクル、封筒づくり、さらに、地元企業からの委託作業を実施しております。

現在の利用者は、水俣市内の利用者が19人、市外の利用者は4人の合計23人となっております。

次に、通所施設への補助、運営補助を考えられないかの御質問につきましては、まず、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者福祉サービスの報酬単価が引き下げられたこと、また、報酬給付が、従来の利用者に対する月単位から利用実績に応じた、いわゆる日割り計算に改正されたことにより、施設収入が昨年度と比較して、平均で10%から20%程度減額になると予想されますが、わくワークみなまたの試算においても同様の数値が見込まれているようでございます。

現在、わくワークみなまたにおきましては、定員30人のところ、利用者23人という定員割れの状態でございます。わくワークみなまたでは定員の30人がほぼ毎日利用されると仮定いたしますと経営安定にもつながるものと想定されますので、まず、この定員割れの状態の解消に向けてみずからも努力を行われることが肝心であるとそのように思われますし、市といたしまして、利用者の増加に向けて連携を密にし、協力をしてまいります。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁いただきましたが、独自の軽減策といえますか、それと条例案に盛り込まれる負担金についての、大まかな答弁を聞いたのですが、障害者を持つ保護者から8月26日付の新聞を見ましたかと言われました。その新聞記事を見せてもらいましたが、そこには障害者自立支援法に対応、水俣市が負担軽減案という朝日新聞の記事です。その保護者は市全体から見れば該当する人は少数かもしれないが、社会の弱者に目を向けた温かい政治の試みじゃないですか、本当にうれしいことですよと言われました。私もその新聞を見まして、そういうふうに思いました。

また、3月議会、6月議会を通じまして、この法に関し、私が一般質問いたしました。その質問に対して、市長は、もちろん私も弱者を中心とした市政を展開していかなければならないとい

うのは、十分承知いたしております。まず、自己負担の問題も含めまして、障害者の方々が社会に出ても安心して生活していける社会を目指すためには本市としても、あるいは地域としても、あるいは市民としても、何をどうすべきかということをしっかり考えていかなければならないと、そのように受けとめているところでございます、こういうふうに答弁をされました。今でも印象として、脳裏に残っております。

こういうことから、市長中心にいろいろ執行部での検討があったのだと思います。

また、熊本市の共産党の議員から朝日新聞で障害者の自立支援について、水俣は県内でも先駆けて独自負担軽減案を出され、しかも金額的にも年間820万円を見込んでおられると、60万都市の熊本で600万円なんですと、財政的にも大変な中で水俣市が頑張ってる様子がわかります、こういうふうな電話をしてくれた議員がいます。

このように障害者自立支援法の負担軽減策として、水俣市障害者地域生活支援事業についての対策をとっていただいたということで、全体的な支援とはならないにしても、該当者家族はもろんのこと、社会保障の拡充につながる一歩ずつの施策ではないかというふうに、私は考えるものでございます。

そこで、答弁の中にもありましたが、通所施設に対する運営費の補助についてでございますけれども、確か、社会福祉事業団のわくワークみなまたですか、この施設についての話もちょっと聞いたことがあるんですが、やはりこの施設の運営費補助については、これからぐっと負担がかかってくるし、大変なんだという話も聞きました。しかし、当面事業団内でやりくりしながら手当をしていってるといふ話もそのとき聞いたんですが。

現在この通所施設におけるよその動きという点で言いますと、宮城の仙台市、ここでは定員の95%に応じた給付費と利用実績に応じた給付費との差額を上限に補助をしているんだというふうな施策がとられるというような話も聞いております。また、北海道の旭川市、17年度、18年度は激減緩和措置として、差額を市が補てんをするというふうになっているようであります。それから東京の台東区、所得に関係なく10月以降無料にするという23区内で初めての施策になるんじゃないかというふうに言っておりますし、その他、岡山県の岡山市あるいは愛知県の大府市ですか、ここでも結局はその自治体における財政事情とにらみながら検討をし、9月議会等に提案もしていくというような動きになっております。

そういうことで、確かにこのわくワークみなまたの定員割れによる赤字が今後見込まれるというふうなことが考えられるとすれば、定員を確保していくということが必然的に問題になってきますし、答弁でも、やはりこの定員を確保して財政的にも運営が今後可能になるように努力をしていきたいというふうに言われておりますが、この定員割れのこの状況をどう打開するかという点で、担当として、どういう定員割れをみんなが補って、しっかりした定員を確保して、運営を

続けていくという点でのどういう努力があるのか、また、どのような手を打たれているのか、この点について質問をして終わります。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） さきの答弁で申し上げましたように、わくワークみなまたにおいては一生懸命経営努力をされてると、そういうことは認識してございますけれども、現在のところ定員が割れているということで、この後の運営についても、成り立つように定員割れの解消というのが第一となってこようかと思えます。

市といたしましても、この問題、わくワークみなまたの方とも協同して、例えば鹿児島県の出水市にございます養護学校ですか、そういうところに出向きまして、こういう事業の趣旨等を御案内し、利用者の確保というか、そういう努力は惜しまないつもりでございますし、各所に出向きまして、そういった利用者を確保していくということは市としても協同でやっていきたいと、そういうぐあいに考えております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 当面、定員割れを解消するための努力として、そういう対策をとってやっていきたいということでございますので、それとあわせて今後その運営について、やはり大変な状況が出てくるのではないかとということもありまして、事業団内で調整をしながら、経営が今後進んでいくような対応をされてきたというふうな話も聞いたんですが、この点について事業団内でのそういう微調整といいますか、それについてはどうなんでしょうか。

○議長（緒方誠也君） 事業団の内容ですが、そこは通告外になって、事業団の問題ですから。

○清水晶夫君（続） はい、わかりました。

そういういろいろ努力がなされているということを知っておりますので、やはり運営がよくなっていくように今後も努力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、恋龍祭について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 恋龍祭についての御質問についてお答えします。

恋龍祭につきましては、市民の祭りとして、市民ボランティアによる恋龍祭実行委員会を組織して実施されており、その事務局を商工会議所に置き、市といたしましては、私が顧問に就任しているほか、パレード部会の事務局を行っているところであります。

本年5月に開催されましたみなまた港フェスティバルの護衛艦及び戦車の招致につきましては、水俣市並びに商工会議所に対して3団体から中止の申し入れがっており、市としましては、こ

の旨を実行委員会並びに担当部会にお伝えしたところであります。

みなまた港フェスティバル担当部会において検討された結果、申し入れの時点において既に広報チラシ等の配付が行われており、当初の計画とおりに実施されたところであります。

次に、今後についてですが、先ほど申し上げましたように恋龍祭みなまた港フェスティバルについては、市民ボランティアにより結成されました恋龍祭実行委員会において企画・実施、その資金の募金まで行っておられますので、基本的には実行委員会の意思を尊重してまいりたいと考えておりますが、今回の申し入れにつきましては、実行委員会において来年度の計画を立案される際、再度お伝えしてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁いただきましたので、再質問を行います。

今、市長の答弁で、実行委員会は話をされたということですので、私は今後の対応として本来の港祭りにふさわしいイベントにすべきではないかというふうに思います。これまで歩み続けてきたこの水俣港の生い立ちの歴史だとか、あるいは水俣市の経済にどれだけこの水俣港が貢献をしてきたのか、港の価値観の問題ですね。今後この水俣市の地域の活性化を目指す施策でも、やはりこういう港のイベント、これを通じてやはり今後水俣市としても考えて、この恋龍祭の実行委員会が例え部会からの提案という形であったとしても、やはり問題点として、今後、実行委員会の中で市の意見を含めて、それぞれ出されてきた団体の意見なども考慮に入れて実行委員会の中でやはり論議を十分していただくと。

今と思いますが、人殺し兵器を祭りに呼ぶというようなことはやはりどうしても、市民の安心安全を守る立場から、ここらについては、もちろん意見がいろいろ分かれることも承知をしております。実行委員会の形式ですので、いろいろな方たち、団体が集まって実行委員会を形成しているわけですから、それぞれ意見があろうかというふうに思いますけども、やはり水俣市民の安全、そして祭りそのものが、本当に祭りにふさわしい港の役割を果たしてきたことに対してのそういう価値観をくみ上げながら、港の祭りが本当に心から祝えるようなそういうやはりこの祭りフェスティバルにしていく必要があるということで、今後ぜひこの実行委員会の中においても、積極的な受けとめ方をしていただいて、話を今後もずっと継続的に続けていってほしいということを要望といたしまして、この恋龍祭についての質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 以上で清水晶夫議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時58分 休憩

---



○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中山徹議員に許します。

（中山徹君登壇）

○中山 徹君 こんにちは。

日本共産党議員団の中山です。

自民党の総裁選挙の報道が熱を帯びているようですけども、非常に中身は憲法を5年以内に変えてしまうとか、消費税を10%にするとか、非常にきな臭いというか、今まで小泉内閣のもとで行われてきた暮らし破壊と、何か笑いがあるようですけど、これはきな臭いと思いますが、社会保障切り捨てを進めてきた小泉内閣の閣僚の間での政策論戦でまさに茶番劇だというふうにおっしゃる方もいらっしゃるようですけども、本当に弱肉強食の今までの政治の自民党の延長戦が格差拡大をどんどん進めていくという、そういう政治が進んでいくんじゃないかと思えますし、アメリカ一辺倒、アメリカの言いなりの政治あるいはその憲法を変えて戦争する国へという、そういうふうな政治が強まるんじゃないかということで、国民の多くの皆さんはさめた目で見られるというふうに思いますが、ぜひそういった政治の大もとを変えていくために頑張っていきたいというふうに思っているところです。

質問に入ります前に、前からずっと、市長選挙前に配られました水俣の真実を語る会の謀略ビラの告訴をした件について皆さんに報告をしておきたいと思えます。

ここに、手元に熊本検察庁からの処分通知書があります。この中には名前書いてありますけども、あえて名前伏せていますけれども、結論は名誉毀損に当たると、名誉毀損に当たるけども、この呼ばれたある自民党の市議員の方が反省もされたし、謝罪もされたということもあつたし、それから一部被疑者が特定できたけれども、刑事罰を与えるようなほどでもないだろうということで、起訴猶予ということになったと、起訴猶予ということは何か問題が起きたときはいつでも起訴しますよということなので、今後、二度とこういうことがないように、お互いに政策を堂々と、意見の違いはあっていいわけですけども、堂々と政策論戦をやっていただきたいというふうに望んでおきたいと思えます。

この処分通知書が一応出されましたので、私ども、緒方議長と私の連名で告訴状を出しましたけども、2人で話したのは、一応この問題については終止符を打とうということにいたしましたので、そういうことを皆さんにお知らせをしておきたいと思えます。

前置きはこのくらいにして、時間が足りるのかと心配される方も多くあるようですので、早速質問の中に入っていきたいと思えます。

産廃処分場問題ですけれども、進捗状況についてであります。

準備書の提出の見通しなど進捗状況についてどのように把握されているかについてお尋ねいたします。

放番目に、計画事業所の動向についてであります。

市議会特別委員会の委員長からお聞きすると、当初特別委員会に出てくるというふうに約束されていた小林景子社長も、市議会に出てくることさえ拒否された、キャンセルされたということのようですし、「水俣市の廃棄物最終処分場検討委員会への資料提供について（依頼）」という文書が出されていますけども、このことについての回答があったのかわかりませんが、こうしたことについて計画事業者の動向について把握されていることがあればお知らせください。

それから、東亜道路株式会社及び株式会社IWD東亜熊本の最近の動向について把握されていることがあれば明らかにしていただきたい。

4番目は、環境大臣発言と県の対応についてですけども、御存じのように、8月4日閣議後の小池環境大臣がいろいろとおっしゃっています。もやい直しを進めているまちを二分するようなことになっていると、熊本県を含めた地元で検討する必要があるのではないかとというようなことだとか、水俣の歴史を考えるとこの問題に対して水俣の住民の方々の受けとめ方というのは他の地域と違う部分があるということは理解しているというようなことが言われたということが新聞報道でなされています。

それを受けて先日、水俣の命と水を守る市民の会の要請行動に県庁にお伺いに行きましたけども、金澤副知事は、水俣の皆さんの思いを受けとめている、法が決めた基準を守らなければならないという行政のルールとのはざままで悩みながら、解決を図ろうとしているといったようなことを言われました。市長は、こうした国・県の言動をどのように受けとめておられるか。

2番目に、水俣市立総合医療センターについてであります。

医師不足の現状について。

午前中、大川末長議員の質問に対する答弁もございましたけども、少しニュアンスが違うので、重複しないと思いますので、質問させていただきます。

全国的に、全国各地の医師不足によって、病院や診療所が閉鎖されることがあるいは診療料がなくなるとかという事態も生まれてくるなど、医師問題というのは社会問題になってきています。

また、水俣市立総合医療センターの医師確保も午前中の答弁であったように非常に厳しい状況にあることは間違いない。こうした原因、事態を生んでいる原因について、どのようにお考えかという点が第1点であります。

それから放番目は、今は地方公営企業法の一部適用になってるわけですけども、職員の意識改革を促進するとか経営責任を明確にするとか自立性を拡大するとかということも含めて、効率的効果的な運営体制の確立のためにも、その全部適用しなければできないということばかりでは

ありませんけれども、そういうきっかけをつくるという意味でも、公営企業法の全部適用を進めたらどうかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

その場合、地方公営企業法全部適用にした場合のメリット、デメリットについてどのように分析しておられるのかについても明らかにしていただきたいと思います。

方番目は、病院事業会計への交付税交付額について

、算定交付額と実繰入額との間に差があるわけですが、なぜか。

番目は、総務省が出しています、自治財政局長の地方公営企業繰出金についての通知が出されておりますが、この通知をどういうふうに認識されているか。

朋番目は、市民参加の水俣市立総合医療センター医療を考える会の設置についてであります。

患者さんや地域の住民の皆さんからすると、午後の診療、特定疾患や一部の科では実施されるようですが、午後もきちっと診療してほしいということや、待ち時間も短くていい予約制にしていきたいとか、その他いろいろ患者サービス対策、それから水俣病の取り組みで市立病院の場合にどういう取り組みになっているかわかりませんが、公的な病院でこの水俣病の取り組みについても、ぜひ取り組みを強めていただきたいとか、いろいろそういった患者地域住民の声を生かした改善を進めていくための委員会を設置したらどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

法番目が、患者食（治療食）宅配事業についてであります。

糖尿病や高血圧、高脂血症などの患者さんで、在宅での食事療法が困難な患者さんやひとり暮らしや高齢者などを対象に全国的に患者食宅配が行われているようです。

全国展開で実施している会社が15から20社くらい、地域限定を含めると30社から40社あるようですが、病院や特別養護老人ホームが独自に直接宅配しているところもあるようです。当市でも実施できないかどうか、検討していただきたいが、いかがでしょうか。

3番目は、介護保険制度についてであります。

介護保険法の改悪による影響についてです。

厚生労働省の調査によると共同通信で発表されていましたが、全国30の都府県で食費や居住費全額自己負担、昨年10月から実施されていますが、この影響で介護施設を退所された方が、1,036人になってるようですが、水俣市では把握されているかというのが第1点です。

番目は、要介護度1以下の軽度の高齢者は、4月から車いすや介護ベッドなどの貸与が受けられなくなり、経過措置も従来ずっと受けてた人も9月まではいいということで、延長する経過措置も9月末が期限というふうにされています。このことで問題は起きていないか。また、今後問題が起きてくると思うけれども、その場合はどういうふうに対処されるかというのが2番目です。

番目は、要支援の1、2と判定された方の場合に、事業者を支払われる介護報酬が引き下げられました。利用限度額も引き下げられました。

このことによって、ホームヘルパーなどの利用に制限、時間とか回数が減らされるという事態が生まれてくるのではないかということが心配されますけれども、この点は現状はどういうふうになっているのか、把握されていれば明らかにしていただきたいと。

番目は、要介護認定を受けても、ケアプランを作成してもらえない、いわゆるケアマネ難民が生まれていないかどうかについても明らかにしていただきたいと思います。

放番目は、介護制度の改善の問題で、全国どこでも問題が起きてるわけですが、私は介護保険の問題では、保険料や利用料を支払い能力に応じたものに改める、在宅でも施設でも安心して暮らせる条件を整備していくことや、介護・医療・福祉一体となったこの連携による健康づくりを進めていくこと、介護労働者の労働条件の改善、これらの実現のために国が従来出していた半額の負担を25%ですか、減らしてしまったということが大きな原因になっているわけですから、国庫負担を増額をするということが必要だと思いますけども、介護保険制度の改善のために市長は何か考えておられることがありますか。あればお知らせいただきたいと思います。

4番目は市役所電算機更新についてであります。

現行の電算の機種、ソフト、維持費などについて、どのように評価しておられるか、また更新の時期が迫っていると思いますがどういうふうにするおつもりかを明らかにしてください。

5番目は山手町の町内道路の拡幅・改良についてであります。

これは以前に住民の方たちが署名を集めて市長に陳情なさってるわけですが、山手町1丁目6番三差路付近の拡幅、改良についてどのように検討されているか。肥薩おれんじ鉄道にも働きかけて、早急を実現するために検討していただきたいけれどもいかがでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中山議員の御質問に順次お答えします。

まず、産廃最終処分場の問題については私から、水俣市立総合医療センターについては総合医療センター院長、総務企画部長、総合医療センター事務部長及び福祉環境部長から、介護保険制度については福祉環境部長から、山手町内道路拡幅改良については産業建設部長から、それぞれお答えします。

産廃最終処分場の問題についてお答えします。

準備書の提出の見通し等、進捗状況をどのように把握しているかについてお答えします。

県担当課及び実際に準備書作成を委託されている業者から直接聞いた最新の情報によりますと、以前は夏ごろに提出すると聞いていた準備書は作成の作業がかなりおこなわれているようです。

現時点の話としては、10月に県に原稿を提出し、修正や手直し作業、印刷を経て年内には正式に準備書を提出をしたいというふうに聞いています。

次に、計画事業者の動向についてお答えします。

市長名で株式会社IWD東亜熊本に対し、7月19日付文書で、水俣市産業廃棄物最終処分場検討委員会への資料提供を依頼していましたが、先週9月8日に文書で回答があり、現在、環境影響評価準備書の作成を進めているので、この準備書の公告・縦覧の手續にあわせて関係資料を提供すると、公告・縦覧の手續までお待ちいただきたいとする内容でした。

東亜道路工業株式会社、株式会社IWD東亜熊本の最近の動向については、東亜道路工業株式会社の代表取締役社長が6月29日付で交代し、新たな社長が就任しているようです。そのほか特に注視するような動きはないようです。

次に、環境大臣発言と県の対応についてお答えします。

小池環境大臣の発言は8月4日の記者会見でなされたものです。

水俣の最終処分場問題について、水俣という、まさに今もやい直しの最中のところで、こういった問題が地域を二分するようになっており、地元と県の間で検討される必要があると思う水俣のこれまでの歴史を考えると、住民の方々の受けとめ方も、他とは違う部分があるだろうということは理解していると発言されています。

これまで地域の問題とはなされていたことからすれば、この問題への理解を深めていただいたというふうに理解しています。特に、水俣の受けとめ方は、他とは違う部分もあるという点については、私を含めこれまで多くの市民の皆さんが水俣は特別な地域なんだと強く訴えてきたことが理解されてきたように思います。今後は、国や県においても、このことをしっかり組織全体で認識して、その前提に立って、この問題に対処していただくことを願っております。

また、8月29日に行われた水俣の命と水を守る市民の会の県に対する要請行動には、120名を超える参加者がバス3台を連ねて県庁を訪問されたとのことで、市民の熱意を強く感じました。

この際の金澤副知事の発言は、内容的には、さほど進展は見られなかったようですが、市民の思いは重く真摯に受けとめていただいております。その思いと行政のルールとのほざまで悩んでいると発言されるなど、素直な心情のこもった対応だったと思います。水俣病の経験から、法の遵守だけがすべてでないことは重々承知している。法が不備なら国に改めるよう声を上げていくことも必要とも発言されたそうで、ぜひ、そのような住民の命を守ることを最優先する視点から、県の今後の柔軟で積極的な対応を望みたいと思います。

このように、最近の国や県の言動は、少しずつ、しかし、確実によい方向へ変化してきている

と感じています。

その変化の源は、やはり市民、議会、行政が一致団結し一丸となって、この問題に取り組み始めたことにあると思います。今後も、市民の皆さんと力を合わせて、粘り強く頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 捧の進捗状況のところですが、準備書がどんどんおくれていって、県の方に原稿の段階で一応持ってこられたと。それは聞くところによると、全部じゃなくて、前半の部分だけだというふうに聞いてるんですが、いずれにしても、準備書がどんどんおくれていっているということになると、おくらせているのも向こうの作戦かなという、そういう気もしないわけじゃないんですが。これちょっとその点で関連して、市の方で計画をされている水質と地質の独自の調査を市が独自にやるようになってますよね。これをやっぱり早くきちっとやって、今の場所が本当に危険な場所なんだということを明らかにする意味でも、独自調査を急ぐべきじゃないかなと思うんですけども、この辺の取り組みは今どうなっているんでしょうか。それが第1点です。

それから、計画事業者の動向の問題で、開拓道路の問題その他ありますけども、当初、お聞きすると、木臼野地区の皆さんに同意書をとって回られるときに、温泉センター、温泉は出てないようですけども、温泉センターをつくることを条件に同意書とって回られたということのようです。私、正式に公衆浴場、店舗、温泉とは書いてませんが、公衆浴場の店舗の戸籍謄本、登記簿謄本をとって見たんですけれども、一応でき上がってます。建築は今年の5月10日に終わって、登記は7月26日ですから、そんなに前じゃないですね。最近になって登記されてるんですが、書類は公衆浴場店舗、建物の所有者はIWD東亜熊本です。土地は東亜道路名義になってます。しかし、まだ現実には立入禁止になっています。当初、木臼野の住民の皆さんと約束をされた、同意してくださいという、この辺から言うと、会社がされてることは非常に住民をだましたようなことに結果的にはなってるんじゃないかというふうに思います。それともう一つは、杉山社長が、ホームページで見ればすぐわかることなんですが、企業情報と社長のあいさつの中で、当社は環境というキーワードを掲げて人と地球に配慮した環境事業への取り組みを進めていますということとか、循環型経営と言えるこのシステム、道路事業とあわせて環境事業へ注力し、より多くの方に安心と安全をお届けしたいというふうに、こうおっしゃっているわけですけど、実際やられてることは、本当に反対する人たちの声は聞かないと、どうも特別委員会の出席の約束をキャンセルされた理由の一つに、反対する人たちの意見は聞きませんよということだったようですけども、いろいろ考えてみると、この会社というのは悪質の業者だなということが、一連の動きだとか言動を見ると非常に感じるわけですけども、そうであるならばなおさらのこと、アセスメント以前の問題で、計画そのものを断念させるということに全力を挙げるべきだというふうに

思うわけですが、このことについて市長はどういうふうな感想をお持ちかというのが2番目、2点目です。

それから、国・県の発言ですが、先ほど紹介した、市長も答弁の中で言われました金澤副知事の発言は、私、直接29日行って、聞いて、テープも起こして、何度も聞いたんですが、こういうふうにおっしゃってるんですね。県の立場は、国の制度として責任を負わされていると、大臣の発言が、それぞれの案件について、それぞれの県が地域の実情を考慮して、独自に判断していいということであれば、県の責任も変わってくると。要するに、国はその受託事務で押しつけておきながら、特別に個々に対応が違っていいんだという趣旨の発言をされてるというわけですね。そうであるならば、法の制度を変えていただくことが必要になってくるんじゃないかと、その点では環境大臣がおっしゃることと、本当にそれを大臣がそう思われるならば、熊本県に一切任せると、今の廃掃法、その他手続にこだわらないで、独自に条例でもつくってやっていいんだというふうに言ってくれという趣旨のことをおっしゃったんですね。よくとれば非常にもったもな事だと思ふし、国に対しての暗に批判にも聞こえますし、悪くとれば県の開き直りかなというふうに、とりようではですね、最終的には国が責任を持つべきことなんだという、こうなってくるとちょっと微妙な感じがするんですが、そういった点では近く市長も環境省に、しょっちゅう行かれてるようですけども、行かれる予定があるとすれば、国の環境大臣の真意をただして、熊本県が独自に対応していいというならばちゃんと一筆書けと、書いていただきたいという、そこは詰めていただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

その3点お願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点の市独自の地質、水質調査というのは今どうなっているかということだったと思いますが、7月10日に最終処分場の検討委員会を再開いたしまして、そのときに御意見をいただいたところでございます。その御意見をもとに庁内の対策委員会でそれを検討いたしました。そしてもし準備書が出たら直ちに対応できるようにということで準備しておくというような結論を得たところでございます。

そういうところで、現在のところ準備書が出るのを待っているという状況でございます。もしそれが出るようであれば直ちに対応できるような状況は今つくっているところでございます。今後も国有地の問題もございまして、状況がかなり変化をしておりますので、その辺に柔軟に対応しながら、一番効率的に対応できるのはいつの時期かということをよく見定めながら検討し対応していきたいというふうに思っております。

それから2つ目に、温泉施設の件でございますけれども、直接産業廃棄物の処分場の問題には関係ないのかなということで正直申し上げまして、余り情報は入手していないところでござい

す。ただ、今、議員の方からも御指摘ありましたように、小林社長さんの方から温泉の掘削等の申請が出されているということであり、IWD東亜熊本の処分場建設の地元対策ということで使われていると利用されているということでもありますので、今後、関係機関あるいは保健所あたりと連絡をとりながら十分そこら辺の調査をしていきたいというふうに、今思っているところでございます。

ただ、何と申しますか、必要な条件がそろっていないで、県の許可はまだおりていないのではないかというようなことを聞いております。

それから、東亜道路の社長のホームページに関するところでございますけれども、私もホームページを見させていただきました。

今、議員がおっしゃったように、人と地球に配慮した環境事業ということになっているけれども、やはり私個人的には大きな疑問を持っております。

先日上京した際に、東京の社長さんにお会いするというので、お電話を差し上げ、面会をお願いしたんですけれども、残念ながら会えませんでした。この9月末日に東京の方に要望旅行を計画しておりますので、その際、十分社長さんの思いでありますとか、お気持ちでありますとかということも十分議論しながら、お尋ねし、ぜひ勇気ある撤退をしていただきますように強く要望してまいりたいと思っております。

また、今、熊本県に一切任せるということを国に言ってほしいということもございますけれども、あわせて、関係省庁にもその旨強く要望してまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市立総合医療センターについて答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 次に、総合医療センターに関する質問についてお答えします。

まず、医師不足の現状について、こうした実態を生んでいる原因について、どのように認識されているかとの質問にお答えします。

全国的な原因としては平成16年度の臨床研修医制度の改革による影響が大きいと思われれます。この改革により、研修医は希望する臨床指定医療機関で研修できるようになりました。

その影響で大学病院が指導医の確保の側面から、各医療機関に派遣していた指導的な医師を呼び戻し、研修医は都市部の特殊な先進医療をする医療機関を研修指定病院とするようになり、地方の医療機関から医師が減少するようになりました。

また、総合医療センター個別の原因としましては、水俣市が熊本県の最南端に位置し、派遣される医師は家族の住環境や子息の教育環境などで熊本県周辺での勤務を希望され、水俣市に対し



て僻地としての認識があり、これが一つの原因ではないかと思われます。

○議長（緒方誠也君） 濱崎総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 濱崎昭博君登壇）

○総合医療センター事務部長（濱崎昭博君） 次に、地方公営企業法全部適用についてお答えいたします。

地方公営企業法の全部適用は組織が市から独立し、管理者を設置でき、管理者の権限として、1、内部組織の設置、2、職員の任命、給与等の身分の取り扱い、3、予算の原案、説明書の作成、4、資産の取得、管理、処分、5、契約の締結、6、資金の一時借り入れ、7、労働協約の締結があります。

このことにより、議員御指摘の職員の意識改革の促進や、経営責任の明確化、自立性の拡大による効率的、効果的な運営体制の確立が期待されます。

全国的な流れは、全部適用に向っており、一部適用のままでは、病院の改革は限界があるのも事実です。

しかし、200床以上の全部適用の自治体病院39病院においては、16年度決算で赤字の病院が19病院もあるのも現実です。

また、本年度6月の医療法等の一部を改正する法律で、平成19年度4月に僻地医療、小児救急医療などの従来公立病院が担ってきた医療を担う、新たな社会医療法人の創設がうたわれております。

このため、公立病院も効率的運営が必要となっており、全部適用は必要な課題と思われます。

次に、全部適用のメリット、デメリットについてお答えします。

まず、メリットは、1、経営責任の明確化と自立性の拡大ができる、2、運営の機動性が図れる、3、院長と幹部職員の経営意識が向上する、4、独立した企業体の職員として自覚がうながされコスト意識と経営参画意識が醸成される、5、経営健全化の取り組み、改善実績に応じた評価、報奨の導入が用意になり、職員の士気高揚と職場の活性化が図れるなどがあります。

次に、デメリットとしましては、1、自治体職員との交流がなくなり事務職員の人事問題が発生する、2、労務管理の負担が著しく大きくなるなどが考えられます。

次に、市民参加の総合医療センター医療を考える会の設置についてお答えします。

総合医療センターでは平成15年1月と3月に病院懇話会としまして、患者サービスの向上と開かれた病院づくりのために市民の方々の意見交換会を計画し、市の広報に掲載して、参加を募集しました。1月は4名の参加の応募があり、懇話会が実施できましたが、3月は応募がなく懇話会が実施できずに休止している状態です。

しかしながら、御提案の趣旨を真摯に受けとめ、今後病院事業に地域住民参加をどういう形で反映させていったらよいか検討していきたいと思っております。現在、医療ソーシャルワーカーによる相談や病病連携、病診連携及び患者サービス事業などにより、患者様などの御意見、御提案をお聞きしています。

なお、午後診療につきましては、特殊外来、一般外来で可能な限り実施しております。

また、予約制につきましては、全科予約制をとっており、希望される患者様は全員予約で受診をお願いしております。患者サービスにつきましては、健康教室、栄養教室、母親学級などの健康教育事業、交通事故相談や医療費の経済援助相談などの総合相談事業を実施しております。水俣病に対する取り組みでも、県の委託事業として相談事業を実施しており、生活相談や水俣病の認定申請、医療手帳、保健手帳の申請手続の支援など17年度に72件の業務を実施しております。

○議長（緒方誠也君） 葦浦博行総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、病院事業会計の交付税交付額について算定交付額と実繰入額との差についてお答えします。

御承知のとおり、地方交付税制度は、地方公共団体間の財政力の格差を解消することと、どの地方公共団体も行政の計画的な運営が可能となるように必要な財源を保障することを目的としております。また、地方交付税は、地方の一般財源として、その用途は地方公共団体の自主的な判断に任されております。

地方交付税では、公立病院に係る財政需要として、普通交付税の基準財政需要額への算入と特別交付税による措置がなされております。

病院事業への繰出金につきましては、その病院分の普通交付税及び特別交付税の交付額を基本として協議を行い、決定しておりますので、算定額と実際の繰入額が必ずしも一致するものではないことを御理解いただきたいと思っております。

なお、近年の交付税の削減に伴い、病院に係る基準財政需要額への算入等も減少しております。本年度においては、湯之児病院の廃止により病院分の交付税措置額が大きく減少することが見込まれますが、病院事業の状況を勘案し、今回、病院事業会計負担金について5,000万円の増額補正をお願いしたところであります。

次に、地方公営企業繰出金の通知をどう認識しているかについてお答えします。

地方公営企業の経費のうち、一般会計等で負担する経費は、地方公営企業法第17条の2及び地方公営企業法施行令第8条の5等に規定されております。

総務省自治財政局長名の地方公営企業繰出金についての通知は、その地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤

を強化するための、公営企業繰出金の考え方を示したものでございます。

病院事業におきましては、13項目にわたって出資と繰出基準の内容が具体的に列挙されており、繰出金を算定する資料としては有効なものであると考えております。

しかしながら、実際の運用につきましては、各項目の経費や経費に充てることができる収入の額の算定など困難な面があり、また、繰出基準の算定と地方交付税の算入額には乖離がありますので、本通知につきましては繰出金の算定の参考といたしております。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、患者食（治療食）宅配事業についてお答えいたします。

御質問の患者食宅配事業への取り組みについてですが、糖尿病、腎臓病、透析等の患者にとりましては、入院中の食事療法の治療が終了した退院後も医師の管理のもと、病体に応じた継続した食事療法は医療の一部と考えております。

御質問のように、患者食を提供する民間事業所は県内にもあるように聞き及んでおりますが、この患者食宅配事業は一般の食材、食事宅配とは違い病気に関するプライバシーの問題、需要及び提供体制等の問題もあり、現在、市で行う宅配事業としては困難であると考えております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 時間がないので、決算委員会もありますので、細かい内容はそこでまた聞けると思いますので、省略するところもありますが、医師問題です。

今、院長、大変苦勞なさっていると思いますし、午前中の答弁の中でも、市長と一緒に福岡大学に行かれたりとか、非常に医師確保のために日夜奮闘なさっているということで、御苦勞が多いと思うんですが、この間行われました院内学会のときに、竹熊先生が講演をされました。赤字黒字というけども、消防署は黒字ですか、警察は黒字ですかという話をなされたんですね。学校は黒字ですか、図書館は黒字ですかということになるわけですが、やっぱり必要なものというか、本当に住民にとって、金がかかろうとかかるまいと、必要なものは必要なもので、そこはきちんと、単に数字上で赤字か黒字かというだけで評価をするということはしちやいかなというふうに、非常に考えさせられました。

坂本院長は、県の医師会の雑誌か何かと思いますが、投稿なさっていて、医療改革はだれのための医療改革なんだという文章を書かれています。地方にあっては24時間体制の救急医療を行うにはある程度の総合病院機能がなければ、使命は果たせないと思っていると、経済至上主義、数の論理で医療、福祉、保健そして教育までも格差が生じる危険性がないのかということ言われてますけども、まさにそのとおりだと思うんですね。

それで、これ医師問題で、厚生労働省が医師の需給に関する検討会の報告書、検討会というの

があって、報告書出されています。ここで、医師の増員の抜本的な対策をとらないとというふうに言っておるんですね。これは将来は全国的に基本的に足りているんだと、足りているんだけども、地域別とか診療科ごとに偏っているんで、こういう問題が起きてるんだという言い方ですよ。それで、医師の勤務時間を週48時間にすれば、必要な医師数は26万6,000人、現在25万7,000人だから9,000人増員すれば国民に必要な医療が提供され、医師の労働条件も抜本的に改善できるという、こんなことを言ってるわけですが、本当に現場を知らない厚生労働省の報告書だなということで、怒りさえ沸いてくるというか、本当に現場で苦勞なさっている先生たちの思いからすると、国のこの医師不足に対する認識というのは本当にひどいなというふうに思うわけですけども。

やっぱり基本的には、社会保障とか、医療に対する国の財政支出というのは、大企業に対する減税だとか、軍事費だとか比べると、もっとむだなところを回してやることがあるじゃないかというふうに思うわけですけども、今まで実際、窓口での受診抑制だとか、入院ベッドを削減させるとか、病院の統廃合とかやって、根底には医療費の給付を削減しようということ、これは何としてでも、医者、医療費を削減しようというのがまずあって、そのためには医師を減らした方が一番いいと、医者がいない方が一番いいんだという、そういうふうな発想にまでなるところに一番この問題があるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その点の一つ。院長どういうふうにお考えかというのが一つ。

それから、さっき家族の状況だとか、子どもさんの教育のことだとか、水俣は僻地だという印象が非常に強いというのが一つあるんじゃないかということをおっしゃいましたけども、お医者さんの給料というのは決して高くないと思うんですね、ほかの自治体病院の、県内のほかの公立病院と比べてもそう決して高くない、高くないけれども、今の医師の手当、病院の場合は集団で医療をやっていくわけですから、お医者さんと看護師さんを初め全部スタッフが一丸となって、集団医療、チーム医療ということで、みんながやる気を起こすという点ではお互いに率直に納得のいく体制をとっていく、例えば業務手当のことで、職員は全部廃止されたけども、医師にはついてるとか、お医者さんの医師手当で診療報酬の何%を出すとかという形で、やっぱりこの手当を何のために出すのか、根拠のある手当に、お互いに納得のいくものにしていくとかということやっていけば、そんなに不満も出てこないと思いますが、そういった点では医師の給料は働いてらっしゃる時間に比べると決して高くない、むしろ安い方だと思うんですが、その辺は合理的に全職員が納得できるような給与体系だとか手当のあり方だとか含めて、思い切って、率直に議論していくことが大事じゃないかなという気もするんですが、その2点について院長の見解を。

もう一つ、その全部適用の方は必要な課題だということで進めるということなので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、総務企画部長の答弁ですけれども、この交付税の交付額については、確かに努力されています。平成14年度は算定額で6億円だったのが、交付率を考慮して、結局4億5,000万円、実績入額が4億8,000万円、1億2,000万円の開きがありました。16年は算定額5億5,000万円、実績入額は4億円で、18年度は3億9,000万円に対して3億5,000万円とかなり努力をされて、5,000万円上積みしたという話がありましたが、この根拠については、さっき大川議員の質問に対して院長が言われましたけど、救急医療体制だけでも3億円くらいの赤字を背負ってるんじゃないかという話を言われましたけども、だからこそそういう繰り入れの根拠についてはちゃんと国が通知で出してるわけですよ。だから全体として水俣市に入ってくる交付税が減ってるんで、その減った分に見合っ、病院に出す分は当然だというのがどうかなというふうに思うんですね。それで、有効だと思うけれども、実際入ってくる額が少ないだけだから、それは単に参考にしか過ぎない、参考にしか過ぎないという言い方はされなかったけども、参考にしているということでしたけども、算定の根拠については、これはやっぱりちゃんと言われている算出根拠はきちっと示されていますから、もう言うまでもなく、それぞれについてきちっと小児体制についてはこうだ、救急医療体制はこうだとか、ちゃんと根拠示されてますので、それによって算出されたものについてはきちっと出していただきたいと、最大限努力していただきたいというふうに思うわけでありませう。

それからもう一つは、この数値の中で言われているのは、この建設改良債ですよ、建設改良債とか元利償還金に充てる分も入れていいんだと、資本的収入に入れていいということを書いてあるわけですよ、決算書の審査意見書を見ると。平成17年度の決算では1億5,000万円を資本的収入に入れてあります。それまではなかったんですよ、全部収益的収入に。だから病院の建築、建設するときの費用、その後の元利負担というのが非常に重くなっているというのもあるわけですから、そういう点ではその分を含めて、繰入金の中に入れて、ちゃんと入れるというふうにぜひ検討していただきたい。この間厚生委員会で、赤穂市の市民病院に行きましたけども、全体で6億2,000万円の繰り入れの中で3億円を資本的収入に入れていました。

そういう点も含めて、かなりこの間、ここ数年間改善はされてきていますので、一挙にというわけにはいかないと思います。市本体の財政が非常に厳しいのはよくわかりますので、その辺を含めて、ただ、病院の場合はさっき竹熊先生の話を紹介いたしましたけども、本当に水俣市のこの小さなまちで病院が果たしてる役割、医療、福祉を守る拠点であり、県南、場合によっては鹿児島も含めて、そういう拠点になっているということと、雇用の面だとか、市民生活、いろんな業者との関係とか、まちの活性化という点で考えても、病院の存在というのは本当に私たちが思っている以上に大きいと思うんですね。そういった点では病院の位置づけをもっと高めて、それらの対応を、今までも努力されてこられましたけども、今後とももっともっと強めていただきたい

いというふうに思います。

これは、総務企画部長の方は要望ですから答弁要りませんので、院長の答弁をしていただいて終りたいと、あとは決算委員会のときに言いたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） まず、2点だったと思いますけれども、たまたまここに資料を持ってきておりましたので、これは厚生省、労働省が合併して、今、厚生労働省になってますですね、平成17年の11月に出たデータでございますけど、病院の勤務医師が週間労働時間が平均63.3時間、結局これは労働基準法である週40時間を大幅に超えてるわけです。これを是正するためには、医療が崩壊するということで、これは全く手をつけてない状況の中で、厚生労働省というのがございますけども、労働省の中に、熊本県にある労働基準局というのがございます。その監督課長というのが、今度かわられまして、医師の過重問題はどうか考えておられますかと言ったら、それだけ過重労働しとるんだったら、これは院長の責任だと、それはどういうことですかと言ったら、医者をふやして、三交代にすればいいと、全く議論がかみ合わずにそのまま帰ってきた経緯がございます。そういう中で、今改革をやられているのが、恐らく数の論理であると思います。過疎地域にそれだけ出生率がない、小児医もいない、医師を充足されるところにお願いしなさいというのが、今やられておる病診連携、病病連携でないかという気がしております。

それと医師のこのことですが、午前中も答弁しましたけど、DPCというのはデータをすべて厚生労働省に提出しなきゃいけないという基準があるんですよ、電子データベースで。そしてDPC、国立病院もそうですけど、同じレベルの中でおまえらのところはどの程度のレベルでやってるかということで非常に厳しい基準があるという中で、地域住民の皆さん方にも、我々は少し宣伝が足りないというところは、うちがある科を対象にお話しますと、循環器科の中で年間、心臓カテーテル検査といいまして、それが年間400例ずっと超えてます。血管内治療、いわゆる心筋梗塞、狭心症の治療ですね、年間130例やってると。熊本県の中ではナンバー5くらいしかないんですが、ある県によったらナンバー2の業績を持ってるんですね。それでいいんだいいんだじゃなくて、高度医療、医療が難度化して高齢者が入ってくると、医療事故と背中合わせなんですね。そういう中で非常に緊張した状態でうちの職員もおるわけです。

そういう中で、今御存じのとおり、医師確保の中で何でこの過疎地の中に、中堅でバリバリ働かないといかんドクターが開業にいつてしまうのかと、そこがやはり根本的な問題じゃないかと思えます。結局我々に言われるのは3Kと言われて、保険まで入ったかんと、今は医療事故につながる危険性が非常に高いわけです。汚い・危険・きついということで、やはり自治体病院から医師がやはり敬遠をしていっという現状は、現場の我々だけにはどうしようもないところがありますんで、そういう問題は今後また検討していただきたいということで、よろしいでしょ

うか。

○議長（緒方誠也君） 次に、介護保険制度について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、介護保険制度についての御質問に順次お答えをいたします。

最初に、30都道府県で食費、居住費全額自己負担の影響で介護施設退所者1,036人になっているようだが、本市では把握されているのかと、そういった御質問にお答えをいたします。

施設入所者の食費、居住費の全額自己負担は昨年10月の制度改正により始まりましたが、本年7月には更新の時期を迎え、新たに来年6月までの自己負担額が決定しております。

本市においては、今のところ、食費、居住費の全額自己負担が直接の原因で、介護施設を退所された方はいらっしゃいません。

次に、要介護1以下の認定者は、4月から車いすや介護ベッドなどの福祉用具貸与が受けられなくなり、経過措置も9月までとなっている、それについて問題は起きていないか、今後どう対処されるのかの御質問にお答えします。

本年3月に車いす、ベッドいわゆる特殊ベッドの貸与実績のある方については、9月までの経過措置が設けられております。また、経過措置終了後の10月以降及び4月以降軽度の認定結果が出た方については、福祉用具貸与について国が基準を示しております。

車いす貸与の場合は、訪問調査・歩行の結果、もしくはケアプラン作成時に行うサービス担当者会議で判断することとなっております。

また、特殊寝台の場合は、訪問調査・起き上がり、寝返りの結果で判断することとなっております。

以上のことから、今までサービスを利用してきたのになぜ利用できないのかといった苦情が寄せられております。そのため、地域包括支援センター及び介護保険係で家庭を戸別訪問し、改正された制度の説明を行うと同時に介護保険外の貸与サービスの利用で不足を補うよう努め、これまでと同様のサービス提供を行っているところであります。

次に、要支援1・2の方は、訪問介護サービス時のホームヘルパーの利用時間、回数が減らされるという事態が心配されている現状はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

制度改正前の要支援認定者は月額6万1,500円、制度改正後の要支援1は月額4万9,700円、要支援2は月額10万4,000円の利用限度額となっております。また、サービス費用は報酬単価掛ける利用時間から改正後は、月額包括料金に変わりました。そのため、利用者のなかには、包括料金に変わり、サービスの頻度に戸惑いを感じた方もいらしたと考えております。

この改正によって、訪問介護サービスの利用度は、要支援1の方は週2回程度、また、要支援

2の方は週3回程度の利用となっています。

しかし、要支援2であっても、身体上週4回以上のサービスが必要な方についてはケアマネジャー、サービス事業者、地域包括支援センターの担当者がケアプランを作成するときに行うサービス担当者会議で、その方に必要な回数、時間を調整し、また、配食弁当などの介護保険以外のサービスを組み合わせて、これまでと比べて不利が生じないようにサービスの提供を行っております。

次に、要介護認定を受けてもケアプランを作成してもらえない、いわゆるケアマネ難民は生まれていないかの御質問にお答えします。

今回の改正で、要介護1から5までは、従来とおり市内居宅介護支援事業所がケアプランを作成します。なお、要支援1・2のケアプランは地域包括支援センターで作成を行うこととなっており、一部は指定した市内居宅介護支援事業所に委託ができるようになっております。

今のところ、ケアプランの作成は順調に行われており、作成してもらえない方は発生しておりません。

次に、介護保険制度の改善についてのうち、国庫負担の増額についての御質問にお答えします。

今後の本市における介護保険制度を考えてみますと、財政面におきましては、さらなる高齢者数の増加と、それに伴う給付費の伸びが予想され、ますます厳しい財政運営を強いられることになると考えております。

そのため、国に対してはこれまで数次にわたり、全国市長会等を通して国庫負担金の負担割合の増加を強く要望しているところであります。

次に、介護保険制度の改善について何か考えているのかとの御質問にお答えします。

4月の新制度の施行以来、新聞等のマスコミでは、先ほど議員の御質問にもありましたように、今回の改正がサービス利用者や事業者に与えているさまざまな影響について、しばしば取り上げられておりますが、本市おきましては、今のところ改正に伴う深刻な問題や障害等についての報告はされておられません。

しかしながら、利用者や事業所からの介護保険に関する問い合わせ、相談等は日を追うごとに増加してきております。

本市といたしましては、今後の介護保険制度の方向性として、介護予防、自立支援に重点を置く制度へ転換していく流れが一層強まり、介護認定の基準や保険サービスの性質が大きく変化していくものと考えております。

本市では、このような大幅な変化の影響を直接受けるのは市民、特に高齢者であるという認識のもと、これらの方々に戸惑いを与えることなく、適切なサービスを提供できる体制づくりに努めております。



特に、高齢者ができる限り自立した生活を送ることを目的とした介護予防につきましては、本市の高齢者福祉の向上には不可欠の課題ととらえ、ふれあいモデル事業、まちかど健康塾といった介護予防事業を市内各地域にて展開しております。

本市におきましては、今後のこのような事業を重点的に推進することにより、介護を必要としない高齢者の増加を図りたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 介護保険の制度がころころ変わって、いい方向に変わればいいんですけど、どんどん悪くなって、保険料は取られるけれども、介護サービスはなかなか受けにくいという方向が全体として強まってきていると思うんですね。

しかし、水俣の場合は、部長から答弁ありましたように、今までの受け皿というか、福祉のいろんな民間の事業者や医療機関や保健、医療、福祉が横の連絡といいますか、それが非常につくられてネットワークが比較的充実しているということがありまして、介護保険で対応できない部分は他の事業でカバーするというようなことが幸いできていて、そんなに問題も今のところ起きてないと、非常によかったなというふうに思うわけで、そういう方向をもっともっと今後強めていただきたいというふうに思うんですけども。

しかし、今お聞きすると、その苦情が包括支援センターにたくさん寄せられているとか、相談の件数がふえているとか、そういう兆候は出てきているように思うんですね。そういう点では包括支援センターの場合は、当初、事務まで含めて5名の体制が今ケアマネジャーを2名ふやして、7名体制でやっているということで、私も直接行って、いろんな話を聞かせてもらいましたけれども、今のところ、対応しているので、そのケアマネ難民みたいな人は出ていませんと。大体、対応はできていますということで安心しましたけれども、この辺は包括支援センターの位置づけについては、もっとやっぱりそういう点では今からますます重要になってくるなというふうに思いますので、ここをもっと強化して、今の体制でいいのかどうかも含めて、検討していただきたいというふうに思いますが、この辺は将来的にというか、地域包括支援センターの体制の問題はどういうふうに考えておられるのか、今の、そのふえた2名の方はパートみたいな形で、今のところ何かされているようですが、今の体制でいいのかどうか、その辺についての考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

ごらんになった方もあると思いますけども、9月7日のNHKのクローズアップ現代でケアマネ難民のことが取り上げられておりました。ケアマネジャーがもう契約そのものをお断りするとか、解除するとか、報酬が非常に、ケアマネジャーに払われる報酬が8,000円だったのが、8,000円で62名までだったのが、4,000円になって39名までしかも報酬は払わないとか、極端に報酬支払いが打ち切られるようになったということで、包括支援センターに頼るしかないということ

で来られるんだけど、なかなか殺到されて、対応できないという状況が生まれてるということもありましたし、だからもう自分でケアプランをつくるしかないということでやってみたけど、なかなかできなかったという、そういう趣旨の報道でしたけれども。

だから、ぜひそういう点では、この包括支援センターの役割というのがますます重要になってきたなというふうに思いますので、その1点だけお答えいただいて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 来年3月にはほとんどの方が、新制度における方針のいわゆる認定結果というのがまとまると思うんですけども、中でも要支援1及び要支援2の方々がおおむね700名から800名ぐらいになるんじゃないかなと推定をいたしておりますけれども。そういう中で、そのスムーズにそのケアプランを作成できるのかどうか、不安もございますが、そのためにはやはりこれまで以上にその市内居宅介護支援事業所あたりへのケアプラン作成の協力依頼と、あわせて地域包括支援センターで主にケアプランを作成していくことになると思うんですけども、700名、800名に対応していただくだけの組織体制というか、今のところそれで足りるのかどうか含めて検討を行い、今後のその不足を来さないように万全を尽くしてまいりたいと、体制を含めて、そういうぐあいに考えてまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、市役所電算機更新について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、市役所電算機の更新について、現行の機種、ソフト、維持費などについて、どのように評価しているかについてお答えします。

現行の電算システムは、平成13年度に市民サービスの向上を目的として、県内でも多くの導入実績のある富士通株式会社の電算機及びソフトを導入し、窓口業務を中心とした、基幹業務及び財務会計・人事給与等の内部情報業務を稼働させてきました。

運用面において、一部の業務で富士通SEとの意思疎通の不便で対応がおくれたことや、取り扱い情報の急増による応答速度の低下等のトラブルもありましたが、その都度改修に努め、これまで市民の方に迷惑をかけるような大きなトラブルもなく、良好に稼働しております。

電算機リース、委託料などからなる維持費につきましては、本市の財政状況に合わせて維持対象や契約方法等の細部を見直し、費用縮減を図っております。

その結果、維持費につきましては、すべての業務が稼働した平成16年度の9,300万円が、今年度はその6割となる5,700万円と、この3年間で3,600万円の費用縮減を図っております。

次に、更新の時期が迫っていると思うが、どうするつもりかについてお答えします。

現行電算機は、平成13年度から導入されたもので、御指摘のとおり、更新を検討する時期となっております。

現状といたしまして、平成18年3月で一次導入機器リース契約が満了となりましたが、市の財政事情が厳しい折でありますので、通常5年リースのところを2年延長して7年間利用することを前提として、現在は再リース契約で利用をしております。

このため、本年度の作業といたしましては、住民情報の保護を最優先するシステムを構築すること、住民サービスを低下させずに構築コストを縮減すること、水害等から情報資源を守るための電算室設置基準の見直し等を目標に、現行電算機の資源の再利用や他社からの提案等の情報をもとに調査、検討を行い、平成19年度中の機器更新を目指しております。

具体的には10月下旬までに今後3年間の本市における電算機器更新を含めた水俣市情報化基本計画を策定します。これに基づき11月上旬に水俣市電子計算組織管理運営委員会を開催、その作業部会となる機器更新検討委員会を発足し、機器更新についての基本方針を決定いたします。

その後、11月中をめどに、システム対象範囲及び想定される予算額を検討し、引き続き平成19年度中の稼働を目指し、取り組んでまいります。

今後も、全庁的な取り組みが必要と思いますので、市議会の御意見も伺いながら、御理解、御支援のもと、機器更新の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 電算問題では、費用がかなり高かったというのは、何回も更新のたびにメーカーがかわって高くなってきたという、そういうことですがけれども、今、部長がおっしゃったように、かなり努力をされてきて、委託料という名目から使用料という形になって、いろいろ法改正に伴う委託料、今まではその税率が変わったりすると、その都度、ソフトの委託料という形で、費用が上がってきたという形だったのが、そのパッケージの使用料という形で、全部込みになったというようなことで、費用が縮減できたとかですね。それから常駐のSEの方が、オペレーターという形で、こう人件費がかなり圧縮できたとか、努力をされてきて、電算にかかわる費用は随分抑えられてきたなというふうに思うんですね。そこは大いに評価をしたいと思います。

ただ、今、このコンピュータというと、いろんなメーカーがあって、いろんな機種があって、その費用的には、更新のたびに、その言いたいのは、現行の機種をそのまま継続するということが前提にしないで、いろんなメーカーに提案依頼書を出してもらうようお願いして、ゼロの白紙の状態、どこのメーカーにするかということ幅広く、原課のいろんな意見を聞きながら、慎重に時間をかけてやっていただきたいという要望を述べて終わりたいと思います。

次、お願いします。

○議長（緒方誠也君） 残り時間4分弱ですので、簡潔に願います。

次に、山手町内道路の拡幅・改良について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

(産業建設部長 吉海安丈君登壇)

○産業建設部長(吉海安丈君) 次に、山手町内道路の拡幅・改良についてお答えいたします。

この市道、山手町1号線の新地踏切から山手町1丁目6番交差点までの拡幅、改良については、現在ある水路を基準にして、民地側に拡幅する方法が現実的にあると思われま

しかし、民地側の土地所有者の了解を得ることが困難で、現在に至っているというふうに伺っております。

今回、肥薩おれんじ鉄道株式会社敷地内の旧山野線跡敷地を取得して、道路を拡幅、改良することも検討できないかということですが、まず肥薩おれんじ鉄道株式会社用地を買収しなければなりません。

また、電気機関車の送電線、いわゆる架線の移設、軌道の切りかえ装置の移設補償等の問題がございます。

これらの土地買収、移転補償ができるのか、肥薩おれんじ鉄道株式会社へ相談をしてみたいと思っております。

あわせて水路のつけかえ、道路施設の移設、道路の改良についても、全体事業費を把握するための調査を行いたいと考えております。

○議長(緒方誠也君) 中山徹議員。

○中山 徹君 今、大体もう答弁いただいたので、ぜひここは2003年6月24日に陳情代表の光永ジツ子さん外、署名を集めて、タクシーの運転手さんたちなんかも、ここは狭いから何とかしないと、そういう関係住民の皆さんが出されておられるわけですけれども。

ちょっと身内の関係で何もしていただかなかったみたいな誤解を招くといけませんので、民間の病院ですけれども、非常によくしていただきました。で、その駐車場になっているんですが、そのブロックを高かったのを低くして、見通しがいいようにしていただきましたし、それからデイサービスだとか、救急車のとめる位置を奥の方にして、見通しがよくなるようにとか、精いっぱいのはしていただいたというふうに思うんですが、やっぱりあそこのいろんな要件で、なかなかその提供していただくというところまではいきませんでしたので、そうなってくると、やっぱりおれんじ鉄道の敷地をぜひ活用できないだろうかというふうに思うわけですね。

だから、おれんじ鉄道も赤字で大変だろうと思えますけれども、そういった点では、地域にこう喜んでいただく鉄道に、市も出資者ですから、そういった点ではおれんじ鉄道さんの方に精力的にお願いをしていただいて、実現するように、努力をしていただきたいというふうに思います。

調査をしていただくということですので、調査をした結果、どうだったのかということも関係

の住民の皆さんに返していただいて、ぜひ実現の方向で努力をしていただきますように、お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で、中山徹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時45分 散会

平成18年9月13日

平成18年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 平成 18 年 9 月第 3 回水俣市議会定例会会議録（第 3 号）

平成18年9月13日（水曜日）

午前 9 時30分 開議

午後 2 時43分 散会

（出席議員） 22人

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 緒方 誠也 君 | 西田 弘志 君 | 福田 齊 君  |
| 藤本 寿子 君 | 吉田 正和 君 | 中村 幸治 君 |
| 大川 末長 君 | 真野 頼隆 君 | 淵上 道昭 君 |
| 牧下 恭之 君 | 田中 功 君  | 谷口 真次 君 |
| 野中 重男 君 | 清水 晶夫 君 | 本井 道弘 君 |
| 大川 久洋 君 | 竹下 武義 君 | 岩阪 雅文 君 |
| 松本 和幸 君 | 千々岩 巧 君 | 松本 満良 君 |
| 中山 徹 君  |         |         |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                |              |
|----------------|--------------|
| 事務局 長（牛迫 秀基 君） | 次 長（田畑 純一 君） |
| 議事係 長（栄永 尚子 君） | 書 記（赤司 和弘 君） |
| 書 記（岩坂 正輝 君）   |              |

（説明のため出席した者） 14人

|                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 市 長（宮本 勝彬 君）       | 助 役（森 近 君）            |
| 総務企画部長（葦浦 博行 君）    | 産業建設部長（吉海 安文 君）       |
| 福祉環境部長（吉本 哲裕 君）    | 総合医療センター事務部長（濱崎 昭博 君） |
| 総務企画部次長（仁木 徳子 君）   | 産業建設部次長（桑畑 達美 君）      |
| 福祉環境部次長（中田 和哉 君）   | 水道局長（山田 敏博 君）         |
| 教 育 長（大淵 洋 君）      | 教 育 次 長（森田 幸治 君）      |
| 総務企画部総務課長（田上 和俊 君） | 総務企画部財政課長（本山 祐二 君）    |

---

議事日程 第3号

平成18年9月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| 1  淵上道昭君 | 1  財政問題について             |
|          | 2  教育問題について             |
|          | 3  給食センターについて           |
|          | 4  懲戒処分の規定について          |
| 2  吉田正和君 | 1  風力発電について             |
|          | 2  産廃問題について             |
| 3  牧下恭之君 | 1  食育について               |
|          | 2  図書館について              |
|          | 3  ブックスタート事業について        |
|          | 4  ワンストップサービス（総合窓口）について |
|          | 5  子どもの安全対策について         |
|          | 6  アドプト・プログラム制度について     |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（緒方誠也君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、淵上道昭議員に許します。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 おはようございます。



新緑会の測上でございます。

2日目のトップバッターとして質問を行いますので、執行部の責任ある答弁をお願いいたします。

また、宮本市長におかれては、本市のリーダーとして、早くも6カ月をやられ、市長職務に取り組みされていることに、まずは敬意を表します。

しかし、何といたっても健康が一番。十分健康管理には注意をなされて、市民の期待にこたえていただきたいと思います。

さて、9月6日、秋篠宮紀子様が皇室での41年ぶりの男子出産、日本国民がうれしいニュースにお祝いムードが高まったと思います。健やかに御成長されることを国民の一人として、お祈り申し上げます。

祝賀気分、消費低迷の昨今、経済効果は1,500億円以上とも言われております。子どもは地域の宝、日本の宝です。本市での広報みなまたに毎月掲載の出生、今月の天使たちが一人でもふえることを期待いたしまして、最初の質問、財政問題について、5点お尋ねをいたします。

、財源の柱、新型交付税が来年から実施されます。本市の今後の配分はどう展開するかお尋ねをします。

、地方債残高が減少しない中、今後の推移の見込みは幾らか、また交付税措置での残高は幾らかお尋ねをします。

、人口1人当たりの人件費は他市と比べてどうなっているかお尋ねをします。

、依存財源が厳しさを増す中、財源確保に真剣に取り組むことは、極めて重要と思います。新しい戦略は考えておられないかお尋ねします。

、行財政改革大綱の中に、事業を検討してミニ公募債を検討するとあるが、どうなっているかお尋ねをします。

## 2、教育問題について。

統廃合問題については、今回が6回目の質問となります。

9月1日、全協にて正式に本市の小・中学校再編成実施計画案の説明を受けました。児童・生徒数の推移も確実に減り続ける中、教育委員会の方、また再編成審議会の方々の多くの苦労もあつただろうと思います。改めて感謝を申し上げます。子どもたちに対しまして、新しい環境で教育環境を整えてやり、安心して希望に満ちた学校生活を与えてやることは、本市の責務でもあります。

また、学校評議員制度は、一番早い学校は平成13年10月24日、5名の評議員でスタートをし、学校経営に貢献しているという認識の中、以下、5点についてお尋ねをします。

、9月1日、全協の中で、小・中学校再編成実施計画を説明されました。相当の御苦労もあ

ったと思います。どう総括されておられるかお尋ねをします。

、学校区ごとの説明会は大変重要と認識いたします。いつからされるか、スケジュールをお尋ねします。

、平成20年4月1日に実施すると力強く説明されました。新しい環境は子どもたちに希望と元気を与えます。御決意をお尋ねします。

、市内小・中学校に学校評議員制度が導入されております。どう認識されておられるかお尋ねをします。

、学校評議員は学校経営に大変参考になっている認識の中、教育委員会として、さらなる御指導、アドバイスも必要と思いますが、いかがお考えかお尋ねをします。

### 3、給食センターについて。

給食センター施設建てかえの経緯は、平成13年11月建てかえ準備検討委員会を設置され、約5年検討の中、多くの議員の方々が取り上げ、今日に至っております。

9月1日、全協の説明を受けました。建築後、40年での施設の老朽化、消防本部からの改善命令、保健所からの衛生面での改善命令等、建てかえは急ぐべきと考えられます。今後の少子化はさらに進み、財政事情も年々厳しくなる中、1点お尋ねをいたします。

、9月1日、全協において説明をなされ、センター、ブロック方式での建てかえ経費が示してあります。総合的に判断すると、センター方式が適当であると思いますが、いかがお考えかお尋ねをします。

最後です。懲戒処分の規定について。

福岡市の職員が、子どももお年寄りも大切にすまじめな好青年がなぜ、飲酒運転での追突事故での凶悪犯罪を起こしたことに、大きな衝撃を受けております。

母親が必死に3人の子どもを救おうと、4回海の中へ飛び込まれました。3人ともかわいい盛りりの4歳、3歳、1歳の孫が一瞬のうちに奪われてしまい、本当にむごいと3兄弟のおじの悲しみの記事が頭から離れません。

事件、事故が多発しています。特に交通事故は一瞬で大きな事故になり得る中、交通安全ルールをきちんと遵守しての運転は常識であります。また、職務遂行上、服務規程等があり、基本動作を遵守して、市民の負託にこたえることは職員として当然の認識の中、1点お尋ねをします。

、飲酒運転、交通事故、犯罪等の事件、事故等が全国で多発している中、本市の規定はどうなっているか。また、職員への指導等はどのように実施しておられるかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 洲上道昭議員の御質問に順次お答えします。

まず、財政問題については私から、教育問題及び給食センターについては教育長から、懲戒処分の規定については総務企画部長から、それぞれお答えします。

まず、財政問題の新型交付税についてお答えします。

御承知のとおり、普通交付税は標準的な行政運営経費として算定した基準財政需要額から、税収等を一定の割合で算定した、基準財政収入額を差し引いた額を基準に算出されます。

また基準財政需要額については、人口や面積のほか、道路の延長や面積、児童・生徒数など多くの数値をもとに算定されますが、今回の新型交付税は、この算定方法を人口と面積を基本とした簡素なものとするものであります。

これは新分権改革の推進による、国の基準付けの廃止、縮小に対応して、現在の地方交付税のうち、国の関与がない部分を新型交付税にシフトするといったものです。

導入スケジュールについては、平成19年度から導入され、3年程度で5兆円規模が新型交付税にシフトされる見込みです。新型交付税の導入により、市町村によっては大きく減少することが危惧される一方、大幅な増減はないだろうといった意見もありますが、新型交付税の具体的な制度ができていないため、本市への影響はどの程度あるか、見込めないところであります。

次に、地方債残高についてお答えします。

地方債の残高は平成17年度末で、約135億円となり、平成10年度の約145億円をピークに、減少傾向にあります。今後の見込みにつきましては、各年度の市債の発行額によるところですが、市債発行額がその年度の元金償還額を下回れば、年度末残高はさらなる減少することになります。

今年度は、元金償還額が約13億円、市債発行見込額は約10億7,000万円でありますので、今年度末現在高はさらに減少する見込みです。来年度以降につきましては、これまでに借り入れた市債の元金償還額は19年度と20年度が約12億6,000万円で、その後順次減少していきます。これに、今後発行する市債の元金償還分が加わりますが、各年度の市債発行額を抑制し、年度末残高を減らすよう、努めてまいりたいと考えております。

年度末残高のうち、交付税措置された、市債残高につきましては、起債の交付税措置が起債の種類や許可年度により、交付税算入率に違いがあるため、正確に計算することは難しいところです。ちなみに元利償還金における交付税措置は、平成17年度決算額において元利償還金約16億5,900万円に対し、交付税算入額は約8億6,900万円で、元利償還金の約5割が交付税措置されております。

次に、人口1人当たりの人件費についてお答えします。

財政健全化計画の資料として、平成14年度決算による人口1人当たりの人件費を掲載しており

ましたが、水俣市は9万821円で熊本県下11市中では、額の低い方から9番目であります。平成16年度決算額では8万8,432円、17年度決算額では8万8,783円となり、14年度と比較すれば減少しておりますが、県下14市中では、ともに10番目となっており、依然として高額な方です。

他市につきましては、合併により新市が誕生し、また人口及び職員数の変動により、人口1人当たりの額が大きく増減したため、県内順位が大きく変わったところもあります。本市につきましては、平成14年度と17年度を比較すると、人件費決算額では約27億7,000万円が約26億2,000万円と、約1億5,000万円、5.4%減少しております。しかしながら、各年度末の住民基本台帳人口も3万545人が、2万9,551人、約1,000人減少したため、人口1人当たりの人件費の減少率は2.2%にとどまっております。

次に、財源確保についてお答えします。

本市の主要財源である地方交付税が毎年大幅に減少している中、財源の確保は重要な課題であると考えております。しかしながら、交付税等の減少分を補う抜本的な対策がなく、新たな財源を求めることは困難であります。その中で、収入確保策としては市税等の徴収の強化や、遊休地の売却などを着実に進めるほかないものと考えております。

また来年度に向けて、使用料、手数料など、再度適正な受益者負担の観点から見直しを行うなど、金額としては少額なものでも増収に向け見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、ミニ公募債についてお答えします。

ミニ公募債については、発行手数料等の費用が必要となるなど、発行条件では、現在の起債の大半を占める政府系資金と比較して、経費的に負担があります。また、起債の種類によっては資金区分の設定から過疎対策事業債など、ミニ公募債を発行できないものもあります。

このことから、本年度においては、ミニ公募債の発行は予定しておりません。しかし、ミニ公募債を通じて住民の皆様には行政に参加していただくことにより、行政の関心を高めることについての効果は大きいものと思われま。

今後は、既に発行している市町村等の事例を対象事業購入対象者の地域の範囲、手数料等の確保条件について、具体的な調査検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 それでは、2番目の質問に入ります。

財政問題、これ3月にも取り上げたわけですが、なぜ取り上げるかと申しますと、やっぱり財政というのは、我が家も一緒ですね。家庭の家計はどうなっているかと、それは自分で考えるやつもあります。もちろん会社でも昔はそうでありました。常にここがキーワードなんですね。したがって行政の財政というのも、やっぱりきちんとある程度勉強しながら、ここには強い関心を持ちたいなということで、たびたび財政問題は取り上げているというのが実情でございます。

そういう中、ですけれども、新型交付税というのが、新聞も、またいろいろ報道されております。先般、日本経済新聞をいろいろ見てみましたところ、こういうことが書いてあるんですね。今では交付税は、先ほどの答弁では、具体的な制度ができておらないため、本市への影響はどう展開するかわからないということでありました。そういう中で、ここに日経の中で、どういう交付税、今回の新しい交付税が適用というか、予測されるかといいますと、一つは、例えば交付税の総額を抑制する一方で、出生率や就業率が向上したというのが1点目、2点目は、地域活性化、俗に言うならば水俣市がいろいろ地域活性化に頑張っておるといふ、そういう姿が見えれば、この新型交付税を余計上げましょうというたぐいだらうと思うんですね。そして、そのほかにもずっと後ろの方の記事を見てみますと、例えば今統廃合も問題になっておりますが、本市の場合は、その少子化で不用になった学校施設を高齢者向け福祉施設に転用とか、あるいは今団塊の世代があります。その退職後の定住を促進したとか、あるいは最後には地域活性化で、非常に成功したとか、このようなことを頑張ったところには新型交付税を余計やりましょうということなんですね。

だから、ぜひ水俣の場合も、この後についているいろんな対策といひましようか、こういうのを取る意味でも、やっぱり前向きに積極的に交付税を取っていかねばならない。新型交付税、地方交付税そのものは、もう減少の途なんですね。そして本市の場合、交付税が一番主要な財源ですよ、依存財源の中でもですね。従来60億ぐらいあったと思います。これがだんだん減ってきてまして、平成11年はたしかピークだった、14億ぐらいか。それから、年間5億ぐらい下がってきておるような現状ですよ。したがって、今後の水俣市の歳入というのは、交付税依存ですから、自主財源も市税ですか、市税が昨年の決算でもわかるとおりですけれども、減る一方ですよ。26億7,000万円ぐらいですからね。だから非常に財源確保が厳しい。そういうことで、今、新型交付税、先ほどの答弁は見込めない。しかし逆にこういうのもあるということですね。対応策はあるということをよく考えながら、ひとつ取り組んでいただければなと思います。

そこで質問を一つ質問させていただきますが、新型交付税という、新しい交付税が来年から実施されるわけですが、その交付税の実施で、今自治体が競争に入っております。その自治体格差がより拡大をしないかという心配をするんですね。それについていかが思われるかを1点お尋ねします。

は、地方債残高です。先ほど言われたのは、今平成17年末で135億円、大体市民1人当たり四十四、五万円かなと思うんですね。それが平成10年度で145億円をピークに減少しておる。これは当然だらうと思うんですね。そして、私が一番知りたかったのは、市債、地方債そのものは実際は、こんなに借金があるのかと、よく思いますけれども、その中で、交付税措置、俗に言う補てんをされます。これが幾らかなというのを前々から自分の問題としてあったものですから、

このように今回初めて取り上げてみたんですが。この交付税措置が、今答弁の中で、元利償還金という、要するに公債費ですかね、この公債額ですか。これの50%は交付税措置されるということを知りまして、今私たちはああなるほどこうなっておるんだなということで、少しは地方債のボリュームが本当は減っておるんだなということを知ることができたもんだから、ちょっとうれしかったなと思っております。そういうことで、この交付税、はもう理解をしたいと思います。

、人件費です。今、先ほど答弁では、県下、今、11市から14市になりましたから、その中でも、依然として高い。下の方ということになっております。天草市とか、上天草市あたりも低いだろうと思うんですね。そういうことで、水俣の場合、人件費が高いということです。したがって、人件費が高いならば、今の財政健全化で進められておりますけれども、職員削減、ここがこれにも載っておりますけど。職員削減を平成16年から20年まで実施したい。その対策として、職員を、一般行政職ですよ、医療センターは別に、70から80名程度削減をしたいということが、このとききちんとうたわれております。したがって、県下で高いならば、やっぱり市民も水俣の職員は高いなという感覚を持っておられるだろうと思うんですね。したがって、今言ったように、職員削減が、これは質問です、今現在進められおられますけれども、平成20年までに70から80名を削減したい。比率にして20%程度。それは達成可能かどうかということをお伺いをしたいと思います。

番目は依存財源です。新しい戦略は考えておられないかということですが、本当にこう法人も悪い、税収が今厳しゅうございます。恐らく市税もまた今回は減りはしないかなという、決算ではですね、思っておるんですが。そういう中でも遊休地売却とか、市税の徴収とか、また使用料・手数料を増収に向けて見直しを進めたいという、まあ微額ではあるけれどもですね。しかしわずかな金でも、やっぱり私は上げるべきだろうと思うんですよ。ひとつここらはずいぶん努力していただきたいということで要望しておきたいと思っております。

番目のミニ公募債でございますが、具体的に調査検討を進めたいということでございます。昨今、いろいろ熊本とか、宇土とか出ております。確かに、先ほど答弁でありましたとおり、リスクもあると思うんですね。経費が要るとか、よくわかります。しかし、その考えは私から言わせると、後手かなと、後の考えかなと思っておりますね。

だから、やっぱり市民に関心を持たせる、あるいは行政に市民のお金を出して、私たちもこう関心があるんですよということをやるのが、このミニ公募債の意味かなと思うんです。

そこで、質問ですが、導入してある市は全国でも多いと思っております。また市民の関心は高い。そして、そういう中で、市場調達のためにも私は有利と考えますが、どのようなお考えか、この3点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点の新型交付税が導入されることによって、地域間の格差あたりが出てくるのではないかというような御質問だったと思います。影響額はどのようになるのかわからないというようなお答えをいたしましたけれども、本年8月に示されました総務省の平成19年度重点施策の地方行財政関係資料ということにおきまして、新型交付税の導入につきましては、地方団体の財政運営に支障を生じないように必要な措置を実施と、そのように明記をしてございますし、また、いわゆる骨太方針2006にも同じような内容が記載されております。

したがって、新型交付税での大きな影響はないのではないかなと、今そのように受けとめているところでございます。

ただ、新型交付税で大きな影響はないと思っているんですけれども、むしろ交付税の総額の方が減少されてきているということでございますので、どちらかということ、そちらの方に不安を持っているというような状況でございます。

それから、第2点の職員の削減についてでございますけれども、今議員がおっしゃいましたように、計画の内訳は、平成16年から20年までの間の5年間で75人を削減するというような計画でございます。その計画の達成の可能性はあるのかということでございますけれども、過去3年間は、計画数を上回る実績を残しているということでございます。

ただ、そのまま、そのような状況ですとずっと続けていきますと、たしか6月だったでしょうか、真野議員にもお答えしたと思いますけれども、非常に人数、年齢的な構成等も非常にいびつになってまいりますので、その辺のところは少しずつでも採用しながら、計画を実践していきたいと思っております。計画の数につきましては変えないつもりでおりますけれども、その計画年度、年は少しずつ、また変化しなければならないのではないかなと、そういうぐあいに思っております。

それから、第3番目ですが、財源確保についてでございますけれども、非常に難しいがどうかというような御質問だったと思います。確かに御指摘のとおり、歳入に大幅な増額の見込めるものというのは非常に少のうございまして、大変厳しい状況であろうと思っております。今、議員がおっしゃるように、いろいろこう使用料とか、そういったもの等につきましては、できるだけ改善を図りながら、努力をしていきたいと、そのように思っておりますけれども、大変厳しい状況でございますので、現時点では財政の健全化に基づく歳出の削減といいますが、そこにやっぱり力を入れていかなければならないのではないかなと、思っているところでございます。

それからミニ公募債につきましては、今答弁でも申し上げましたとおり、市民の関心を引くには非常に有効な手段であろうと思っておりますし、何か熊本城あたりのことも検討させていた

だいたところでございますけれども、有効であると、いろいろ検討しながら、そのことを十分前向きにひとつ考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目に入ります。よくわかりました。

3回目の質問は、前、家計簿ということで市報に出しておりました。私はあれは、今言うたように、財政の状況、事情等を、市はこうなんだという、わかりやすく、だから私は前の家計簿、非常によかったと思うんですね。だからやっぱりそういうのはどしどし出す必要があると思うんですよ。したがって、広報に知らせることは重要と思います。ぜひ検討していただきたいということをお願いいたしまして終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、学校再編成についてお答えいたします。

次に、教育問題についてお答えします。

まず、小・中学校の再編成についてお答えします。

これまでも、議会の一般質問などで申し上げておりますが、水俣の子どもたちの教育環境を整えるために、さまざまな角度から慎重に検討を行ってきたところです。

平成15年11月に、水俣市小・中学校統廃合を考える会を設立し、区長会、婦人会、市PTA連絡協議会などの有志の皆さんによる会議を開催しました。その結果、広く意見を聞いた上で再編成を考えた方がよいという結論に至り、平成16年に各学校のPTA会長を加えた再編成審議会へと組織を改編し、その後、約1年半にわたり、14回の会議が重ねられ、さまざまな角度から検討をなされてきたところです。

審議会の中では、特に具体的な案を作成するため、班ごとのワークショップを開催して、議論を深めたり、再編成に関するアンケートを実施するなどの取り組みを行ってまいりました。

そのアンケートは、保護者、地域の方々、約2,300人を対象に行い、その結果を項目ごとに分類して取りまとめるとともに、その概要につきましては、市の広報にも掲載してきたところです。

最終的には、委員それぞれの意見の相違があり、審議会としては具体的な案をまとめることはできませんでしたが、子どもたちの教育環境を第一義に考えるという基本的な骨子になる部分を取りまとめていただき、昨年5月に当委員会に対しての答申を御提出いただいた次第です。

その後の経緯につきましては、前回の6月議会等でもお答えしておりますように、当委員会による実施計画の策定に向け、庁内での連絡調整を行いながら、検討を重ねてまいりました。

検討を行う中で、特に憂慮した部分は、わかりやすい校区編制を行うために、自治会ごとの区



割りを考えたところ、中には複雑に入り組んでいるところもありました。

その理由として、昭和初期に行われた水俣川の河川改修が上げられるなど、区の成り立ち、歴史等を考慮しながら、作業を行う必要がありました。また、同じ自治会内でも、家の位置によって距離的に近い学校が異なることがあるなど、戸惑うこともたびたびありました。

また、昨年度、当委員会が実施した各地域の意見聴取会等で、御参加いただいた方々の意見をお聞きすると、学校に対する思い、各学校の歴史、かわり方などに、それぞれの思いがあり、すべてをまとめていく作業は、非常に難しく、多くの困難がありました。

さらに、今年度になりましてからは、取り組みのおくれが指摘される中、教育委員会内にプロジェクトチームを編成して、新たな観点を取り入れながら、話し合いを続けてまいりました。昨今の凶悪な事件が続く中での、子どもたちの通学などの安全面や通学方法、通学時間の検討、学校の施設・設備、防災上の問題など、多方面からの検討に多くの時間を費やしてきたところです。

その中で、審議会の答申にもありましたように、子どもたちの教育環境を第一義に考えるということを念頭に再編成の検討を重ねてきた次第です。

御承知のように、さきに策定しました再編成にかかわる基本方針につきましては、庁内や教育委員会で検討をした上、市議会全員協議会、臨時総務文教委員会での協議や、市PTA連絡協議会及び市校長会における協議を経て取りまとめることができました。

その基本方針に基づき、学校の再編成及び校区見直しについて、具体的な教育委員会案をまとめましたので、議会開会日に市議会全員協議会を開催していただき、議員の皆様方にその内容を提示し、御意見などをお聞きしたところです。

今後は、今議会閉会後に市PTA連絡協議会や市校長会等との話し合いを経て、関係各課と日程調整の上、広報等での周知を行い、各地域における説明会を実施していきたいと考えております。

今後、再編成を進めていく中で、さまざまな課題が予測され、紆余曲折があると思いますが、水俣市の子どもたちのため、よりよい教育環境を整えることに全力を注いでいきたいと考えています。

この場をおかりしまして、議員各位にも再編成に向けた御理解と御協力をお願いいたします。

次に、今後の再編成説明会について、お答えします。

先ほども触れましたように、今議会終了後、校長会、自治会長会、市PTA連絡協議会での説明を行い、その後、市内の小校区9カ所を選定し、関係各課との連絡調整の上、地域説明会を実施する予定です。

説明会の開催場所は各小学校の体育館を予定しており、日程について協議をしているところです。日程等につきましては、広報みなまたに掲載をする予定です。

説明会では、再編成の構想や校区、通学方法などについて説明をし、保護者あるいは地域の皆さんの御意見を伺うこととしています。

次に、再編成に向かう決意をということではありますが、議員の御質問にもありますように、子どもたちの輝かしい未来のために再編成を行うことが、地域の将来にもつながるものと信じておりますので、その実現に向けて邁進していきたいと考えております。

なお、再編成の実施時期につきましては、今後の説明会等の結果も踏まえなければならないと考えておりますので、すべての学校を同時に行うことは困難かも知れませんが、平成20年4月を目指し、順次進めていきたいと考えております。

次に、学校評議員制度について順次お答えします。

まず、学校評議員制度の導入について、どう認識しているかについてお答えします。

平成12年4月からこの制度が導入され、水俣市におきましては、平成13年10月に京渡中学校で5名の評議員を任命して、発足されたのを初めとして、今年度まで市内全小・中学校で設置され、運営をされているところです。

学校評議員制度の導入により、各学校では評議員会を年2回から3回実施し、校長の学校経営や、運営に関する事、学校及び家庭・地域との望ましい連携のあり方等について、多くの意見をいただいております。

市内のある学校では、評議員会を7月、12月、3月に実施し、校長が学期ごとに教育目標を達成するための、実践項目に対する、校内での評価結果を説明し、それに対して学校評議員に意見をいただき、学校運営に生かしたりして、効果を上げています。

また、生徒指導や子どもの安全指導などについて、貴重な提言をいただいたという報告もあっております。

しかし、一部の学校では、実際の運営におきまして、議題内容についての吟味や検討が不十分であったり、また、話し合いはされたが、保護者や地域に対する発信が不十分であるなど、課題があるとの報告も受けています。

市教育委員会としましては、今後、このような課題に対して、十分検討を加え、学校評議員制度が形骸化することなく十分機能するような方策を考えていく必要があるものと考えております。

次に、学校経営に大変参考になる認識の中、教育委員会としてさらなる指導、アドバイスも必要と思うが、どう考えているかについてお答えします。

学校評議員の方々から、地域の情報や学校教育活動への意見をいただくことは、学校職員にとって、学校運営の面から大変参考になるものと考えております。

しかし、学校評議員制度の運営において、先ほど申し上げましたように、成果が上がっている反面、幾つかの課題がございます。市教育委員会としましては、各学校におきまして、今後さら

に効果的に運営されますよう、特に学校評議員会に意見を求める場合の議題内容の精選、評議員会から出された意見の生かし方、話し合われた内容等の保護者や地域に対する発信のあり方などについて、協議の場を設けるとともに、適格に助言をしていかなければならないと考えています。

せっかく導入された学校評議員制度ですので、今後一層充実させることによって、学校運営の改善が図られ、保護者や地域から信頼される学校づくりができますよう、定例の校長会や教頭研修会、学校訪問等、さまざまな機会を通して、適切な指導助言をしてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。

先般、9月1日に説明がありました統廃合案ですけれども、私は無難にまとまったなというような認識をいたしております。これは素直な気持ちです。しかしいろいろ問題あると思いますけれども、そういうふうな感じを持っております。やっぱりどうしても状況、地域におかれた状況というのも十分把握されての今回のような小学校9を2減らして7、中学校7を3減らして4というようなことでございます。

これから、先ほど答弁いただきましたけれども、説明会、これが一番これからの第2の山かなと思っております。今までの3年間の道もここまでくるといような、非常に険しかったらうと思います。いろいろ曲がったり、曲がったりしながら、ようやくここにたどり着いたかなあとということで、統廃合案を正確に示していただいていた期間が3年なんですね。だから、私も当初から、まあ自分だけの考えですけど、5年ぐらいかかるかなあと、それだけこの問題厳しいということ認識して、平成15年9月にボールを微力ながらも投げさせてもらった一人でございます。どうぞ説明会にも、誠心誠意込めて、取り組んでいただきたいということを強く要望して、統廃合はお願いしておきたいと思っております。

また、学校評議員はいろいろ、もちろん学校格差、取り組みもあろうと思っております。しかし私も学校評議員というのは非常に学校経営にもの申すわけですから、大変ありがたい制度かなあと思っております。今後は、この学校評議員を今単校ごとに終わっておろうと思うんですね。したがって、この評議員を各学校の評議員の方を集めて、できれば情報交換とか、活動の場の交換とか、そういうのをやっぱりやって、さらに学校評議員制度のレベルアップを図る意味でも、そのような交換の場とかを活動紹介の場ですかね、それを年に1回ぐらいなさる計画はないか、その1点だけお尋ねいたしまして、この問題は、教育問題は終わります。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） ただいま議員からは、学校評議員制度を充実させるための御提言、またその方策についての提言であったかと、そういうふうに受けとめておるところです。

せっかく設けられました制度ですので、工夫、改善がなければ、形骸化してしまう。この可能性も十分あるわけで、取り組む限りは学校、また子どもたちのプラスになるように努めていく、それが大切じゃないかな、そういうふうに思っているところです。

議員から評議員相互の情報交換等、いかがかというふうな話だったわけですがけれども、私は互いの学校の取り組みと、あるいはまたその内容についての情報交換、そして協議、そういう研修の場を設けることは、今後効果を上げるための有効な方策の一つではないかなと、私自身そういうふうに思っております。

学校評議員制度のその会に出られる方は主としまして、学校の管理職、校長、教頭、それから評議員の方ですがけれども、こういう人たちの、この人たちの中でどの人たちから、どういうふうな研修をしていくか、そこあたりもまた考える必要があるんじゃないかな、そういうふうに思っております。例えば教頭さんだけ、まずは研修をすとか、あるいはまた評議員会の方だけとか、いろんな方法があるんじゃないかと思っておりますけれども、今後、その研修のあり方等につきましても、学校と協議をして、今言われましたようなことができますように、検討していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、給食センターについて答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 総合的に判断して、センター方式が適当と思うが、いかがお考えかのお尋ねにお答えします。

水俣市学校給食センターは建築後、40年を経過し、建物の老朽化が顕著であり、設備についても耐用年数を越えた機器が多く、修理、補修をしながら使用しているのが現状です。その上、国が定める衛生管理の基準に適用しておらず、空調設備不備な状況の中で、特に夏場は調理場内は高温多湿になり、食中毒発生の危険性を含んだ調理環境となったりします。給食の衛生管理は児童・生徒の健康・生命に直接かわるものであり、早急な給食施設の整備が必要であります。

整備方式につきましては、ブロック、センター方式ごとの配送時間、配送距離、建設用地、排水処理施設の要否、運営費などの比較検討をし、ブロック方式での整備の可能性についても詳細に検討を行いました。その結果、給食の目標を確実に実施する一方で、経済的、効率的な施設整備を行う必要があり、総合的に勘案してセンター方式で整備した方がよいとの結論に至りました。

ブロック方式でのメリットもあると思いますが、一層の工夫、改善を図ることにより、ブロック方式に近い給食の提供ができるものと考えております。

今後、一刻も早く、衛生管理の充実した施設を整備して、安全・安心な給食を提供し、積極的に食育を推進してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。

前段でも言いましたけれども、約5年間要しておる。正直申しますと、もっと早く結論出してよかったかなという、ある意味では考えを持っております。しかし逆に、これも非常に大きな問題であることの認識のあらわれだろうと思っており、そのような中で結論を今回お出しなされた、総合的に勘案した場合、センター方式の結論を出したということでございます。

いろいろ勧告受けております。衛生面とか、もろもろですね。だから私は早くこれも用地も決めて、早く建設に取りかかるべきだろうと思うんですよね。そこらについての考えを聞いて終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 早く取りかかるべきじゃないか。あとまた用地を早く決めて、進めるべきではないかと、そういうふうなことではなかったらうかと思いますが、先ほど申しましたようにセンター方式が適当であると、一刻も早く取りかかるべきである、そういうふうなことをお答えしておりますが、このことについては、これまでも本当に言われるように、たびたび取り上げられておまして、建設が必要であるということは、もう皆さん御承知のとおりと、そういうふうに思っているところです。

そういうふうな認識のもと、広く意見を聞いた上で整備計画をすると、そのために昨年7月に審議会を立ち上げて、そして委員の方々から、各方面熱心に、慎重に検討いただいて、そして3月に答申、取りまとめていただいているわけです。答申書のもとに、私たちも委員会で慎重に検討した結果、センター方式で整備した方がよいと、そういうふうな結論に至っているわけです。指摘のように、私たちも早急に取り組みたい。そういうふうな思っておりますので、御協力をよろしくお願ひしたい、そういうふうに思います。

なお、用地につきましては、ある程度まとまった土地が必要かと、そういうふうに思いますので、現在は市が所有している土地を利用することを視野に入れながら、一刻も早く決定をして、取り組むようにしたいと、そういうふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、懲戒処分の規定について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、懲戒処分の規定についてお答えします。

議員御指摘のとおり、飲酒運転に起因し公務員が加害者となる人身、物損事故が発生していることは、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であり、憂慮すべき事態だと思っております。

今回の福岡市職員の飲酒運転により、死亡事故を起こした事件は公務員としては、あってはな

らない違反行為であるばかりでなく、公務員全体の信用失墜行為であると考えております。

本市の規定といたしましては、特に交通事故（違反）及び飲酒運転に対しては、厳しい処分を行う必要があるとの考えから、水俣市職員の交通事故（違反）規程とは別に、飲酒運転に対する処分基準を定めております。

飲酒運転で他人を死亡させたり、けがをさせたら免職か、最低停職及び昇給の延伸、物損の場合は、停職及び昇給の延伸、検挙された場合は、程度、状況に合わせ減給及び昇給延伸の処分を行うこととしております。

その他の交通事故・違反に関しましては、無免許運転、スピード違反等の違反区分と被害者の死亡、物損等の被害の状況に応じて処分を行うこととしております。

なお、職員に対する服務規律の保持等につきましては、年末年始を初め、事柄の必要性に応じ、その都度、任命権者、所属長から飲酒運転や違反行為は絶対しないように、朝礼や会議等の中で注意を喚起しております。

今回、福岡市職員、その他公務員の飲酒運転が頻発しましたので、特に飲酒運転をすることがないように、喚起を促す通知を行ったところです。

また、去る9月11日には緊急に課長会議を開催し、交通安全意識の高揚だけでなく、公務員としての高い倫理観と全体の奉仕者としての職業意識の確認徹底を全職員に図るよう、指導を行ったところでございます。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 本当に悲しい事故が多いです。特に交通事故というのは、我々も昔はトヨタに長くおりました。これほど怖いものはないなと思っております。ある日突然、あるいはきのうまで元気にしておられた方が、あくる日に帰らぬ人になるとかあります。これがまさに交通事故なんです。だから私たちもドライバーとして、それぞれの方々もそうでしょうけれども、ひやっとする場面がそれぞれあろうかなと思っております。絶対起こしてはならない、その中でも飲酒運転、これはもう言語道断ですね。

そして今規定をそれぞれおっしゃいましたけれども、死亡、けがで免職、あるいは最低停職とか、物損で停職とか、いろいろおっしゃいましたけれども、何でしょうかね、このこういうことをやらないようには、これはもう意識徹底しかないなと思って。幾ら意識徹底しておってもやる場合があります。しかしそれは別の問題であって、私の提案です。まず一つの質問ですけども、意識徹底を図るために、各課ごとにやっぱり朝礼をやられて、そのいろんな面、まだほかにも職務業務ありますけれどもね、そういうのをきちんと定期的に毎週、週1でもいい、そういうのをやられたらどうかというのが一つ目でございます。

それと2番目は、きのうの何か新聞にも載っておりました。各市町村の飲酒での処罰とか、そ

ういう内容が載っておったと思いますが。飲酒運転、先ほど飲酒運転は死亡、けがで免職とか、最低停職とか、今おっしゃいましたけれども、飲酒運転等の懲戒処分の基準を見直す考えないか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、意識の徹底をするために朝礼をやるようにしたらどうかという御質問だったと思いますけども、現在も朝礼を実施している部署もございますし、課内会議、あるいはリーダー会議という形でやっておるところもございます。私も週のうち月、火、水は各課の朝礼に参加をさせていただいておるという状況で非常に業務の確認、あるいは意思疎通を図る上で、非常に有効な貴重な時間だというふうに、私も思っております。

まして、一日の始まり、あるいは週の始まりに皆が集まって、まずはおはようございますというあいさつをするという、朝礼はそれだけで十分効果があるのではないかなあというふうに私も実は思っております。一日の仕事はこれから始まるぞというふうな、そういう意識付けにもなりますし、職場のコミュニケーションづくりにもなるということで、非常にいいことだなというふうに思いますので、今後やってないところも含めて、庁議の場あるいは課長会議の場、あるいはそういう、言える場所では、そういうのをぜひやっていただけるように、積極的に朝礼をしていきたいというふうに思っております。

それから懲戒処分の基準を見直す考えないかということでございますけれども、実はこの懲戒処分は当初、水俣市は実は非常に厳しい処分でした。それがもう今普通になりましたので、議員おっしゃるとおり、もう少し見直しをして、厳しい規定をちょっと考えてみたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目のこれは質問じゃなくて、要望として終わりたいと思います。

今、部長の方から朝礼はきょうのスタートだと、おはようございますというだけでも気分が爽快になって気持ちがいいという、まさしく私もそのとおりであると思います。かしこまってする必要はないんですね。いろんな話の場として、朝のスタートのまずスタートする前の段階として、朝礼を長くしなくてもいいんですよ。「おはようございます」、そういうお互いに言葉を交わしながらやって、庁舎内が活気のある明るい元気な職場になることを期待して終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 以上で、淵上道昭議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時35分 休憩

---

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉田正和議員に許します。

（吉田正和君登壇）

○吉田正和君 おはようございます。

吉田正和でございます。

さて、御承知のとおり、水俣の景気は非常によくありません。市の財政状況は徹底した財政改革により、財政再建団体に転落するかどうかを決める主な指標である公債費比率が大変に改善されておりますが、民間の景気は悪くなるばかりの感があります。

大都市では、景気が大変よいように報道されておりますが、少なくとも水俣ではそれを肌身を感じることは到底できません。商店街がシャッター通りと呼ばれだして、既に久しく、また少しでも条件のよい求人がハローワークに出ると、大変な数の応募が殺到するわけですが、このことはとりもなおさず、それだけ無職者が多いということを意味しています。

もっと申し上げれば、あすにも倒産しかねない企業もたくさんあります。温情のある経営者が従業員を路頭に迷わさないため、絶対に解雇せず従業員に払う給料のために大きな借金を抱え、経営者自身は一円の給料ももらってないところもあります。

そうでないところでも、一家の大黒柱がいつリストラに遭うか、家族は毎日ドキドキしながら、生活しているわけであります。実際にリストラされれば、その家族は路頭に迷うわけで、家族も離散するかもしれません。

幕末の偉人勝海舟は、自著「氷川情話」に政治の基本・土台は経済であると書き切っております。また、こうも書いております。見なさい、いかに仲のよい夫婦でも金がなくなって家政が左前になると、犬も食わないけんかをやるではないかと、つまり、経済がしっかりしていなければ、ただそれだけで人心はささくれだち、もめごとがたくさん発生するということです。そこで、勝は最後にこう言います。世間では不景気だなどと嘆いているが、これは上に立つ人の心がけひとつで随分救済の方法もあるのだ、また、熟考の上で決行すれば、やれないことは天下にないさとも言っています。とにかく人間たるもの、食わなければ死んでしまいます。そういう意味では、経済は政治の基本、土台であると、当然の事理をしっかりと確認する勝の考え方は正しいと言わざるを得ません。

では、次に、経済を明るくすると言いましても、どのようなやり方でもよいかというと、そうはまいりません。個人が金を稼ぐ場合であっても、どのようにして金を稼ぐかは、その人の人生哲学、価値観、生き方などというものと不可分の関係にあるからです。他を搾取してまで金を稼ぐのはよくないという哲学もあるでしょうし、ばくちで稼いだり、恐喝して稼ぐのもよくないと



する考え方もあるでしょう。それは自治体であっても、全く同じことのように思われます。自治体といいましても、そのベースはさまざまな経験や歴史、苦楽をともにしてきた広い意味での運命共同体であり、価値共同体であり、さすれば、そこに一個の人格を認めることができるからなのです。

そして、水俣という人格的存在の性質を決定的に規定したのは水俣病の経験であります。私は、このことをさんざんピラ等で書き散らしてまいりましたが、大事なことですので、改めて確認したいと思います。

水俣は水俣病で筆舌に尽くしがたい苦しみを味わってきました。残念なことに、その苦しみは現在進行形であります。もう二度と同じ過ちを繰り返してならないのはもとより、また世界じゅうのだれにも同じ苦しみを味わわせてはなりません。水俣は環境汚染の恐怖、辛苦、愚昧を世界じゅうのだれよりも知っているので、世界一の環境先進都市になる責務があります。もっと言えば、世界一の環境先進都市になりましたと、子どもを初め、水俣市民のすべてが自信を持ってだれに対しても言うところにまで到達しなければなりません。そこまでいけば水俣の子どもたちに対する差別もなくなるでしょう。水俣は水俣病から逃げることはできません。水俣病は水俣にとっての生い立ちであり、だれも生い立ちから逃げることはできず、それとともに生き続けなければなりません。もっと未来志向的な言葉を使って申し上げれば、環境モデル都市として生き続けるしかない。世界一の環境モデル都市になって、環境保護施策において、世界的リーダーシップをとることが水俣の運命、宿命であり、世界が課した役割と思われるのです。

ですから、水俣は環境保護施策で食っていかなければなりません。では、どうしたら環境で飯が食えるか。それはもうこれを徹底的に実行して、ナンバーワンとオンリーワンの両方に同時になっていく、これしかないと思われるわけです。

かつて、吉井元市長が、環境も徹底すれば、それは飯が食えるという趣旨のことをおっしゃられたと思いますが、そしてそのルールまで敷かれたと思いますが、それはその限りで絶対的に正しいことだと思われま。我々の政治ジェネレーションはそれを具体化して、現実的に経済活性化に結びつけていかなければなりません。ちなみに、世界一の環境モデル都市になれば、世界じゅうから視察者がひっきりなしにどんどん押し寄せてくると思われますが、中途半端に終われば、やらなかったよりも、より悪い状況に陥ってしまうことも肝に銘じておかなければなりません。

そこで、環境保護施策でありつつ、しっかりと経済活性化にもつながる施策の一つとして、風力発電を提案したいと思えます。これについては、先輩議員がかつて視察に行かれて勉強されたように伺っておりますが、数日前、私も熊本学園大学主催の環境に関する国際会議に参加してまいりましたが、その際に学園大のある高名な教授とエネルギー問題について、少しお話をさせていただいたところ、開口一番、風力発電を薦められました。

ちなみに、新聞報道にもございましたが、私が所属する政党は過日、原子力発電を積極的に推進するという方針を固めました。要するに、積極推進ということは、日本中に原子力発電所をつくりまくる、ということでもあります。アメリカがスリーマイル島の事故により、また、ヨーロッパ各国がチェルノブイリ等の事故により、保守、革新勢力を問わず、今後、原発をなくしていこうという方針を固めている中で、大変に衝撃を受けた次第であります。

風力発電を積極的に言うことで、私はまたしても所属する政党から除名の危機に陥ることになりますが、私はそういう覚悟で質問いたしますので、執行部におかれましても、不退転の決意で明確な意思を表示していただきたく願う次第であります。

これに積極的に取り組むつもりがあるか、お尋ねします。

次に、産廃問題についてお尋ねします。

この問題は水俣病を経験したまち水俣、環境モデル都市水俣のアイデンティティーにかかわる問題ですので、前回の6月議会でも申し上げましたが、この問題が解決する日まで、もしくは私が議員でなくなってしまう日まで、しつこく質問してまいりますので、どうぞ御了解をいただきたいと思えます。

さて、過日、県の指摘により、IWDによる産廃最終処分場建設予定地内に国有地が存在することが明らかになりました。

ところで、国有地が国の財政事情が逼迫していることもあってか、どんどん払い下げられています。もちろん、当該国有地も所得が可能と思われます。そして、これを取得した場合、常識的に考えても、建設は阻止できるものと推測されます。

そこで、お尋ねします。

極めて阻止効果の高い、場合によっては決定的な阻止効果を持ち得る今回の国有地取得作戦を断固たる決意のもと、進めるつもりがあるのかお尋ねします。

最後に、産廃搬入道路の拡幅工事の凍結の件ですが、前回の6月議会でも質問いたしましたが、明確な答弁をちょうだいできませんでしたので、今回、改めて質問いたします。

野川地区で道路の拡幅工事が行われています。この道路は、搬入道路として使うと産廃業者が県に提出した方法書という書類に書かれています。それも予備ルートではなく、メインルートとして使うと書いてある道路です。

ところで、福井県池田町というところでも産廃問題がありました。ここでは搬入道路が狭いという理由で、産廃が不許可になっております。要するに、道が狭いという理由だけで産廃を不許可にできるということです。

しかしながら、当市においては、この拡幅工事はいまだに凍結されておられません。

市長はふだんより1%でも阻止できる可能性のある手段はすべて実行すると表明しておられま

すが、池田町の事例をそのまま当市に当てはめるならば、100%阻止できる手段を実行をしていないということになります。

この工事を凍結することを決断するつもりがあるのかお尋ねします。

本段からの質問は以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 吉田議員の御質問に順次お答えします。

まず、風力発電については福祉環境部長から、産廃問題については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（緒方誠也君） 風力発電について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 風力発電についてお答えします。

地球温暖化を初めとする地球環境問題が顕在化し、京都議定書も2005年2月に発行され、環境負荷の少ない石油代替エネルギーである新エネルギーの導入促進が重要となってきております。

新エネルギーの中でも、風力エネルギーは太陽光エネルギーとともに、有力な再生可能エネルギーで、二酸化炭素、硫黄酸化物等の大気汚染物質の排出を伴わない、クリーンなエネルギーであります。

風力発電は、既に欧米では相当容量の商業運転が行われ、2004年末現在、ドイツでは1,663万キロワットを発電するなど、世界の風力発電総設備容量は4,757万キロワットに達しております。

日本においては、2005年3月末現在の導入総設備容量は約93万キロワットであり、設置台数は924基であります。うち、九州におきましては、約20万キロワット、199基であり、県内におきましては、荒尾市の三井グリーンランドの遊園地を電源として、250キロワットが1基、天草市五和町の市営施設用電源として300キロワットが1基と、売電事業として産山村の600キロワットが1基、西原村のグリーンパワー阿蘇1,750キロワットが10基あります。

また、2005年10月には阿蘇に600キロワットが2基、300キロワットが1基の売電事業が開始されております。

国の導入目標は、経済産業省の総合資源エネルギー調査会報告で、2010年度までに約300万キロワットと定めて導入を推進しております。

本市における風力発電設備設置の場合、平成9年度に策定いたしました水俣市地域新エネルギービジョンでは、風力発電導入の目安となる年間平均風速毎秒5メートルの地点は、これは本市

東部の大口市との県境並びに球磨村、芦北町との町村界付近の山間地、鬼岳と出水市との県境の矢筈岳付近の山間地域の26カ所を挙げています。

独立行政法人N E D O技術開発機構では、風力発電における経済性の検討を実施しており、建設コストと運転保守費につきましては、以下の状況でございます。

まず、建設コストでは、風力発電システムの建設に必要なコストは、風車本体、電気設備、土木工事の整地、基礎、仮設道路等、風車据つけ工事、電気工事の費用等から構成され、さらに、複数基からなる連系する系統の状況によっては、別途、電力会社への工事費負担金が必要となります。

2000年3月までのN E D O補助対象事業における風力発電システムの建設コストは500キロワット以下では、1キロワット当たり30万円から65万円、複数基の風力発電設備からなるウインドファーム等の750から3,000キロワットの範囲では1キロワット当たり25万円から30万円となっています。また、2003年の欧米における建設コストは陸上で1キロワット当たり約11万円、洋上では1キロワット当たり約22万円となっております。

なお、建設コストには、一般的にかなりの幅があるのは、導入規模の違い、導入機種の内産機、輸入機の違い、設置場所の立地条件の違いなどと分析しています。

運転保守にかかる費用としては、風車本体の点検費用、電気設備関係の点検費用、損害保険料、税金等があり、風車本体の点検費用は、メーカーあるいはメンテナンス会社等との保守契約の費用で、出力規模や設置台数によって変わるものの、おおよそ1基当たり年間100万円から300万円程度である。また、電気設備関係の点検費用は、年間数十万円程度としております。産山村の600キロワット1基の総事業費は約1億8,000万円、五和町の300キロワット1基の総事業費は約1億2,200万円で、出力が小さければ割高になります。

また、N E D Oの補助が事業費の45%ありますが、本市の費用負担も相当な額になるものと思われれます。

また、N E D Oが分析する風力発電の損益分岐点としては、売電単価1キロワット時間当たり11円とした場合、年間平均風速毎秒6メートルで、建設コストが1キロワット当たり約25万円が一つの目安といたしてございます。

欧米との導入規模の違い、設置場所の立地条件の違いはあるとは思いますが、建設コストの差が大き過ぎる点は重大な課題であろうと考えます。

また、風力発電には、年間を通して風さえあればエネルギーを生む、化石燃料のように枯渇しない、再生可能なクリーンエネルギーは地域住民や将来を担う子どもたちに、エネルギーと環境に関する教育の場を提供することができるなどのメリットがあります。

その反面、風力発電の導入後の運転実績については、故障、事故による運転時間の減少、予想

と異なった風況等により、初期の予想より低い発電量という事例を見受けられ、事業性に影響を及ぼすとともに、風力発電装置の大型化に伴い、騒音、電波障害など、周辺的环境への影響も考慮する必要があります。

風力発電には、素晴らしいメリットがありますが、多額な投資を行いながら、予測不可能な環境との協同でもありますので、今後の風力発電設備装置の能力向上とコスト低廉を見きわめながらの検討が必要であろうかと考えます。

現在の水俣市におきましては、風力発電装置を設置することは、非常に困難であると、そのように考えております。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

答弁をお伺いいたしてありまして、まず私が感じた印象といいますのが、どちらかというところ、できない理由をたくさん並べられたのかなと。なかなかかけができないといいますか、行政の立場であれば、それはもう非常にそういう答弁になるのは、私も理解はいたしておりますけれども、やはり頑張ればできるという理由もぜひこう探して、本当は羅列していただきたかったんですけども。私は頑張ればできるという視点から、理由を今からちょっと述べていきたいと思うんですけども。

まず、総論的に申し上げれば、効果的な政府の助成策というのが、物すごい勢いでふえてきているものですから、特に90年代後半から、風力発電の設置というのは、もう至るところで行われているという、一般的状況があります。

先ほど風力発電機的能力向上を待たなければいけないという話ございましたけれども、これについては、もう通説ですが、日進月歩のやはり技術開発が行われているということでございます。

例えば、一昔前は最低でも5メートル以上ないと、ペラが回らないとかというのが普通だったんですけども、最近はこういう表現がしてありました。木の葉が落ちるぐらいの風で回るやつもあるそうです。数字で言えば2メートルぐらいあれば十分ペラが回ると。またそれが採算性を持てるかどうかは、また別の議論ありますですけども、先ほど、NEDOの種類を挙げられて、例えば6メートルが損益分岐点のようなお話もありましたけども、別の学説によれば、5メートルとか、4メートルとか言ってる説もありますので、ここも研究する意味があるのかなというふうには思います。

あと、コストのこともおっしゃられました。確かに多額の費用がかかりますが、これも技術と同じく、急速なコストダウンがされております。私も驚きましたですけども、デンマークではここ20年で何とコストが80%削減されております。ですから、風力発電につきましては、もう数年前のデータがもう今の現状に合致しないという場合もありますので、ですから最新のデータで、

もう一回研究されたいという気はいたします。

ちょっと各論的に申し上げますと、まず経済効果ですね。これはやはり一般的にもう今言われてますが、しっかりとやっぱり経済効果は出ると。産業として成立するレベルには達しているということです。

ちなみにデンマークでは、風力発電を世界に先駆けて取り組んだもんですから、優秀な風力発電機を製造しておりまして、世界各国にそれを輸出しておるもんですから、風力発電機を輸出するだけで、大判小判ざっくざっく状態であると。もうしっかり経済活性化につながっているということでもあります。ちなみにデンマークの風力発電設備容量といいますのが、日本と比べますと、約800倍という数字も出ております。逆に言えば、日本800分の1ということです。

愛知県の田原市ですね。ここはかなり風力発電に限らず、環境にやかましい自治体でありまして、平成19年の3月ですから、約半年後ですけれども、その時点では田原市、全世帯数が2万ありますけれども、それを1万超える3万世帯を賄う電力を風力発電でほぼ100%賄う予定になってるといふ話であります。現時点でも、既に2万世帯を賄っているということです。

ここはデンマークと比較しましても、先進地と言えるのではないのでしょうか。売電収入は、年間数億円ということでございます。

高知県の檮原町、ここは町なんですけれども、町営で建設費4億5,000万円で風力発電機を設置いたしまして、毎年3,000万円を超える純利益を生み出しているということでございます。この額は人口4,900人の檮原町の町税の1割に当たる額ということです。この利益を、檮原町では太陽光の補助金に回し、太陽光発電機もどんどん設置されているということでございます。ここはもちろん先進的な事例ですね。そのほかの経済効果ですが、先ほどお話ありましたけれども、風力発電は温室効果ガスを一切出しませんので、ここ数年排出権ビジネスというのが随分、やっぱり成長してきてますですね。ですから、恐らく風力発電が排出権取引の対象になる可能性も将来的には出てくるというふうに考えられますので、そこもぜひにらんでいただきたいと。

また、ほかにも再生可能エネルギーというのがありますが、風力発電が一番その中で採算性が高いというふうにも言われております。

また、設置工事も、かなり大型の機械になりましたら、地元の建設業者等に発注すれば、地元の経済効果もアップすると。

次に、資金調達、これも昔と比べますと、かなりやはり支援制度が発達してきております。もちろん、市単独で工面するのが厳しければ、第三セクターという方式も考えられると思うんですね。株式会社形態にして、出資を募るということもあり得ますでしょう。あとは補助金ですが、今まではNEDOが中心になっておりましたけれども、NEDOに限らず、NEF新エネルギー財団というところも補助金を出しております。あと経済産業省の直の補助金もあります。NED

〇は経済産業省のもとと外郭団体ではありましたが、直の補助金もあるということですね。

あとほかに融資を得てやるやり方もありますですね。この場合は、市が直接やる場合であっても、第三セクターでやる場合であっても考えられるかと思えますけども、例えば融資形態としてはコーポレートファイナンスとか、プロジェクトファイナンスというのが一般的な手法だというふうに書いてあります。この2つの手法でいきますれば、担保というのが事業開始後の収益や、発電機に設定するというものですから、最初はなくても別にそれは全然構わないということです。

あとは政策投資銀行も融資をしておりますですし、あとは大手銀行もかなり入ってきてます。あと大手銀行と地銀の協調融資というパターンもかなり出てきております。この辺は最近新聞報道でもかなり出てくるかと思えますけれども。

あとその他の資金調達の方法としては、例えばデンマークは共同組合方式ですね。市民が少額の出資を出していると。これで風力発電が広範に広まったというふうに言われております。あとはグリーン証書による補助というやり方もあるでしょう。

先ほど、もしつくった後で、例えば風が余り強くなかったであるとか、例えば台風が来てペラが壊れたとか、そういうリスク管理のお話もされましたですけども、最近は大損保による保険が、台風が来てペラが飛んだとかというのに対処できる保険をしっかりと完備されておりますので、そこも視野に入れていただければというふうに思います。

ちなみに、資金調達についての具体例、もう少し敷衍して申し上げますと、例えば北海道での国内最大級の風力発電は、東京三菱UFJ銀行と地元地銀による協調融資が行われておりますし、UFJはほかに秋田の市民主体の計画にも3億円の融資をいたしております。あとは小型の風力発電ですね、これはもう本当その風があるかないかでもペラは回り始めるんですけども、これに対してはおととしから環境省も補助を始めているということでございます。

ちなみに、大前提として水俣にその営業性の風が吹いてないとうちにもならないですけども、NEDOとか、その風況マップ持っておりますけれども、ただ、これは水俣の、多分ある1カ所で測定しているもんですから、風況といいますのが、ちょっと調べたところによりますと、ピンポイントではからないと全くわからないそうでもあります。例えばちょっと建物があっただけでも風が全くなかったりとかあったりとかということでございますので、ですから水俣の風、一般論では申し上げられないところであります。ですから、水俣でもよくちまたで風が強いと言われておりますが、例えば明神であるとか、夕陽が丘であるとか、もしくは恋路島、あの海岸付近というのは、建物とか全くないもんですから、市街地よりは風が強いのは当然ですね。あとは中尾山であるとか、ただ中尾山の場合は送電線の問題とかありますので。あとはチッソの八幡残渣プールのあるあたりですね。あそこの残渣プールの壁になってますのは、市道ですから、あの辺の上

に建てるのも、非常に風が強いかと思われま。あとは、洋上発電の話ですね。オフショア発電と言っておりますけれども、洋上などは非常に風が一般論として強いですし、もっと申し上げれば、洋上の場合は、一般論で言えば、土地取得費用も省けるということもございます。ただ、もちろんその漁場にかかる場合は漁業権補償の問題とか、別途出てくるかとは思いますが、あとは法的規制もたくさんありまして、何十という壁を越えないといけないんですけども、ここは特区構想でクリアしようとしている自治体もよそで出てきてますので、これもぜひ研究していただきたいというふうに思います。

結局、その風力発電といえますのは、環境にもよくて経済活性化にもしっかりつながる可能性がございますので、水俣の景気が、先ほど申し上げたとおり、非常に悪い状況でありますので、全くの猶予を許さないという認識をしておりますので、ぜひこれに本気で取り組んでいただきたいというふうに思いますが、そのおつもりがあられるかどうかお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 吉本環境福祉部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第2の質問にお答えいたしますけれども、水俣市がいわゆる、環境モデル都市といえますか、世界の環境先進都市を目指すということは、まさしく人類にとっても大きな掲示をもたらすものというぐあいに私考えますし、そういった意味で、再生可能なこの風力発電といえますか、クリーンなエネルギーを当市に導入することは、それなりに価値があるのかなというぐあいに考えております。

先ほど、建設コスト、あるいは保守経費など、イニシャルコストからランニングコストまで、相当かかると、相当な経費がかかるということでも申し上げましたが、できない理由を述べたわけではございませんけれども、平成9年に風況調査を確かにやっております。水俣市全域を186のブロックに分けて、ポイント、ポイントでやっております。その中で得られた、その年平均風速といえますか、毎秒5メートル以上のポイントというのが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、矢筈岳の付近であったり、あるいは鬼岳のところに若干、1ポイントございますけれども、あとは芦北町と、それから球磨村、人吉、いわゆる大関周辺の山間地域ですね。最大風速で6.9ぐらいの秒速を得られたところもございますけれども、そこが数十ポイント、都合合わせて26ポイントが風況が得られるということで、可能かなという調査をやっております。

頑張ったらできるんじゃないかということをおっしゃいましたが、頑張ってもできない決定的な理由がここにあるわけですね。といえますのが、いずれの地域も平成15年土砂災害経験いたしましたけれども、確かに風の道でございます。風の道は雲の道でありまして、雲の道は雨の道です。そういった土砂災害の危険性のある、この山間地域で有効な風が得られるということでございます。一般に言われている風力発電は、高さ50メートル以上の巨大な構造物になりますけれども、果たしてこういった巨大な構造物を、源流域であるこういった風力を得られるところに、建設し



てどうかと、私はそういった意味からも物理的にも、地形的にもこれはもう極めて困難であるというような見通しを持ってございますし、その他の地域もいろいろ検討はいたしますけれども、年間にコンスタントに風況を得られるところが、そういったところでないということでございますので、当市において風力発電、非常にクリーンなエネルギーということで進めていくにはふさわしいエネルギーであるんですけども、そういった地形的、地勢的な条件から、極めて難しいという結論をいたさざるを得ないということでございます。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 お立場上しようがないのかなという気はいたしますけども、一般の社会から見た場合、やはりできない理由を先にこう列挙してしまうというのは、ちょっと厳しい言い方申し上げれば、やっぱりお役所体質なんですね。前市長が脱お役所宣言というのをいたしまして、脱お役所宣言はもうなしですよというふうに現市長が表明されてない限りは、それは多分継続しているんだろうと思うんですけども。ですから、ぜひそこはやっぱりどうにかできる方向で考えていただきたいと。

ですから、先ほど私、例えばさっきは小型の風車というのが物すごい発達してきてるんですね。マイクロ風車と呼ばれているみたいですけども、それこそ、先ほど申し上げたような、その木の葉が落ちるような風の程度でも回り始めると。ただ、それが採算性があるかどうかは別として、それも研究していただきたいということですね。ですから、例えば50メートル前後というお話されましたけれども、小型の風車であれば、その問題をクリアしてきますですし、ですから可能性はやっぱりゼロではないので、そこを研究していただきたいと。できないものをつくれというふうに申し上げているわけではございませんので、ですから前向きな方向で研究だけでもしっかりとさせていただけるかどうか、質問にいたします。

よろしくお願いします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、部長の方から申し上げましたけれども、私も地理的には無理ではないかなと、難しいんじゃないかなという感覚であります。

いろいろ今議員から情報を提供していただきまして、私も初めて知るような新しい情報も提供していただきましたし、新たな発見もさせていただいたところでございます。

私が一番考えますことは、やはり採算性の問題じゃなかるうかなという思いもしております。

新しい情報をいただきましたので、それも含めまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、産廃問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃問題について順次お答えします。

まず、建設予定地内に存在する国有地を市で取得すれば、相当な、場合によっては決定的な建設阻止効果が推測される、そのおつもりかという御質問にお答えします。

産廃処分場建設予定地内に存在する国有地とは、かつて開拓地として整備され、その後、各個人に売渡済みの土地内にそのまま残されている開拓道路のことです。その現況については、不明な部分がありますので、計画予定地を含む一帯で既に始まっている、今年度の地籍調査で位置等を確定する必要があります。

この国有地である開拓道路は、株式会社 IWD 東亜熊本が現在計画している管理型最終処分場のほぼ真ん中に位置しているため、事業者は、この土地を確実に取得しなければ、現在の計画のままでは、処分場建設を進めることはできません。

この土地の確保は、事業者にとって処分場建設を進める上での大きな課題であると言えます。

このようなことから、市としましては、この土地を有効な利用計画のもと、ぜひとも取得する必要があると思います。

今後の売り払い手続は、農地法及び国有農地等売払事務処理要領にのっとり、県の担当課及び九州農政局で進められることとなります。

しかし、本市が当該国有地を取得するためには、有効な公共利用計画が必須条件となりますので、今後、庁内対策委員会を中心に、具体的計画と、それに伴う予算案を検討し、取得に向けた準備を進めていきます。

次に、業者が県に提出した書類に搬入道路として使うと書いてある道路の拡幅工事が野川地区で行われています。この工事を積極的に中止するつもりはあるかについてお答えします。

本件につきましては、本年6月議会において、議員より質問をいただき、道路につきましては、慎重に対応していきたいと思っておりますと答弁したところでありますが、産廃建設を阻止するためには何があるか、道路問題も含めまして、いろいろな角度から協議をしているところでございます。

この道路につきましても、慎重に見きわめながら、この道路によって、もし産廃処分場の建設が阻止できると、そういう判断がされるならば、事業の凍結、あるいは中止、そこへ向かって考えていかなければならないと、そのように思っております。

これまで行われている野川の市道改良につきましては、補助事業であるため道路構造令等に定められた規格により、改良工事を行ってきたところであります。

この規格の中には、大型車両の将来通行量も考慮されたものとなっており、仮にこの市道がアクセス道路となるようなことになれば、当然この規格に沿った通行車両数なのか、それを超えるのであれば、意見書の中で記述しなければならないものと考えております。

また、このほか道路問題については、改良の計画がない県道であります平町通りや、ゴルフ場があります茂川地区から建設予定地の木臼野地区までの道路等についても同様の趣旨の事柄を意見書に盛り込みたいと考えているところであります。

議員も御存じのように、この道路は平成元年に着工後、17年ほど前から地域住民の強い要望を受け、また、貴重な土地の提供等の協力があり、現在に至っております。

地域の長年の願いがあと二、三年で完成というところを踏まえて、市としても慎重に熟慮の上、対応しなければならないと思っております。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

まず、国有地の一件の方ですけれども、基本的に国有地取得の方で進めていくという答弁をちょうだいいたしまして、その点に関しては、大変に心強く思っておる次第であります。

それで、この問題をちょっと普遍して申し上げますと、一般に農地法の80条と省令と、あと特別措置法があったですね。それプラス国有農地と売払事務処理要領に従って事が進んでいくんだろうと思うんですけれども、その中に利用計画云々という話も確かに出てきております。

もちろん利用計画の方は県や国の審査、パスするレベルでは最低限に練り上げる必要があるでしょうし、欲を言えば裁判にも耐える程度のものであれば、なおかついいんだろうと思っております。

ただ、80条でいきます場合は、売り払いということですから、もちろんある程度の対価がかかりますですね。ただ、その価格については国有地でもありますし、場所を考慮しても、非常に安価であるということは推測されますけれども。県の方からは、とりあえず農地法80条の話が来ているかと思うんですけれども、農地法の方を見ますと、74条の2ですね。こちらは道水路に限定した条文でして、その国有地というのが、財産中の開拓道路というふうに私も聞いておるものですから、そうするとこの条文にも該当する可能性があるのかなあとも思ったものですから。こちらの条文でまいりますと、その市町村に対しての道水路については譲与するという文言が使われておりますので、譲与はもちろん無償譲与ですね。ですから、ただでゲットできる可能性もありますので、こちら辺の法体系はどうなっているか、私も余りつまびらかではないんですけども、その可能性もゼロじゃないのかもしれないので、ここもいま一つ検討していただきたいというふうに思います。

最終的にその国有地で市で取得できた場合に、どのようなその法的効果といたしますか、建設阻止効果が発生するかといたしますと、熊本県産業廃棄物指導要綱というのがありますですね。この18条に基づく処理施設の立地に関する基準というのがあります。そちらの第4条、充足条件を定めているところに、文言そのまま読み上げますと、第3に掲げる処理施設を設置するものは、指

導要綱第20条第1項に規定する事業計画書の提出時には、第5及び第6に規定する状況を満たさなければならない。第5及び第6に規定する条件ですが、第6のところを申し上げますと、立地要件捧、次の要件を満たしていること。ア、予定地の使用権限承諾が得られていることとなっておりますので、文言解釈をする限りでは、その国有地を市で取得すれば、業者としては事業計画書の提出要件を満たさないということですから、申請書が県知事に上がらないということですね。ですから県知事に上がって、知事が判こを押すか押さないか迷うというところまでいかないと。要するに提出要件を満たさないということは、門前払いということですね。ですから、こういう建設阻止効果、法的効果が発生するように読めますので、この作戦についてはもうぜひ不退転の決意で臨んでいかれるかどうか、確認いたしたいと思います。

今の質問です。

それと今度は、野川地区の道路工事の一件ですが、前回の6月議会の答弁の中に、こういう答弁がございました。

現道は幅員も狭く、屈曲部も多いため、交通量の増加及び車両の大型化による通行に支障を来し、地域住民の生活及び産業観光の振興に大きな支障となっておりましたと。道はとにかく狭いと、屈曲部も多いと、交通量も増加していると、車両が大型化してきていると、これには10トンダンプも含まれるかもしれませんけれども、住民の生活に支障を与えているのはもとより、産業の振興にも大きな支障に、もう既になっていると、なっておりますという過去形使っておりますので、ですから、この産業には処分場建設も私は含まれると理解しておりますけれども。

方法書に対する知事意見ですね。これもちょっと文言読ませていただきます。

計画されている搬入路は非常に狭く、運搬用車両の通過により、住民や一般車両等に危険性及び恐れがあると思われる。よって、現況交通量の調査から車両の運行管理計画を作成し、予測評価を行うとともに、必要に応じて別ルートから搬入することも検討すべきであると。やはり非常に狭くという文言、言葉使ってますし、住民、一般車両等に危険が及ぶというふうに言ってますですね。

方法書に対しての今度は市長意見です。交通量が多い、知事意見と一緒にですね、狭小な部分も多い——やはり狭いんだということを言っているわけです——と思われるが、交通量予想、安全確保策は一体どうなっているのか心配であるというふうに言っているわけですね。この3つの答弁、意見に共通するのは、やっぱり道が狭くて危険だということですね。

先ほど申し上げましたとおり、福井県の池田町ですが、私もう何遍もあちらの方に確認いたしましたけれども、何回も申請やってるんですね。結局その申請するたびに、いろいろな問題は業者の方がクリアしてくるんですけども、最終的にはねた理由というのが、道が狭いという1点だったんですね。これは、法的に申し上げれば、廃掃法15条の2第1項第2号ですね。その産業

廃棄物処理施設の設置にかかる計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設にかかる周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について、適正な配慮がなされるものであるということ、つまりもっとまとめて申し上げれば、周辺地域の生活環境の保全について、適正な配慮がなされていない。結局、それで15条の2第1項第2号に抵触するので、不許可ということですね。ですから道が細いということは、もうそれだけで法的にクリアできず、不許可になったという事例ですね、福井県の池田町では。

ですから、福井県池田町の事例をそのまま水俣に当てはめれば100%とまるんですよ。事例そのまま当てはめればですね。ちなみに予備ルートとして袋のルートがありますけども、ここももう本当に狭いです。特に南袋の鉄橋の下あたりは、もう離合できないのはもとより、その10トン車通るだけでも危ないんじゃないかというぐらいの広さですよ。もう一つの予備ルートは鶴田橋の方からですけども、鶴田橋はまだちょっと確認してませんが、交通規制がかかっていて10トン車が通れないとか、何とかという話もありましたけども、ただ、そこ交通規制がかかっていなかったとしても、鶴田橋ルートも結局野川の道でメインルートと合流しますから。ですから、道の一件で福井県池田町の事例を当てはめれば産廃とめられるんじゃないかというふうに、普通には考えられるわけですね。

もちろん、この道路工事拡幅についてはいろんな事情があるのは、私も承知いたしております。ただですね、ここで政治とは何かという一般論からちょっと説き起こしてみたいと思うんですけども、政治というのはやっぱり市民を幸福することであると。その市民全体の幸福度をアップすることである。あくまでも市全体、換言すると不特定多数の幸福度をアップすることであると。特定の個人、特定の組織、団体、地域、政党、政治勢力のために政治をすることが許されないのはもとより、それらとのしがらみで政治もしくは政策判断を曲げることは絶対に許されません。この搬入道路の拡幅工事凍結の一件ではいろいろな背景、事情やしがらみが存在するのは、私も十二分に承知しております。この搬入道路に利害関係を有する人たちから嫌われて、私は次の選挙で落選するかもしれません。しかしながら、それがどうしたというのでしょうか。全市民のためにここ一番という大問題で、ここ一番という大決断をして、正々堂々と選挙に落ちるならば、大変に光栄なことではないでしょうか。だれからも嫌われたくないとか、次の選挙も当選したいとか、そのような邪念があれば、政治家の判断は、私の経験上ですけども、必ず曇ります。そして、ここ一番という大決断ができなくなります。私はそのような覚悟で、この質問をいたしておりますので、市長におかれまして、私と同じような覚悟を決められて、ぜひとも大決断をしていただきたいというふうに思っております。

先ほどの国有地の一件で、100%とまるんだったら、それでいいんですよ。確かに国有地の一件でとまる可能性は私うまくいけば100%とまると思います。ただ、万が一うまくいかなか

たときは、あのときに野川の一件をきちっと手を打っておけばとまっていたのにと、それじゃ多分後世の批判に耐えられないと思うんですね。実際、国有地の一件も例えばそれこそうまくいかない理由をちょっと羅列させていただきますと、うまくいけば100%とまるんですよ、うまくいかない理由を挙げれば、例えば地籍確定で相手側からも訴えてきたりとかですね、もめて。県は1年後ぐらいにこの国有地の一件は話まとまるだろうと言ってますけども、もっと長くかかる可能性ありますでしょうし、あとは、その農地法8条を受けた、農地法施行規則第49条第1項ですね。手続対象者が売り払いの申し込み可能とされている手続対象者は第一優先が農地法80条第2項で規定する買収前の所有者、またはその一般承継人、この一般承継人というのは該当するものすべてが対象になると。ですから買収前の所有者、もしくは時間が相当たってますから、多分一般承継人のレベルの話になると思うんですけども、その一般承継人すべてが対象になるということは、そこをどこかの勢力から抑えられたら、そちらに売り払ってしまう可能性はあるわけですね。それは何百億というプロジェクトですから。そこまでやる可能性私否定できないと思うんですね。探し出そうと思えば探せるかもしれません。一般承継人が別にいいですよというときに、初めてその自治体に優先権が出てくるということですから。まあそうならないことを私は切望してはおりますですけども。

あとは、これは国有地等売払事務処理要領ですね。ここには原則として地方公共団体を優先して売り払いと。原則という言葉がやっぱりどうしても引っかかるんですね。原則という言葉は伸び縮みしますので、御承知のとおりですね。非常に引っかかります。

あとは、これは三重県庁のやっぱりその農地等の売払事務についての内部文書ですけども、そういう事務をする場合に、いろんな問題があるということも書いてありますので、これは前の北川知事が多分そういう方針で書かせたやつだろうと思うんですけども、非常によく分析してありますので、ちょっと読ませていただきますと、農耕、売り渡しの見込みのない土地については、農地法による旧所有者（承継人）の買い受け意向を確認することとされています。しかしながら、戦後60年近く経過した現在、旧所有者（承継人）調査が困難なケースがふえており、早急な処分促進を図る上でネックとなっていますと、土地の所在特定境界確定が困難な事案が多くなっており、売渡登記未了事案が見受けられますと、そうしますと登記されていない場合は、第三者が登場したり、民法の177条の問題が出てきたりとかあり得ますでしょうし、あと、ほかに農林省所管道水路敷は無籍地のため、公図をもとに境界確認を実施しているが、現地と公図の相違等の問題も多く、境界確認に困難をきわめるケースが多くなっております。当該事務は戦後60年近く経過した現在、当時の処分状況を知る者が少なくなり、当時の資料収集とか困難になる中で、事務処理を行っているため、処分に至るまで非常に事務処理時間がかかりますと、ですから、県は1年と言ってますけども、どうも違う気配がやっぱりありますですね、これを読む限りですね。

もうちょっと続けます。

今日まで未処分のまま残っている土地の多くは何らかの理由があって処分されなかった処分困難な土地ということも原因だと考えられます。ちなみに、開拓道路がいわゆる農地法でいうところの道水路に当たる場合は、道水路については国有存地とされてますので、譲渡されてきてなかったという解釈もできますですけども、続けますけども、本件事務においては従来電話等の依頼により、資料収集できたことが不可能となりつつあることも時間を要する一因になっておりますと、登記是正件数も内容的に複雑な登記是正事案が多くなっております。

農耕利用見込みのない土地については農地法第80条の規定により、旧所有者（承継人）の意向確認を取ることとされているが、戦後60年近く経過した現在、旧所有者（承継人）調査が難航するケースがふえており、事務処理のネックになっております。開拓地区の道水路敷は当時農耕売り渡しした土地に必要な道路として、国は処分せず国有存地とした、これらの道水路敷地については農地法第74条の2による市町村への譲与制度があり、過去積極的に市町村譲与を行ってきましたが、市町村道路認定要件に満たさない道水路敷は市町村も譲与を希望しないため、これら農水省所管の道水路敷は現在も多く残っています。

戦後、一時期に大量の土地の処分がなされたことや、買収売り渡し当時は公図等も不備なものが多かったことなどの理由により、登記公図が不備なまま今日に至っているケースが多く見られますと、登記是正困難事務の処理促進のため、外部専門家への業務委託を行いますと、こういうようなことがつらつら述べてあるわけですが。

ですから、国有地の一件も、必ずしも、やっぱり机上では100%、うまくいけば100%とめられるんですけども、実際、こういうふうには違う理由も挙げることができるので、ですから、それを考えれば、やはり後になって、その野川の一件をとめておけばよかったということにならないようにですね。

もっと申し上げれば、質問になる部分なんですけれども、福井県で結局道が狭いということだけで、不許可になったということは、当然業者は知ってますよね、常識的に考えて。だとすれば、今その工事凍結の意思表示をすれば、明確に、業者としては、法的に不許可になるということは、それで当然に推測できますから、業者は凍結の意思表示後に全面的に撤退を始める可能性も出てくるわけですね、可能性としては。本当にそのまま撤退するかも知れませんが、まだぐずって残るかも知れませんが。その可能性は出てくると思います。だとすれば、もうこれ以上、市民の皆さんだって反対運動続ける必要なくなるわけですよ。これを決断しないがために、市民はずっとまだ反対運動続けたいといけないかもしれないということにもなるわけです。

私が市長の立場におったら、ここはもう何の迷いもなく決断するところです。

ですから、ぜひとも私と一緒に全面的に市長におかれましては嫌われ役を引き受けていただい

て、そこはもう大決断をしていただきたいところですが、そのおつもりがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員のお話をお聞きしながら、議員の阻止へ向けての非常に強いお気持ちをお伺いまして、大変ありがたく感謝を申し上げているところでございます。新しい情報もいろんなところから、仕入れていただいて、提供していただきました。今後ともに頑張っていたければありがたいなと思っているところでございます。

まず、第1点の国有地の確保について、不退転の決意でというような御質問でございましたけど、もちろんそのつもりは変わっておりません。今後も非常に有効な手段としてとらえておりますので、ぜひ今後もそれに向かって頑張っていきたいと、そのように思っております。

それから、工事の積極的な中止をできるだけ早目に決断すべきじゃないかという第2の質問でございます。私も池田町に行かせていただきまして、その様子を見てまいりました。今おっしゃるように、その道路でとまっているという話も伺っております。いつも申し上げておりますけれども、1%の可能性でもあればあらゆる手段を用いて対抗すべきであろうと思っておりますし、議員がおっしゃるように、この問題は結果がすべてであるということ承知しているつもりでございます。この産廃問題につきましては、私は表現がよくないかもしれませんが、一つの戦いであり、いろいろな角度から検討していかなければならないし、場合によってはいろんな駆け引き等もあるんじゃないかなと、そのように思っているところでございます。

ただ、そういうことから考えまして、すべてにおいてどの時期にどういう対処の仕方をするのが一番効果的であるのか、とめる方法の一番強い確実な方法としてなるのかということをやっぱり十分吟味しながら進めていかなければならないと、そのように今思っているところでございます。議員御指摘のように、時を逃したら悔いを残すんじゃないかというようなことも十分承知しているつもりでございますけども、やはり今の時点では多くの情報を集めさせていただきながら、その情報をもとにここだということにはやっぱり議員と同じようにしっかりした決断を持って対抗していかなければならないと、そういうように思っております。

いずれにいたしましても、阻止に向けて、すべてをかけて戦っていくつもりでございますので、今後とも御支援をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

とにかく情報収集に励まれて、ここ一番いうときには決断するというお話でしたが、私としてはこの道の一件については情報は集まり、ほかのいろんな問題との関連でもですね、まさに今決断すべき時期に来ていると思うんですね。ですから、今この質問をさせていただいているんです



けども。

例えば、明確に拡幅工事を凍結しない場合は、要するに中止ということじゃないわけですから、建前としては工事は続行されているということになりますんで、もし業者が申請書を出して、県として、先ほど、ちょっと申し上げましたけれども、廃掃法の第15条の2の第4項の規定ですが、前条第1項の許可には生活環境保全上必要な条件を付することができる、これはどの解釈が正しいか私わかりませんが、一つの解釈として、道路ができることを条件として許可しますよという可能性もゼロじゃないんですね。実際条件付きの許可はオーケーですよと条文上書いてあるわけですから、もしそうなったら例えば道路に用地を提供したくないとって、粘ってる人もおられるかもしれませんが、私は存じ上げませんが、おられるかもしれませんが、その人にも圧力が集中してくるとというのが普通ですよ。もちろん折れやすくなりますよ、個人で耐えないといけないんで。だからそういう個人に責任を転嫁するんじゃなくて、個人より強い団体としての市として責任を負うべきだと、その圧力かけられた個人はたまらないと思いますよ、もし折れちゃったら。それこそ水俣に住めなくなります。ですから、その一切合切の責任を私と市長でかぶりましょうよというふうに申し上げているわけでありまして。

ですから、先ほど申し上げましたとおり、福井県の池田町では道路が狭いということだけで不許可になったわけですね。工事には補助をもらっていますから、それがどうなるかということは私も知ってはおりますけれども、その業者としては、福井県のそういう事情は知ってるはずですから、ですから、水俣市がしっかり今この時点で明確な意思表示をすれば、これは永久に県からは許可が下りないというふうに業者も判断できますから、撤退を始める可能性が出てくるわけですね。そういう可能性があるにもかかわらず、今決断せられなければ、市民はずっとやる必要もない反対運動を今後も続けていかなければいけないということになってしまうかもしれないのです。

ですから、この決断をされるかどうか、できればイエスかノーの形で御答弁を最後にちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 確かに、今、いろんな情報はいただいておりますし、そのようなことについてもいろいろ検討をしているところでございますけれども、さきにも答弁の方で申し上げましたけれども、地域住民の強い要望とそういったものもあるというようなことで今申し上げたところでございますけれども、私の考えでは、現時点で中止と、現時点でこれをとめるという時期にはまだ至っていないと、そのように判断しておりますので、状況を見ながら、そして決断をしなければならぬ時期が来ましたら、先ほど申し上げましたように、決断をさせていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で吉田正和議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

---

午後 1 時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い順次質問を行います。

まず、初めに食育について。

食育基本法が昨年 7 月に施行されました。基本法制定の背景には、国民の食生活の乱れ、肥満などにより誘発する生活習慣病の増加などがあります。

政府は本年 1 月、同基本法を具体化した食育推進基本計画をまとめ、子どもへの食育を通じて大人自身もその食生活を見直すことが期待されるところであり、地域や社会を上げて子どもの食育に取り組むことが必要であると、食育推進の重要性を訴えました。

さらに、同計画案では推進計画を作成、実施している都道府県及び市町村の割合を都道府県 100%、市町村 50% 以上を努力目標と定めるなど、2010 年度までに達成すべき数値目標を 9 項目にわたり提示しています。

水俣市の食育基本計画と進捗率についてお尋ねいたします。

特に学校を主体として、子どもたちへの食育啓発にかかわる文部科学省では、子どもたちが望ましい食習慣を身につけられるよう、学校における食育への取り組みの推進を図ると、さまざまな事業、食育推進プランの充実を開始しています。

2006 年度予算案においては、前年度比より 35% 程度増の約 4 億 5,000 万円が計上されています。中でも、およそ予算の 4 分の 1 を占める、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業では、学校、家庭、地域が連携し、学校だけでなく家庭に対しての推進策について調査研究を行います。さらに、地域に根差した学校給食推進事業では、学校と生産者、また関係省庁が連携し、学校給食への地場産物の活用についての検討を進めるなど、地域全体で食育への取り組みを推進します。

そこで、最も重要となるのは、昨年 4 月から食育指導を充実させるために設置された栄養教諭制度です。栄養教諭は学校の中核となって児童への食育指導を行い、さらには地域や保護者との連携をもとに、各学校の食育推進計画を策定することが期待されています。栄養教諭の配置に関

しては、地方分権の趣旨から、地方公共団体や設置者に任されています。

また、公立小・中学校の場合は県費負担教職員となることから、都道府県教育委員会の判断により配置が決まります。

そこで、お尋ねいたします。

栄養教諭の必要性について及び現状についてお尋ねいたします。

食育推進及び環境学習に成果を上げている緑のカーテンをどのように認識されているかお尋ねいたします。

次に、図書館について。

文部科学省が7月公表した社会教育調査中間報告によると、全国の図書館の2004年度の児童一人当たり年間貸出者数は18.7冊で過去最高を更新しました。児童数は、前回2001年度の約730万人から約10万人減少しているにもかかわらず、本を借りた延べ人数は約123万人増の約2,287万人となり、貸出者数も約1,000万冊もふえて過去最高の1億3,491万冊となりました。

そこで、お尋ねします。

水俣市立図書館の現在の利用状況についてお尋ねいたします。

今日、テレビ、ビデオ、インターネットなどさまざまな情報メディアの発達、普及や子どもの生活環境の変化により、読書離れが指摘されています。このような深刻な状況をかんがみ、子どもがより読書に親しむ環境をつくるため、平成13年12月子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、学校図書館の充実を含む子どもの読書環境の整備について、国や地方の責務が明記されました。こうした状況を踏まえ文部科学省は、平成14年度を初年度とする学校図書館図書整備のための5カ年計画を策定し、毎年約130億円、総額650億円が地方交付税で措置されてきました。いよいよ本年平成18年度が、その最終年度となります。御承知のとおり、地方交付税で措置されたものは、各自治体で自動的に図書の購入費になるわけではありません。地方交付税は用途が制限されず、どう使うかは各自治体の裁量によるので、他の予算に流用されることもあります。

水俣市の学校図書館整備の小学校1校当たりの平均図書購入費の平成14年から18年度についてお尋ね致します。

次に、ブックスタート事業について。

この事業は、検診に参加した赤ちゃんと保護者に、赤ちゃん向けの絵本や、さらには赤ちゃんと本を楽しむ際のアドバイス集、図書館の案内や子育て役立つ地域の資料を無料でプレゼントする事業です。このブックスタート事業について平成14年3月議会で提案しました。そのときの答弁は、その効果について十分な検討が必要と考えますでした。4年半が過ぎましたが、どのような十分な検討をされたのかお尋ねいたします。

次に、ワンストップサービス（総合窓口）について。

水俣市の高齢化率は平成11年は24.7%、そのときの熊本県保健医療計画の人口推計では平成16年は27.8%と予測されておりました。しかし、平成18年7月においては29.2%に達し、超高齢化社会となっています。

私は、平成12年12月議会でワンストップサービス（総合窓口）を提案し、具体的な御答弁をいただきました。その後、検討されたことについて、どう結論されたのか、既にも実施されているものがあるのかどうかお尋ねいたします。

議会で検討すると答えられたことについては、行政内部においても何らかの報告を担当課等からなされているのではないかと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

現在、証明書発行申請書の簡素化、職員の親切な対応、説明に市民の皆様も喜んでいますが、超高齢化社会及び市民への真心サービスにはワンストップサービス（総合窓口）が有効な手段だと思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

次に、子どもの安全対策について。

平成16年3月議会で、子どもの安全対策として、防犯ステッカーについて提案をいたしました。その後どのように検討されたのかお尋ねいたします。

次に、子ども110番の家について、その後どうなっているのかお尋ねいたします。

青パトの活用状況についてお尋ねいたします。

次に、アドプト・プログラム制度について。

住民と行政による新たなパートナーシップの試みとして注目を集めているアドプト・プログラム制度があります。アドプト・プログラムは1985年、アメリカ・テキサス州の運輸局が地域住民に担当区域を割り当てて清掃協力を呼びかけたアドプト・ア・ハイウエーが始まりです。アドプトとは養子にするという意味の英語で、日本でも90年代後半から自治体での採用が始まり、全国で自治体など150を超える団体がこのシステムを採用しています。

各地で制度の詳細は異なりますが、街路や公園、河川、海岸など、ごみが散乱しやすい公共の場所を養子に見立て、行政側と合意書を交わして里親となった住民や団体が一定の区間を一定期間担当する形で、清掃や草花の植えつけなどの美化活動を行っています。行政は清掃活動の用具などを貸し出すほか、事故などの際の保険について責任を持ち、集められたごみを収集するなどして里親を支援します。公園や遊歩道に里親の名前も掲示する場合があります。

そこでお尋ね致します。

水俣市のアドプト・プログラム制度の現状についてお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

食育、図書館、ブックスタート事業及び子どもの安全対策については教育長から、ワンストップサービスについては私から、アドプト・プログラム制度については産業建設部長から、それぞれお答えします。

○議長（緒方誠也君） 食育について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 食育についての御質問のうち、まず、水俣市の食育基本計画とその進捗状況についてお答えします。

政府が平成18年3月にまとめた食育推進基本計画の中で、食育の推進の目標に関する事項として具体的に9項目の目標値が定められています。

現在、水俣市におきましては、この9項目について数値目標を掲げた形での計画の推進は行っておりませんが、食育に関する取り組みとして、9項目と一部重複するような内容で既に従前より行ってきています。本管内では平成16年度に県芦北地域振興局を中心に関係各機関と協議の上、水俣・芦北地域子どもの食育推進計画を策定し、推進してきているところです。この計画は平成15年からの5カ年事業となっている子どもの食育パートナーシップ事業の一環として、平成15年度に実施した子どもの食育実態調査の結果を踏まえ、保護者や保育園、幼稚園、小学校の代表、関係団体代表、NPO、県や市長の関係機関などの管内の食育に関係する機関等が連携して、子どもの食育計画策定部会を組織し、具体的事業を策定するとともに数値目標等を設定するものでございます。また、この策定部会におきましては平成17年度に子どもの食育プログラム集の作成も行っています。

本年度からは市内の関係機関がそれぞれで行っている食育に関する取り組みを生かし、さらに連携を深めるため水俣市食育計画推進部会を組織して、事業を進めております。

なお、子どもの食育パートナーシップ事業は19年度までの事業となっていますので、その後はこの事業をさらに継続、発展させながら再構築を図り、お尋ねの水俣市における独自の食育推進基本計画を策定し、事業展開を図っていきたいと考えております。

本市におきましては、これまでに累積された実績もありますので、一連の継続した取り組みの中で充実した事業が展開できるようにしたいと思っています。

次に、栄養教諭の必要性について及び現状のお尋ねにお答えします。

近年、食生活の乱れが深刻になってきており、その食を取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちが望ましい食習慣と事故管理能力を身につけることができるようにするため、より効果的な食に関する指導体制の整備が必要であります。このため、学校栄養職員の持つ食に関する専門性

に加え、教育に関する資質を身につけた者が食に関する指導を担えるよう、平成17年4月に栄養教諭制度が創設されました。栄養教諭は、生きた教材である学校給食の管理と、それを活用した食に関する指導を一体のものとして行うことにより、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待できると期待されています。また食に関する専門性を生かし、学校、家庭、地域が連携して食育を推進していくため連携・調整役としても重要であると考えております。

現状としては、栄養教諭の配置状況は平成18年6月1日現在で全国26道府県307名が配置されています。熊本県では現在のところ栄養教諭として任用されている人はいませんが、近い将来、水俣市におきましても栄養教諭が配置されることを期待しているところです。

次に、食育推進及び環境学習に成果を上げている緑のカーテンをどのように認識されているかのお尋ねについてお答えします。

学校で植物を育てて、日よけにする取り組みについては、水俣市ではこれまで琉球朝顔やルコウ草を育てたことのある学校や校舎側面への落葉樹の植樹を行って日よけの効果を出している学校はありますが、キュウリやゴーヤなど食べられる実のなる植物については、まだ取り組んだことはありません。緑のカーテンが体感温度を下げる効果があり、自然の省エネという環境学習としての一面ばかりではなく、夏野菜は体の中から体を冷やす働きがあり、季節のしゅんの野菜として自分たちのつくった夏野菜を給食に使うという地産地消の取り組みの一つとして、食育推進に役立つのではないかと考えております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 食育は赤ちゃんからお年寄りまで、例外なくすべての人がかかわる生活の基本です。飽食、個食の時代とも言われておりますが、バランスよく食べる、家族そろって食卓を囲むということが心身の健康につながり、さまざまな社会問題の克服に通じると考えます。食育推進にさらなる実効性を持って取り組んでいただきたいと思います。

栄養教諭は食に関する指導の専門家として、効果を最大限に発揮するためには、食に関するカウンセラーとしての役割だけでなく、児童・生徒に対して、授業を通して指導を徹底することが必要になります。児童生徒は授業で食に関することについて学び、食に関して学んだことを実際の生活に応用しようとする態度を身につけさせるためには、計画的に実施される指導や授業が最大限の効果を上げると考えます。よって県に積極的に栄養教諭の配置を強く要望していただきたいと思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

私は4月に、校舎の全面に植物をはわせて、日光を遮断を遮断する緑のカーテンの設置校として有名な東京都足立区立中島根小学校を訪問しました。巨大な緑のカーテンの設置状況を視察しまして、同小学校では区のモデル事業として2004年度から緑のカーテンを設置して、あわせて屋

上の一部に温度上昇を抑制する高反射率塗料を塗り、この効果を調査をしております。緑のカーテンは左右幅50メートル、1階部分から3階屋上にかけて網を張り、ヘチマやキュウリ、ゴーヤなどのつる性の植物を上にはわせる登坂式で校舎の全面すっぽりと覆うように緑が生い茂っております。水やりの自動冠水装置を行い、カーテンの下には花壇を置き、緑に彩りを添えております。緑のカーテンは直射日光や運動場からの輻射熱を遮る上、水平の緑地より、水分の蒸発量が多く、体感温度を五、六度下げの効果があります。二、三日前の新聞で、緑のカーテンを設置と、新しく載っておりましたが、5度ないし10度下げると書いておりました。そのように効果があるということでもあります。

足立区環境推進課の係長さんは、児童達の評判は上々であると、窓に映る緑が心を落ちつかせ、いやし効果もあるというふうに言われておりました。また、緑のカーテンに育ったキュウリなどを観察し、実際に食べたりすることで貴重な食育推進につながっていると。

この事業については、環境都市水保市として取り組みにふさわしい生きた環境教育ではないかと考えます。経費を余りかけずにできるような対策を考えられ、緑の成長の過程が目に見え、食べ物の収穫を子どもたちに体験してもらうこともできます。

そこで、モデル校を決めて緑のカーテンを設置する考えがないかお尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、県に栄養教諭の配置を積極的に要望する気はないかと、そういう質問が最初にあったかと思うんです。教育委員会としましては、関係者と相談をしながら、栄養教諭として任用されてる人はいませんけれども、栄養教諭の免許を持った人はおりますので、そういう栄養教諭の免許を持った人の配置について相談しながら検討していきたいと、そういうふうに考えております。

それから2つ目の緑のカーテンについて、モデル校を決めて設置する考えはないかと、そのような質問だったと思いますが、いい取り組みを紹介していただいたわけですが、非常に当該の学校については効果があるという話でした。この水保でも食物についての実績はないんですけども、先ほど言いましたような実績はあるわけで、その状況から判断しまして、一つ教室が暗くなったりとか、そのために常時照明が必要になるとか、あるいは台風のときにネットが切れるんじゃないかという、そういう心配、あるいはまた虫とか病害虫が入ったときの対応とか、いろいろそういうふうな課題も指摘をされております。しかし、先ほど言われましたように、非常に多くの効果もあると、そういうふうに私自身も思っておりますので、学校と相談しながら検討させていただきたいと、そういうふうに思っています。

なお、給食センターにおきましては、事務室の外壁あたりに設置をしまして、すぐれた事例として、皆さんに紹介をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、図書館について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、図書館についての御質問について順次お答えします。

まず、水俣市立図書館の現在の利用状況につきましては、平成17年度登録者数は4,899名、年間貸出利用者数は26,404名、年間貸出冊数は70,953冊となっております。

具体的には、人口1人当たりの貸出冊数は、平成15年度全国平均が4.91冊、県平均が2.94冊、水俣市は2.29冊となっております。

平成15年11月電算化を行ってから、図書発注の迅速化が図られ、インターネットを利用した図書館間の相互貸借も多くなり、平成17年度806件と増加傾向にあります。

また、昨年度から平日の開館時間を午後5時から午後7時まで延長したことに伴い、午後5時以降の利用者は、1日の利用者の約1割を占めるようになり、昨年度は1,470名、4,471冊の利用でした。

また、市立図書館の年代別の貸出状況を見ますと、30歳代が最も多いという特徴があげられます。30歳代が多いというのは子育て中のお母さん方が子どもと一緒に絵本や子育ての本を借りて頻繁に来館されるためで、絵本の貸出も多くなっています。

次に、学校図書館整備の小学校1校当たりの図書購入費についての御質問にお答えします。

御案内のように、平成13年に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律には、地方公共団体が、子どもの読書活動の重要性にかんがみ、あらゆる機会、場所において自主的に読書活動を行うことができるように、活動推進施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。

市内各小・中学校においても、この基本理念に基づき、朝自習時間の一斉読書や読み聞かせ活動など、読書活動の推進のための活動を行っております。

このような、子どもの読書活動の推進のために要している学校図書の購入費につきましては、本市の小学校1校あたりの平均図書購入費は、平成14年度約18万6,000円、平成15年度約20万4,000円、平成16年度約18万7,000円、平成17年度約16万4,000円、平成18年度約15万4,000円となっており、数値としてはやや減少傾向を示しています。今後は、子どもたちの読書傾向の調査や推薦図書などの採用により、図書の精選に努めるとともに、市立図書館の一層の利用を図りながら、可能な範囲で学校図書の整備に努めてまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 貸出日本一の図書館ということで長野県富士見町が公明新聞に載っておりました。

同課は町民1人当たり貸出数が8年連続日本一、同規模自治体の中ではありますが、居心地がよい図書館、1日居ても飽きない図書館を目標に掲げて親子連れなどが来やすい図書館づくりに努め



ています。

昨年度、町民1人当たり20.6冊。貸出数が多い理由について、館内のつくりを窓を多く、書架を低くして、明るく開放的な雰囲気、開館日の多さ、今年度は318日、7月中旬から8月は無休、開館時間の長さ、8月中旬から8月の火・金は21時までなどを挙げてあります。同館は利用者の声を生かした運営にも力を入れておりまして、読書コーナー、絵本を中心に幼児用の本を用意、ベビーベットもあり、社会人コーナーではパソコンを持ち込めばインターネットを利用できるように増設をしております。各種イベントも開催し、フリーマーケットや夏休みの怖いお話し会など子どもたちに人気があるようです。

そこで、お尋ねいたします。水俣市立図書館運営において改善すること今後の計画についてお尋ねをいたします。

学校が整備すべき蔵書について、文部科学省では公立の小・中・盲・ろう・養護の各学校の学級数別に学校図書館、図書標準を定めています。平成15年発表の学校図書館の現状に関する調査によると、この標準に対して100%達成しているのが、小学校では全国2万2,640校の内、7,871校、34.8%、中学校では1万240校のうち、2,960校、29%といずれも40%に満たない状況です。また、平成14年度における各都道府県別小学校1校当たりの図書購入費を見ると全国平均は42.1万円、最低は青森県の18.6万円、最高は山梨県の70.7万円と3.8倍の格差が生じています。地域によってさまざまな事情もあると思いますが、未来を担う子どもたちによりよい読書環境を構築するために学校図書の整備費拡充に取り組んでいただきたいと思います。いかがお考えかお尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、一つ目の学校図書館運営に関する改善、今後の計画についてという御質問ではなかったかと思いますが、運営における改善につきましては、先ほども申しましたように、図書館へのインターネットの導入、あるいは利用者へのサービスの向上、また、昨年度から取り入れております開館時間の延長、いろいろ行っているところです。お尋ねの今後の運営の改善に関することですが、今後、夏休み、祝日の開館あるいは夏休み期間の開館をふやすこととか、あるいは移動図書館車の利用を充実させて学校図書館との連携を深めるとか、いろんな形で今後また読書支援を進めていく必要があるのではないかなと、そういうふうを考えているところです。

それから、今後の計画についてでございますが、この図書館の、市立図書館の果たす役割というのは非常に大事じゃないかなと思っているわけですけれども、今年度から輪番制配本整備5年計画として、300冊の図書を購入して、それから移動図書館車を使って、各小・中学校に回していくことを予定をしておるところです。それからまた家庭で不要になった図書と寄贈図書を受け

入れて古本の交換会、そういうのをして、自由に持ち帰るようなことを今やっておるわけですが、今後、もうちょっと少し広く呼びかけて、そして、児童図書を寄贈いただいて、それを学校の図書館に寄贈すると、そういうふうなことも計画したいなど、そういうふうに思っています。それがまたリサイクルにもなりますし、子どもにとっては感謝の気持ちをはぐくむ、そういうことにもつながるだろうし、また、先ほど申しましたように、市の環境都市づくり、そういうものにも役立っていくのではないかなと、そういうふうに考えているところです。

それからあと一つ、学校図書の整備拡充ということについてのお尋ねですが、現在、市内の小・中学校では朝自習時間を利用して一斉読書とか、あるいは学校でのPTAの保護者ボランティアによる読み聞かせ活動、そういうのも現在やっているところですが、本年度は全部の小・中学校におきまして、現在、読書活動の時間を設定をしております。その中で、現在個人読書の量の増加あるいは日常的な読書習慣の確立、そういうことについては顕著に成果があらわれているんじゃないかなと、そういうふうに思っております。今御指摘がありましたように、学校の図書購入費が少ないと、そういうふうな御指摘であったように思います。今後は学校の図書館と市立図書館との連携とかあるいは移動図書館の充実、それから子どもの読み聞かせの方々に対する団体、貸し出しあるいはまたインターネット検索と、いろんなことを取り組んでいるわけですが、今後ともそういうのをしっかり取り組みながら読書活動、積極的に効果的に進められるように取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

いろいろとあと私たちも整備につきましては、さまざまな工夫をしながら、そして図書の購入、いろんな成果を上げることができるよう図書の購入等を努めてまいりたいと、そういうふうに考えています。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ここで、宮本市長にお尋ねしますが、小学校で見ますと、図書購入費は平成14年度全国平均が42.1万円、最低は青森県の18.6万円、水俣市も最低の18.6万円です。18年度においては15.4万円と過去最悪となっております。子どもの教育環境において、格差が明確に出ており、子どもは宝、水俣市を背負って立つ人材育成がこれで行けるわけがありません。少子化にもつながっていくとも考えられます。このことについてどうお考えおられるかお尋ねをします。

活字文化の衰弱と暴力の横行の間に明確な関連性が指摘されています。毎日、考えられないような事件が続く中で、小学生が本を好きになってきたという調査結果は大きな希望です。

そこで、学校図書館に専任司書の配置が大事だと思います。いかがお考えかお尋ねをします。

新聞に、中部にあって力を蓄え、天下を制した織田信長、豊臣秀吉、徳川家康に触れた講演内容がありますので、紹介したいと思います。江戸時代でも家康のころは形式にとらわれず、役に立つことを端的に用いていくというやり方だった。ところが五、六代目あたりになると形式だけ

が重んじられる政治になってくる、このような形式主義を破る若者が出なければならない、形式になってはいけない事実が大事である。どういう効果を生みどこまで前進したのか、その実質を見ることだ。我々がやることではないとか、前例がないなどと途中の方法や手続に拘り出したら、組織が衰退の方に向っていると厳しく見なければならない。中国の唐代の名君、太守の発言にこうある、富貴になれるところから驕奢の心が生じ、物事をゆるがせにするとところから禍乱の種が芽生える時代は動いているとの内容でありました。

水俣市が衰退の方向に向わないよう、形式にとらわれず、教育に必要な財源を確保して、水俣市発展のために頑張っていたいただきたいと思いますが、お考えをお尋ねして質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員の第2の質問にお答えさせていただきたいと思いますが。私も教育に投資することの大切さも、とりわけ読者の大切さというものを認識いたしているつもりでございます。また、私の目指すところでもありますし、ぜひこの努力をさせていただきたいとそうように思っております。

振り返ってみますと、確かに私たちの小さいときには、夕方になるといろんな家庭から子どもたちが本を読むその声が響きわたってきていた。これは日本の一つの風物詩ではなかったかなと、そんなふうにいるところでございますけれども、要はその様子が非常に変わってきているというのが事実ではないかなと思っております。

私はまず、個人的な思いになるかもしれませんが、今、学校の子どもたちの図書に対する、読書に対する状況を見ますときに、やはりまず、この読書に関しては、子どもたちの本を読むきっかけをどうつくるのか、どう習慣化していくのかということにまず力を入れなければならないのではないかなと絶えずそのように思っていました。その習慣化するための機会をつくってやるのが、我々に課せられた課題ではないかなというような思いできたところでございます。今、教育長から答弁がございましたけれども、学校ではボランティアでありますとか、10分間読書ということで、盛んに力を入れていただいておりますけれども、やはり昼休みの図書館は、まだまだ子どもたちの姿が余りよく見られないというような状況があるのが実態でございます。私はそういうようなことを、そういう実態から考えまして、今、次のようなことを考え計画を立てております。といいますのは、水俣市に月に1度から2度定期的に一斉に読書の日を設定して、その日には水俣市民が全体が子どもからお年寄りまで、一定の場所に集まって、読書する時間を設定したらどうだろうかというような、今、そういう計画を立てているところでございます。地域の公民館でありますとか、あるいは学校の図書館でありますとか、そういうところを利用して、そこで何月何日の何時から何時までは水俣市のあらゆるところでできるだけ多くの方が集まって、子どもたちといろいろ会話をしながら、その中で読書に親しむ時間、そうい

う時間がぜひ設定できたらなと今思っておりますし、それを今計画をしております。近日中にそれが実施できればなと思っておりますので、どうか議員におかれましても、ぜひ応援していただき、御協力をいただければなと今思っているところでございます。

今後も学校図書の充実あるいは図書館の充実に向けましては、精いっぱい努力をさせていただきたいと思っておりますので、まずはこの読書の日の設定ということについて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 学校図書館に二、三人の司書の配置が大事だというふうなことの御質問があったことでお答えをさせていただきたいと思っております。

学校図書館に子どもが読書に興味を示すような本を紹介したいとか、あるいはまた、図書館の環境を整備するようなそういう専任司書の配置が大事だと重要であるということは私も十分承知しているつもりです。しかし、各学校には公務分掌として、図書館担当教諭も充ててありますので、そういう先生方の研修を充実させてこれまで以上に効果的に業務を遂行していただく、また、保護者のボランティアの方々の協力をいただくと、いろいろなことを考えながら学校図書館の充実を図ってまいりたいと、そういうふうに考えています。

○議長（緒方誠也君） 次に、ブックスタート事業について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、ブックスタート事業について、どのように十分な検討をなされたのかという御質問にお答えいたします。

ブックスタート事業は赤ちゃんと保護者が絵本を介して、ふれあうことで親子のきずなを深め、赤ちゃんの言葉と心をはぐくむ子育て支援の一つであります。そして現在、全国で584、県内では19の自治体で実施をされております。

これまでの経過について申し上げますと、平成16年度は図書館でブックスタート事業に関する資料等を取り寄せ、子どもの読書活動の推進のため調査を行いました。また、財政事情も勘案し、再検討することにしました。

平成17年8月に水俣市保健センターが事務局となって、ブックスタートに関するワーキンググループを立ち上げ、市立図書館、福祉課子どもセンターが加わり、保育園、幼稚園、読み聞かせボランティアなどの方々の参加もいただき、毎月1回の研修を行いました。内容はブックスタートに関する学習会、あるいは実際に実施している自治体2カ所を視察しました。そこでの子育てに対する積極的な取り組みを学び、また毎月の学習会等を重ねる中で、ブックスタートは子育て支援に有効な事業の一つであるとの認識に立つことができました。現在のところまだ実施まで

に至っておりません。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ブックスタート事業であります。配布された家庭では本の意識が高い、また、子どもが3歳になった時点での観察調査から次のような特徴が報告をされています。

1つには 親が物語り以外にも子どもに語りかけたり、質問をしたりするようになっている、2つ目には、親は子に物語の続きの予想を立てさせるようにしている、3つ目には、子が自分でページをめくろうとしている、4つ目には、子が頻繁に質問をする、5つ目に、子がより深く物語に参加をする、このような特徴が報告をされております。

また、子どもが小学校に入った際の基礎テストから、その子の言語面、また計数面双方における思考能力の発達に大きな影響も与えているということの報告もされております。

ブックスタート事業はまさに親と子どもともに成長できる事業であります。水俣に住み、水俣で子どもを生み育ててくれているという考え方に立つところから、子育て支援は始まるのではないかと思いますので、早期にブックスタート事業を開始するべきだと思いますが、お考えについてお尋ねをいたします。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 今、御指摘のとおり、ブックスタート事業が親と子のきずなを深めたり、あるいはまた親と子がともに育ち合う、それは大切なことであるということは私も重々理解をしているところです。

そこで、今年度に入りましてから、それにかわるものを取り組んでみようと、そういうことで図書館と市のこどもセンターの担当者が市の保健センターで毎月実施をしております。4カ月健診と6カ月健診に出向いてパンフレットを配布したり、あるいは絵本の楽しさを紹介したり、実際に読み聞かせをしたり、そういうようなことを行っているところです。そのほか、図書館、こどもセンターのいろんな案内等の紹介も行っております。今後、子どもの子育ての環境を整えるために、私たちも関係各課と連携を図りながらいい方向に進めていきたいなと、そういうふうを考えているところです。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 再度、市長にお尋ねをいたしたいと思いますが、群馬県館林市が8月29日からブックスタート事業を開始しました。乳幼児を抱える家庭に大変に喜ばれているそうです。今年度は750人の乳幼児と保護者を対象に、8月から毎月1回の計8回を実施する予定であるそうです。市立図書館の館長は、赤ちゃんのころから家庭内で読書をする習慣が大事である。本を通じて赤ちゃんとの親の触れ合う時間を大切にしてほしいとブックスタート事業の重要性を語っております。ブックスタート事業を開始することによって、思考能力の発達に大きな影響を与える

ことも報告をされておりますので、子どもたちによって力強い授業であることは間違いありません。

本市でもブックスタート事業はぜひスタートできるよう、市長の決意のほどをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） はい、きょうは何回も決意をさせられておりますけれども。

今のブックスタートにつきましては、議員がおっしゃっているように、小さいころから読書に親しませるといのはとても有効な手段であるということでも十分受けとめさせていただいたところでございますけれども、ただ、私が思いますのは、はい、どうぞと、ただそのブックスタートの本を買って与えるだけでいいのかなという思いは、正直申し上げまして、少しあります。子どもたちというのは大人の真似をするようにできているのが、子どもたちでございますので、まず、やっぱり大人が読書に対して、本を読んで見せない、あるいは大人が興味を持って読書の大切さということを実感しないと、なかなか子どもたちにも伝わっていかない場面があるんじゃないかなと、そんなふうに思います。教育長の方から答弁がございましたけれども、まずは若いお母さん方にしっかり本に親しんでいただいて、子どもたちに与える本の与え方、どういう与え方が一番効果的なのかと、そこらあたりのところまで、まず段階を持ってやっていくべきじゃないかなと思っております。

したがって、今ありましたように、健診に見えられるお母さん方の意識を高めることからまず初めていったらどうかなと今思っております。もちろんそういう条件がそろいましたならば、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、ワンストップサービス総合窓口について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） ワンストップサービスについてお答えします。

まず、初めに、総合窓口について提案し、その後検討したことについてどう結論したのかについてお答えします。

平成12年12月議会における牧下議員の御質問への答弁は、まず、比較的単純で短時間で、件数の多い証明を扱う各種証明窓口の実現に向けて検討する。次に、住民情報と税情報の各種証明を統合した窓口の形態を、電算のリプレースの開発作業と並行して検討するとお答えしております。

窓口業務の改善につきましては、平成13年7月電算のリプレースに合わせ、市民課、税務課の担当職員が九州内の先進地を視察し、住民情報と税務情報の各種証明の発行窓口の一元化について研修を行っています。

その後、平成13年5月に関係各課によるワンストップサービス検討会を開催しており、検討の結果、住民税の各種証明を統合した窓口に変更するには庁舎改造等の費用が必要とか、税関係の証明などの発行時には納税相談を伴うことが多々あるなどの課題のため統合化は行われず、窓口事務手続の簡素化や、できるだけ市民の皆様へ移動が生じないよう改善を図るという結論になったようです。

次に、既に実施されているものがあるかについてお答えします。

窓口サービスの改善を図るには、各種証明書の請求書や異動届様式の簡素化、一元化に努めること、事務を迅速化すること、また、用務が重複した場合できるだけ移動させないで済ませるよう努めることが重要であると考えてます。

そのため本市においては、住民票、印鑑証明、戸籍証明、各請求用紙を1枚にまとめるとともに、住民異動、国民年金、国民健康保険、老人保健、介護保険の各種異動届けを5枚複写式に改良して、市民課内部であります。市民の皆様を移動させないで、職員が持ち回るように改善いたしました。また、平成14年1月には戸籍業務の電算化を行い、迅速で正確な事務手続を行うよう努めたところです。

次に、超高齢化社会及び市民へのサービスには、総合窓口が有効な手段だと思いがいかにについてお答えします。

総合窓口は、特に高齢者にとっては、待ち時間の短縮、あちこち移動しなくてよい等、大変メリットがあると認識しております。

しかし、この総合窓口は、先進自治体の例でも、比較的簡単な証明書等の発行に限られており、その他のことや相談については、やはり担当課に行ってお尋ねしたりする必要があるとしております。

このことから相談事の多い部署やプライバシーを守る必要がある部署は、多少移動は生じても各種証明義務を含め窓口を開けた方が、市民の皆様にとっても適切ではないかなと判断をしています。また現在、本市の場合、来庁者が高齢や体が不自由なために用事のある課に行くことが困難な場合には、1階の総合案内所等から直接担当者を電話で呼び出してその場で対応する等、配慮した対応を行っています。

さらに、平成17年6月からは、県下の市では初めて住民票や所得証明書などの交付を市内の4つの最寄りの郵便局で取れるように窓口の拡大にも進めています。

今後とも、市民の皆様への利便性や効率化を図れるよう窓口業務の改善には努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 7月に茨城県土浦市に視察に行ってきました。ワンストップサービスを平成15年10

月より実施しておりまして、各種証明書の交付、転出入等の手続、印鑑登録、戸籍関係業務等を含めて91業務を行っていましたが、新たに税証明及び転出入に伴って国民年金、福祉関係の諸手続等、各種健康診断等の手続等の51業務を加えて140業務を行っています。

今後、総合窓口を導入する自治体に対しての留意点を尋ねましたら、庁舎が狭いために取り扱い業務拡大があまりできなかつたが、広い庁舎であれば水道関係、福祉関係業務等も含め、取り扱い業務を拡大し、市民サービスに努めるべきではと話をされておりました。

総合窓口設置検討委員会を設置し、市民のために検討する考えがないかお尋ねをいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 検討委員会を設置する考えはないかということでございます。今も答弁で申し上げましたとおり、総合窓口には機能性あるいは利便性は確かに有効であろうと思っております。ただこれもさっき申し上げましたが、窓口にはいろんな方がお見えになります。例えばプライベートのことやあるいは人に聞かれたくないとか、そういった方も相談に来られます。そういった場合はやはり窓口を別にしていただいた方がいいのではないかなと思っております。

私が窓口サービスで最も改善したいと思っておりますことは、職員が窓口に来られた市民の方々にどう接待をし、どう対応していくかと、その部分を強く思っておりますし、職員にもお願いをしているところでございます。窓口に来られた方の気持ちになって接し、そしてより早く間違いなく事務処理するかを徹底していくことがまず大切ではないかなと思っております。特に高齢者の方、あるいは体の不自由な方に対しては、そこに担当者が行って御説明を申し上げる、そういったふうにして、実際そのようにさせていただいているところでありますけども、まずは職員のそういった気持ちの接待といいますが、そこをまず徹底をしていきたいと、今そのように思っているところであります。したがって、今度9月にはそういった接遇の研修会とか、あるいは勉強会を予定して、さらにこの市民に対するサービスが徹底しますように頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、子どもの安全対策について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、子どもの安全対策について順次お答えします。

まず、子どもの安全対策として、防犯ステッカーについて提案し、その後どのように検討されたのかとの質問にお答えします。

まず、お尋ねのステッカーを初めとした各種防犯用品の活用は、防犯対策を進めていく上で多大な効果があると考えています。議員から防犯意識の啓発と犯罪者への警告のためのステッカー作戦についてのお尋ねがありましたが、その後、学校やPTA等との協議の中で各校区での防犯



パトロールを実施しながら防犯用品の充実を図ってきているところであります。本年度は、水俣地区防犯協会連合会からステッカーを初めとした防犯用品の配布が予定されておりますので、教育委員会は当協会と連携してどのような防犯用品が必要か調査を行い、年内には配布を終えたいと考えております。

次に、子ども110番の家について、その後どのようなになっているのかとの御質問にお答えします。

子ども110番の家とは、子どもの自宅から学校までの通学路における安全確保を図るため、子どもに何かあったときに助けを求めることができる家として、子ども110番ステッカーを家のよく目立つところに貼っていただき、地域の皆さんの協力を得ながら実施しているものであります。この取り組みは平成13年に発足しました。水俣市青少年育成市民会議において提唱したものであります。当初は子ども110番ステッカーを平成14年に260枚作成し、各校区の学校やPTAを通じて配布しました。その後、年々増加傾向にあり、現在では市内476件にお願いをしております。内訳としましては個人住宅が322件、事業所154件となっております。

また、これまでの利用状況は、昨年度、水俣第一小学校区内において1件報告があり、不審者から声をかけられ、車で追いかけられたケースで、子ども110番の家に駆け込み未然に防ぐことができました。不審者に対しては地域全体で安全に取り組んでいるという警告にもなり、事件の予防効果にもつながっていると思います。今後とも、子どもの安全確保のため、子ども110番の趣旨を市民の皆様にご理解いただきながら、防犯意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、青パトの活用状況についての御質問にお答えします。

平成17年の6月議会において、議員より御提案をいただきましたので、公用車の1台をパトカーと同じ配色を施し、青色回転灯を搭載できるようにしました。

また、青色回転灯搭載車を運転するパトロール隊員には、警察署からの許可が必要であるため、水俣警察署において講習を受講させ、パトロールを実施しているところであります。活用状況につきましては、小学生の下校時間に合わせ市内通学路等を週に1日、2時間程度、4月から7月までに16回程実施、犯罪防止の効果があるように努めているところでございます。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 子どもの安全を考えたときに地域安全マップが大事だと思います。既にできているところもあり、これからつくるところもあると聞いておりますので、子どもの目線及び入りやすく見えにくいところが危険であるようです。子どもとともに確認して作成することが非常に重要だと思いますが、地域安全マップについてどのように考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 今、御質問、地域安全マップについてのお尋ねではなかったかと思いますが、これにつきましては、保護者または地域住民の皆さんが自分たちの住んでいる地域あるいはまた子どもの安全という視点で点検をすると、これ非常に私も大事じゃないかなと思いますし、そのことによって、防犯意識も高められますし、危険箇所も確認できる、防犯パトロールを行う上でも非常に効果的ではないかとだれしも同じような考えでございます。

昨年度、各学校でこの通学路における危険箇所を保護者に調査いただいて、学校でも実際に実地調査をしていただきながらマップづくりを進めてきているところです。

本年度もそのマップをパトロール等で活用しておりますし、また、実際パトロール中の再点検によって、マップの修正等も行われております。今後とも子どもの目線に立った、そういうふうな取り組みは非常に大事だと思いますので、市内全域、地域住民あるいは学校、保護者連携図りながら子どもの安全のために尽くしていきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 文部科学省が6月にまとめた学校安全調査では、学校と警察の連携が進展する中で学校敷地内の不審者の進入防止については、7割以上が不審者が進入した場合の緊急対応について8割以上の学校で備えがあるということがわかりました。危機管理に対する学校側の真剣さが伝わってくる調査結果であります。これらの数字を見れば防犯対策への学校の意識は非常に高いと言えます。しかし、大切なのはその中身であります。警察等の連携が進んだといっても、意見交換ができる場の整備から綿密な連携までと、実態はさまざまであると思います。学校ごと、地域ごとの状況を踏まえた万全な取り組みが望まれております。下校途中に児童が事件に巻き込まれるケースが多発をしております。それだけに通学路の安全確保対策の一層の強化は欠かせません。昨年11月には広島市で、同12月には栃木県日光市で、愛知で下校途中の女儿2人が殺害されました。今年の3月には川崎市で下校途中の男児が投げ落とされる、殺害される事件も起きております。政府も登下校時の安全確保対策を打ち出して、各地でボランティアによる集団下校や防犯パトロールなどの対策が進んでいますが、地域によってかなり差があり、是正やさらなる取り組みが必要になってきました。

まずは地域安全マップの作成、犯罪の抑止に期待できる防犯ステッカー、青パトによる下校時の地域安全マップの危険箇所の巡回、子どもが駆け込みできる110番の家の整備、下校時に家の外に出て子どもを見守りながらのあいさつ運動と、早急にスピードを早めて実行するために、単P、自治会、警察、老人会、行政において子どもの安全に関しての連絡協議会を行政で推進して立ち上げてもらいたいと思いますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

その上で、いかに犯罪を起こしにくい環境とするか、やはりその要となるのが地域の連帯だと

思います。地域に子どもたちを見守るまなざしがどれだけつくれるかです。しかし、幾ら対策を強化しても、犯罪防止に限界があることも事実であります。以前提案しましたキャッププログラムで、子どもたちがみずから危険を避け、身を守る力も育てることも必要です。また、保護者も先々に用心を重ねる必要もあると思います。子どもの安全確保へさらに努力、全力で取り組んでいただきますようお願いして質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 連絡協議会を行政で推進して立ち上げてもらえないかという御質問であったと思いますが、今関係する機関でいろんな場を設けて組織をしている、そういうふうな実態がありまして、例えば本市におきましては、学校、警察、それから教育委員会によって組織されております学校等警察連絡協議会、いわゆる学警連、また、官民一緒になった水俣市青少年市民育成会議、そういうふうなものも結成されておりますし、さらには、学校区で子どもの健全育成のための校区育成会が組織をされておまして、現在防犯パトロールも行われているところです。さらに議員御指摘のCAPプログラムでございますが、これにつきましては本年度水俣第二小と袋小でまずは実施をしたと、そういうふうな状況でございます。

今後、先ほど御指摘がありましたように、実行性のある組織というのは、私も大事じゃないかなと思いますが、健全なところ、また新たに組織をとるところまで考えてはおりませんけれども、いろんな組織を利用しながら、また協力していただきながら、実効性のある、そういうふうな取り組みをしてまいりたいと、そういうふうにご考えております。

○議長（緒方誠也君） アドプト・プログラム制度について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） アドプト・プログラム制度について、本市の現状についてお答えいたします。

御質問にありますアドプト・プログラム制度は、議員お説のとおり、公共の施設を無償で地域住民や企業に管理していただくという制度でございます。

厳密に申しますと、本来の意味でのアドプト・プログラム制度については水俣市では行っておりません。

しかし、アドプト・プログラム制度まではいきませんが、これまで市で直接管理しております公園のうち、城山公園の一部や百間の国道3号線沿いの緑地、湯の鶴公園及び湯の鶴運動公園、新水俣駅前広場の緑地について、草刈り、清掃等の業務を、地域住民を中心に組織されたグループにそれぞれ有償で委託をしております。

この場合、草刈り等に使用する機械器具等につきましては、市で貸し出せる制度にいたしてお

ります。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 住民の力を活用して身近な道路などの環境を整備しようという動きが全国的に広がっています。自治体が財政難となっている中で、地域住民の参加意識に訴えながら、環境整備を進めていく、このような制度は変革期の地方自治における新たな行政運営の仕組みの一つになっていくことが明らかです。住民と行政によるパートナーシップにはさまざまな試みがありますが、実情に即した積極的な推進をお願いしたいと思います。

現在、自治会組織が立ち上がり、我が地域は我々が守るといふ土壌ができてまいりました。アドプト・プログラム制度に取り組む環境が整った現在、どのように推進されるのかお尋ねして質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 今度どのように推進していくのかという御質問でございますけども、先ほど申しましたように、現在市道の一部につきましては、草刈り作業を含め、作業等を市が委託を含めて行っておりますけども、大半は地元の方で実施していただいている状況でございます。

作業を実施されている地域では、燃料代の経費とか、そういったものを個人で負担されまして、地元の方々に御苦勞をおかけしているわけでございますけども、改善できるところは今後改善してまいりたいと考えております。

例えばその対策といたしまして、その作業に必要な材料の実費程度を市が支援するアドプト・プログラム制度に向けた導入を行いまして、地域における維持管理体制という取り組みをしていただければというところで検討を行っているところでございます。現下の厳しい財政状況を踏まえまして、市民の皆様からの御理解と御協力をいただきながら、管理費の効率的な運用に努めてまいりたいと思っております。

地元で作業を実施していただいている区間と市が委託をしている区間を含めまして、どのような手法を用いれば、より経済的な成果が期待できるか、早い段階に実現可能な方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明14日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時43分 散会

平成18年9月14日

平成18年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成 18 年 9 月第 3 回水俣市議会定例会会議録（第 4 号）

平成18年9月14日（木曜日）

午前 9 時32分 開議

午後 2 時54分 散会

（出席議員） 22人

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 緒方誠也君 | 西田弘志君  | 福田 齊君 |
| 藤本寿子君 | 吉田正和君  | 中村幸治君 |
| 大川末長君 | 真野頼隆君  | 淵上道昭君 |
| 牧下恭之君 | 田中 功君  | 谷口真次君 |
| 野中重男君 | 清水晶夫君  | 本井道弘君 |
| 大川久洋君 | 竹下武義君  | 岩阪雅文君 |
| 松本和幸君 | 千々岩 巧君 | 松本満良君 |
| 中山 徹君 |        |       |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|              |            |
|--------------|------------|
| 事務局 長（牛迫秀基君） | 次 長（田畑純一君） |
| 議事係 長（栄永尚子君） | 書 記（赤司和弘君） |
| 書 記（岩坂正輝君）   |            |

（説明のため出席した者） 14人

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 市 長（宮本勝彬君）       | 助 役（森 近君）           |
| 総務企画部長（葦浦博行君）    | 産業建設部長（吉海安丈君）       |
| 福祉環境部長（吉本哲裕君）    | 総合医療センター事務部長（濱崎昭博君） |
| 総務企画部次長（仁木徳子君）   | 産業建設部次長（桑畑達美君）      |
| 福祉環境部次長（中田和哉君）   | 水道局長（山田敏博君）         |
| 教 育 長（大淵 洋君）     | 教 育 次 長（森田幸治君）      |
| 総務企画部総務課長（田上和俊君） | 総務企画部財政課長（本山祐二君）    |

---

議事日程 第4号

平成18年9月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 西田弘志君
  - 1 市内プールの安全管理について
  - 2 災害対策について
  - 3 産廃最終処分場問題について
  - 4 「世界地方都市十字路会議」について
  - 5 「みなまた未来コンサート～海恋物語～」について
  - 6 「みなまた恋路物語」について
- 2 藤本寿子君
  - 1 水俣市地域省エネルギービジョンについて
  - 2 病後児保育所の設置について
  - 3 水俣市学校給食施設整備計画について
  - 4 水俣病問題について
- 3 野中重男君
  - 1 水俣湾及び江添川のダイオキシン類のしゅんせつと最終処分場について
  - 2 稚アユ放流委託事業について
  - 3 水俣港の植物防疫体制について

(付託委員会)

第2 議第103号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第4号) (各委)

第3 議第104号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号) (産業建設)

第4 議第105号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について(厚生)

第5 議第106号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第6 議第107号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第7 議第108号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生)

第8 議第109号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(厚生)

第9 議第110号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

(総務文教)

- 第10 議第111号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第5号) (各委)
- 第11 議第112号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (厚生)
- 第12 議第113号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第3号) (厚生)
- 第13 議第114号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生)
- 第14 議第115号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (産業建設)
- 第15 議第116号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号) (厚生)
- 第16 議第117号 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について (厚生)
- 第17 議第118号 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について (産業建設)
- 第18 議第119号 平成17年度水俣市一般会計決算認定について ( )
- 第19 議第120号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生)
- 第20 議第121号 平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について (厚生)
- 第21 議第122号 平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生)
- 第22 議第123号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (産業建設)
- 第23 特別委員会の設置について

平成18年9月第3回水俣市議会定例会請願・陳情文書表

| 受理番号 | 件名                                                       | 代表者の住所及び氏名               | 紹介議員                                         | 付託委員会 |
|------|----------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------|-------|
| 請第2号 | 日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書提出を求める請願について | 水俣市汐見町<br>2-1-71<br>吉井貞夫 | 西田弘志<br>藤本寿子<br>中村幸治<br>谷口真次<br>野中重満<br>松山良徹 | 総務文教  |
| 陳第3号 | トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書提出に関する陳情について                         | 熊本市健軍<br>1-1-7<br>高濱継雄   |                                              | 厚生    |
| 陳第4号 | 社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について                     | 水俣市浜町<br>1-8-14<br>杉本榮子  |                                              | 厚生    |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時32分 開議



○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、決算5件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願1件、陳情2件は、議席に配付の請願・陳情文書表記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

朝日会、西田です。

まず、6日に秋篠宮家、男の子が誕生され、皇室におかれましては41年ぶりに男の子が誕生されたということで、男の子でも女の子でも元気なお子様生まれたということで、心よりお喜びを申し上げたいというふうに思います。

こういう明るいニュースもありますけど、最近のニュースはもう暗いものばかり、けさも殺人事件のニュースがありましたですが、親が子を殺す、子が親を殺す、学校で友達を殺す、こういう事件が頻繁にあります。自殺者も3万人を超えております。自分の命を大事にしない人は、人の命のとうとさをわかるはずがないと思います。自殺の多さイコール殺人事件の多さに、もしかしたら比例しているのかもしれない。

そこで、命のとうとさをだれが教えるのかという話、よくあるんですが、先日、自民党の総裁選の討論会の中で一人の候補者の方が、こういう殺人事件が起きる社会は非常によくない、教育に問題があるんじゃないか、教育、そういうところに力を入れていきたいということをおっしゃられてました。実際言われることは、よく私もわかるんですが、今のこのマニュアル化された、この若い先生に、こういう命のとうとさというものを何でも押しつけてしまうというのも、また、酷なような気がします。だれがするのかというと、実際、私たち親なのかもしれませんが、社会全体を見ますと、なかなかこの親もあてにならないというところかもしれません。

先日、作家の五木寛之さんの講演を聞くことがありまして、講演の中で、やっぱり命の話題が  
出まして、ベトナム戦争は15年あって、アメリカ軍が入って10年だそうですが、アメリカ兵が  
6万人ぐらい、大体、きのうネットで見たら5万何千人だと、大体6万人ぐらいの方が亡くなっ  
た、戦争中にですね。今、日本は平和な国でありながら、3万人、また、殺人事件もたくさん  
の方が年間に亡くなる。日本はもしかしたら心の戦争の中で、私たちは今生きているのかもしれな  
いということをおっしゃっていました。

日本のコンビニは4万1,000件あるそうです。それに対してお寺が7万4,600、実際に稼働して  
いるということだそうです。コンビニは多いなと思いきや、日本はお寺がいっぱいある。五木さ  
んいわく、そういうお寺、宗教の部分で、そういう命の大切さを教えたらいいんじゃないかとい  
うことを、とりわけ言われてました。仏教ですかね、お釈迦様、仏陀、ゴータマシッタラダです  
かね。3つ大きく教えたということで、1つは、命を大切にしよう、むだな殺生はしない、不殺  
生ということをまず一番に教えた。2つ目は、人を大切にしよう、皆平等ですよ、仏さんの前  
では平等ですよ。3つ目は、心を大切にしよう、思いやりを持ちましょう。大まかにこの3つを教  
えたということです。ですから、小さいときからこういうことをきっちり教えていけばいいん  
じゃないかということ切々と説いておられましたですが、私にはそのだれだれが教えるのかと  
いうのはよくわからないんですが、これだけ殺人、簡単に人を殺してしまう時代ということは、  
やっぱり親も、先生も、地域も、大人がやっぱり責任を持って、これから子どもたちにそうい  
うところを教育していかなければいけないんじゃないかというふうに、今思っております。

こういうことを今感じながら、きょうの一般質問は、安全とか、防災とか、そういう命にかか  
わるものを入れながら質問をしていきたいと思っておりますので、執行部の明快な御答弁をよろ  
しくお願いいたします。

#### 1、市内プールの安全管理について。

記憶に新しいところで、小学校2年生の女児が給水口に吸い込まれる事故がありました。夏の  
水難事故は日本じゅうどこでも起きておりますが、今回の事故は市営のプールでありながら、ず  
さんな安全管理が問題視をされております。本当にこのような事故は二度と起こってほしくない  
という思いであります。水俣市も市営プールの運営を行っております。

安全管理の観点から、以下の質問をしたいと思っております。

、埼玉県ふじみ野市営プールで児童死亡事故がありました。その後、文部科学省から日本じ  
ゅうに点検の通知が出されました。本市プールの4施設で改善処置がされた内容をお尋ねします。

、市営プール、第一、第二小学校のプールにおける夏休み中の安全管理についてお尋ねをい  
たします。

#### 2、災害対策について。

7月の大雨は3年前の水俣豪雨災害を思わせるようなものでありました。今回は人的な被害もなく胸をなでおろすところでありましたが、やはり人命が一番であり、それを考えますと、今回のように、早目早目の避難勧告を出すことも、ひとつ非常に重要かというふうに感じております。そこで、避難勧告、指示を出した後が気になるところであります。

以下の質問をしたいと思います。

、7月22、23日の避難状況をお尋ねします。

避難勧告後、混乱はなかったか、避難場所等の反省点はなかったかお尋ねをいたします。

、3年前の水俣豪雨災害、先日の大雨でも陣内地区は道路の冠水、床上浸水が出るなど、毎回被害が出ている状況です。水路の塀を高くするなど、小さな対応はできそうですが、地区全体の抜本的な雨水対策が必要と考えます。

今後の対策についてお尋ねをいたします。

3、産廃最終処分場問題について。

最近の水俣の産廃問題に対する外部からの声も、大変少しずつ変わってきたような気がしております。こういった意見は、反対運動をやっている方の本当の後押しになり得るといふふうに思います。

以下の質問をしたいと思います。

、小池環境大臣が定例の記者会見の中で、熊本県を含め地元で対応を検討する必要があるのではないかと発言がありました。また、水俣病問題に係る懇談会の提言書の中にも、今回の産廃問題について、熊本県が住民の声に耳を傾け慎重に対処することを望むとあります。最近のこういった提言、発言についてどう思うかお尋ねをします。

、計画予定地に、国有地・開拓道路があります。国有農地は優先的に地方公共団体に払い下げると聞きますが、市は払い下げを積極的に求めていくのかお尋ねをします。

4、世界地方都市十字路口会議について。

この十字路口会議につきましては、前回も取り上げたんですけど、内容が余り固まっていないということで、もう一回、今回取り上げさせていただきます。

私は、この水俣にとっては、大変大きな重要な会議だと思いますので、以下の質問をしたいと思います。

、世界地方都市十字路口会議の内容についてお尋ねします。

、テーマである環境首都を目指すまちづくりとはどんなものか、今回の会議を通して、水俣の何を世界に表現、発信するのかお尋ねをします。

5、「みなまた未来コンサート～海恋物語～」について。

水俣で5,000人規模のコンサートというのは、本当に珍しいと思いますし、イメージアップに

つながっていくというふうに思います。大変いいイベントだったと思いますので、以下質問をいたします。

、「みなまた未来コンサート～海恋物語～」は大変大きなイベントであり、市民に活力を与えるものでした。市の感想をお尋ねします。また、今後の展開についてお尋ねをいたします。

6、みなまた恋路物語について。

水俣で映画ができるということで、先ほどのコンサートと同じように、市のイメージアップにつながるというふうに期待をしますが、水俣のすばらしいところを全国に発信するには本当にいい機会だと思います。

以下を質問したいと思います。

、本市で制作するみなまた恋路物語の内容をお尋ねします。

、短編映画を制作して、水俣の何を描き伝えていくのかお尋ねします。また、今後の展開についてお尋ねをします。

以上で本壇からの質問を終わります。

3日目ということで、多少1日目と2日目の方と重複しているところがありますが、言いたいところがありますので、そのまま質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、市内プールの安全管理については教育長から、災害対策については総務企画部長及び産業建設部長から、産廃最終処分場問題及び世界地方都市十字路口会議については私から、「みなまた未来コンサート～海恋物語～」については助役から、みなまた恋路物語については産業建設部長から、それぞれお答えします。

○議長（緒方誠也君） 市内プールの安全管理について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 市内プールの安全管理について順次お答えします。

まず、本市プールの4施設で改善処置された内容についてお答えします。

去る、7月31日、埼玉県ふじみ野市営プールにおいて、児童が給水口に吸い込まれて死亡する事故が発生しました。

この事故を受けて、文部科学省からプールの整備について安全点検を実施するよう通知があり、

水俣市においてもプール施設の緊急点検を実施し、不備のあった4施設が改善処置の対象となりました。

議員お尋ねの改善処置の内容について、今回、緊急点検に至った経緯等を交えて御説明申し上げます。

8月2日水曜日、文部科学省スポーツ・青少年局長から芦北教育事務所長を通じて、水泳プールの安全管理の調査について依頼がありました。これを受け、教育総務課の担当者が、市営プールを管理運営している市振興公社と市小・中学校長へ調査様式をファクシミリで通知しました。市営プールに関する調査結果については、しばらくして市振興公社担当者から電話で不備なしの回答を得ました。小・中学校長に対しては、翌日、排水口のふたは、ねじやボルトで固定されているか、吸い込み防止金具は設置されているかという調査について、再度ファクシミリで通知を出しております。

調査に当たっては、実際プールに入り確認するよう指示をしております。芦北教育事務所への報告が3日午後4時までとなっておりますので、学校へも早急に対応するよう、あわせてお願いした次第です。

市内のプールには、口頭で問題ないとの報告を既に受けておりましたが、正確を期すため、担当者が8月7日に再確認をしましたところ、市営プールにつきましては、管理する市振興公社まで指示内容がよく伝わらず、吸い込み防止金具の設置が必要であるとの認識がないまま、調査がなされて報告をしたとの連絡を受けました。

また、一小につきましては、市教育委員会から芦北教育事務所に対して、事実とは違うよう書きかえて報告したことが判明しました。

このような状況から、再度、緊急点検を実施する必要があると判断し、再調査を指示したところです。

教育委員会職員による点検は、8月8日の火曜日の朝、市総合体育館と各学校へプール使用を中止し、プールの水を抜き取るよう指示し、水抜きが終了した施設から順次点検調査を実施しております。

点検は8日と9日に市営プールの2施設と小・中学校13施設を緊急点検しております。

点検の主な内容は2点で、まず1つ目は、排水口のふたがねじやボルト等で固定されているかどうかの確認、2つ目は、排水口のふたの奥に吸い込み防止金具が設置されているかどうかの確認で、ふたを外して調査をしました。

点検の結果、排水口ふたはすべてネジやボルト等で強固に固定されておりましたが、先ほど申し上げました4施設においては、吸い込み防止金具が設置してありませんでした。

この点検結果を受けて、市営プールにおいては、点検を実施した翌日の9日に吸い込み防止金

具の製作を業者へ依頼し、改善処置が行われております。

また、一小と二小においては、11日に吸い込み防止金具を設置し、改善処置を行っております。

なお、今回のプール施設の点検及び改善処置につきましては、既に広報みなまたにも緊急点検の実施及び結果を掲載し、市民の皆様へ安全対策を講じたことをお知らせしているところであります。

芦北教育事務所への報告の経過の中で、調査の結果、一小において吸い込み防止金具が設置されていないという報告を受け、一度はそのまま芦北教育事務所へ上げ、その後、教育事務所とのやりとりの中で調査内容を修正して、不備なしの報告をしておりますが、この内容につきましては、先日、大川議員への御答弁で申し上げたとおりでございます。

次に、市営プール、一小及び二小プールにおける夏休み中の安全管理についてお答えします。

まず、市営プールにおいては、今年度から指定管理者制度を導入し、水俣市振興公社へ管理運営を委託しております。

安全管理については、プールの始業前には、必ず排水口のふたの取り付け状態を確認するなどの点検を実施しています。

また、安全教育としては、監視員に対して、6月25日に水俣消防本部で開催された普通救命講習会を受講させ、万一来に備えております。

夏休み前の7月20日には、担当職員や児童プールの監視アルバイトに対して、救命法等の研修を実施したところであります。そのほか、本年度中にA E Dを購入し、使用方法を含めた勉強会の実施を計画をしております。

次に、一小及び二小の安全管理について申し上げます。

特に夏休み期間にP T Aが実施主体となつて行う、プール開放事業におけるプール監視員の状況について申し上げます。

まず、一小の監視員につきましては、常時2名が監視に当たる体制をとっております。

監視員の募集は、ハローワークに依頼し、候補者を面接の上、選考しております。また、水俣消防本部で開催される救命講習を受講してもらうとともに、プール監視の心得を手渡し、事故防止に努めています。

また、プールの水質管理についても、浄化装置の操作方法等を指導し、安全管理に努めておりますし、救命用具等の点検、プールサイドや更衣室の清掃等の衛生管理にも配慮しております。

次に、二小の監視員の状況について申し上げます。

二小も常時2名体制で監視に当たっております。監視員はシルバー人材センターから派遣してもらっております。救命講習会も受講しておりますし、日常的な点検、清掃等も一小同様に実施をしております。

なお、そのほかの学校におきましても、同様に、監視人は2人以上の体制とし、講習会などを受講したものを充てて、安全管理に努めていると報告を受けているところです。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 文部科学省は、7日に学校公営プールを対象にした緊急調査というのをまとめております。排水口のふたが固定されていないプール、38都道府県で305カ所、給排水管内に吸い込み防止金具が設置されていないプールが37都道府県で1,596カ所。物すごい数です。これ民間を入れますと、もう4,703施設。何でかという、なかなかこう実際に今まで指導がうまく伝わってなかったという部分があるんじゃないかなと、この数字を見ると思います。

実際、ふじみ野市のプールと、こういうところのプールはやっぱり違うわけでありまして、流れるプール、ふじみ野市は側面に3カ所の給水口があって、そこから吸い込んで中央のポンプに入れまして加圧して、また、3カ所のところから水を出して流れるというものです。私も小さいときによくそういう子どもを連れて流れるプールに行っていましたけど、そういうプールと、こういうところにある、ただためであるプールの給水口と排水口がどうもうまく伝わってなかったんじゃないかなと。普通、排水口だと、もう泳がないときに水を出すわけですから、安全管理の部分でふたがあって、吸い込み防止金具までという認識が、この数字を見るとなかったんじゃないかなというふうに思うんです。

これは伝え方の問題だと思うんですけど、でも実際、安全、子どもがいないときに流すものでも、やっぱり二重三重に安全対策とるというのは必要かと思しますので、それをやられたということでもありますので、安心しているところですけど。実際に問題になっているのは、その報告のやり方で、今広報紙でそういうふうに行いましたというのを、私も見させていただいたんですけど、それよりも新聞に何か大きく載ったんで、それが何かインパクトがあって、逆に心配な部分が出たわけですけど、実際にはそういったふうに対処されているということでもありますので、安心をしているところでもあります。

2つ目の、この安全管理、各学校の市営プールの安全管理につきましては、市のプールに関してはいろいろ点検されたり、監視員を入れられたり、監視員の緊急救命講習会をされたり、いろんなことをやっていらっしゃる。AEDも購入されるということでもあります。実際、こういう大事なものは予算もぜひつけていただいて対応していただきたいというふうに思います。

一小、二小の対応についても、昔はほとんど高校生のアルバイトだった。私がPTAの会長をやっているときも高校生のやっぱりアルバイトだったです。今はもう大体責任のある方というふうに変えていっているということでもありますので、そういうところももう安心しているところですけど。ふじみ野市のプールの事故当時は、現場責任者、看護師がいて、監視員が13人いたそうです。合計15人いたそうですけど、監視員のほとんどが高校生のアルバイトだったというふう

聞いておりますので、そういうところは水俣市も積極的にやっつけらっしゃるのかなというふう  
に思います。

このふじみ野市の事故調査書というのの一部分があるんですけど、事故調査委員会富田委員  
長という方が、危険性の認識が希薄で適切な対応をしなかった業者の責任はもちろん、いいかげ  
んな管理運営をしていた業者を選定した市の行政責任もあるというふうに言われております。本  
当にこう安全管理をもし怠った場合は、即行政責任を問われる、こういう時代でありますので、  
ぜひ、子どもの命がかかわることありますので、慎重に対応していただきたいというふ  
うに思います。

一つだけ、質問をしたいんですけど、大体内容はわかってるんですけど、朝のちょっと議運で  
もあったんですけど、プールの安全管理の問題で、火曜日に、安全管理の部分で、ことしの市民  
体育祭を水俣市の教育委員会の安全管理に問題があるので、県が埋め立て地の陸上競技場の使用  
を許可をしなかったみたいなことを言われたのは、私、はっきり言ってびっくりしたんです、逆  
に。それで県がそういうふうにするのか、もし、県が違うように何か認識してるんだったら、こ  
っちからもちゃんと説明をしないといけないし、もし、そういう事実があるんだったら、出して  
もらいたいですし、実際、競技場の使用許可云々に対しては、実際にやっぱりその何か通達があ  
ったと思いますので、その辺は教育長の方からあるんでしょうか。

○議長（緒方誠也君） 暫時休憩します。

午前9時58分 休憩

午前10時1分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまの質問については通告外に当たりますので、答弁は不必要であり  
ます。

西田弘志議員。

○西田弘志君 通告外ということありますので、それは差し控えさせていただきたいと思いま  
す。

実際、何か、言ったもん勝ちみたいなところが、何か感じるので、ちょっとあれなんですけど。  
まあいいです。

では質問をかえて、振興公社に委託されているわけですけど、そういうところに指導というも  
のは、今後こういった形でされているかということと、あとPTAが管理をやっつけらっしゃる  
ので、そういうところに指導というか、管理運営が違うので、指導というのはおかしいかもしれ  
ませんが、情報交換とかというものはこういったものをされているのかをお聞きしたいと思  
います。



○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、振興公社に対する安全管理についての情報の関係のことじゃなかったかと思いますが、それが最初と思いますけれども。

今回の件を受けまして、私自身も教育委員会と関係機関との連携が十分できなかったんじゃないかなと。それを私自身も今回一つの問題点として感じたところでした。したがって、今後はそういう機関との連絡体制、これをしっかりとっていく必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

特に文書とか、電話でのやりとりと、また、必要な場合は、その場に行ってお互いに話し合うと、現場を見るとか、そういうふうな今後、体制が必要ではないか、そういうふうに考えておりますし、また、そういうふうに指導してきておりますし、今後とも十分努めていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、2つ目ですけれども、PTAとの情報交換ということではなかったかと思いますが、現在、夏休み中の学校のプール指導についてはPTAが主体になって実施をしているわけです。その中で救急法とか、あるいはまた、人工呼吸法等講習を受けて、お互いに情報交換等しているわけですが、今後はPTA連絡協議会等を通して、そういうふうなことも互いにどういう形で研修会やったら効果があるのか、また、実際の場所で、どういうふうな工夫をしているのか、いろんな観点から、そういう協議会の中で、お互いに話し合いをしていきたいと、そういうふうに考えております。そして、実際的な効果が上がるような形で進めていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 災害対策について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、災害対策についての御質問にお答えいたします。

まず、7月22日、23日の避難状況について申し上げます。

22日6時50分、最初に久木野・東部・湯出方面の山間部へ避難勧告を発令しましたが、8時時点で9カ所105人、8時45分市内全域避難勧告発令後の10時時点で19カ所634人、12時時点で25カ所1,535人、午後7時50分一部避難勧告を解除した後の午後8時時点で29カ所1,401人であります。その後、雨がやんだにもかかわらず、1,068人の方が避難所で一夜を過ごされました。

23日は、6時15分一部避難勧告追加後の7時時点では22カ所1,096人、7時40分の市内全域避難勧告及び7時50分の一部避難指示に切りかえた後の8時時点で20カ所1,015人、10時時点で30カ所2,894人、11時30分の避難指示変更後の12時時点で31カ所2,261人、午後1時10分避難勧告解除後の午後2時時点で2カ所166人でありました。

避難勧告後の混乱につきましては、事前に防災行政無線で注意喚起を呼びかけたり、各地域の自主防災組織や消防団、消防署、警察署等関係者の皆様の適切かつ迅速な対応で、避難者もある程度の心構えができており、大きな混乱はなかったものと思います。また、一部、避難者で体調を崩された方もおられるなど、住民の一人一人の避難者については多少の不安や混乱があったのではないかと考えております。

避難場所等の反省点はなかったのかにつきましては、今回の避難対策や避難者対応について不備はなかったか、自治会長や避難所担当の市職員等から課題や意見についての提出をいただくよう依頼をいたしております。

現在までいただいた具体例といたしましては、避難所にテレビやラジオが未設置であったため、情報収集ができず、不安なときを過ごしたという意見や、河川水位等や今後の見通しの情報提供の要望等もっております。

ほかに食料の提供につきましては、提供があたりなかったり各避難所での対応が統一されていなかった点も指摘を受けております。

また、低い土地に建設されている地域の公民館等があり、今回のような災害に対して、避難所として不適當ではないかという意見や地域管理の避難所に職員を配置してもらえないかとの要望もっております。

これらの反省点や検討課題につきましては、自治会や防災関係機関とも十分協議、検討を行いながら、できるものから改善をしていきたいと考えております。

また、市民に対しましては、広報等にも随時掲載していますように、避難場所の確認や避難するときの心構え、避難方法等についても周知を図り、避難時に混乱や不安を少しでも軽減し、また、逃げおくれ等がないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、陣内地区の雨水対策についてお答えいたします。

本市の雨水対策は公共下水道事業計画に基づき、1時間当たり64ミリの降雨強度に対応する雨水排水路の整備とともに、百間雨水ポンプ場を初め、5カ所の雨水ポンプ場の建設を行い、浸水の防除及び改善を図ってきたところであります。

陣内地区におきましては、昭和40年度に都市下水路整備事業により、陣内1丁目を流れる陣内都市下水路を整備し、平成16年度に公共下水道整備事業により、陣内2丁目の污水管渠の整備にあわせて雨水排水路の整備を行ってまいりました。しかしながら、ことし7月の豪雨では記録的な大雨に見舞われ、陣内地区においては、国道からの排水流入や雨水排水路の放流先がすべて水俣川であり、放水口が増水した河川の水位より低い箇所にあるため、排水不良が原因で道路冠水

を初め床上、床下の浸水が発生いたしました。

現在、公共下水道事業計画による陣内地区の雨水整備計画につきましては、雨水ポンプ場等により強制的に雨水を排除したり、一時的に雨水を貯留する施設等の計画がなく、近年の降雨状況の変化、また、宅地造成による土地の形状や排水面積がこれまでと異なった状況であり、既存の雨水排水計画に相違が生じていると思われます。

今後の陣内地区の雨水対策といたしましては、局部的なかさ上げ等の実施を行うとともに、現在、県及び国へ既存の雨水排水計画の見直しを行う、基本設計の実施に向けて協議を行っているところであります。

この基本設計の中で、測量や現況水路の流下能力と計画流出量の調査を行うとともに、水路の改良で対応できる区域と雨水ポンプ場、または貯留施設で対応する区域の調査を行い、あらゆる対策方法を検討し、流域水路の変更計画を策定し対処してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今回の7月の大雨は、3年前の水俣豪雨災害を本当に思い出したような気がします。水俣じゅうの方が思われたんじゃないですかね。幸いに今回は被害が出ることはありませんでした。隣の出水とか大口の被害を見ると、大変な被害が出ておりましたですが、本当、ちょっとした風の向きとか雲の動きで災害が起こったり、逃れたりするんだなというふうに、今感じてるんですけど。避難された方は2,849人、泊まれた方が1,668人、混乱はなかったということだと思うんですけど、私も避難場所を、体育館、一小、二小、武道館、もやい館、西念寺、西生院、大森公民館、湯出とか、いろんなところ、私も見させていただいたんですけど、実際そう混乱はなかったように思ったんですけど、中には避難場所に指定されているのに、職員が配置されていなかったということも事実です。これはもう伝えてありますけど、こういうところは、いろいろやっていっていただきたいというふうに思います。

避難場所には、家族全員で避難されたり、ひとり暮らしの方がおられたり、また、ひとり暮らしの方を民生委員の方が連れてこられたり、いろんな方がいらっしゃいました。今、挙げられました問題点、外から情報が入ってこないの、ラジオとかテレビはやっぱりあれば便利だよねというのがやっぱり多かったようにも思いますし、食料については実際、今言われたように、出たり出なかったりという部分があるんですけど、実際、昼前に避難勧告が出て、昼に準備しろというのは、これ実際無理な話でありまして、市の防災計画では、勧告を出したら食事を用意するようには決まってるというふうに聞いておりますけど、こういうところは市民のふだんの意識で、避難したら近々の食事はもうパンでもお菓子でも我慢すると。あと長引くようだったら、それは市がやるでしょうし、そういう意識づけというのも、今から役所がやっていくことではないかなというふうに思います。とはいいいましても、なかなか高齢者の方、もう避難所に行くにも、高齢者、

年寄りの方が多いんです。だから、先ほど言われました、地区の防災とか、そういうところと連携をとるのが本当に必要だと思いますし、その中で行政が最大限にお手伝いをされるのは当然だと思います。ぜひ人情味のある水俣の防災環境というものをつくっていただきたい、皆で助け合うというふうな意識づけをやっていただきたいなというふうに思います。

避難の件につきましては、1つだけ質問をしたいんですけど、以前の豪雨災害のときに提言をさせていただいたんですけど、パソコンで見れるとか、今携帯で見られるとか、今実際に対処していただいて、今は携帯でも災害情報というのは見れますし、市のホームページに行くと県の防災の方にリンクされて結構詳しく見ることができます。そういうのは対応していただいたんですけど、防犯のときだったか、前言ったことがあるんですけど、防犯についてはゆっぴーメールで警察の方が、水俣芦北管内の不審者が出ましたよというのが流れてきますし、変なことがあったら流れてきますけど。そういう防災、前にも伝えたかもしれないですけど、防災のとき、災害のときにそういうメールの配信を市の方で、外に防災担当の方、消防団の方、外にいらっしゃるのに、なかなか情報がうまく入ってこないというのがあるので、そういうものもあつたら便利かなと思うんですね。実際、防災無線が聞き取れないというところを補うこともできるかと思うんですけど、そういった情報の提供という部分は検討できないかというのを2つ目の質問にしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、御指摘がありました、携帯電話を利用した防災情報サービスということで、今、本当に全国的にも導入を進めている自治体が非常に多いということで、市においても、以前に調査したり、検討したりしている状況でございます。今、現在の携帯電話の普及の状況を勘案しますと、非常にもうほとんどの方が持っていらっしゃるので、有効な伝達手段ではないかというふうに考えておりますので、あとは費用対効果という財政面でも考慮する必要がございますので、それを上回る効果があるということであれば、積極的に導入を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、産廃最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃最終処分場問題についてお答え申し上げます。

小池環境大臣の記者会見の中で、発言に関しましては、一昨日の中山議員の御質問にもお答えしましたとおり、これまで多くの市民の皆さんが水俣は特別な地域であると強く訴えてきたことが、少しずつ理解されてきており、大変ありがたいことだと思っております。

また、小池環境大臣の私的懇談会、水俣病問題にかかる懇談会は、その提言の中で産業廃棄物

処理施設の問題についても触れ、水俣市は国の経済成長政策の陰で余りにも大きな犠牲を払われてきた地域であり、しかも、住民は、その苦しい経験をばねに、環境モデル都市の構築を目指して、安全で安心して暮らせる美しい環境づくりに汗を流して励んでいる特区とも言うべき地域である。国も県もそのことを十分に認識して諸施策に当たるべきであり、とりわけ現在問題になっている産業廃棄物処理施設をあえて水俣市に建設しようとする計画については、懇談会としても無関心ではいられず、熊本県が地域住民の声に耳を傾け、慎重に対処することを望む。国もこの問題を看過すべきではないと述べられています。

新聞報道によりますと、環境省側は懇談会の趣旨と違うとして抵抗感があったようですが、地元委員の方々の努力で盛り込んでいただいた内容であると理解しています。

産廃阻止を願う私たち水俣市民にとっては、大変ありがたく、心強い支援の言葉であると思います。

私としては、国・県がこの提言内容を真摯に受けとめ、対処されることを強く望んでおります。

次に、計画予定地に国有地・開拓道路があり、国有農地は優先的に地方公共団体に払い下げると聞きますが、市は払い下げを積極的に求めていくのかという御質問にお答えします。

これにつきましては、昨日、吉田議員にお答えしましたとおり、市としましては、処分場建設計画に大きくかわかるこの土地を、ぜひとも取得したいと考えております。

そのためにも、当該国有地の払い下げを受けるのに必要な公共利用計画を実現性のある有効なものとなるよう、あらゆる角度から鋭意検討してまいります。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この辺はもう結構重複しているところなんですけど、本当に外部からの意見、環境大臣、副知事の意見もでしょうが、少しずつ変わってきているような気がしております。

県庁に行ったとき、8月29日に水俣の命と水を守る市民の会で行ったときに、副知事に言われたんですけど、その前に、会の方から、水俣病は当時の国の排出基準を守っていたにもかかわらず、大変な被害が出てしまったと。水俣の人間は、法を守るだけでは安全は守れないということを経験して知っているんですよということを言われました。それを受けて、副知事が、水俣病の経験から法の遵守だけではすべてではないことを重々承知している。法が不備なら、国に改めるように声を上げていきたいと、そういうことも必要ということ等言われましたんですけど。

提言書の中には、国もこの問題を看過すべきではない、これもうほっとく、見過ごしてはいけないということだと思んですけど、もし法に不備があるということだったら、ああいう直接水源地が汚染される危険がある場所、そういうところには許可をしない。基準の見直しというのに、何か水俣のこの問題から少しずつつながっていけばなというふうにも思っております。

国有地の買い上げの問題では、もうきのうも言われてましたんですけど、担当は九州農政局でや

るので、そういうところと折衝していかれると思うんです。庁内対策委員会、予算等をつけて積極的に取り組むということだったと思います。

今、私たちが本当にやらなければいけないということは、やっぱり会社自体に準備書を出させないということがまず第一だと。準備書が出てしまいますと、今の県は副知事もこの間も言っておられましたですが、今の段階では、こう水俣の心情的なものがわかっているが、出せば無視することにはできない。それはもう言われてます。それはもうわかります。法を曲げるといのは無理ですから。やっぱりその準備書が出ないように、私たちはしなくてははいけない。よそは再度、前、鹿屋の裁判の話をしましたですが、もうそういうふうに準備書が出て、いろいろやると裁判になって、もう10年かかった。これで10年水俣がそういうのもうかかわったら、本当、バブルの後、失われた10年じゃないですけど、水俣の10年がまた失われてしまうような気がしますので、ぜひ、この開拓道路については、もう水俣市は積極的に買い上げをやっていただいて、準備書が出ないようにしていただきたいと思います。

その中で、九州農政局と折衝なんでしょうけど、農林水産省あたりに市長も行かれたというふうにも聞いておりますし、そういう農水省あたりに、こういう折衝なんで、何でもここで議論すればいいというものでもないと思うんですけど、これももうわかっていることは、もう水俣の市民会議が今からどういうことをやるというのをきっちりともう公でわかっているんで、市民会議は今から東京あたりに陳情とか、会社に行動を起こされるというふうに聞いておりますけど、その辺、まあ、言えることがあったら教えていただきたい。

以上です。

○議長（緒方誠也君）

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今後の東京陳情あたりですかね。

（「市民会議等は、今から行かれるということだったので、その辺はどういった活動をされるんでしょうか。」と言う者あり）

○市長（宮本勝彬君）（続） 市民会議の東京での行動予定ということだと思いますけれども、今週の月曜日、9月11日でございますけれども、市民会議の理事会を開催させていただきました。その中で東京要望活動を行うということを決めたわけでございますけれども、具体的には9月26日、それから27日の2日間で東亜道路、それからIWD、関係省庁、あるいは県選出の国会議員を回る予定でしております。参加者は、私を含めまして市民会議の役員、それから各団体から参加者を合わせて、大体20名ぐらいになるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君　そういうふうには市民会議でもいろんな形で働きかけをやられるということなので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君）　次に、世界地方都市十字路口会議について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君）　次に、世界地方都市十字路口会議についてお答えします。

まず、会議の内容についてお答えします。

本会議は、同じテーマでまちづくりを行っている国内外の地方都市が知恵と経験を出し合い、意見を交換し合うことにより、それぞれの地域の活性化に役立てることを目的として、国内各地で開催されてきました。14回目となる水俣市での会議は、環境首都を目指すまちづくりをテーマに、水俣市文化会館をメイン会場として、来年2月10日、11日に行います。

初日は、遠方から来られる方々に配慮して、お昼から開会いたします。開会式で、今回御招待した海外の参加都市の御紹介をし、その後、ドイツの環境首都からの基調講演をいただく予定にしております。

さらに、会場をもやい館などに移し、海外、国内の自治体・民間団体、それに水俣市の取り組みを産業・ごみ・食・交流をキーワードに、4つの分科会で話し合ってくださいます。夜には、総合体育館で食の十字路口交流会を行い、参加各国の料理を交えながら、互いの親睦と交流を図っていただきたいと考えております。

2日目には、4つの分科会で話し合われた内容をもとに、全体会議を行い、環境首都を目指すまちづくりのテーマに、何らかの答えが導かれ、会議が成功裏に終了することを期待しております。

会議自体はお昼前には終了いたしますが、御希望をされる方には、その後、水俣の環境の取り組みが学べるエコツアーに出かけられるように計画しております。

なお、その他詳細については、庁内検討委員会で詰めておりますが、最終的には10月の第2回実行委員会で決定されますので、その後公表し、募集をかけていきたいと考えております。

次に、テーマである環境首都を目指すまちづくりとはどんなものか、今回の会議を通して水俣の何を世界に表現、発信するのかというお尋ねについてお答えします。

水俣市は、昨年度、一昨年度と2年連続で環境首都コンテストの年間グランプリをいただきましたが、真の環境首都の称号を得るまでには、あと一歩及びませんでした。今回の会議では、国内外の先進事例を学び、環境首都を目指すまちづくりに役立てると同時に、環境モデル都市づくりの総決算として、これまでに不足している部分を補いながら、真の環境首都水俣の姿を表現す

るような大会を開催し、首都の称号を得るためのアピールを行っていきたいと考えております。

また、これまでの環境モデル都市づくりの地域づくりにかかわってきた多くの市民に参加してもらい、これまでやってきたことを市民が発表することで、水俣市の元気づくりの場にしたいとも考えております。

なお、本会議は、水俣病公式確認50年事業の締めくくりとして実施し、水俣病の教訓が市民にどう生かされてきたかも総括するとともに、地域振興も見据えた今後の環境モデル都市づくりの確固たる方向性を見出す会議にしたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 内容は基調講演、国内、海外、自治体、民間、産業、ごみ、食、交流のキーワードで、いろんな分科会やられて、夜には交流会、翌日には話の内容をまとめて全体会、方向性を出す。その後エコツアーと、何かこう盛りたくさんで、もうえらいな会議だなというふうな、大変だろうなというふうな気がするんですが、でも水俣だから本当にやれる会議ではないかなというふうな思いもします。見させていただければ、やっぱりやるかいがあるんだろうなと思いますし、2につきましては、先進事例を学び、環境首都を目指すのに役立てたい、アピールしたい、市民の発表で元気づくりをしたいとかという部分はわかるんですけど、もう一步何かこう踏み込んで、環境首都を2004年、2005年に連続して取ったわけですね。で、環境首都も大分近づいてきたということなので、もう少しこう環境首都を目指す、これからのまちづくりというふうな、何かこう、もう少し具体的なものがもしあったら、これを質問にしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 環境首都を目指し、これからのまちづくりをどうしていくのかという御質問だろうと思います。

今、申し上げましたように、環境首都の永久称号を取得するというのは、環境のまちづくりを目指す水俣にとりましても、最高の榮譽であると、私はそのように受けとめております。

このことにより、経済的な効果という、そういったものも恐らくついてくるのではないかなと、そんなふうにも考えているところでございます。しかし、この称号を取るのは大変厳しゅうございます。いろんな条件がありますし、審査もありますし、また、大変こう厳しいものでございます。したがって、水俣市民全体で取り組んでいくことが要求されてくるのではないかなと、そのように思っております。

本市の環境基本条例、あるいは環境基本計画というのがもう10年経過いたしました。

今後、この条例、基本計画を10年、20年と、今後の計画を市民と行政が一体となって策定をしていきたいと思っております。近日中にそれにも入っていくわけですが、この基本計画にのっとって策定しました、基本計画にのっとって水俣市が目指すまちづくりを基本計画の中に盛



り込みながら具体的に実践していきたいと、そのように思っております。

この計画に沿って着実に実践していくことで、私が目指しております、小さくとも輝く、そしてほっと安心できる水俣のまちが築けるのではないかと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 何か今、環境基本条例、環境基本計画がもう疲労してきたということで、見直すということもやられるということで、その中でまちづくりの部分を出していきたいということであれば、もうぜひそういう新しい市長の、そういう部分で指針というものを出していただければというふうに思いますし、それがやっぱりわかりやすいと思います。

この会議につきましては、環境首都を取るため、ためというのはおかしいですけど、だんだんそれに向けてやってらっしゃる。でも、水俣市はその環境首都を取るのが目標、目的ではないわけですね。最初に言われたように、そういうことで、地域振興を見据えた今後の環境モデル都市づくりが、やっぱり一番大事だと思います。

今、どこの企業でも会社でも、商店、旅館、厳しいというのがほとんどです。それはもう印刷会社あたりでも、かなり厳しい。今までで最高かもしれんというふうな話もあるぐらいですけど、やっぱり水俣の最優先課題の一つは地域振興だと思います。

水俣の公害の原点である水俣が環境首都、もし取ったときには、その称号のもとに、国内の企業がどんどん水俣に出てきたい、ステータスになるようなものにしてもらいたいですね。水俣というのが、ルイヴィトンとか、エルメスとか、東京銀座とか、そういうブランドのイメージと同じように、水俣というものがなっていってもらいたい。会社でいうC I、コーポレートアイデンティティーみたいな、そういう施策もやっぱりやっていくのが水俣の役割かなとも思います。やっぱり日本の企業は、やっぱり銀座に店があるとか、本店があるという、やっぱりそれだけでイメージアップになりますしね。やっぱりそういうものにしてもらいたい。それは表向きの分はですね。でも、そこは看板だけじゃいけないと思うんです。やっぱり中身の問題ですけど、初日に大川議員が中国の経済特区の話をしてましたけど、実際もうそれも必要ですし、そういったものに近いもの。国策で、県、国の策でやってもらいたいということもおっしゃってました。実際、もうそういう部分も使っていないと、なかなかこの地域振興は難しいと思うんです。

沖縄は沖縄振興特別措置法というのがありますですね。これは10年間ぐらいの時限立法で沖縄を支援しよう、趣旨は、この沖縄の置かれた特別な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し及びこれに基づく事業を推進するなど、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とするというふうな趣旨になっております。

これを水俣市に置きかえても全然おかしくない。水俣の置かれた特殊な諸事情をかんがみ、水

侯の振興の基本となる水俣振興計画を策定してもいい。実際もうそういう部分で、沖縄にあって、水俣にもそういう部分をやっぱりとっていただくように、どんどん働きかけをしていくのは、やっぱり必要じゃないか。これ経済で、市長は今までずっとかわられましたですが、私26歳から自営業をやって、もう20年になりますけど、施策で水俣が潤ったというのは、実際感じたことは、今までの形でもやっぱりないんです。ここがやっぱり一番難しいと思う。人口もどんどん減っておるのも実際そうですし、ですから、ぜひ市長もこういう部分に力を入れて働きかけをやっていただきたいと。今は水俣病がもう50年で、非常に注目されているときですから、やっぱり今が一番チャンスじゃないかなというふうな思いもありますので、やっていただきたい。

この会議につきましては、今から50年、今水俣病で50年ですから、今からの50年、100年先を目指した新生水俣に希望が持てるような、その足がかりになる世界十字路口会議にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、「みなまた未来コンサート～海恋物語～」について答弁を求めます。

森助役。

（助役 森近君登壇）

○助役（森 近君） 「みなまた未来コンサート～海恋物語～」に対する市の感想及び今後の展開についてお答えします。

このコンサートは、主催していただきました株式会社熊本放送が、水俣を見詰め続けた地域の放送局として、水俣の未来のため、また、九州の発展のため、美しくなった水俣の海・環境・自然と人との調和をテーマに、環境保全の大切さを全国に訴えかけていく、アースコンシャスな野外コンサートとして企画されたものであります。

商工会議所など、地元関係団体で組織するみなまた未来コンサート実行委員会が共催する形で、去る8月5日にエコパーク水俣特設会場において開催をされました。

コンサートの出演者につきましても、服部克久、谷村新司の両氏を初め、全国でも有名な豪華アーティストがここ水俣市を訪れ、多くの市民がこのコンサートを大変楽しまれ、夢のようなときを過ごされたと推察をいたしております。

「水俣に新しい夏がやってくる」といったキャッチコピーで、ラジオ、テレビ番組、コマーシャル、新聞等のメディア及びポスターによる広告を通じて、南九州エリアを中心に広くコンサートの事前広報がなされた結果、水俣市民、近隣市町など多くの方々からの問い合わせや期待の声寄せられるなど、反響も大きいものであります。

コンサートの結果としましては、市内外から約5,000人という多くの来場者がエコパーク水俣特設会場を訪れ、盛会のうちに、また、大きな事故もなく無事終了することができました。

水俣市独自に来場者アンケートを行いました結果、開放的で雰囲気がよく水俣のイメージが変わったとか、来年もぜひ開催してほしいといった、コンサートの継続を願う意見が多く寄せられました。また、出演者の方からも、水俣の自然、会場のエコパーク、観客もすばらしかった。また、水俣に行きたいとの称賛の言葉をいただいております。

このようなことを踏まえまして、市としましては、このコンサートは水俣市民に元気を与え、水俣のイメージを明るくする大変よい企画であったと、主催をしていただきました株式会社熊本放送に対しまして、深く感謝しているところであります。

今後の展開につきましては、株式会社熊本放送から、来年度も開催する方向で検討されていると伺っておりますので、市といたしましても、主催者及びみなまた未来コンサート実行委員会と連携を密にして、環境都市水俣の全国発信を図りながら、市外からの宿泊客増など、観光振興につながり、また、市内事業所等も潤うなど、地域活性化につながるよう、全面的にバックアップしていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 コンサート、5,000人規模、本当にすごいものだと思います。市内の方もいらっしゃるという、市外からもたくさんの方が来て、経済効果という部分も多少、今のところではあると思いますし、何よりやっぱり水俣に来てコンサートして思い出をつくってもらおうということが、水俣のファンをふやすということになり、イメージアップになると思うんです。このコンサートだけというふうな考えでは、今言われたように、観光、私としては観光のイベントの一つとして、こう宿泊にもつながる前泊してもらおうとか、いろんな形で、もし来年検討されるということだったら、エコツアーとタイアップするとか、ほかの団体、エコ水俣でも商工会でも商店街、いろんなところで、今回やられたのかもしれないですけど、何か非常にこうばたばたとしてやられたという雰囲気がありました。ですから、もし来年、できるようだったら腰を据えてやっていただきたい。ぜひこう水俣に来てもらった人に水俣はよかねえと、きれいかね、よかとこばいというのを持って帰ってもらいたい。今、観光で何が大事かというと、おもてなしの心、ホスピタリティでは一番重要だというふうに言われております。ですから、迎える私たち、水俣の人もやっぱり水俣にこう愛着を持つ、水俣を好きになるというのも大事でしょうし、イベントを一緒に楽しむということも必要かと思えます。

指宿の菜の花マラソンは、物すごいボランティアで、何万人と盛り上がってます。ですから、何かこのイベントが、今までイベントというと、なかなか一過性で根づくものがなかったわけですから、ぜひこういうイベントを大事に育てていただきたいという思いがあります。

熊本放送と協力体制でしょうけど、向こうは向こうでいろいろあるんでしょうが、ぜひ市もそういうところには、積極的にできる部分は、コンサートだけじゃなくて、地域振興につながるん

だという観点からやっていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問では、こういうもし来年やられるとしたときに、コンサートをバックアップする組織が必要だと思うんですけど、そういう部分はどういうふうに考えておられるか質問します。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 今、西田議員言われましたように、このイベントをただ一過性の単なるそのイベントじゃなくて、私も最初話があったときに、やっぱりこの水俣市民がみんな協力をして、本当にいいコンサートにしていく、また、そういった情報発信の場所にできないか、結果的にそれが観光とか、物販とかにつながっていくということを目指していく必要があるのかなと。そういった意味で、ことし5月に話がありまして、8月でなかなか準備期間もなかったということで、先般、反省会も行いまして、結局その中で、早急に実行委員会を立ち上げて、もっと広い人たちに、観光とか物販とか、市民の方々にも、歌が好きな人たちに、みんな実行委員会に入っていたいて、その人たちで盛り上げていながら、5,000人ですけど、1万人とか、もっと多くの、大きな規模のコンサートにできるように、やっぱり我々がつくっていかないと、なかなかそういったものになっていかないのかなという気がしてます。

そういった意味で、ことしの実行委員会につきましては、早目に今の実行委員会をベースに立ち上げて、今、御提案がありましたようなことを含めて、より市民も参加してつくって行って、来られるアーティストも水俣にいろんな思いを持っていただいて、全国でまたいろんな発信をしていただくと。

今回のコンサートをテレビ番組にしてありました。あのテレビを今全国の放送局に売りに営業で回っているという話です。ですから、ああいったものを全国のあの放送局で流していただくと、また、水俣のイメージも変わってくるのかなと思いますので、そういったことも含めて、これから協力体制をとりながらやっていきますので、議員の皆さんも、市民の方々も、ぜひ御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、みなまた恋路物語について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） みなまた恋路物語について順次お答えします。

まず、みなまた恋路物語の内容についてお答えします。

本市で、水俣の海、山、川など、豊かな自然をテレビや映画、CM、雑誌などの映像を通じて、広く情報発信するため、昨年11月にみなまたフィルムコミッションを設立しましたが、今回、市民や東京で活動する本市出身の映像関係者で組織するKOIJI Short Story製作委員会から、水俣湾に浮かぶ恋路島にまつわる悲恋の言い伝えや、本市出身のアーティストの故

村下孝蔵氏のヒット曲「初恋」にちなんで、「みなまた恋路物語」の映画制作企画について提案がございまして、本市としましても地域振興や観光振興の面から効果が認められると判断し、6月の議会にて予算を計上し、御承認いただいたところでございます。

事業につきましては、現在、KOIJI Short Story制作委員会、みなまたフィルムコミッションと共同で進めております。

映画の内容につきましては、原作のもととなるストーリーや、映画の出演者を全国から募集し、水俣をロケ地として映画制作をいたします。

ストーリー募集につきましては、8月末まで市報や新聞、ホームページなどを通じ募集を行い、全国から350通程度の応募がございました。

出演者募集につきましては、9月1日から行っており、随時応募がっております。

今後は、9月末ごろまでにストーリーの選定、10月中に出演者選考のためのオーディションを実施し、その後撮影に入り年度内に撮影を終了する予定で、制作された映画につきましては、全国の映画祭への出展や、インターネットでの放映など、できるだけ多くの方に見ていただけるように計画しているところであります。

次に、短編映画を制作して、水俣の何を描き、伝えていくかについてでございます。

今回の映画につきましては、本市をロケ地として映画撮影を行い、制作された映画をインターネットや映画祭などを通じて、全国で公開することで、水俣病としての知名度はありながら、まだ知られることのなかったすばらしい水俣の海、山、川といった四季折々の風景をPRしていきたいと考えております。

あわせて、水俣で撮影が行われ、地域の皆さんがエキストラやボランティアスタッフなど、何らかの形で映画制作に携わることにより、一つの目的にみんなで取り組むといった一体感が生まれ、コミュニティーの活性化につながるとともに、映像を通して自分たちの地域を見ることで、地域の魅力を再認識し、郷土愛の醸成につながることを期待しております。

○議長（緒方誠也君） 残り1分です。

西田弘志議員。

○西田弘志君 その1分を、市長のこういうイベントについて、映画、コンサート、そういうふう  
に、どういった取り組み、考えをお持ちかをお願いします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

簡単をお願いします。

○市長（宮本勝彬君） 今後ですけれども、水俣市の持つ重い歴史というものからは目を背けることなく、そして同時に経済効果も当然期待をするところがありますけれども、経済効果も期待をしながら、そして水俣市民が未来に向かって、明るく元気に頑張っているんだということを広く

発信していけるようなイベントにしていけたらなと思っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で、西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時1分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本寿子議員に許します。

（藤本寿子君登壇）

○藤本寿子君 おはようございます。

いのち・みらい・みなまたの藤本寿子です。

この夏、憲法問題で講演を聞く機会がありました。講演者は経済同友会副代表幹事品川正治氏と新潟県加茂市市長小池清彦氏の講演でした。両名とも憲法9条を堅持する立場での話でしたが、特に加茂市長の話は、地方都市に住む私には興味深いものがありました。小池氏は、現在70歳です。小学校3年生のとき、既に、日本は独立を果たし、みずからの軍隊を持たねばならぬと、東大を出て、防衛庁に入る。86年、防衛審議官のとき、防衛白書で基盤的防衛構想を力説、初めて軍縮に触れられています。90年、防衛研究所長のとき、国連平和協力法案について、世界の警察官になるような行為は国を滅ぼすことになる、事務次官に進言、それ以後も一貫して主張を変えずにきておられます。その主張には、幾つかありますが、自衛隊での教育訓練局長だった経験を挙げられておられました。自衛隊員をひとりたりともむだ死にさせたくないという実感からです。

また、小泉内閣になり、地方は非常に疲弊してきた。加茂市でも3分の1の職員をカットしなければならない状況であり、市民へのサービスはさらに低下している。250億円もかけて軍事演習をする金があったら、地方に金を回せといった主張でありました。大変真剣な主張でございました。

次の政権では、ますます顕著になってくるだろう、この憲法の問題。もし、自衛隊が軍隊となり、集団的自衛権というお墨つきのもと、アメリカとともにあらゆる戦争に加担していくことになれば、日本は、再び破滅の道を歩むことになる。私は、そのように確信します。私は今こそ肥大化する戦争を対話の方向に、戦争という最も大きな環境破壊を何とか食い止め、人類がともに生き延びられるように主張していく、世界のキーマンとしての位置を日本は確保すべきだと思います。そして世界は既に地球温暖化の問題など、のっぴきならないことに直面をしています。環境の問題と平和の問題はともに、私たちの歩む最大の課題です。核兵器の廃絶、戦争を対話に、

地球温暖化など、環境問題を世界に発信していく、それが、日本の役目であり、この水俣の使命ではないかと思っています。そのことの意味で、これから質問に入りたいと思います。

まず、水俣市地域省エネルギービジョンについてです。

御存じのとおり、水俣市で作成されたビジョンは、1997年に京都で行われました気候変動枠組第3回締約国会議で各国の温室効果ガスの削減目標についての合意が行われているんですけども、我が国も2008年から2012年までの間に、平均で1990年比ですけども、6%の温室効果ガスの削減を目標としています。これは地球の歴史上、大変重要な日々を私たちは送っていることを意識しなければならないわけですけども、この国際公約を実行するためには、省エネルギーにより、温室効果ガスを発生させない、それから二酸化炭素を発生させないエネルギーを開発し、現在の化石エネルギーにかえていくこと。

このエネルギー問題というのは、地方自治体にはそもそもなじまないような政策分野だったというふうに、私自身も思っておりましたが、実際には今、日本の多くの自治体で新エネルギービジョンが策定され、さまざまな取り組みがなされています。御存じのとおり、温室効果ガス、とりわけ二酸化炭素ガスを発生させない新エネルギー源として、太陽光、太陽熱、今議会でも議論となっておりました風力などとともに、注目されているのがバイオマスです。バイオマスというのは、動植物由来のものを言い、畜産ふん尿、水、草、稲わら、麦わら、生ごみなどは全部バイオマス、私がこれから質問する菜の花もバイオマスになります。

以下、 番目までの質問はバイオマスに関連すること、 番目は、日常の中での省エネルギーに関することです。

、菜の花エコプロジェクトを視野に入れた水俣芦北リターンネットが設立されていますが、今後水俣市として、どのように連携をとっていくつもりかお尋ねをします。

、九州農政局、熊本県農村計画課が、環境に優しい農業の推進ということで、新しい制度の地域説明会を呼びかけていますが、水俣市としては推進するつもりがあるかお尋ねをします。

、アイドリングストップについて、具体的にどのように市民に周知されているかお尋ねします。

次に、2番、病後児保育所の設置についてお尋ねしたいと思います。

この問題につきましては、平成17年3月議会で質問をしています。そのときの議事録では吉海福祉部長より答弁をいただいています。

病後児保育事業とは、保育所へ入所中の児童が病後回復期で集団生活に適さない場合、自宅で養育を余儀なくされる期間、当該児童を一時預かる事業を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、あわせて児童の健全な育成の向上に寄与することを目的に行う事業である。病後回復期の児童の受け入れには個別対応となり、看護師の配置、施設の充実などの課題があり、

現在の本市の状況からしまして、病後児保育所の設置は困難であるという答弁でありましたが、その第2質問の答弁の中で、保護者の家庭状況や、就労実態からしますと、人的及び施設面からしまして医療機関での実施が望ましいと考えており、水俣市芦北郡医師会の御意見も聞いてみたいと思いますということで答弁を閉じられておられます。

今回、質問項目にしておりますが、水俣市男女共同参画推進計画などにも実施計画として挙げておられますので、改めて質問をいたします。

、水俣市民のニーズについて把握していることがあればお尋ねします。

、熊本県の推進事業になっているかお尋ねします。

、水俣市男女共同参画推進計画に、18年度までに1件実施の予定とありますが、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

次に、学校給食の実施及び施設整備計画についてお尋ねしたいと思います。

これは、9月1日に議会の全員協議会で提出されました案についてですが、正直なところ、今議会では提出がないと聞いておりましたので、大変驚いております。また、御存じのとおり、学校給食の審議会のメンバーの方たちも、また、学校給食を考える会の人たちも、答申を出してからどうなったのだろうかと思っておられたところでした。今回の整備計画を聞かれまして、正直なところちょっとがっかりした、せっかく努力をしてきたけれども、がっかりしたというのが大まかな感想でありました。

整備計画を見ますと、初めにということで、大まかには施設老朽化のため、早く建設する必要がある。次に、これは17年に提示された案と比べ、その内容を細かく述べておられるところが評価できると思いますが、食をめぐるさまざまな問題、学校給食の課題があり、資料には審議会答申に対する細かい対応がまとめてあります。

ここで、私がまた計画案に対し意見を申し上げますと、こんなに老朽化して熱中症まで出ているのと言われるかもしれませんが、もともとは平成の初めから、つまり私どもの、私の子どもは25歳になっておりますけれども、私どもの子どものころから建てかえるということがありましたので、計画案がなぜ出ないのだろうと、給食センターの所長さんなどに毎年尋ねに行っていたわけです。議論する時間は10年はあったと私たちは思っております。

そこで、質問をいたします。

質問は、給食センターの現在の実情もわかりますので、なお質問し、早期によい結論が出るように、お互いに努力するために質問をしたいと思います。

、整備計画の中に食の問題点、また課題が挙げられていますが、その結論として、センター方式を選ばれたのには疑問がありますが、市の見解をお尋ねしたいと思います。

、給食室の設置場所、建設費用についてはPTA、学校関係者とオープンに議論するべきだ



と思うが、水俣市の見解をお尋ねします。このオープンといいますのは、ちょっと限度はあると思いますけれども、お願いしたい、このことについて質問をしたいと思います。

次に、水俣病問題についてお尋ねします。

9月1日、水俣病問題に係る懇談会において、提言案が取りまとめられました。関係者より直接お聞きしたところでは、大変御苦勞をなされたとのことでした。

認定制度は議題にしないという環境省の態度はかたく、法律や医学の専門家等による別の専門機関も門前払いにされてしまった。それが一番残念と、吉井元市長の新聞談話にもあるように、環境省からがんじがらめになったという感はぬぐえないと思うという感想でした。

水俣病の関西訴訟判決は、原告、国、そして熊本県に何を断罪したかと言えば、水俣病の拡大と放置でありました。今、この懇談会の経過を見る中で、また同じことを繰り返していくのではないかという深い懸念を持っております。

この懇談会の9回目で、吉井さんが、現在の水俣病対策は前車の轍を踏みつつある、環境省は提言に認定基準の問題は含まないと言うが、懇談会としては意見を出すべきだと主張した、すると環境省の副大臣江田康幸氏は、被害者の対応は、差別など地域社会の問題からとらえてほしいと答えたという事実がありました。私は、この言動について、大変根本的な認識のずれを感じています。国・県が差別を助長してきたことの反省の上での発言なのか憂慮しています。

その上で、以下3点質問いたします。

、水俣病の相談窓口が設置されているが、相談件数や相談内容についてお尋ねしたいと思います。

、熊本県の行政不服審査請求の口頭審理中、患者側から出した質問への補足報告書の中で、視野狭窄の確定法に関する質問に、視野は、検査方法や被験者の環境、人格によって影響を受けやすいと回答しています。

水俣市としては、この人格という表記について、どのような見解を持たれるかお尋ねします。

、提言を具体的にするために、水俣市も市民の要望や施策などを取りまとめる必要があると思うが、どのように進められるかお尋ねします。

私の質問は以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市地域省エネルギービジョンについては助役から、病後児保育所の設置については

福祉環境部長から、水俣市学校給食施設整備計画については教育長から、水俣病問題については私から、それぞれお答えします。

○議長（緒方誠也君） 水俣市地域省エネルギービジョンについて答弁を求めます。

森助役。

（助役 森近君登壇）

○助役（森 近君） 水俣市地域省エネルギービジョンについて順次お答えします。

まず、菜の花プロジェクトを視野に入れた水俣芦北リターンネットが水俣市で設立されているが、今後、水俣市としてどのように連携をとっていくつもりかとの御質問にお答えします。

菜の花プロジェクトは、転作田等に菜の花を植え、菜種を収穫し、菜種油を家庭や学校給食で使い、搾油時に出る油かすは肥料や飼料として活用し、廃食油はせっけんやバイオディーゼル燃料としてリサイクルしていく、地域資源循環サイクルの取り組みとして、全国的な広がりを見せています。

水俣芦北リターンネットは、水俣・芦北地域において持続可能な循環型社会を実現するため、毎日の暮らしの中で環境に負荷をかけない暮らしを実践しながら、地域でのエコ共同作業を進めていきたいとの趣旨のもと、企業組合エコネットみなまたの松永氏を代表、水俣エコタウン協議会の田中会長、沢畑愛林館館長を副代表として、昨年6月に設立された民間団体であります。

現在、財団法人水俣・芦北地域振興財団からの支援を受けて事業を実施されていると伺っています。

同会では、昨年水俣市の一般家庭及び飲食店や病院などの市内事業所を対象とした廃食油の実態調査を実施され、その結果については12月の広報みなまたにも掲載をされています。

今後、廃食油回収に関する調査・研究やバイオディーゼル燃料使用に関する実証試験、菜の花栽培に関する実態調査などを実施し、最終的には、NPO法人水俣・芦北菜の花プロジェクト（仮称）の設立を目指しているとも伺っています。

この水俣芦北リターンネットと、今後水俣市としてどのように連携していくかとの御質問ですが、この取り組みが、水俣市が目指す循環型社会実現には有効な手段の一つと考えますので、これから行われます調査や研究の成果、実証試験の結果などを見ながら、どのような連携協力ができるか、水俣芦北リターンネットと話し合っていきたいと考えています。

次に、農政局や熊本県が環境に優しい農業の推進ということで、新しい制度の地域説明会を呼びかけているが、市としても推進するつもりがあるかについてお答えします。

当制度は、現在農林水産省で検討されている農地・水・環境保全向上対策で、平成19年度から23年度までの5カ年間実施される制度です。大まかに分けて2段階の支援となり、まず、農村の資源保全のための共同活動への支援があり、それに加えて環境保全のための営農活動への支援が

上乘せされることとなっています。

対象要件としては、各地域で農業者だけでなく、自治会や学校等も含めた活動組織をつくる必要があります。共同活動としては、農地、水路、農道等の施設点検や計画作成、実践活動を行う必要があります。

また、支援対象は農業振興地域の農用地区域内で面積に応じた助成がなされます。

議員お尋ねの、営農活動への支援を受けるには、共同活動に取り組んでいる必要があり、さらに国のエコファーマーの認定を受けた作物であることや、生産者の5割以上がまとまって、化学肥料や化学合成農薬の使用量を通常の5割以上削減するなど、集落で一体となった取り組みが必要となります。

市としましても、助成金の4分の1は市費による負担となることから、市内の農用地区域から中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる区域を除いた面積を主な推進対象とし、今年5月から自治会長会、農業委員会、認定農業者を対象として説明会を実施し、市内全戸を対象にパンフレットを回覧するなど、周知を図ってまいりました。

当対策への取り組みとしては、計画の策定と実施及び適正な会計処理など、地元の事務的負担も伴うと予想されますので、地元からの強い要望や意欲があることを前提に推進していく方針ですが、現在のところ具体的に取り組みたいという要望はあっておりません。

今後の計画としては、国や県からの説明では、20年度以降途中から参加することは難しいと伺っておりますので、取り組みが見込める地域について、要望を掘り起こしつつ、個別に推進を図る予定です。

また、当対策以外でも、中山間地域等直接支払制度や水田の産地づくり交付金など国・県の各種支援制度も有効に活用しながら、市民による農地の維持・保全活動とともに環境に配慮した農業への取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、アイドリングストップについて、具体的にどのように市民に周知されているのかについてお答えします。

現在、地球温暖化問題が深刻化している中で、水俣市でも温暖化対策についてはさまざまな活動を行っており、中でも平成18年2月策定した水俣市地域省エネルギービジョンにおいて、省エネルギー目標を二酸化炭素排出量で6.5%削減としましたが、同年3月には、この省エネルギービジョンの概要版に、アイドリングストップや自宅の電化製品の節電を行えば、どのくらいの二酸化炭素量の削減と家計の節約を行えるかなどを記し、水俣市の全世帯に配布しております。

また、本市は環境省のチームマイナス6%にも参加しており、8月には水俣市環境ISO市民監査委員長の監修のもと、温室効果ガスに対する6つのアクションを整理し、同月の広報紙とあわせて回覧しました。その中にもエコドライブの率先を進めています。

事業者に対しましては、平成12年度からアイドリングストップについての正しい理解と一層の定着を図るために、熊本県が設置した、積極的にアイドリングストップを行う事業所をアイドリングストップ事業所として登録する制度を紹介しております。本年度も市内158の事業者には資料を送付しました。これまで34事業所が登録しております。登録していただいた事業所については、エコドライブのための実践事例集や啓発ポスターを配布しており、アイドリングストップに努めていただいております。

さらに、水俣市職員に対しては、平成11年の環境ISO取得からアイドリングストップを省エネルギー推進の目標として位置づけるとともに、毎週水曜日をノーマイカーデーとして自動車を使わない通勤を呼びかけております。

今後もアイドリングストップや、地球温暖化防止のための新たな情報や、わかりやすい情報を広報紙等を通じて呼びかけてまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 この質問で通告をしましたときに、執行部の方から地域省エネルギービジョンに係るんですねというふうな質問がありまして、環境に優しい農業と省エネルギーがどう結びつくのか、この問題というのは、やっぱり休耕田の利用の問題と、これからこの地域において大きな一つの政策にもなってくるんじゃないかなという思いで、ちょっと執行部の人に御迷惑をかけたところもあったんですけども。

2番目のその九州農政局と熊本県の農村計画課が出しておられる、何と言うんですか、制度というのなかなか厳しくて、私もちょっと坂口あたりの方が非常に田んぼが荒れているので、そこに何とか菜の花でも植えたいなと思って、これを見たときにすごい喜んだんですけども、なかなか制度としては厳しいようです。

ですけれども、ここで申し上げたいのは、2番目の質問にさせていただきたいのは、市長の所信表明の中に、農業の問題で幾つか商品作物の振興だとか、農地の農村集落の維持保全、それから担い手の育成の確保、集落営農とかというふうに、いろいろあるんですけども、できましたら、休耕田などを利用して代替エネルギーを生み出していく施策というのをこの中に鮮明に打ち出していただけないかというふうに思いますので、それを一つ質問にしたいと思います。

それからアイドリングストップのことなんですけれども、ちょっとあれなんですけど、今回の産廃の問題で、みんなの会というところで、水俣に産廃は要らないというので、ステッカーをつくられて、私も張ってるんですけども、あれを張ると、例えばクリーンセンターとかに行くと、ごみを置くときに、きちんと分別しなきゃなと思うんですね。やっぱり自分が張ってる以上は、反対する以上は、やっぱり自分は分別をきちんとしなきゃいけないなと思うので、これは本当に突然のあれで申しわけないんですが、例えば車の後部に張るようなステッカーとかなんかを、

やっぱり車の問題ですので、非常にぱっと、見た人がアイドリングて何かなとか、また考えると  
思いますので、そういうことを考えていただけないかということで、2つ質問をいたします。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 休耕田と代替エネルギー用の作物を植えつけるなどの方針を打ち出せないか  
ということだったと思いますけども、確かに休耕田、今、結構出てきています。どうこれを維持し  
ていくのかということで、今回、この農地・水・環境の保全という政策も出てきたのかと思いま  
すけども、先ほど言われましたように、結構ハードルが厳しい状況があります。ただやはり地域  
によってはそういったものがだんだん広がっていきますので、どういう形で休耕田対策をしてい  
くかということが、今後の大きな課題だと思っております。

ただ、代替エネルギーをどうするかということなんですけども、今リターンネットあたりでも  
調査していただいていますけども、さてどういう形でやっていけば、今荒れているところが、本  
当にそういった菜の花を植えて、ある程度の収益も得たり、いろんなことがやれるような形で、  
人的な部分もなかなか田舎の方もなくなって、そういう状況になっているもんですから、じゃ本  
当に市民のそういった運動でそこまで持っていけるのか、また、それを植えるための種代だつた  
り、維持管理費用はどこから出してくるのか、そういったことも今調査を多分されていると思  
いますので、そういった調査を受けながら、そういったものが出てきて、我々と一緒にやれる部  
分があれば、また、そういったものも考えていきたいなと。確かにそういったことも、できれば、  
先ほども言いましたように、水俣が目指す方向と向いていますので、考えていく必要があると思  
てます。

また、アイドリングストップのステッカーにつきましては、確かにそういう広報宣伝もありま  
すし、自分に対する意識づけも必要になってくると思いますので、今後、どういう形でやればで  
きるか、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 リターンネットなんですけども、今、助役さんがおっしゃっていただいたん  
ですけど、まだそこまで進んでいなくて、9月8日にエコタウンの中の田中商店で、実は初めてBDF  
製造機械の試運転をいたしました。BDFというのは、その軽油などにかわる代替燃料のことな  
んですけども、今おっしゃっていただきましたように、芦北地域振興財団の方から、そこに申請  
をしまして、助成が決定しまして、約850万ぐらいおりたんですけども、それで私としてはもう  
すごい夢のような時間だったんですけども、ずっと長い間、できないかなと思っておりまし  
たので、このBDF自身も、議会の厚生委員会の方で、たしか伊丹市の方に視察に行かれて、その  
ことを報告していただいていたんですけれども、幾つか問題があって、例えばグリセリンのこと、  
グリセリンが産廃にしかいかないみたいな話とかもあったんですけど、今はもう日進月歩ですね、

もうかなりBDFの機械が日本じゅうにできていて、そういうことを全部研究しようというのがあるもんですから。グリセリンは、今燃料にしたり、愛林館で田んぼを、何ですかね、ありますよね、お祭りみたいなのが、夜にですね。あれの油にしたりとか、そういうことにも使えるみたいですね。それからグリセリン自身が土壌改良にもなるということで、厚生委員会の報告では、人件費とかがあって、代替燃料がもう、何と云うんですか、ちょっと高いということだったんですけども、幸いなことに水俣の場合の出発点は、いろいろ企業体に加わってますので、その企業体の中から出ていってということで、人件費もそれほどかからないかなということです。

ここでお願いしたいんですけども、リターンネットの方でも、油の回収とか何かのことで、アンケートとかもとっているんですけども、まずは循環させていくことが必要ですので、廃食油を回収していただくときに、まず、やっぱり市の方にできれば手伝っていただけないかなということですね。まずはそこかなと思ひまして、そのことを最後の質問にしたいと思ひます。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 確かに一番の課題になるのが、その廃食油の回収になってくるのかなと思ひます。今、いろんな分別収集行ってます。これにまた一つ種類を加えるということになると、いろんなやっぱり人の手配の問題だったり、いろんな機材の問題、そういったこともありますので、今後そういったことが可能なのかどうか、いろんな情報を聞きながら、また、どういった形ならできるのか。

また、基本的に今民間の方々が動いていっていただけてますので、できたらそういう部分で、なるだけやられて、あとサポート的に行政ができればなという気もしてます。

ですから、やはり収集コスト等もいろんな部分で確かにかさんではきてますので、今後そういったことも含めて、もう少し研究をさせていただきたいなと思ひます。

○議長（緒方誠也君） 次に、病後児保育所の設置について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 病後児保育所の設置についての御質問にお答えをいたします。

まず、市民のニーズについて把握されているのかというお尋ねにお答えします。

水俣市次世代育成支援行動計画の策定時に就学前児童及び小学校1年生から3年生の保護者約800人を対象に、子育てに関するニーズ調査を実施しております。このニーズ調査の主な意見としましては、休日保育、一時保育、延長保育、病後児保育、児童館、学童クラブなどの実施及び内容の充実といった意見要望がっております。

病後児保育につきましては、これらのニーズ等を踏まえ必要であると判断しましたので、次世代育成支援行動計画の中で、目標値として平成21年度までに1カ所を整備することといたしてお

ります。

次に、熊本県の推進事業になっているのかのお尋ねにお答えをいたします。

病後児保育は、つどいの広場事業や子育て短期支援事業、延長保育促進事業と同じように、乳幼児健康支援一時預かり事業として、平成15年に施行されました次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援対策交付金の対象事業として位置づけられており、県においても熊本県次世代育成支援行動計画の中で推進されております。

次に、水俣市男女共同参画推進計画に平成18年度までに1件実施の予定についての進捗状況のお尋ねにお答えします。

病後児保育は、病気回復期であることから、児童受け入れには、児童の病態の変化に的確に対応し、適切な処遇が確保される施設や感染の防止の徹底に努めなければならないと思います。

そのようなことから、看護師等の人員の配置や施設の充実などの課題があることと、男女共同参画推進計画では、18年度までに病後児保育支援体制づくりを推進していきたいとの趣旨を踏まえて、医療機関での実施について水俣市葦北郡医師会に昨年6月、さらに11月に検討をお願いしたところでございます。残念ながら実現には至っておりません。

今後においても、水俣市次世代育成支援行動計画に基づき、だれもが安心して子育てしやすい環境づくりや一人親家庭の自立支援のためにも医師会とも、さらに協議を図りながら努力してまいります。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 簡単に申し上げたいと思うんですけども、県内では11カ所に設置されています。人吉、山鹿、八代、本渡、もちろん熊本にもあるんですけども。

私はことしの、今回の私の宿題と思ひまして、人吉が一番、増田クリニックと言われて、病院の中でやっておられるので、そこに視察に行ってきました。増田院長の話によりますと、ちょっと経過については割愛いたしますけれども、16年7月に人吉市の委託事業として、乳幼児支援預かり事業を始めまして、あひるハウスというのを増田クリニックの2階に開設しています。今は定員が2人です。だんだん稼働率がよくなりまして、初めが1人くらいだったのが、今1.77%まで上がっているということでした。登録制で400名ぐらいが登録をしています。人吉の10歳以下の子どもたちというのは3,000人いますので、その3,000人のうちの400人が登録しているということですね。先生が引き受けられた理由としては、昔と違ってゼロ歳児から子どもが保育園に行くようになっていて、病気の感染があるということと、それから国の方では男女共同参画で、とにかく休まず働けと言っているんだから、やはり受け皿は必要でしょうということで、医師会の中で話があったときに、自分が手を挙げられたということでした。ここで考えましたのは、シングルマザーとか何かも含めて、やはり13%ぐらいの親御さんというのが、子どもの病気にやっば

り不安を持ってらっしゃるんじゃないかなと、400名が登録されているということが行動に移されたわけですから、そういうことなんじゃないかなというふうに思うんです。

私は先生の話をお聞きして、鹿児島大学の大学に行かれて、鹿児島は病後児保育というのがもう普通にずっとあるみたいで、この先生の情熱というか、先生が受けられて、とてもそのまなざし、先生が来られて、子どもたちを見るまなざしも見させてもらったんですけれども、ちょっと感心して帰ってきました。よかったら、増田先生とは言わずとも、そういったように実際にやっておられる方に水俣市に来ていただいて、一步前に進むようなことをできないかと思います。

それで、そこら辺で、水俣市として講演会などを催していただけないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 病後児保育に関連して、そういった意識を広めていく意味合いからも講演会等できないかというお話でございますけれども、検討してまいりたいというように思います。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 ぜひよろしくをお願いします。

お母さんたちに、直接このことで意見を聞いてみたんですけれども、いろいろありました。その中で残っているのが、一度、子どもがぐあいが悪くなって、午前中は私が休んで、午後からは夫が休みをとったんですけれども、夫の方は5,000円給料から引かれたんですよということを言われているお母さんがいました。

また、ある水俣市のお医者さんに御意見を病後児保育のことで聞きますと、私は基本的には病気のときぐらいは親が見てあげるべきだと思うということで、事業所の方の改善の方が大切じゃないかしらというふうに言われておりました。私は、ここで、水俣市の方が今推進をされていますけれども、事業所へのアンケートだとか、さまざまな形で子育てをもっと充実させてほしいということ、水俣市の方から努力をしていただきたいということで、これは終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市学校給食施設整備計画について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、整備計画の中に食の問題点、また、課題が挙げられている、その結論としてセンター方式を選ばれているのは納得がいかないが、市の見解をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

昨年7月に、学校給食の推進、充実を目的として、今後の学校給食の実施、施設整備方針等に



関する調査審議を行うため、水俣市学校給食施設整備等審議会を設置し、ことし3月に答申いただいたところです。

まず、学校給食の実施、いわゆるソフト面に関しては、審議会委員の方々に給食センターの現状及び課題を把握いただいた上で、食育に関することを含め7つの項目について答申をいただきました。いただいた答申内容をもとに、学校給食の実施計画をまとめ、現在、対応可能な部分につきましては、既に取り組みを始めているところです。

今後とも、この計画に沿って、学校栄養職員による食の指導、子どもたちと給食施設職員との会食、生産者、地域との交流、会食など、食に関する支援や地産地消の推進等に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、学校給食施設の整備方式につきましては、自校方式に近い形態としてブロック方式と、市の財政状況やその他の条件を勘案したセンター方式、この2つの整備方式について、調理施設の規模、建設地、人員配置等についての条件をつけて答申いただきました。

教育委員会としましては、審議会で検討された児童・生徒数の推移、両方式ごとの建設経費や人件費の比較に加え、さらに細かく検討を行うため、センター方式、ブロック方式ごとの配送時間、配送距離、建設場所、初期投資経費として排水処理施設の要否及び排水処理施設の建設経費、また、運営費として光熱水費、財源としての交付税の年度比較などブロック方式での整備の可能性について詳細に検討を行いました。

その結果、ブロック方式では、各調理場への学校栄養職員の配置の可能性、用地の確保、購入費等につきましても課題として残ったところです。

最終的には、これらのことを総合的に勘案し、センター方式で整備をした方がよいとの結論に至ったところです。

食の問題点、課題につきましては、今後は、学校給食の実施計画に沿って進めていくこととし、給食施設整備については主として効率的、経済的な整備手法で進めることが適当と考えております。

したがって、議員から御指摘がありました食の問題点、また、課題につきましては、学校、家庭、あるいは生産者との連携を図りながら、一層の食育の充実に努めていきたいと考えています。

次に、給食室の設置場所、建設費用については、PTA、学校関係者等とオープンに議論し、その内容を市民に知らせるべきと思うが、市の見解をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

現在の給食センターは、施設の老朽化の問題、また、国の定める学校給食衛生管理の基準に沿っておらず、子どもたちへ安全・安心な給食の提供を行うには一刻も早い給食施設の建てかえが必要であると考えています。

そのような認識のもと、昨年、給食施設建設を進める上で、その基礎となる学校給食の実施及び整備方式について、PTA、学校関係者等で審議会を設置をし、熱心に議論してもらい、答申をいただきました。答申書により、おおむねその方向性を示していただきましたので、今後、その必要な部分については市で検討を行い、一刻も早く衛生的な施設を整備し、子どもたちへの安全・安心な給食の提供ができるよう進めていきたいと考えています。

また、今後のことにつきましては、議会、広報、PTA役員会、校長会等を通じてお知らせしていきたいと考えております。

今後は、一刻も早い時期での給食施設整備を進めていきたいと考えています。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 私が8月に教育長のところに行かせてもらったときに、整備計画案はまだ出ないというふうにおっしゃられたんです。そのときに申し上げたかったのは、審議会のメンバーからも、こちらの方に、私の方に話がありましたので、ぜひ教育長と懇談をしないと、結局のところはネックなのは施設費用、それから今後かかるやっぱり費用についてということだろうと思うので、その辺をきちんと議論したいということで、前もってそのことを申し上げに言ったつもりでおりますけれども、現実的にはこの計画案がもう9月議会に出てきてしまったということがあります。私としては大変不本意です。

そこで、審議会のメンバーの感想としては、審議会のメンバーがやっぱり水俣市の市民だということをとらえていただきたいんですけども、審議会の答申に対する答えがまず欲しかったということですね。審議会では自校式が無理なら、せめてブロック式でという結論だったはずですよ。

そして、もう一つ、学校教育の一環として学校給食を考えてほしい、一環としての学校給食を考えてほしいということですね。そしてまた水俣病の教訓が生かされていないではないか。そして一番問題なのは、試算のあり方を、ブロック式について、私たちの気持ちを酌み取っていただいて、そこから試算をやり直してほしいというのが、整備計画が出ました次の日に話し合いをしたんですけども、そのときに、逐次ここに皆さんの御意見を書かせていただいているんですけども、そういった内容でした。

私は本当に今が正念場かなと思っております。子どもたちにとって、どんな食を与えていくかということが、やはり日本の子どもたち、水俣の子どもたちをどんなふうにつくっていくのかという、大きな節目を今迎えているんじゃないかというふうに思っているんです。

例えば、おっしゃっておられますセンター方式でも、自校方式とブロック式と同じようにできますよということですけども、じゃどれができるんでしょうかというのが、私はあります。例えば温かいものは温かいままで食べられる。運ぶ時間が、ブロック式や自校式の場合は短い。時間をかけて調理ができます。例えば500食ぐらいだったら、団子まで自分たちがつくれるわけで

すね。食数が少なければ、地域の食材でつくるのがより可能になります。

きのう、今治市に、センター式から自校式になられたとこなんですけども、そこにお電話して、何回もしているんですけども、自校式にしてどうですかというふうにお伺いしましたら、地産地消には絶対欠かせませんと、なぜかという、地元の食材を入れると食材の中に大きいものと小さいもののがあって、センターの方式のときのような機械にかからないようなものが出てくるらしいんです。それはやっぱり小さいからこそ、小さい生産者の人も拾えるということで、私どもは自校式にしてよかったという実感を持ってますというふうに、お名前を申し上げてもいいんですけども、学校給食の担当の方がおっしゃっておられました。

そしてもう一つは、やはり何よりも今親が子どもに食を与えないということで、きょうも朝、そういった報道がございましたけれども、やはり自分たちの地域に学校給食があるというところから、子どもたちの食の問題ですね、今、実際に起っていることというのをしっかりと親にとらえてほしいと、そういった思いをやっぱり前面に出すには、形態からやっぱり考え直すべきだと、もう同じことを何度もここで申し上げますけれども、ではないかというふうに思っています。

今、教育長の方から、もう水俣市の方で設置場所だとか、それから費用について計算したことについて、口を挟むなということであったと思うんですけども、審議会のメンバーの方もおっしゃっておられますけれども、1年間自分たちがした努力というのは一体何だったのだろうかということでおっしゃっておられますので、ぜひもう一度、そんなに時間をとらなくても、同じテーブルで考えていただくような機会を持っていただきたいというふうに思いますので、これに御答弁をお願いします。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 幾つかあったんじゃないかと思いますが、まず、9月議会では出さないというようなことが一つあったかと思いますが、それから2つ目は食育の問題、あともう一回意見を聞いてほしいとか、そういうふうなこともあったんじゃないかと思いますが。

まず一つ目、議員からお尋ねがありました、9月議会では出さないということについてお答えをしたいと思います。

事実、そのころまでには、まだ私自身も決定もしてなかったし、そのころまでには出すということはまだ考えていなかったと。これは事実でございます。ただ、その中で慎重に私たちもいろいろと考えていたと、また検討してきたと、それはまだずっと続けてきておりました。そして、そういう中で、現在の学校給食センターの状況、あるいはまたあそこで働いている人たちのこと、それからまた子どもたちの食の安心・安全、そういうようなことを考えたとき、さらにまた職員の体調、そういうのを考えまして、私もこれは早くせんといかんと、そういうふうな気持ちになりましたし、そしてまた、センター方式かブロック方式か、どちらかにしないと、一步は先に進

めないと、早く決めないと先に進めないと、そういうふうな気持ちをいろんなセンターの職員とか、また庁内などの検討の中で話し合いをしまして、そして9月議会のこの前の全協の中で提示をしたと、そういうふうなわけでございます。

それから2つ目の食育のことが出されておりましたので、これについてお答えしたいと思います。ブロック方式にすれば、確かに時間的なことなどには、きめ細かな対応ができる面はあるかもしれないと、それは私も確かにそうだと思っています。特に、給食施設が併設された学校についてはそれは言えると思う。ただ、多くの学校は併設にならないわけですし、たとえ、きめ細かに対応できるようになったとしますと、今センター方式でも十分、先ほど申しましたように、さまざまな対応しているわけです。センター職員と地域または保護者との食事などをともにする触れ合い給食懇話会とか、そういうものを通して家庭にいろんな発信しておりますし、また、給食だより等でも発信をしております。

地域の食材あたりについても、いろいろとかかわりを持たせてもらってる給食畑とか、あるいはまた先ほど申しましたように、会食とか栄養指導とか、また、学校で育てた、例えばサラダマネギとか、そういうものを使った献立とか、地産地消、そういうのを含めているような形で今進めているわけで、私はセンター方式であっても、そういうことでブロック方式に近いような食育を推進できるのではないかと、そういうふうにご考えております。

また、確かに併設された学校につきましては、子どもたちはつくる人の顔を見ながら食べると、そういう面も確かにあるかもしれませんが、しかし、それは併設された学校だけの話で、そういうふうないろんなことを考えましたときに、先ほど申しましたように、さまざまな取り組みを通して、生産から消費まで、一貫したそういうふうな私は食育指導というのは、センター方式でもできるのではないかと、そういうふうにご考えているわけです。

今後、学校の数とか、子どもの数あたりも減少するというようなことも当然考えられます。それでセンター方式であっても、さらに今まで以上にきめ細かな指導ができる、そういうふうにご考えているところです。

それから話を聞くことができないかということですが、答申書をいただくまでに、PTA役員、先ほど申しましたけども、PTA役員、それから保護者、学校の校長先生、担当の先生方、全部で13名の方に長期間にわたって、真剣に研修、また検討してもらってきております。皆さん方に本当に私も心から敬意を表したいと、そういうふうにご考えているところです。

御承知のとおり、先ほど申しましたように、その諮問一つ一つについて十分検討をさせてもらっているわけで、これからの整備のあり方、食育について、その中に盛り込まれているわけですので、その趣旨を十分尊重しながら進めていく、これが私たちに課せられた課題ではないかと、そういうふうにご考えております。

今後、答申書を尊重する形で、市の方で関係各課と十分協議しながら進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 先ほどから何度も申し上げておりますように、答申書に沿っていないので、審議会のメンバーの方から文句が出ているということなんです。

それで行われましたことについては、じゃセンター方式に近いような、センター方式でも自校式に近いようなことで、どういうふうにかバーできるのかというのにはもう大変疑問が残ります。

それともう一つは、今度、学校統廃合の中で中学校が4校、小学校が7校というふうに出ています、11校になるわけなんですけども、ブロック式にしたら、ほとんどの学校がかバーできないということですけども、その辺の工夫と一緒に考えませんかということを書いてらっしゃるんだろうと思うんです。例えば、もしも小・中一緒のところに給食をつくれれば2つがかバーをできるわけですね、2つの学校が。そういうところが3つ、4つあれば8校をかバーすることができるわけです。

なので、ここまで審議会に気持ちをお預けくださったんです、最後までこのところを納得いくように論議をさせていただけないかということをおし申し上げているんですけども、このことに真摯に答えていただければと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 今、審議会答申に答えてないんじゃないかと、そういうふうなことだったわけですけども、私、センター方式とブロック方式を見たときに、答申書の中身をつぶさに検討してみますと、どこが違うかというと、やはり先ほど申しましたように、時間的なところが一番じゃないかなと、そういうふう思うわけです。

例えば、併設されていない学校のことを考えますと、子どもたちが食べる時間までには、ブロック方式の場合は、やはり時間的には少しは、つくられてから早く食べられる、そういう利点がある。そういう時間的なことが一番あるんじゃないかと。ただ、この前も申しましたように、暑いものは熱いと、冷たいものは冷たいもの、そういう現在、車も発達しております、保冷車ですかね。何か特別な車がありますし、そういうふうな配送のこともありますし、道路事情も大変よくなっております。そういうふうなこともありますし、また、つくる時間も現在子どもたちが食べる時間までの間に、時間が縮まるような形で、職員の勤務体系もかえて取り組んでいるところで。そういうふうな取り組みをすることによって、私はセンター方式でもブロック方式に近い形でできるんじゃないか、そういうふう思っております。

今、審議会、委員会に預けてほしいと、そういうふうな話でしたけども、いろいろと審議をしていただきましたので、今後はぜひ市の方に預けていただきたい、そういうふう考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣病問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣病問題についてお答えします。

まず、水俣病の相談窓口につきましては、これまで水俣病に関する申請等の業務を環境対策課において行っておりましたが、ことしの7月10日から、もやい館の健康推進課内に専門の相談員2名を配置し、新たに相談窓口を開設いたしました。

水俣病発生地域に居住する住民の健康不安への対応や地域生活を支援するため、広く多くの市民に対し、健康相談、福祉相談も含め、水俣病にかかわるさまざまな相談を受けています。

開設から2カ月余りたちましたが、8月末までの相談件数は健康推進課において60件、また同じ時期、環境対策課では申請の受け付けが146件、また、それ以外にも申請書の発行、電話による相談、問い合わせ等が毎日15件ほどあっている状況です。

その多くが、昨年10月から再開された保健手帳の申請に関する内容でした。中でも、高齢になり今後の生活に不安を抱えた方、諸事情により、今まで相談ができなかった方々の相談が多く見受けられました。

また、窓口まで来られない方へは戸別訪問による相談も行っているところです。

次に、水俣病認定申請にかかる熊本県の行政不服審査請求において、棄却理由を説明した県の文書に視野の変動要因として、人格という表記がされていたことにつきましては、まずもって、非常に残念であり、なぜそのような表現をされたのか、信じられない気持ちでいっぱいでございます。

熊本県におかれても、人格の使用に際して、人権侵害の意図は全く持っておられなかったと思いますが、申請者に対して配慮が足らず、しかも同じような過ちが繰り返されており、水俣病被害者への差別的な感情ととられても仕方がないと感じます。

熊本県知事も、このことを極めて重く受けとめて、直接御本人に謝罪をされており、県職員に対しても絶えず豊かな人権感覚をつくっていくよう求められております。

なお、本市といたしましても、決して他人ごととしてとらえるのではなく、同じ行政として気持ちを引き締め、水俣病の被害者を初め、社会的弱者の方々に対して、相手の立場に立った対応をしていかなければならないと思っております。

次に、水俣病問題に係る懇談会による提言書についてのご見解でございますが、信頼ある懇談会委員の皆様が、一度は座礁しかかった危機を乗り越えて、大議論の末まとめられた提言でございますので、意義があるものと受けとめております。

中身につきましても、恒久的な救済・補償の枠組みの方向や、環境・福祉先進モデル地域の構

築、未来へのメッセージ等示されており、水俣病問題を深く多面的にとらえた提言内容になっていると評価をしております。

また、本市が抱えております産業廃棄物処分場の建設計画についても御提言いただいたことは、予期せぬ喜びでございました。

ただし、これらの提言を実現するためには、国に常にぬくもりと潤いのある2.5人称の視点を持ってもらい、本腰を入れて取り組んでいかなければなりません。

そこで、水俣市といたしましては、提言の実現に向けて積極的に国に要望していくとともに、地元としてやるべきことに粘り強く取り組む所存でございます。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 番の相談窓口については、市の窓口と含めて大変有意義なものになっているんじゃないかなというふうに考えております。

番目の人格の問題のことなんですけれども、これは今、市長もおっしゃられましたように、県の担当の課も、それから熊本県知事自身も2時間にわたって、この患者さんのところに謝罪に来られたということだったんですけれども、そのときおっしゃったのは、県が言ったのは性格的におびえることがあったり、例えば機械に向かうと緊張する人がいるので、ということで、そのことで、それを人格だというふうに、初め弁明されたそうなんです、その後本人に謝罪に来られたときには、もう全面的に非を認めますということだったそうです。私は全面的に非を認めていただきたかったと思います。

このような国や県からの申請者に対する名誉毀損事例というのは、歴史的にたびたび繰り返されていると私は思います。そのために、認定申請を取りやめた人たち、それからいろんな、やはり精神的な苦痛の中に落とし込められた方がいると思います。これを初め見たときに、そのAさんという患者さんなんですけれども、自分にうそつきだと、検査のときにうそをついているんだろうというふうに、県が言っているんだというふうに思って、本当に残念だったというふうに言っておられました。私は水俣市にお願いしたいのは、もう本当にこの50年間、はい上がろうとすればはい上がろうとするたびに、やっぱり患者は、このようなことで頭を打たれ続けてきたのではないかと思います。私は本当にもう改めて遺憾の意を熊本県に対して、何らかの形であらわしていただけないかということを考えています。

それから時間がありませんので、もう一つは、その懇談会の地域再生だとか、振興を求めるといって、6月2日付でまとめられたわけなんですけれども、それだけではありませんけれども、私はこの中で、やはり将来の水俣というのも考えていかなきゃいけないと思うので、例えば、環境関連の会社などの誘致を国にきちんとやらせるようにしてほしい。それから文化の面とかも出ていましたけれども、昔から水俣病と水俣に思いを寄せていた人たちがたくさんいます。その

人たちを包括したふるさと文学館ですね。それからさっきの学校給食もありましたけど、教育の面にもきちんとした教育を子どもたちにさせてやりたいと思います。水俣市の教育費は多分県下でも余り高くないではないかと思っています。

そしてまた、国内の人々への差別をなくすための発信、さまざまなことを私たちは望んでいることがあります。本当に望んでいることがたくさんありますので、そのところを市民からぜひ聞いていただいて、これからの水俣市をつくっていくために、強力な要望といいますか、強力なことを国に対して求めていただきたいというふうに思います。

今、2つです。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 最初の人格のことについてでございますけれども、私はやっぱり議員と同じように人権というのは相手に対する思いやり、これが人権の一番根本に流れる問題ではないかなと思っております。

したがって、これは心の問題ですので、やはり相手の心をどう揺さぶるのか、その苦しみを自分のこととして、どう受けとめるのか、そこにかかってきているのではないかと思います。したがって、心の問題として、我々も厳しく受けとめながら、そしてどうしたら相手に伝えることができるのか、また、その痛みをどうしたら自分が受けとめることができるのか、非常に難しい問題だと思いますけれども、私は自分の歩いてきた人生の中で、非常にそれぞれつらい思いとか、きつい思いは皆さんそれぞれされていらっしゃると思うわけです。その自分の痛みと、相手の痛みを重ねて考えていけば、ある程度の相手の痛みというのも受けとめることができるのではないかなと思っております。そういう意味におきまして、ぜひこの問題も、また県の方にもこういうことがないようにというお願いはしてまいりたいと思っております。

それから2番目の提言についての御質問でございますけれども、ぜひ、私たちも今後、水俣の課題として、福祉施設をしっかりと優先して、福祉の推進を優先して頑張っていきたいと思っております。ぜひ県の方にも、新しく推進室も出てきておりますので、そこらあたりも頭に入れながら、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

もう時間ありませんよ。

○藤本寿子君 強く要望してほしいということで、前も一般質問に述べましたけれども、やはり差別をなくしていくには、この地域がどのような被害と病像があるのかということの全貌を積極的に把握するような健康調査が必要だというふうに思います。

それを要望してほしいことがあります。

○議長（緒方誠也君） 以上で藤本寿子議員の質問は終わりました。



この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩します。

午後 0 時15分 休憩

午後 1 時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

私は、市民皆さんの安全と生活の向上を願う立場から質問します。

かつて中央の政治では国土の均衡ある発展というのが言われていました。しかし、今この言葉は死語になっていないでしょうか。住民税や固定資産税、法人市民税など自主財源が少ない地方には、国税である所得税や法人税からの基準財政需要額などをもとに、地方交付税が交付されてきましたが、それがどんどん減らされ、地方はますます疲弊していく。一方、巨大企業の本社があり、人口も多く、自主財源ですべてを賄えるところはますます栄える、地方切り捨ての政治が進行していると思います。

また、ことしの6月、7月には市役所の税務課の窓口に多くの市民の皆さんから問い合わせがあったと聞いています。それは、年金者控除、あるいは高齢者控除などがなくなり、所得税が上がる。それに連動して市民税が上がり、国保税も上がった。市民税が上がったことで介護保険料も上がる。介護保険料で言いますと、市民税が上がったために介護保険料が上がる、影響を受けた人が約1,500人水俣市内でおられたと聞いています。こういうことでの問い合わせや抗議などがあったと聞いております。

これら、市民の皆さんの痛みを強いる結果は、小泉政権の政治の帰結であったと思います。このような政治は、今、転換を必要としていると私は思います。

それでは早速質問に入ります。

1、水俣湾及び江添川のダイオキシン類のしゅんせつと最終処分について。

私はこの汚染が確認されたときから一貫してこの議会でも取り上げてきました。一日も早い抜本的な安全な処理で、化学物質による被害を再び発生させてはならないと思っているからです。

今、紆余曲折がこの間ありましたけれども、今、新しい段階に来ていると考えますので、以下質問します。

、水俣湾のしゅんせつはどの範囲までか。

、しゅんせつする量は海の部分、熊本県が管理する水路の部分、水俣市が管理する水路の部

分で、それぞれ幾らか。

、しゅんせつの方法はどんな工法か。

、最終処分場の候補地はどこか。

、処分場の構造は素掘りのところにシートを敷き、上部は中間処理したしゅんせつ物の上に覆土をし、さらにその上にアスファルトを敷くと聞いていますが、そのとおりか。

、シートの耐用年数は何年か。

、陸上での埋立処分する場合、飛散や流出があってはならないとなっています。上記の処分場の構造で、どれくらいの期間流出はないと計画されているか。

、アスファルトは何年間だったらひび割れは入らないと計画されているのか。

以上、お尋ねいたします。

2、稚アユ放流委託事業について。

水俣川や湯出川などで魚類など水生生物がふえ、豊かな川になり、市民が身近に親しめる川であり続けることを願っています。

水俣川漁協では現在、アユ、カニ、うなぎなどの放流がされていると聞きますが、水俣市が委託している稚アユの放流についてお尋ねします。

、水俣川漁協の稚アユの購入先はどこか。

、平成15年から17年まで水俣川漁協の稚アユ購入量は何匹か。

、放流事業委託契約に基づく平成15年から17年までの放流数は各年何匹かお尋ねいたします。

3 水俣港の植物防疫体制について。

、水俣港では木材の輸入がされています。その木材は農林水産省の植物防疫所の監視、指導のもとでくん蒸がされています。

くん蒸というのは聞きなれない言葉ですが、輸入木材に大きなテントをすっぽりかぶせ、密閉に近い状態にして、その中にボンベに入っている臭化メチルを吹き込み、24時間そのままにすることをくん蒸と言うのだそうです。

シートを取るときは、吸い込む危険があるために、近くにいる人には避難を呼びかけ作業をしています。

それというのも、この臭化メチルは大量に吸い込むと死に至らしめる物質だからです。また、この薬剤はオゾン層を破壊する7つの物質の1つとして、モントリオール議定書でも指定されています。

今、この臭化メチルについては世界各国で使用禁止にしようという声が出ておりまして、代替品への切りかえも進み始めています。しかし、日本ではまだ使用され続けています。

そこで、オゾン層を破壊する物質は薬剤としては使わず、代替品で防疫がされるように、環境

を大切にす水俣から農水省などに意見を述べたらどうかと思いますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問は終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣湾及び江添川のダイオキシン類のしゅんせつと最終処分場については私から、稚アユ放流委託事業については産業建設部長から、水俣港の植物防疫体制については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

まず、水俣湾及び江添川のダイオキシン類のしゅんせつと最終処分場について、水俣湾のしゅんせつ範囲はどの範囲までかについてお答えします。

平成16年11月2日に学識経験者6名で構成した第4回水俣港底質ダイオキシン類対策検討委員会において、ダイオキシン類濃度が底質の環境基準150ピコグラムを超える百間船だまりの内側全部と防波堤先端部から沖へ約10メートル出た範囲として決定されております。

なお、深さは昭和63年度末に公害防止事業でしゅんせつした以降に堆積した土砂がしゅんせつ対象として決定されております。

また、土砂に含まれるダイオキシン濃度につきましては1.7ピコグラムから620ピコグラムが大半を占め、最大920ピコグラムを測定されております。

次に、しゅんせつする量は海の部分、熊本県が管理する水路の部分、水俣市が管理する水路の部分でそれぞれ幾らかについてお答えします。

海の部分は百間船だまりがほとんどを占め、約1万立方メートル、熊本県の水路部分は百間雨水ポンプ場出口から百間船だまり入り口までの百間排水路で約1,000立方メートル、水俣市の水路部分は栄橋から百間雨水ポンプ場までの百間雨水幹線で約300立方メートルであります。

次に、しゅんせつの方法はどんな工法かについてお答えします。

水路部分は土のう等で仮締め切りを行い、底質が飛散しないよう半ドライ状態で水路に溜まった土砂を高圧で洗浄しながら水と土砂をバキューム車で吸引する工法です。

また、第二小学校前の1段上がった水路については小型のブルドーザーやショベルカー等で土砂や草木を取り除いた後、高圧洗浄車とバキューム車で同じように取り除きます。

百間船だまりについては、濁りの発生を抑えるしゅんせつ船で取り除き、護岸の捨て石部分については小型ポンプしゅんせつ船で吸い取る方法と聞いております。

次に、最終処分場の候補地はどこかについてお答えします。

昨年12月にチツソから提供の話があった梅戸港南側台地のヘリポート付近において、現在構造や詳細な位置等をさまざまな角度から検討をしていると聞いております。

次に、処分場の構造は素掘りのところに、シートを敷き、上部は中間処理したしゅんせつ物の上に覆土をし、さらにその上にアスファルトを敷くと聞いているが、そのとおりかについてお答えします。

最終処分場の構造については、第4回水俣港底質ダイオキシン類対策検討委員会において、陸上処分場で、基本的な構造としてシート敷きの上に汚染土を埋設し、アスファルト舗装で覆う構造になっていました。

現在は、その基本的な構造をもとにして、さらに詳細な検討がなされていると聞いております。

次に、シートの耐用年数は何年かについてお答えします。

管理型処分場相当のシートが使用されると聞いておりますので、それ相応の耐久性があると考えております。

次に、陸上での埋立処分する場合、飛散や流出があってはならないとしている、上記の処分場の構造でどれくらいの期間流出はないのかについてお答えします。

国が示した港湾工事における底質ダイオキシン類対策技術指針に基づき、構造等を検討していると聞いております。

また、県において適正な維持管理に努められると考えています。

次に、アスファルトは何年間だったらひび割れが入らないのかについてお答えします。

詳細な構造は県で検討中ですが、汚染土砂の上に良質土で覆土し、さらに表面をアスファルト等で覆い、平たんに仕上げると聞いております。

耐久性については、構造の内容次第で変わってくると考えられますので、一概に申し上げることは困難と思います。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 これまで何回か質問させていただいて、新しく、今の答弁ではっきりしてきたのがあると思います。しゅんせつの方法、最終処分場候補地、あるいはその構造等だと思います。シートとかアスファルトだとかというのは、今、御答弁いただいたとおりです。

それで、さらに事実確認をするために、幾つか御質問したいと思いますが、最終処分場予定地は海岸からおおむね二、三十メートルではないか。私、近くに住んでおりますので、近くの畑からも近寄ると四、五十メートルのところから見れるんですけども、ではないかなというふうに思っておりますが、それで間違いはないかどうか。

それから、この実施の中心的な企画といいますか、計画というのは熊本県の土木部が進めていると思いますけれども、それで間違いはないかどうか、以上2点。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 最初の御質問の最終処分場予定地は海岸から二、三十メートルで、高さ12メートルくらいと聞いているけども、どうかという御質問でございますが、そのとおりでございます。

それから、2つ目の質問でございますが、実施計画は熊本県の土木部が進めているかということでございますけれども、そのとおりでございます。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 ダイオキシンの危険性についてはもう改めて言うまでもないというふうに思います。現在は百間水俣港に滞留しているものについてはダイオキシン類の上に土砂だとか、泥土がたまって、直接海水に触れる状態にはないというふうに聞いておりますが、水に溶け出すということはないというふうに聞いております。

ただし、それをくみ上げて、中間処理して、中間処理もどういう方法でされるかちょっとよくわかりませんけれども、いずれにしても水分を抜かないと、そのままそこには入れられないはずですよね。一定、乾燥した状態で処分場に入れるというのは、ほぼ間違いないだろうというふうに思います。

それで、今度ダイオキシンの危険性についてはもういろんなところで言われているんですけれども、そのがんの発生頻度が高くなるとか、あるいは生殖機能の低下、環境ホルモンと一緒に低下させるとか、あるいは奇形児の発生だとか、最強の毒物というふうに言われているところです。ですから処分にはくれぐれも安全を期さなきゃいけないというのが、共通の認識になっているというふうに思います。

それで実は水俣市はもうこれも全員で確認できることですが、水俣湾に水銀ヘドロ処分場があります。あのときもどういう方法がいいのか、どの範囲まで処分するのか、しゅんせつするのか、あるいは海との仕切りはどうするのか、随分議論があったというふうに聞いております。それで海との仕切りは鋼矢板が打たれて、その中に砂が入られて、しゅんせつ物の上にシートが敷かれて、山土等で覆土されて、今公園になったり、あるいは植物が植えられたりしているわけですが、鋼矢板についても、既に設置から20年近くなっていますよね。耐用50年と言われてますから、30年後には、30年後ではないかもしれませんが、もっと早くかもしれません。穴が開くと、そこから砂が出ますから、完全に中のしゅんせつしたものが海に流れ出るという危険があります。こういう轍を踏んではならんというふうに私は思うんです。

それで、この水銀ヘドロについては改めて議論があるとしても、そういうふうにならないために、今何を考えなきゃいけないんだろうかということを経つかずっと考えてみました。それで、もう改めて執行部の皆さんに申し上げるまでもないと思いますけれども、ダイオキシン類対策特

別措置法という法律がございますよね。この25条、廃棄物の最終処分場の維持管理というのがあるんですけども、廃棄物の最終処分場については、ダイオキシン類による大気、公共用水域及び地下水並びに土壌が汚染されることがないように、最終処分場を維持管理しなければならないというふうになっております。ですから、馬奈木弁護士がよく言われるように、一滴たりとも外に出してはならんということなんです。5年たてば漏れてもいいとか、20年たてば漏れてもいいとか、50年たてば漏れてもいいとかということは想定してないんです、その特別措置法は。ですから絶対漏れないようにしなきゃいけない。

しかし、今、最初の御答弁あったように、シートの耐用年数については相当なものが使われるだろうという範囲までしかわからないんです。管理型処分場のところでよく議論されますけれども、シートを敷くと言われる。そのシートはどんどん今開発業者によって改良がされているということは、不完全商品だというのは馬奈木弁護士が言ってるとおりなんです。ここにどういうものが敷かれるかわかりませんが、今技術改良が次々にされているということですから、何年もつかわからないんです。だれもわからないんです、そういう意味では、これが一つですね。そういうシートであるということです。

それから、今御答弁いただいたように、あそこは少し丘のようになっています。高さが十二、三メートルで丘のようになっています。今、草とか竹だとか、木がちょっと生えてるんですけども、そこを素掘りするというんですね、素掘りする。今、管理型は幾つかこう規制が加えられて、下に平面のコンクリートを敷くんだという、その上にシートを敷くんだ、水抜きのところをつくってという議論あってるんですけども、この構造は、今、お伺いした範囲でもその素掘りの土のところにシートを敷いて、その中にしゅんせつ物を入れるという構造になるわけですよ。だから、下が平面ではないということはもうだれが考えても、素人が考えてもわかる話なんです。こういうところでは、凹凸があると、必ずそこにかかる重量とか圧力が変わってくる。そこから不等沈下だとか、不同沈下が起きるといのは、もう言われているとおりなんです。僕らが今生懸命木臼野の産廃場で学習しているとおりです。あそこは岩盤が強いというふうに下水道課の方たちから聞いていますけれども、未来永劫動かない岩盤なんかあり得ないんです。地球だって動いているわけですから。しかも沖には日奈久断層があるわけですね。10年くらい前に水俣で地震があって、そのときは私の家の中も随分、今もタイルだとか、コンクリートに亀裂が入っているんですけども、コンクリートのものでやっぱりひび割れが入るくらいの地震がかつて10年くらい前にあったということを見ると、この地盤がどう動くかわからない、シートがどう動くかわからないというのは、もうよくわかります。

それから、久留米市や愛知県では最新型の管理型の処分場で、縦の部分、斜めの部分から圧力と重みでシートが破れたというのは、馬奈木弁護士の学習会の講演資料の中にも詳しく入ってい

ます。

それから、上に覆土をしてアスファルトを敷くということは、雨水が入らないということ的前提に物を考えてらっしゃると思うんですね。そのアスファルトのひび割れがじゃ何年したらひび割れが入るのか。もちろんコーティングするという技術があるというのも聞いていますけれども、しかし、雨水が入らないというのは、その構造でいいのかどうなのかというのもよくわからない。水が入れば、風船の中に水を入れるようなもんですから、必ず圧が加わって破れる可能性が強くなるというのはわかります。

海岸では貝を拾っている人がいますし、私も見かけるんですけども、梅戸湾の中では、船で、小舟で漁をされている方もいらっしゃる。まさに、今つくられようとしているものは、そして、場所は、私たちが今産廃処分場をとめようということで、全市民挙げて今取り組みしているわけですけども、ここは場所的にも、構造的にも、最悪の場所だというふうに思います。そういう意味では、特にあの場所については再考が要するというふうに私は思います。

それで、ダイオキシンについては分解する方法が必ず開発されてくると思います。ですから、それまでの間は、そういう流出の危険がある海の近くではなくて、例えばチツソの水俣工場の中の裏の山手の方にも、そこから出てきたわけですから、基本的には、その中に一時保存して、一定分解できるようになったときに、完全に分解して無害化する、そういうことを考えるのが一番最善の方法ではないかというふうに私は考えます。

それで、これは先ほど御答弁いただいたように、熊本県の土木部の方で計画して進めているというのを聞きますので、水俣市も約300立方メートルのものは、その中に入れるということになるんですね。事業者の一人が、その場所は合意できないということで意思表示すれば、僕は今の場所をとめられると思います。ですから、今、県に対してしっかり水俣市で意見を言って、この場所は不適だと、処理方法についても、もっと研究の余地があるということを使うべきではないかというふうに思っておりますけれども、市長の考えをお聞かせいただきたい。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 県に意見を申し上げてほしいという御意見だったと思います。

この場所が適地なのか、そして安全であるかについては今後も県と協議をしていくことになるだろうと思っているところでございますけれども、市といたしましても、安全性につきましては、積極的に県の方にも意見を申し上げていきたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、稚アユ放流委託事業について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、稚アユ放流委託事業についての御質問にお答えします。

まず、水俣川漁業協同組合の稚アユの購入先はどこかという質問にお答えします。

稚アユの購入先について、水俣川漁業協同組合に伺ったところ、熊本県栽培漁業協会の牛深事業場であるとのことでありました。

次に、平成15年から平成17年までの水俣川漁業協同組合の稚アユの購入量は何匹かという質問にお答えします。

平成15年度、平成16年度、平成17年度の購入匹数はそれぞれ30万匹と伺っております。

次に、放流事業委託契約に基づく、平成15年度から平成17年度までの放流数は各年何匹かという御質問にお答えします。

市では毎年450キログラムの稚アユの放流を委託しております。

各年の生育状況に違いもございまして、放流時の稚アユの重量から匹数を換算いたしますと、平成15年度は7万5,630匹、1匹当たり5.95グラム、平成16年度は7万866匹、1匹当たり6.35グラム、平成17年度は11万5,384匹、1匹当たり3.9グラムというふうになっております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 再質問をいたします。

水俣市は放流を委託しているわけですから、言うまでもありませんけれども、委託契約書とか、あるいはその放流事業報告書だとか、あるいは総会議案書だとか、そういうものについては当然いただけるというふうに思います。これは、それで間違いないかどうかということと、放流については今その450キログラムという話がありましたけれども、立ち会われているかどうかということが第1点です。

それから、市は大迫の市有地を稚アユの中間育成施設用として、川漁協に貸し付けられておられます。年間、賃借料は58万3,644円、情報公開条例等で幾つかの資料をいただきましたけれども、その中にこういうのがありました。

この賃貸契約については、水俣川、湯出川、あるいは久木野川への漁協のアユの放流のための中間育成を目的として貸し付けられているものと私は理解しています。つまり、非営利の目的として貸し付けられて、その金額も決められている、契約が取り決められてるというふうに考えますが、それで間違いないかということですね。これについては水俣市財産管理規則というのがありますよね、市でつくってます。この22条、普通財産の貸し付けというところで、土地については営利用は固定資産評価額の100の6、非営利用については固定資産評価額の100分の4というのが決められておりますので、非営利として100分の4が、多分58万幾らだというふうに私は理解しておりますけれども、その非営利として貸し付けられているということで間違いないかどうかということを2回目の質問にしたいと思います。

なお、ここでは、土地の賃貸借契約書も水俣市と漁協との間に結ばれておりますけれども、5



条のところに、乙は土地を稚アユ中間育成施設用地以外の用途に供してはならないということで、これだけなんですよというふうに規定されているということもつけ加えておきたいと思います。

それから3点目ですけれども、平成13年から、私ずっと決算書を見てみたんですけれども、13年は補助金になってまして、14年度からは委託料として、それぞれ350万円とか、315万円が一般会計から出資されているというふうになっております。

それで、担当課において、各年の熊本県からの稚アユ購入数と購入金額、あるいは水俣市に報告されている漁協の全体の放流実績報告書、あるいは委託料に見合うものとして、放流した実績報告などについて、経年的に全体の流れはつかんでおられるかどうか、以上3点お尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 2回目の御質問にお答えいたします。

委託契約書の中の放流報告とか、それから総会の議案書の件とか、それから放流の立ち会いの件ということでございますけれども、稚アユの放流事業の委託に関しましては、事業実施前に水俣川漁業協同組合と契約を結び、事業の実施に際しましては、その稚アユの計量から放流までを職員立ち会いのもとで行って、その状況につきましては、写真でおさめさせていただいております。また、事業終了後には報告書の提出をさせております。

それから、漁業協同組合の総会議案書につきましては、必要の都度水俣川漁業協同組合からいただくという形で、すべてについては保管はいたしておりません。

それから、一つ飛ばしまして、平成13年度から平成14年度までの放流実績報告とか、川漁協の放流実績報告、それから委託料に見合うものとしての放流した実績について、経年的に全体の流れを把握しているかということでございますけれども、市の委託事業及び水俣川漁業協同組合の放流実績についてはその報告を受けておまして、量等につきましては、計測をいたして、把握をいたしてございますけれども、熊本県からの漁業協同組合の稚アユの購入数等については把握はいたしておりません。

当該委託事業といたしましては、各年4グラムから5グラムサイズの稚アユを約450キログラム放流するというので、契約書の中の仕様書で指示をいたしております。

しかしながら、水俣川漁業協同組合で購入されて、中間育成をされた稚アユの計量、それから放流状況を確認するのみでございますので、全体的な流れについては把握はいたしておりません。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 土地の賃貸の問題でございますけれども、用地契約をしておりますけれども、使用目的については、稚アユの育成施設用地ということで、非営利ということで、先ほど議員おっしゃいましたように、100分の4で賃貸料をかけております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 私はこの稚アユの放流というのは、非営利で公共性の高いものだというふうに思っています。だからこそ放流への補助や委託がされてきたし、またそういうもので専ら漁協の組合員の方たちが常時川をずっと見てて、汚れたとか、何かないか、あるいは魚の生息はどうかというふうに動いてもらっていることについては、それはそれで私たちは感謝しなきゃいけないという部分があると思います。

その上でですけれども、一方で、公金が投入されているわけですから、透明性がなければいけないというふうにも考えています。

私は今回の質問だけで、この流れが全部解明されるというふうには、今、幾つかお尋ねしましたけれども、思いません。それで、しかし、今回質問を行うに当たって、私なりに、先ほど言いましたように、情報公開条例等も使って資料を出してもらって、13年からの分をずっと一覧表をつくりながら、調べを進めてきました。

それで、私が調査した項目は、以下6点です。

一つは、稚アユの購入先が熊本県の栽培漁業協会であるということから、各年度の熊本県の販売数と金額を熊本県水産振興課で資料をいただきました。

2番目は、水俣市の平成13年から各年度の一般会計決算書の稚アユ放流事業委託料について確認しました。

それから、川漁協の総会資料、全部はありませんけれども、何年度分かを拝見しました。それから、水俣市に報告されている川漁協の稚アユ放流実績報告書も資料を出していただきました。

それから、土地の賃貸借契約書、先ほど申し上げたとおり。そしてきょう私が質問して御答弁いただいた中身ですけれども、これらをもとにずっと一覧表をつくって見たんですが、こういうふうになりました。

まず、平成15年度見ますと、この年の委託料は315万円です。熊本県は、稚アユ代金として315万円を受け取っています。同じ金額です。それから40万匹販売した。315万円で40万匹販売したというふうに言っております。しかし、私が見ました総会資料では、稚アユの購入数は34万5,000匹となっております。きょうの答弁では、稚アユの購入数は30万匹という報告があったということでした。それから40万匹売ったと言って、34万5,000匹となって、きょうの答弁では30万匹というふうになるんですね。

それから、30万匹しか購入してないというのがきょうの答弁だったんですけれども、放流数は、15年度の放流実績を見ますと32万匹になってるんですね。だから買ったよりも多く放流しましたよという報告が市には上がってきてるということなんです。そして、この年は養殖業者さんや、よその河川の漁協にアユを販売して150万円の売り上げがあつというふうになっています。

それから、16年度をちょっと申し上げますと、この年の平成16年度の委託料は315万円で、熊

本県は幾ら販売したかといいますと、354万円受け取った。45万匹売ったと、匹数で言いますとね、そう言ってます。ところが、今御答弁いただいたように、購入数は30万匹で、総会資料でも30万匹となっております。この年は放流実績報告書では25万匹放流したとなっておりますので、これはこれで買った数よりも放流した数が少ないですから、それなりにつじつまが合うという数字なんですけれども、ただし、この年、平成16年も養殖業者さんや他の河川にアユをお売りになって、298万円を販売したというふうになっております。その平成13年とか、14年だとかで、委託料とその熊本県が売り払った金額をここだけ紹介しますと、市の委託料は平成13年は350万と、県から買われたのは、35万匹で257万円分というふうに県は言ってます。

平成14年度は委託料350万円出ておりまして、熊本県が売った数は35万匹で、257万円、ここは委託料の金額が多くて、アユの購入金額は、それも100万くらい少ないと。ただ、その中間育成されて、その河川放流というのがありますから、その関係が私はこの幾つか資料を見るだけではどうも解明できませんでした。

そういうふうに、私幾つか疑問を持ったわけですが、2つ目の疑問は、今御答弁いただいたんですけれども、先ほど述べましたように、15年度で150万円のアユの売り上げ計上されて、16年度は298万円のアユの売り上げが計上されてます。

これは非営利ということで、水俣市からは土地をお借りになって中間育成場を建てられて、それはそれで意義のある事業だとは思いますが、そこで営利事業がされたとすれば、土地の賃貸借契約書は趣旨は変わってきますので、契約については変更が必要になってくるというふうにも思います。

私が調査できる範囲で調べたんですけれども、私が質問できるこの回数と時間では限界があります。先ほど申し上げましたように、ですから、資料を私全部差し上げますので、私が調べた資料上げますので、過去にさかのぼって流れをつかんでほしいというふうに思います。それで、そのまま川漁協に頑張してほしいところは頑張してほしいというふうに激励されて、補助金がいいのか、委託料がいいのかについても、よく研究されて、自主事業で利益が上がっているのであれば、それはそれでいろんなところに還元すればいいわけですが、補助金の金額はこれで適当なのかどうかということも、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

結果的には、その公益性のある事業だというふうには、もうそのとおり異論がないところですので、しかし、市から一方では公金が出ているわけですから、その公金についてはきちっと流れをつかむと。そして担当課においても、政策の実行ですから、政策の実行では、成果とその課題についても明確にするという作業が、私は必要なんだろうと思います。これまで、長年にわたって、毎年同じようなことがされて、そのままなってきたんだと思ひまして、いきなり宮本市長になって、こういうのやりなさいと言われたら、もう大変だというふうに思われるところもある

と思うんですけれども、しかし、気づいた時点で物事は変わると、是正しなきゃいけないことだったら変えるというのが世の中の常ですから、そういうふうに思われる点があったら変えていただきたいというふうに思います。

湯出川だとか、鹿谷川を民間団体が調査されたら、ヤマゴイも住めるくらいのきれいな川だという報告があったというのをある資料で読みましたけれども、そういう川であり続けてほしいと思いますし、水生生物が生き残る、あるいはたくさん豊富にいる川であってほしいというふうに思ってます。それで、その上流に産廃処分場がつけられるわけで、これ絶対つくってはならないという思いをしているわけなんですけれども、川漁協の皆さんもぜひ全市民的な反対運動に参加してほしいという願いも持ってます。

それで、最後に質問なんですけれども、今私が述べました幾つかのことについては資料も上げますし、先ほど言いましたように、賃貸借契約書など、もう一度よく吟味していただいて、是正するところは是正するというふうにしてほしいと思いますけれども、どのようにお考えですか。

以上1点です。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今の賃貸借の方から、私の方で御答弁させていただきたいと思いますが、今、御指摘いただいた数字というのを、現在のところ把握しておりますので、資料だけということでございますので、それを精査し、また調査をして、もし見直しが必要かどうか、その辺も検討してみたいというふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣港の植物防疫体制について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、水俣港の植物防疫体制について、輸入木材のくん蒸において、オゾン層を破壊する物質の一つである臭化メチルを使用しているとのことで、そのような物質を使わずに、代替品によって防疫などがされるように意見を述べたらどうかとの御質問にお答えいたします。

水俣港の輸入木材の植物検疫については、現在農林水産省の門司植物貿易所鹿児島支所八代出張所において実施されていますが、植物防疫所は、我が国の植物に被害をもたらす海外からの病害虫、検疫病害虫の侵入を未然に防ぐために、全国の海港や空港で輸入検疫を行っているほか、重要病害虫の国内でのまん延を防ぐための国内検疫、諸外国の要求に応じた輸出検疫などの業務を行っております。

臭化メチルは、検疫用薬剤として多くの病害虫に対して、殺菌・殺虫の効果があるため、国際的に使用されていますが、モントリオール議定書で、オゾン層破壊物質として指定され、第9回

締約国会議において、先進国では既に全廃することが決定しており、開発途上国においても、段階的に削減されることとなっている物質です。

しかし、検疫用途に関しての臭化メチルの使用については規制除外されているとのこと。理由としましては、農産物の国際的な輸出入に大きな影響を与えることと、代替措置の開発は行っているものの、有効な措置がないこともあり、現状では臭化メチルを使わざるを得ないとのこと。です。

臭化メチルの水俣港での使用については、新栄合板工業株式会社が許可を受けて、専門業者に委託し、実施しております。使用方法は、木材をビニールシートで密封し、その中に気化させた臭化メチルを注入し、24時間かけてくん蒸するとのこと。業者も安全面には細心の注意を払って使用をしているとのことであり、また、臭化メチルのくん蒸作業の際には、植物防疫所からの現場立ち会いのもと、実施されています。

このように、代替措置が現在研究段階であり、当面は臭化メチルの使用はやむを得ないことと思われませんが、臭化メチルを使用するに当たっては、安全面はもちろんのこと、オゾン層破壊物質であることを認識し、細心の注意を払って作業されるよう、関係者をお願いしていきたいと考えています。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 多分、今の答弁は八代の出張所にお尋ねになって聞かれたんだと思いますけれど、私も門司検疫所の八代出張所の所長と会って、意見交換をしてきました。それで臭化メチルの急性毒性について紹介しておきます。

本物質を吸入すると、頭痛、めまい等を起こし、数時間から数日後にけいれんや視力障害等の神経障害を起こす。高濃度曝露では肺水腫を起こし、呼吸麻痺、循環器障害を伴う中枢神経系の機能低下により死亡することがある。そういう物質でありますね。

それから防疫時については除外されているということでしたけれども、日本が除外してるんであって、例えば米国では2005年、あるいはEUでも、これは2005年に100%削減、ニュージーランド、2005年に100%削減ということになってまして、発展途上国ではこれよりおくられているわけですが、先進国ではそういう措置とっておりますので、やむを得ないという答弁でしたけれども、関心持ちながら、こういうものが水俣市内でも使われているんだということで、今後、市政を進めていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時22分 休憩

---

午後 2 時32分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第103号 専決処分の報告及び承認について

専第 8 号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（緒方誠也君） 日程第 2、議第103号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 3 議第104号 専決処分の報告及び承認について

専第 9 号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（緒方誠也君） 日程第 3、議第104号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 4 議第105号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第 4、議第105号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 5 議第106号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第 5、議第106号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第107号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第6、議第107号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第108号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第7、議第108号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第109号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第8、議第109号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第110号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第9、議第110号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第111号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（緒方誠也君） 日程第10、議第111号平成18年度水俣市一般会計補正予算第5号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第112号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第11、議第112号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第113号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第12、議第113号平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第114号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第13、議第114号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第115号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第14、議第115号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算



第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第116号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(緒方誠也君) 日程第15、議第116号平成18年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第16 議第117号 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について

○議長(緒方誠也君) 日程第16、議第117号平成17年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第17 議第118号 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長(緒方誠也君) 日程第17、議第118号平成17年度水俣市水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第18 議第119号 平成17年度水俣市一般会計決算認定について

日程第19 議第120号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

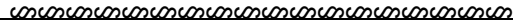
日程第20 議第121号 平成17年度水俣市老人保険特別会計決算認定について

日程第21 議第122号 平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第22 議第123号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長(緒方誠也君) 日程第18、議第119号平成17年度水俣市一般会計決算認定についてから、

日程第22、議第123号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、5件を一括して議題とします。



議第119号

平成17年度水俣市一般会計決算認定について

平成17年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成18年9月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成17年度水俣市一般会計歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

| 款               | 項               | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 |
|-----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|---------------|
| 1. 市 税          |                 | 2,663,063,000 | 2,922,152,009 | 2,666,604,603 | 17,919,183 | 237,628,223 | 3,541,603     |
|                 | 1. 市 民 税        | 878,454,000   | 936,678,410   | 886,623,359   | 1,805,391  | 48,249,660  | 8,169,359     |
|                 | 2. 固定資産税        | 1,555,618,000 | 1,749,629,751 | 1,552,647,918 | 15,849,351 | 181,132,482 | 2,970,082     |
|                 | 3. 軽自動車税        | 53,547,000    | 58,440,325    | 53,214,153    | 264,441    | 4,961,731   | 332,847       |
|                 | 4. たばこ税         | 165,858,000   | 165,610,698   | 165,610,698   | 0          | 0           | 247,302       |
|                 | 5. 入 湯 税        | 9,586,000     | 11,792,825    | 8,508,475     | 0          | 3,284,350   | 1,007,525     |
| 2. 地方譲与税        |                 | 243,000,000   | 256,588,666   | 256,588,666   | 0          | 0           | 13,588,666    |
|                 | 1. 自動車重量譲与税     | 95,000,000    | 105,727,000   | 105,727,000   | 0          | 0           | 10,727,000    |
|                 | 2. 地方道路譲与税      | 35,000,000    | 36,916,000    | 36,916,000    | 0          | 0           | 1,916,000     |
|                 | 3. 特別とん譲与税      | 4,000,000     | 4,413,666     | 4,413,666     | 0          | 0           | 413,666       |
|                 | 4. 所得譲与税        | 109,000,000   | 109,532,000   | 109,532,000   | 0          | 0           | 532,000       |
| 3. 利子割金交付金      |                 | 10,000,000    | 12,597,000    | 12,597,000    | 0          | 0           | 2,597,000     |
|                 | 1. 利子割金交付金      | 10,000,000    | 12,597,000    | 12,597,000    | 0          | 0           | 2,597,000     |
| 4. 配当割金交付金      |                 | 2,000,000     | 3,707,000     | 3,707,000     | 0          | 0           | 1,707,000     |
|                 | 1. 配当割金交付金      | 2,000,000     | 3,707,000     | 3,707,000     | 0          | 0           | 1,707,000     |
| 5. 株式等譲渡所得割金交付金 |                 | 100,000       | 5,041,000     | 5,041,000     | 0          | 0           | 4,941,000     |
|                 | 1. 株式等譲渡所得割金交付金 | 100,000       | 5,041,000     | 5,041,000     | 0          | 0           | 4,941,000     |
| 6. 地方消費税交付金     |                 | 259,000,000   | 301,073,000   | 301,073,000   | 0          | 0           | 42,073,000    |
|                 | 1. 地方消費税交付金     | 259,000,000   | 301,073,000   | 301,073,000   | 0          | 0           | 42,073,000    |

|                |               |               |               |               |   |             |             |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---|-------------|-------------|
| 7. ゴルフ場利用税交付金  |               | 12,000,000    | 8,503,135     | 8,503,135     | 0 | 0           | 3,496,865   |
|                | 1. ゴルフ場利用税交付金 | 12,000,000    | 8,503,135     | 8,503,135     | 0 | 0           | 3,496,865   |
| 8. 自動車取得税交付金   |               | 40,000,000    | 47,248,000    | 47,248,000    | 0 | 0           | 7,248,000   |
|                | 1. 自動車取得税交付金  | 40,000,000    | 47,248,000    | 47,248,000    | 0 | 0           | 7,248,000   |
| 9. 地方特例交付金     |               | 76,428,000    | 76,428,000    | 76,428,000    | 0 | 0           | 0           |
|                | 1. 地方特例交付金    | 76,428,000    | 76,428,000    | 76,428,000    | 0 | 0           | 0           |
| 10. 地方交付税      |               | 4,473,879,000 | 4,680,964,000 | 4,680,964,000 | 0 | 0           | 207,085,000 |
|                | 1. 地方交付税      | 4,473,879,000 | 4,680,964,000 | 4,680,964,000 | 0 | 0           | 207,085,000 |
| 11. 交通安全別対策交付金 |               | 4,573,000     | 4,305,000     | 4,305,000     | 0 | 0           | 268,000     |
|                | 1. 交通安全別対策交付金 | 4,573,000     | 4,305,000     | 4,305,000     | 0 | 0           | 268,000     |
| 12. 分担金及び負担金   |               | 193,772,000   | 219,186,362   | 194,144,030   | 0 | 25,042,332  | 372,030     |
|                | 1. 分担金        | 7,471,000     | 7,600,259     | 7,600,259     | 0 | 0           | 129,259     |
|                | 2. 負担金        | 186,301,000   | 211,586,103   | 186,543,771   | 0 | 25,042,332  | 242,771     |
| 13. 使用料及び手数料   |               | 157,827,000   | 165,811,066   | 162,999,834   | 0 | 2,811,232   | 5,172,834   |
|                | 1. 使用料        | 135,438,000   | 142,392,736   | 139,581,304   | 0 | 2,811,432   | 4,143,304   |
|                | 2. 手数料        | 22,389,000    | 23,418,330    | 23,418,530    | 0 | 200         | 1,029,530   |
| 14. 国庫支出金      |               | 1,894,551,000 | 1,717,311,069 | 1,613,839,069 | 0 | 103,472,000 | 280,711,931 |
|                | 1. 国庫負担金      | 1,334,407,000 | 1,327,635,719 | 1,327,635,719 | 0 | 0           | 6,771,281   |
|                | 2. 国庫補助金      | 550,284,000   | 379,613,000   | 276,141,000   | 0 | 103,472,000 | 274,143,000 |
|                | 3. 委託金        | 9,860,000     | 10,062,350    | 10,062,350    | 0 | 0           | 202,350     |
| 15. 県支出金       |               | 923,393,756   | 913,986,530   | 905,106,530   | 0 | 8,880,000   | 18,287,226  |
|                | 1. 県負担金       | 489,772,000   | 465,019,923   | 465,019,923   | 0 | 0           | 24,752,077  |
|                | 2. 県補助金       | 357,524,756   | 373,735,110   | 364,855,110   | 0 | 8,880,000   | 7,330,354   |
|                | 3. 委託金        | 76,097,000    | 75,231,497    | 75,231,497    | 0 | 0           | 865,503     |
| 16. 財産収入       |               | 180,848,000   | 196,158,966   | 193,795,139   | 0 | 2,363,827   | 12,947,139  |
|                | 1. 財産運用収入     | 10,985,000    | 15,519,553    | 13,155,726    | 0 | 2,363,827   | 2,170,726   |
|                | 2. 財産売払収入     | 169,863,000   | 180,639,413   | 180,639,413   | 0 | 0           | 10,776,413  |
| 17. 寄附金        |               | 235,000       | 271,000       | 271,000       | 0 | 0           | 36,000      |

|         |              |                |                |                |            |             |             |
|---------|--------------|----------------|----------------|----------------|------------|-------------|-------------|
|         | 1. 寄附金       | 235,000        | 271,000        | 271,000        | 0          | 0           | 36,000      |
| 18. 繰入金 |              | 237,808,000    | 228,296,120    | 228,296,120    | 0          | 0           | 9,511,880   |
|         | 1. 基金繰入金     | 237,808,000    | 228,296,120    | 228,296,120    | 0          | 0           | 9,511,880   |
| 19. 繰越金 |              | 129,151,975    | 376,869,516    | 376,869,516    | 0          | 0           | 247,717,541 |
|         | 1. 繰越金       | 129,151,975    | 376,869,516    | 376,869,516    | 0          | 0           | 247,717,541 |
| 20. 諸収入 |              | 383,438,000    | 538,544,412    | 401,937,000    | 0          | 136,607,412 | 18,499,000  |
|         | 1. 延滞金加算及び過料 | 3,283,000      | 2,915,561      | 2,815,561      | 0          | 100,000     | 467,439     |
|         | 2. 市預金利子     | 1,000          | 27,421         | 27,421         | 0          | 0           | 26,421      |
|         | 3. 貸付金元利収入   | 160,925,000    | 166,463,422    | 161,108,619    | 0          | 5,354,803   | 183,619     |
|         | 4. 雑入        | 219,229,000    | 369,138,008    | 237,985,399    | 0          | 131,152,609 | 18,756,399  |
| 21. 市債  |              | 1,682,900,000  | 1,309,400,000  | 1,309,400,000  | 0          | 0           | 373,500,000 |
|         | 1. 市債        | 1,682,900,000  | 1,309,400,000  | 1,309,400,000  | 0          | 0           | 373,500,000 |
| 歳入合計    |              | 13,567,967,731 | 13,984,441,851 | 13,449,717,642 | 17,919,183 | 516,805,026 | 118,250,089 |

歳出

(単位：円)

| 款      | 項            | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額     | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 |
|--------|--------------|---------------|---------------|------------|------------|---------------|
| 1. 議会費 |              | 174,579,000   | 173,765,765   | 0          | 813,235    | 813,235       |
|        | 1. 議会費       | 174,579,000   | 173,765,765   | 0          | 813,235    | 813,235       |
| 2. 総務費 |              | 1,964,120,000 | 1,933,317,695 | 3,307,500  | 27,494,805 | 30,802,305    |
|        | 1. 総務管理費     | 1,398,351,000 | 1,376,676,512 | 3,307,500  | 18,366,988 | 21,674,488    |
|        | 2. 徴税税       | 179,005,000   | 173,708,405   | 0          | 5,296,595  | 5,296,595     |
|        | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 68,828,000    | 68,684,842    | 0          | 143,158    | 143,158       |
|        | 4. 選挙費       | 60,180,000    | 57,192,325    | 0          | 2,987,675  | 2,987,675     |
|        | 5. 統計調査費     | 222,299,000   | 221,629,095   | 0          | 669,905    | 669,905       |
|        | 6. 監査委員費     | 35,457,000    | 35,426,516    | 0          | 30,484     | 30,484        |
| 3. 民生費 |              | 3,734,929,000 | 3,619,226,536 | 53,264,000 | 62,438,464 | 115,702,464   |
|        | 1. 社会福祉費     | 1,487,953,000 | 1,438,671,664 | 0          | 49,281,336 | 49,281,336    |
|        | 2. 児童福祉費     | 1,535,030,000 | 1,476,134,967 | 53,264,000 | 5,631,033  | 58,895,033    |
|        | 3. 生活保護費     | 711,946,000   | 704,419,905   | 0          | 7,526,095  | 7,526,095     |

|                    |                      |               |               |             |            |             |
|--------------------|----------------------|---------------|---------------|-------------|------------|-------------|
| 4 . 衛 生 費          |                      | 1,858,342,000 | 1,812,495,723 | 0           | 45,846,277 | 45,846,277  |
|                    | 1 . 保 健 衛 生 費        | 660,033,000   | 623,467,443   | 0           | 36,565,557 | 36,565,557  |
|                    | 2 . 清 掃 費            | 630,709,000   | 627,760,298   | 0           | 2,948,702  | 2,948,702   |
|                    | 3 . 簡 易 水 道<br>設 置 費 | 10,982,000    | 10,933,600    | 0           | 48,400     | 48,400      |
|                    | 4 . 環 境 対 策 費        | 156,618,000   | 150,334,382   | 0           | 6,283,618  | 6,283,618   |
|                    | 5 . 病 院 費            | 400,000,000   | 400,000,000   | 0           | 0          | 0           |
| 5 . 農 林 水<br>産 業 費 |                      | 369,335,000   | 354,403,245   | 10,990,000  | 3,941,755  | 14,931,755  |
|                    | 1 . 農 業 費            | 247,101,000   | 233,395,815   | 10,990,000  | 2,715,185  | 13,705,185  |
|                    | 2 . 林 業 費            | 73,052,000    | 72,905,681    | 0           | 146,319    | 146,319     |
|                    | 3 . 水 産 業 費          | 49,182,000    | 48,101,749    | 0           | 1,080,251  | 1,080,251   |
| 6 . 商 工 費          |                      | 256,946,000   | 250,248,497   | 0           | 6,697,503  | 6,697,503   |
|                    | 1 . 商 工 費            | 256,946,000   | 250,248,497   | 0           | 6,697,503  | 6,697,503   |
| 7 . 土 木 費          |                      | 2,069,091,177 | 1,446,323,334 | 596,205,022 | 26,562,821 | 622,767,843 |
|                    | 1 . 土 木 管 理 費        | 1,188,000     | 1,120,330     | 0           | 67,670     | 67,670      |
|                    | 2 . 道 路<br>橋 り よ う 費 | 550,244,177   | 430,748,354   | 116,979,564 | 2,516,259  | 119,495,823 |
|                    | 3 . 河 川 費            | 53,659,000    | 44,694,448    | 0           | 8,964,552  | 8,964,552   |
|                    | 4 . 港 湾 費            | 26,373,000    | 26,369,700    | 0           | 3,300      | 3,300       |
|                    | 5 . 都 市 計 画 費        | 991,706,000   | 858,184,135   | 120,672,000 | 12,849,865 | 133,521,865 |
|                    | 6 . 住 宅 費            | 445,921,000   | 85,206,367    | 358,553,458 | 2,161,175  | 360,714,633 |
| 8 . 消 防 費          |                      | 348,015,000   | 345,464,729   | 0           | 2,550,271  | 2,550,271   |
|                    | 1 . 消 防 費            | 348,015,000   | 345,464,729   | 0           | 2,550,271  | 2,550,271   |
| 9 . 教 育 費          |                      | 849,603,000   | 826,137,468   | 3,830,000   | 19,635,532 | 23,465,532  |
|                    | 1 . 教 育 総 務 費        | 126,479,000   | 125,150,445   | 0           | 1,328,555  | 1,328,555   |
|                    | 2 . 小 学 校 費          | 167,503,000   | 164,893,832   | 0           | 2,609,168  | 2,609,168   |
|                    | 3 . 中 学 校 費          | 151,873,000   | 149,112,483   | 0           | 2,760,517  | 2,760,517   |
|                    | 4 . 社 会 教 育 費        | 178,967,000   | 176,991,742   | 0           | 1,975,258  | 1,975,258   |
|                    | 5 . 保 健 体 育 費        | 224,781,000   | 209,988,966   | 3,830,000   | 10,962,034 | 14,792,034  |
| 10 . 災 害 復 旧 費     |                      | 273,140,554   | 248,804,886   | 0           | 24,335,668 | 24,335,668  |

|         |                      |                |                |             |             |             |
|---------|----------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|
|         | 1. 農林水産施設災害復旧費       | 20,802,000     | 20,231,291     | 0           | 570,709     | 570,709     |
|         | 2. 公共土木施設災害復旧費       | 252,336,554    | 228,573,595    | 0           | 23,762,959  | 23,762,959  |
|         | 3. 文教施設災害復旧費         | 1,000          | 0              | 0           | 1,000       | 1,000       |
|         | 4. その他公共施設・公用施設災害復旧費 | 1,000          | 0              | 0           | 1,000       | 1,000       |
| 11. 公債費 |                      | 1,662,355,000  | 1,661,696,684  | 0           | 658,316     | 658,316     |
|         | 1. 公債費               | 1,662,355,000  | 1,661,696,684  | 0           | 658,316     | 658,316     |
| 12. 予備費 |                      | 7,512,000      | 0              | 0           | 7,512,000   | 7,512,000   |
|         | 1. 予備費               | 7,512,000      | 0              | 0           | 7,512,000   | 7,512,000   |
| 歳出合計    |                      | 13,567,967,731 | 12,671,884,562 | 667,596,522 | 228,486,647 | 896,083,169 |

歳入合計 13,449,717,642円  
 歳出合計 12,671,884,562円  
 歳入歳出差引残額 777,833,080円  
 内  
 基金繰入金 380,000,000円

#### 議第120号

#### 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成18年9月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

#### 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

| 款           | 項          | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 |
|-------------|------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|---------------|
| 1. 国民健康保険税  |            | 802,325,000   | 1,027,619,662 | 797,279,268   | 12,117,144 | 218,223,250 | 5,045,732     |
|             | 1. 国民健康保険税 | 802,325,000   | 1,027,619,662 | 797,279,268   | 12,117,144 | 218,223,250 | 5,045,732     |
| 2. 使用料及び手数料 |            | 486,000       | 550,240       | 550,240       | 0          | 0           | 64,240        |
|             | 1. 手数料     | 486,000       | 550,240       | 550,240       | 0          | 0           | 64,240        |
| 3. 国庫支出金    |            | 1,250,340,000 | 1,351,606,120 | 1,351,606,120 | 0          | 0           | 101,266,120   |
|             | 1. 国庫負担金   | 839,846,000   | 824,949,120   | 824,949,120   | 0          | 0           | 14,896,880    |
|             | 2. 国庫補助金   | 410,494,000   | 526,657,000   | 526,657,000   | 0          | 0           | 116,163,000   |
| 4. 県支出金     |            | 128,316,000   | 138,406,644   | 138,406,644   | 0          | 0           | 10,090,644    |

|              |              |               |               |               |            |             |             |
|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|-------------|
|              | 1. 県負担金      | 14,846,000    | 13,558,644    | 13,558,644    | 0          | 0           | 1,287,356   |
|              | 2. 県補助金      | 113,470,000   | 124,848,000   | 124,848,000   | 0          | 0           | 11,378,000  |
| 5. 療養給付費等交付金 |              | 866,573,000   | 884,420,798   | 884,420,798   | 0          | 0           | 17,847,798  |
|              | 1. 療養給付費等交付金 | 866,573,000   | 884,420,798   | 884,420,798   | 0          | 0           | 17,847,798  |
| 6. 共同事業交付金   |              | 41,350,000    | 38,141,820    | 38,141,820    | 0          | 0           | 3,208,180   |
|              | 1. 共同事業交付金   | 41,350,000    | 38,141,820    | 38,141,820    | 0          | 0           | 3,208,180   |
| 7. 財産収入      |              | 23,000        | 2,471         | 2,471         | 0          | 0           | 20,529      |
|              | 1. 財産運用収入    | 23,000        | 2,471         | 2,471         | 0          | 0           | 20,529      |
| 8. 繰入金       |              | 325,805,000   | 217,345,148   | 217,345,148   | 0          | 0           | 108,459,852 |
|              | 1. 他会計繰入金    | 223,207,000   | 217,345,148   | 217,345,148   | 0          | 0           | 5,861,852   |
|              | 2. 基金繰入金     | 102,598,000   | 0             | 0             | 0          | 0           | 102,598,000 |
| 9. 繰越金       |              | 221,012,000   | 221,011,429   | 221,011,429   | 0          | 0           | 571         |
|              | 1. 繰越金       | 221,012,000   | 221,011,429   | 221,011,429   | 0          | 0           | 571         |
| 10. 諸収入      |              | 4,516,000     | 3,473,917     | 3,473,917     | 0          | 0           | 1,042,083   |
|              | 1. 延滞金加算及び過料 | 2,512,000     | 1,155,524     | 1,155,524     | 0          | 0           | 1,356,476   |
|              | 2. 市預金利子     | 1,000         | 2,034         | 2,034         | 0          | 0           | 1,034       |
|              | 3. 雑入        | 2,003,000     | 2,316,359     | 2,316,359     | 0          | 0           | 313,359     |
| 歳入合計         |              | 3,640,746,000 | 3,882,578,249 | 3,652,237,855 | 12,117,144 | 218,223,250 | 11,491,855  |

歳出

(単位：円)

| 款        | 項              | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 |
|----------|----------------|---------------|---------------|--------|------------|---------------|
| 1. 総務費   |                | 62,915,000    | 60,771,868    | 0      | 2,143,132  | 2,143,132     |
|          | 1. 総務管理費       | 32,492,000    | 31,082,012    | 0      | 1,409,988  | 1,409,988     |
|          | 2. 徴税費         | 23,913,000    | 23,294,427    | 0      | 618,573    | 618,573       |
|          | 3. 運営協議会費      | 81,000        | 58,940        | 0      | 22,060     | 22,060        |
|          | 4. 趣旨普及費       | 60,000        | 0             | 0      | 60,000     | 60,000        |
|          | 5. 国民健康保険特別対策費 | 6,369,000     | 6,336,489     | 0      | 32,511     | 32,511        |
| 2. 保険給付費 |                | 2,556,344,000 | 2,484,007,067 | 0      | 72,336,933 | 72,336,933    |
|          | 1. 療養諸費        | 2,252,029,000 | 2,208,032,460 | 0      | 43,996,540 | 43,996,540    |

|            |               |               |               |   |             |             |
|------------|---------------|---------------|---------------|---|-------------|-------------|
|            | 2. 高額医療費      | 290,433,000   | 264,114,607   | 0 | 26,318,393  | 26,318,393  |
|            | 3. 移送費        | 2,000         | 0             | 0 | 2,000       | 2,000       |
|            | 4. 出産育児諸費     | 8,400,000     | 6,600,000     | 0 | 1,800,000   | 1,800,000   |
|            | 5. 葬祭諸費       | 5,480,000     | 5,260,000     | 0 | 220,000     | 220,000     |
| 3. 老人保健拠出金 |               | 728,764,000   | 728,763,175   | 0 | 825         | 825         |
|            | 1. 老人保健拠出金    | 728,764,000   | 728,763,175   | 0 | 825         | 825         |
| 4. 介護納付金   |               | 169,753,000   | 169,752,654   | 0 | 346         | 346         |
|            | 4. 介護納付金      | 169,753,000   | 169,752,654   | 0 | 346         | 346         |
| 5. 共同事業拠出金 |               | 59,390,000    | 53,407,092    | 0 | 5,982,908   | 5,982,908   |
|            | 1. 共同事業拠出金    | 59,390,000    | 53,407,092    | 0 | 5,982,908   | 5,982,908   |
| 6. 保健事業費   |               | 14,070,000    | 12,013,848    | 0 | 2,056,152   | 2,056,152   |
|            | 1. 保健事業費      | 14,070,000    | 12,013,848    | 0 | 2,056,152   | 2,056,152   |
| 7. 基金積立金   |               | 23,000        | 2,471         | 0 | 20,529      | 20,529      |
|            | 1. 基金積立金      | 23,000        | 2,471         | 0 | 20,529      | 20,529      |
| 8. 公債費     |               | 822,000       | 0             | 0 | 822,000     | 822,000     |
|            | 1. 公債費        | 822,000       | 0             | 0 | 822,000     | 822,000     |
| 9. 諸支出金    |               | 9,207,000     | 8,020,100     | 0 | 1,186,900   | 1,186,900   |
|            | 1. 償還金及び還付加算金 | 2,807,000     | 1,621,100     | 0 | 1,185,900   | 1,185,900   |
|            | 2. 繰出金        | 6,400,000     | 6,399,000     | 0 | 1,000       | 1,000       |
| 10. 予備費    |               | 39,458,000    | 0             | 0 | 39,458,000  | 39,458,000  |
|            | 1. 予備費        | 39,458,000    | 0             | 0 | 39,458,000  | 39,458,000  |
| 歳出合計       |               | 3,640,746,000 | 3,516,738,275 | 0 | 124,007,725 | 124,007,725 |

歳入合計 3,652,237,855円  
 歳出合計 3,516,738,275円  
 歳入歳出差引残額 135,499,580円  
 内  
 基金繰入金 0円

議第121号

平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

平成17年度水俣市老人保健特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基



づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成18年9月14日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

平成17年度水俣市老人保健特別会計歳入歳出決算

歳 入

(単位：円)

| 款                | 項                | 予 算 現 額       | 調 定 額         | 収 入 済 額       | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予 算 現 額 と<br>収入済額との比較 |
|------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------|-----------------------|
| 1. 支払基金<br>交 付 金 |                  | 2,637,414,000 | 2,525,592,000 | 2,525,592,000 | 0         | 0         | 111,822,000           |
|                  | 1. 支払基金<br>交 付 金 | 2,637,414,000 | 2,525,592,000 | 2,525,592,000 | 0         | 0         | 111,822,000           |
| 2. 国庫支出金         |                  | 1,353,986,000 | 1,233,913,812 | 1,233,913,812 | 0         | 0         | 120,072,188           |
|                  | 1. 国庫負担金         | 1,352,492,000 | 1,232,250,812 | 1,232,250,812 | 0         | 0         | 120,241,188           |
|                  | 2. 国庫補助金         | 1,494,000     | 1,663,000     | 1,663,000     | 0         | 0         | 169,000               |
| 3. 県支出金          |                  | 338,123,000   | 316,413,358   | 316,413,358   | 0         | 0         | 21,709,642            |
|                  | 1. 県負担金          | 338,123,000   | 316,413,358   | 316,413,358   | 0         | 0         | 21,709,642            |
| 4. 繰 入 金         |                  | 365,275,000   | 337,833,536   | 337,833,536   | 0         | 0         | 27,441,464            |
|                  | 1. 一般会計<br>繰 入 金 | 365,275,000   | 337,833,536   | 337,833,536   | 0         | 0         | 27,441,464            |
| 5. 繰 越 金         |                  | 13,553,000    | 13,282,011    | 13,282,011    | 0         | 0         | 270,989               |
|                  | 1. 繰 越 金         | 13,553,000    | 13,282,011    | 13,282,011    | 0         | 0         | 270,989               |
| 6. 諸 収 入         |                  | 6,539,000     | 7,340,073     | 7,340,073     | 0         | 0         | 801,073               |
|                  | 1. 市預金利子         | 1,000         | 2,995         | 2,995         | 0         | 0         | 1,995                 |
|                  | 2. 雑 入           | 6,538,000     | 7,337,078     | 7,337,078     | 0         | 0         | 799,078               |
| 歳 入 合 計          |                  | 4,714,890,000 | 4,434,374,790 | 4,434,374,790 | 0         | 0         | 280,515,210           |

歳 出

(単位：円)

| 款          | 項          | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌年度繰越額 | 不 用 額       | 予 算 現 額 と<br>支出済額との比較 |
|------------|------------|---------------|---------------|--------|-------------|-----------------------|
| 1. 総 務 費   |            | 26,338,000    | 25,176,066    | 0      | 1,161,934   | 1,161,934             |
|            | 1. 総務管理費   | 26,336,000    | 25,176,066    | 0      | 1,161,934   | 1,161,934             |
| 2. 医 療 諸 費 |            | 4,666,464,000 | 4,413,643,571 | 0      | 252,820,429 | 252,820,429           |
|            | 1. 医 療 諸 費 | 4,666,464,000 | 4,413,643,571 | 0      | 252,820,429 | 252,820,429           |
| 3. 諸 支 出 金 |            | 20,198,000    | 20,197,470    | 0      | 530         | 530                   |
|            | 1. 諸 支 出 金 | 20,198,000    | 20,197,470    | 0      | 530         | 530                   |

|        |        |               |               |   |             |             |
|--------|--------|---------------|---------------|---|-------------|-------------|
| 4. 予備費 |        | 1,890,000     | 0             | 0 | 1,890,000   | 1,890,000   |
|        | 1. 予備費 | 1,890,000     | 0             | 0 | 1,890,000   | 1,890,000   |
| 歳出合計   |        | 4,714,890,000 | 4,459,017,107 | 0 | 255,872,893 | 255,872,893 |

歳入合計 4,434,374,790円  
 歳出合計 4,459,017,107円  
 歳入歳出差引残額 24,642,317円  
 内  
 基金繰入金 0円

議第122号

平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成17年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成18年9月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成17年度水俣市介護保険特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

| 款           | 項             | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額   | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------|-----------|---------------|
| 1. 保険料      |               | 328,514,000 | 336,875,570 | 328,472,675 | 426,600 | 7,976,295 | 41,325        |
|             | 1. 介護保険料      | 328,514,000 | 336,875,570 | 328,472,675 | 426,600 | 7,976,295 | 41,325        |
| 2. 使用料及び手数料 |               | 122,000     | 102,400     | 102,400     | 0       | 0         | 19,600        |
|             | 1. 手数料        | 122,000     | 102,400     | 102,400     | 0       | 0         | 19,600        |
| 3. 国庫支出金    |               | 662,611,000 | 662,610,000 | 662,610,000 | 0       | 0         | 1,000         |
|             | 1. 国庫負担金      | 470,566,000 | 470,565,000 | 470,565,000 | 0       | 0         | 1,000         |
|             | 2. 国庫補助金      | 192,045,000 | 192,045,000 | 192,045,000 | 0       | 0         | 0             |
| 4. 支払基金交付金  |               | 751,568,000 | 751,567,000 | 751,567,000 | 0       | 0         | 1,000         |
|             | 1. 支払基金交付金    | 751,568,000 | 751,567,000 | 751,567,000 | 0       | 0         | 1,000         |
| 5. 県支出金     |               | 302,313,000 | 302,312,407 | 302,312,407 | 0       | 0         | 593           |
|             | 1. 県負担金       | 294,104,000 | 294,103,000 | 294,103,000 | 0       | 0         | 1,000         |
|             | 2. 財政安定化基金支出金 | 8,209,000   | 8,209,407   | 8,209,407   | 0       | 0         | 407           |
| 6. 繰入金      |               | 384,043,000 | 375,858,975 | 375,858,975 | 0       | 0         | 8,184,025     |
|             | 1. 一般会計繰入金    | 384,043,000 | 375,858,975 | 375,858,975 | 0       | 0         | 8,184,025     |

|       |                       |               |               |               |         |           |           |
|-------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------|-----------|-----------|
| 7.繰越金 |                       | 17,931,000    | 17,930,648    | 17,930,648    | 0       | 0         | 352       |
|       | 1.繰越金                 | 17,931,000    | 17,930,648    | 17,930,648    | 0       | 0         | 352       |
| 8.市債  |                       | 16,682,000    | 15,536,000    | 15,536,000    | 0       | 0         | 1,146,000 |
|       | 1.市債                  | 16,682,000    | 15,536,000    | 15,536,000    | 0       | 0         | 1,146,000 |
| 9.諸収入 |                       | 4,000         | 2,056         | 2,056         | 0       | 0         | 1,944     |
|       | 1.延滞金、<br>加算金<br>及び過料 | 1,000         | 0             | 0             | 0       | 0         | 1,000     |
|       | 2.預金利子                | 1,000         | 2,056         | 2,056         | 0       | 0         | 1,056     |
|       | 3.雑入                  | 2,000         | 0             | 0             | 0       | 0         | 2,000     |
| 歳入合計  |                       | 2,463,788,000 | 2,462,795,056 | 2,454,392,161 | 426,600 | 7,976,295 | 9,395,839 |

歳出

(単位：円)

| 款                | 項                               | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と<br>支出済額との比較 |
|------------------|---------------------------------|---------------|---------------|--------|------------|-------------------|
| 1.総務費            |                                 | 88,846,000    | 87,188,528    | 0      | 1,657,472  | 1,657,472         |
|                  | 1.総務管理費                         | 47,246,000    | 46,837,434    | 0      | 408,566    | 408,566           |
|                  | 2.徴収費                           | 9,667,000     | 9,111,644     | 0      | 555,356    | 555,356           |
|                  | 3.介護認定<br>審査会費                  | 31,592,000    | 31,063,750    | 0      | 528,250    | 528,250           |
|                  | 4.趣旨普及費                         | 29,000        | 10,500        | 0      | 18,500     | 18,500            |
|                  | 5.運営<br>協議会費                    | 312,000       | 165,200       | 0      | 146,800    | 146,800           |
| 2.保険給付費          |                                 | 2,354,418,000 | 2,318,397,140 | 0      | 36,020,860 | 36,020,860        |
|                  | 1.介護サー<br>ビス等諸費                 | 2,071,858,000 | 2,042,525,432 | 0      | 29,332,568 | 29,332,568        |
|                  | 2.支援サー<br>ビス等諸費                 | 214,822,000   | 209,750,394   | 0      | 5,071,606  | 5,071,606         |
|                  | 3.その他諸費                         | 4,043,000     | 3,989,050     | 0      | 53,950     | 53,950            |
|                  | 4.高額介<br>護サー<br>ビス等<br>費        | 25,628,000    | 24,311,120    | 0      | 1,316,880  | 1,316,880         |
|                  | 5.特定入<br>所者<br>介護サー<br>ビス等<br>費 | 38,067,000    | 37,821,144    | 0      | 245,856    | 245,856           |
| 3.財政安定化<br>基金拠出金 |                                 | 2,204,000     | 2,203,468     | 0      | 532        | 532               |
|                  | 1.財政安定化<br>基金拠出金                | 2,204,000     | 2,203,468     | 0      | 532        | 532               |
| 4.基金積立金          |                                 | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000             |
|                  | 1.基金積立金                         | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000             |
| 5.公債費            |                                 | 665,000       | 663,666       | 0      | 1,334      | 1,334             |

|         |                  |               |               |   |            |            |
|---------|------------------|---------------|---------------|---|------------|------------|
|         | 1. 公債費           | 1,000         | 0             | 0 | 1,000      | 1,000      |
|         | 2. 財政安定化基金借入金償還金 | 664,000       | 663,666       | 0 | 334        | 334        |
| 6. 諸支出金 |                  | 15,654,000    | 15,364,855    | 0 | 289,145    | 289,145    |
|         | 1. 償還金及び還付加算金    | 15,654,000    | 15,364,855    | 0 | 289,145    | 289,145    |
| 7. 予備費  |                  | 2,000,000     | 0             | 0 | 2,000,000  | 2,000,000  |
|         | 1. 予備費           | 2,000,000     | 0             | 0 | 2,000,000  | 2,000,000  |
| 歳出合計    |                  | 2,463,788,000 | 2,423,817,657 | 0 | 39,970,343 | 39,970,343 |

歳入合計 2,454,392,161円  
 歳出合計 2,423,817,657円  
 歳入歳出差引残額 30,574,504円  
 内  
 基金繰入金 0円

議第123号

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成18年9月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位：円)

| 款           | 項        | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額  | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 |
|-------------|----------|-------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|
| 1. 分担金及び負担金 |          | 15,110,000  | 18,512,170  | 16,834,180  | 0      | 1,677,990 | 1,724,180     |
|             | 1. 負担金   | 15,110,000  | 18,512,170  | 16,834,180  | 0      | 1,677,990 | 1,724,180     |
| 2. 使用料及び手数料 |          | 273,794,000 | 281,158,530 | 279,338,380 | 77,060 | 1,743,090 | 5,544,380     |
|             | 1. 使用料   | 273,783,000 | 281,116,530 | 279,296,380 | 77,060 | 1,743,090 | 5,513,380     |
|             | 2. 手数料   | 11,000      | 42,000      | 42,000      | 0      | 0         | 31,000        |
| 3. 国庫支出金    |          | 122,000,000 | 122,000,000 | 122,000,000 | 0      | 0         | 0             |
|             | 1. 国庫補助金 | 122,000,000 | 122,000,000 | 122,000,000 | 0      | 0         | 0             |
| 4. 繰入金      |          | 703,750,000 | 693,100,000 | 693,100,000 | 0      | 0         | 10,650,000    |
|             | 1. 繰入金   | 703,750,000 | 693,100,000 | 693,100,000 | 0      | 0         | 10,650,000    |
| 5. 繰越金      |          | 7,113,500   | 7,190,948   | 7,190,948   | 0      | 0         | 77,448        |

|       |                 |               |               |               |        |           |           |
|-------|-----------------|---------------|---------------|---------------|--------|-----------|-----------|
|       | 1.繰越金           | 7,113,500     | 7,190,948     | 7,190,948     | 0      | 0         | 77,448    |
| 6.諸収入 |                 | 1,939,000     | 2,230,961     | 2,230,961     | 0      | 0         | 291,961   |
|       | 1.延滞金<br>加算及び過料 | 1,000         | 300,900       | 300,900       | 0      | 0         | 299,900   |
|       | 2.預金利子          | 10,000        | 1,199         | 1,199         | 0      | 0         | 8,801     |
|       | 3.雑入            | 1,928,000     | 1,928,862     | 1,928,862     | 0      | 0         | 862       |
| 7.市債  |                 | 373,300,000   | 373,300,000   | 373,300,000   | 0      | 0         | 0         |
|       | 1.市債            | 373,300,000   | 373,300,000   | 373,300,000   | 0      | 0         | 0         |
| 歳入合計  |                 | 1,497,006,500 | 1,497,492,609 | 1,493,994,469 | 77,060 | 3,421,080 | 3,012,031 |

歳出 (単位:円)

| 款              | 項              | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額    | 不用額       | 予算現額と<br>支出済額との比較 |
|----------------|----------------|---------------|---------------|-----------|-----------|-------------------|
| 1.公共下水道<br>事業費 |                | 479,283,500   | 473,036,969   | 3,412,500 | 2,834,031 | 6,246,531         |
|                | 1.公共下水道<br>事業費 | 479,283,500   | 473,036,969   | 3,412,500 | 2,834,031 | 6,246,531         |
| 2.公債費          |                | 1,017,575,000 | 1,017,470,670 | 0         | 104,330   | 104,330           |
|                | 1.公債費          | 1,017,575,000 | 1,017,470,670 | 0         | 104,330   | 104,330           |
| 3.予備費          |                | 148,000       | 0             | 0         | 148,000   | 148,000           |
|                | 1.予備費          | 148,000       | 0             | 0         | 148,000   | 148,000           |
| 歳出合計           |                | 1,497,006,500 | 1,490,507,639 | 3,412,500 | 3,086,361 | 6,498,861         |

歳入合計 1,493,994,469円

歳出合計 1,490,507,639円

歳入歳出差引残額 3,486,830円

内

基金繰入金 0円

~~~~~

○議長(緒方誠也君) 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本日、追加提案をいたしました平成17年度一般及び特別会計決算認定に関する議案につきまして、順次提案理由の御説明を申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第119号平成17年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額134億4,972万円、歳出総額126億7,189万円、歳入歳出差し引き7億7,783万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源2,360万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金積立金として3億8,000万円を差し引いた3億7,423万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.1%、歳出93.4%となっております。

次に、議第120号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額36億5,224万円、歳出総額35億1,674万円、歳入歳出差し引き1億3,550万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入100.3%、歳出96.6%となっております。

次に、議第121号平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額44億3,438万円、歳出総額44億5,902万円、歳入歳出差し引き歳入不足額2,464万円が生じましたが、その不足額については、翌年度歳入繰上充用により補てんをいたしております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入94.1%、歳出94.6%となっております。

次に、議第122号平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額24億5,439万円、歳出総額24億2,382万円、歳入歳出差し引き3,057万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.6%、歳出98.4%となっております。

次に、議第123号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額14億9,399万円、歳出総額14億9,051万円、歳入歳出差し引き348万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源341万円を差し引いた7万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.8%、歳出99.6%となっております。

なお、議第119号から議第123号までの平成17年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、各会計の決算事項別明細書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出をいたしております。

以上、各議案について申し上げましたが、慎重審議を賜り、御認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時42分 休憩

---

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第119号平成17年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第123号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、5件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第119号を除くほかの議案20件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 日程第23 特別委員会の設置について

○議長（緒方誠也君） 日程第23、特別委員会の設置についてを議題とします。

---

#### 特別委員会の設置について

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 1 名称   | 一般会計決算特別委員会                        |
| 2 構成人員 | 11人                                |
| 3 審査事項 | 平成17年度水俣市一般会計決算認定について              |
| 4 審査権限 | 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。 |
| 5 審査期限 | 12月定例会まで                           |

---

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

議第119号平成17年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員11人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により福田斉議員、淵上道昭議員、牧下恭之議員、野中重男議員、清水晶夫議員、本井道弘議員、大川久洋議員、竹下武義議員、松本和幸議員、千々岩巧議員、松本満良議員、以上11人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました11人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午後2時45分 休憩

---

午後2時53分 開議

○議長(緒方誠也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長互選の結果を御報告します。

委員長 淵上道昭議員

副委員長 清水晶夫議員

以上のとおりであります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、21日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、20日正午まで通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時54分 散会



平成18年9月21日

平成18年9月第3回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成 18 年 9 月第 3 回水俣市議会定例会会議録（第 5 号）

平成18年9月21日（木曜日）

午前11時5分 開議

午前11時56分 閉会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田 齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中 功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩 巧君	松本満良君
中山 徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（田畑純一君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 13人

市 長（宮本勝彬君）	総務企画部長（葦浦博行君）
産業建設部長（吉海安丈君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）	総務企画部次長（仁木徳子君）
産業建設部次長（桑畑達美君）	福祉環境部次長（中田和哉君）
水道局長（山田敏博君）	教 育 長（大淵 洋君）
教 育 次 長（森田幸治君）	総務企画部総務課長（田上和俊君）
総務企画部財政課長（本山祐二君）	

---

議事日程 第5号

平成18年9月21日 午前10時開議

- 第1 議第103号 専決処分の報告及び承認について  
専第8号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第4号)
- 第2 議第104号 専決処分の報告及び承認について  
専第9号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第3 議第105号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について
- 第4 議第106号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第107号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第108号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第109号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第110号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第111号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第5号)
- 第10 議第112号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議第113号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 第12 議第114号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議第115号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第14 議第116号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)
- 第15 請第2号 日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書提出を求める請願について
- 第16 陳第3号 トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書提出に関する陳情について
- 第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 議第117号 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第120号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第121号 平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

- 1 議第122号 平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第4号 社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について

- 1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

#### 産業建設委員会

- 1 議第118号 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 1 議第123号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

#### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第18 議第124号 人権擁護委員候補者の推薦について

第19 議第125号 人権擁護委員候補者の推薦について

第20 意見第4号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について

第21 意見第5号 J R不採用問題の早期解決を求める意見書について

第22 意見第6号 トンネルじん肺根絶を求める意見書について

第23 意見第7号 日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前11時5分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案2件、議会運営委員会で発議の意見書案2件、総務文教委員会並びに厚生委員会で発議の意見書案各1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

- 日程第 1 議第103号 専決処分の報告及び承認について  
専第 8 号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 議第104号 専決処分の報告及び承認について  
専第 9 号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議第105号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について
- 日程第 4 議第106号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び  
水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第107号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第 6 議第108号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第 7 議第109号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第110号 水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第 9 議第111号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第10 議第112号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議第113号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第12 議第114号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議第115号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 議第116号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 請第 2 号 日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、  
憲法九条を守る意見書提出を求める請願について

日程第16 陳第 3 号 トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書提出に関する陳情について

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、議第103号専決処分の報告及び承認についてから、日程第16、  
陳第 3 号トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書提出に関する陳情についてまで、16件を一  
括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長真野頼隆議員。

（総務文教委員長 真野頼隆君登壇）

○総務文教委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託  
されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第103号平成18年度水俣市一般会計補正予算第 4 号中付託分につ

いて申し上げます。

本案は、7月22日の豪雨により発生した災害について、災害復旧費等の予算措置に急施を要するため、専決処分を行ったものである。

補正の主な内容は、第2款総務費に、職員駐車場土砂撤去事業、第8款消防費に、3号配備体制による人件費、第10款災害復旧費に、学校施設災害応急復旧事業を計上し、これらの財源としては、第19款繰越金をもって充当するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、職員の時間外勤務手当の支給内容等についてただしたのに対し、平均単価は2,000円ほどで、通常の手当は各担当課で管理しているが、災害時の手当はすべて総務費の人事管理費から支出しているとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第106号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、通勤の範囲の改定等及び障害者自立支援法の施行に伴う国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部改正に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

改正の主な内容として、これまで住居と勤務場所間の往復だけが対象であったが、通勤範囲の対象が拡大されているとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第107号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣病等相談窓口の設置に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、相談内容は法律など専門的な知識も伴うと思うが、どのような人を任命しているのかとただしたのに対し、特別な資格は問わないが、水俣病問題に精通し、学識経験のある元市職員2名を配置しているとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第110号水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第111号平成18年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、職員採用試験委託費、公共施設整備基金積立金、地籍調査推進事業、第8款消防費に、消防防災施設事業、第9款教育費に、学校施設耐震化推進計画等策定事業、施設設備修繕工事事業を計上し、第14款国庫支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって充当するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、看護師職員採用試験の状況についてただしたのに対し、今年度30名の採用予定であるが、募集人員に対して応募者が少なく、今月の採用試験も27名の募集に18名の応募状況で、今年度は採用試験を3回予定しているとの答弁でありました。

次に、学校施設耐震化推進計画について、どういう学校を対象としているのかただしたのに対し、学校施設耐震化推進協議会を大学の先生などにより設置し、調査の対象は新耐震基準以前の基準で建てられた校舎を対象として調査を行い、耐震化の優先度合いの計画をつくるものであるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請第2号日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書提出を求める請願については、請願の趣旨に賛成であるという意見と、第2項が戦力の放棄となっているが、日本を他国が攻めてこないという保証はない。そういうことから、最低限の戦力を持つことは必要であり、そういう中で憲法も少し見直すということも必要になってくると考えるので、本請願には賛成しがたいとの意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますので、申し添えます。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、厚生委員長中山徹議員。

（厚生委員長 中山徹君登壇）

○厚生委員長（中山 徹君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第103号平成18年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

本案は、7月22日の豪雨により発生した災害について、災害復旧費等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、第4款衛生費に、災害防疫費を計上し、その財源としては、第19款繰越金を充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第105号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日から市町村事業として、日常生活用具給付事業などの障害者地域生活支援事業の実施が義務づけられているため制定しようとするものであり、利用者負担の軽減措置を規定するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第108号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第109号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法の改正に伴い、平成18年10月から出産育児一時金の額が30万円から35万円に引き上げられることに伴い、本市においても同等の額を支給するため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第111号平成18年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

主な補正の内容は、第3款民生費に地域生活支援事業、第4款衛生費に病院事業会計負担金等を計上している。なお、これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、国県支出金等で調整している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業債の限度額の変更を計上するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第112号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,274万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億8,780万9,000円とするものである。

補正の内容は、共同事業拠出金の増額を計上している。なお、これらの財源としては、第6款共同事業交付金、第8款繰入金、第9款繰越金で調整しているとの説明を受けました。



質疑の中で、保険財政共同安定化事業についてただしたのに対し、高額医療費の給付に関する事務等を国保連合会で共同処理し、国保財政の安定化を図るもので、今年度から創設されるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第113号平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ195万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億455万8,000円とするものである。

補正の内容は、国県支出金等返還金の増額を計上している。

なお、これらの財源としては、第2款国庫支出金、第4款繰入金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第114号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,226万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ25億6,380万5,000円とするものである。

補正の内容は、地域支援事業費及び国県支出金返還金の増額を計上している。なお、これらの財源としては、第1款保険料、第2款分担金及び負担金、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金、第9款繰越金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第116号平成18年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入に5,000万円、収益的支出に4,954万9,000円をそれぞれ増額し、補正後の収益的収入額を63億8,755万1,000円、収益的支出額を65億411万5,000円とするものである。

補正の主な内容は、収益的収入については、救急医療、小児医療、建設改良費支払利息等に係る一般会計補助金及び負担金を増額している。収益的支出については、過年度分職員手当支給のための経費として過年度損益修正損を増額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、諸手当等も含め給与体系等を総合的に検討されたいとの意見がありました。

最後に、トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書の提出に関する陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

○産業建設委員長（田中 功君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第103号平成18年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

本案は、7月22日の豪雨により発生した災害について、災害復旧費等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の主な内容としては、第5款農林水産業費に、林地崩壊防止事業、第6款商工費に、湯の児海水浴場整地作業委託費、第10款災害復旧費に、農林業施設、公共土木施設などの災害復旧費等を計上している。

その財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第19款繰越金、第21款市債を充当している。

また、地方債の補正としては、災害復旧事業を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第104号平成18年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、平成18年7月24日付で許可を受けた高金利対策借換債の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、収益的支出の額を107万6,000円減額し、補正後の収益的支出の額を4億3,593万1,000円とするとともに、資本的収入の額を3,610万円、資本的支出の額を3,676万2,000円それぞれ増額し、補正後の資本的収入の額を7,747万1,000円、資本的支出の額を2億6,909万3,000円とするものである。

補正の主な内容としては、収益的支出については、高金利の企業債を低金利の企業債に借りかえることにより、企業債利息が107万6,000円減少している。

また、資本的収入については、借換債収入を計上し、資本的支出については、借りかえに伴う繰上償還による企業債償還額の増加額を計上しているとの説明を受けました。

質疑の中で、より低金利の企業債に借りかえる際の情報はどこから得ているのかとただしたのに対し、総務省自治財政局から県を通じて通知があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第111号平成18年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

主な補正内容としては、第5款農林水産業費に、園芸産地かつりょく強化対策事業、第7款土木費に、水俣花の名所再生事業、第10款災害復旧費に、農林業施設・公共土木施設に係る災害復旧事業等を計上している。

なお、これらの財源としては、第10款地方交付税、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第19款繰越金、第21款市債等をもって調整している。

このほか、地方債の補正としては、過疎対策事業外3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、園芸産地かつりょく強化対策事業補助金の内容についてただしたのに対し、JAあしきたがタマネギ植えつけ用の農機具を購入し、農家へリースする際に購入費の一部を補助するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第115号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,150万3,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ15億148万6,000円とするものである。

補正の主な内容としては、災害に伴う山手町水路外3カ所のしゅんせつ工事費の増額及び公営企業借換債の減額に伴う元金償還金の減額である。

これらの財源として、第4款繰入金、第7款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業債の追加並びに公共下水道事業債及び公営企業借換債の限度額の変更を計上しているとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年9月15日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第103号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第4号)付託分	承 認	全 員 賛 成

議第106号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第107号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第110号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第111号	平成18年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
請第2号	日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書提出を求める請願について	採 択	賛成多数

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年9月15日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第103号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	承 認	全員賛成
議第105号	水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第108号	水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第109号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第111号	平成18年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第112号	平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第113号	平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第114号	平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第116号	平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
陳第3号	トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書提出に関する陳情について	採 択	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年9月15日

## 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第103号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第4号)付託分	承 認	全 員 賛 成
議第104号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)	承 認	全 員 賛 成
議第111号	平成18年度水俣市一般会計補正予算(第5号)付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第115号	平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原 案 可 決	全 員 賛 成

○議長(緒方誠也君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

淵上道昭議員から請第2号について討論の通告があります。

発言を許します。

淵上道昭議員。

○淵上道昭君 請第2号日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書提出を求める請願について、反対の立場で討論をします。

憲法九条、全体の解釈として、まず1つ、自衛権を含め、一切の戦争行為及び戦力を否認している説、2、自衛権は否定していないが、戦争行為は否認しており、そのための戦力も認められないという説、3、自衛の範囲内ならば、戦争も戦力も認められるという説、4、個別的自衛権は認められるが、集団的自衛権は認めないという説の4説が主とされています。

我が国日本は、第二次世界大戦で何百万人とも言われる多くの犠牲者を出しました。二度とこのようなことが絶対にあってはならないことは、日本国民が一番わかっていることです。

しかし、世界の一部で依然として戦争が起きています。近くて遠い国、北朝鮮は、拉致問題初め、国際世論の声を無視してミサイルを7月に再び発射しています。開発されたミサイルは、アメリカ本土、我が国日本も完全に射程距離可能であり、世界じゅうを脅かしており、また、テロリストの動きも脅威である状況の中、日本は四方を海に囲まれた島国であります。

戦後61年、平和であった日本がいつ攻撃されるか、攻撃したらどうするか、絶対攻めてこないということは、私は断言できないと思います。攻めてきたなら、国を守るため、いわゆる自国を守る事が自衛の範囲で最低限の戦力は当然持つべきと考えます。

以上で反対の立場での討論を終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第103号専決処分の報告及び承認について及び議第104号専決処分の報告及び承認についての2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第105号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の制定についてから、議第116号平成18年度水俣市病院事業会計補正予算第1号まで、12件を一括して採決します。

本12件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本12件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本12件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 請第2号日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書提出を求める請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 陳第3号トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1 議第117号 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について

1 議第120号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

1 議第121号 平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

1 議第122号 平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

1 陳第4号 社会福祉法人さかえの社の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について

1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 議第118号 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について

1 議第123号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（緒方誠也君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

#### 閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年9月15日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

#### 閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年9月15日

厚生常任委員長 中 山 徹

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第117号	平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第120号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第121号	平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第122号	平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第4号	社会福祉法人さかえの社の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

#### 閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年9月15日

産業建設常任委員長 田 中 功

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記



事件の番号	件名	理由
議第118号	平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第123号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
	工商観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年9月15日

議会運営委員長 松本和幸

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第18 議第124号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第19 議第125号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第20 意見第4号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について

日程第21 意見第5号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書について

日程第22 意見第6号 トンネルじん肺根絶を求める意見書について

日程第23 意見第7号 日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書について

○議長（緒方誠也君） 日程第18、議第124号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第23、意見第7号日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書についてまで、6件を一括して議題とします。

~~~~~

議第124号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成18年9月21日

水俣市長 宮本勝彬

住所 水俣市天神町1丁目5番1号

氏名 田中孝典

生年月日 昭和25年11月5日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

#### 議第125号

##### 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成18年9月21日

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市旭町1丁目2番22号

氏 名 濱田智海

生年月日 昭和30年1月30日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

#### 意見第4号

##### 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年9月21日

|       |       |
|-------|-------|
| 提出者議員 | 竹下武義  |
| 〃     | 松本和幸  |
| 〃     | 松本満良  |
| 〃     | 本井道弘  |
| 〃     | 千々岩 巧 |

水俣市議会議長 緒方誠也 様

(別紙)

##### 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、その整備は、全国民が長年にわたり熱望しているところであります。

21世紀を迎え、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路はその中核的役割を担うものであります。

水俣市においては、地域の特性を生かしながら産業、経済、文化等の振興を図るために種々の施策を推進しておりますが、これらすべての活動基盤である道路の状況は、幹線道路の恒常的な渋滞、車両の離合もできないような狭い道路、また歩道がなく通勤・通学等に際し危険な道路等も多くあり、住民を初め各方面から早急な整備が求められています。

現在、幹線道路であります八ノ窪・湯出線及び桜ヶ丘・大戸口線を渋滞の解消や極少幅員の改良、災害に強い道路整備を進めておりますが、本市道路の改良率も17%程度と低く、今後も整備が必要不可欠であります。

また、高速交通体系の整備は、所要時間の短縮はもとより、観光、商工業の発展、農水産業の販路拡大、緊急医療や災害時の代替ルートとしても効果が期待されております。当地域においては、「南九州西回り自動車道」が現在整備中ではありますが、供用率は30%程度であり、沿線住民は早急な完成を切望しています。本市においても、袋インター(仮称)の設置が決定し、そのアクセス道路の整備が必要であります。整備に伴う財源の確保が重要課題

となっております。

よって政府及び国会におかれては、国民の期待する道路整備の着実な推進を図るための道路特定財源の確保を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

水 俣 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 小 泉 純 一 郎 様  
総務大臣・郵政民営化担当 竹 中 平 蔵 様  
財 務 大 臣 谷 垣 禎 一 様  
国 土 交 通 大 臣 北 側 一 雄 様  
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣 与 謝 野 馨 様  
衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 様  
参 議 院 議 長 扇 千 景 様

### 意見第5号

#### J R不採用問題の早期解決を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年9月21日

提出者議員 松 本 満 良  
" 松 本 和 幸  
" 野 中 重 男  
" 本 井 道 弘  
" 竹 下 武 義  
" 千 々 岩 巧

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

(別紙)

#### J R不採用問題の早期解決を求める意見書

国鉄の分割・民営化が実施され、すでに19年が経過しましたが、国鉄で働いていた労働者のJ Rへの不採用問題が長期化していることはまことに憂慮すべき事態と言わざるを得ません。

平成15年12月に最高裁が「国鉄が採用候補者名簿の作成に当たり不当労働行為を行った場合には、国鉄もしくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない」と判断を下したことに留意し、ILO（国際労働機関）は、平成16年6月、日本政府に対して「問題解決のため、政治的・人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するよう勧める」と6度目の勧告を出しています。また、昨年9月、東京地裁は「鉄道建設公団訴訟」において、採用に当たって不当労働行為があったことを認める判決を言い渡しました。

この19年間、問題の解決を見ることなく他界した当事者は34名に達し、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる状況を見ると、人道的見地から、これ以上の長期化は避けなければならないものと考えます。

よって政府におかれては、ILO批准国の一員として、この勧告を真正面から受けとめ、問題解決のためにすべての関係者との話し合いを早期に開始されますよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 小 泉 純 一 郎 様  
厚生労働大臣 川 崎 二 郎 様  
国土交通大臣 北 側 一 雄 様

## 意見第6号

### トンネルじん肺根絶を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年9月21日

|       |      |
|-------|------|
| 提出者議員 | 谷口真次 |
| "     | 中山徹  |
| "     | 緒方誠也 |
| "     | 福田斉  |
| "     | 吉田正和 |
| "     | 本井道弘 |
| "     | 松本和幸 |

水俣市議会議長 緒方誠也 様

(別紙)

### トンネルじん肺根絶を求める意見書

「じん肺」という職業病は、粉じん職場で働く労働者の生命と健康を奪う不治の病であり、あらゆる職業病の中で最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けています。

我が国は、1960年に「じん肺法」が、1978年に「改正じん肺法」が制定され、じん肺行政が行われ今日に至っています。

しかし、改正じん肺法が施行されてから、2004年までの30年間で、全産業で38,312人の療養を要する重症のじん肺患者が発生しています。しかも、この被災者のうち9,049人、全被災者の約24%がトンネルじん肺患者です。

公共工事であるトンネル建設工事から、じん肺を根絶するためには、発注者であり、じん肺の行政責任を負う国が、現在のじん肺防止施策を抜本的に見直し、本来国が有する権利を適切に行使することが不可欠です。

よって政府及び国会におかれては、トンネルじん肺根絶訴訟の東京・熊本地裁の判決を真摯に受けとめ、トンネルじん肺被災者の早期救済と防止対策を図ることを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

水俣市議会

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 内閣総理大臣 | 小泉純一郎 | 様 |
| 財務大臣   | 谷垣禎一  | 様 |
| 厚生労働大臣 | 川崎二郎  | 様 |
| 衆議院議長  | 河野洋平  | 様 |
| 参議院議長  | 扇千景   | 様 |

## 意見第7号

### 日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年9月21日

|       |      |
|-------|------|
| 提出者議員 | 清水晶夫 |
| "     | 藤本寿子 |
| "     | 千々岩巧 |
| "     | 松本満良 |

水俣市議会議長 緒方誠也 様

(別紙)

## 日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書

日本国憲法は、今、大きな試練にさらされています。あの第二次世界大戦で日本は、アジア諸国を侵略して2,000万人を超える犠牲者を出しました。そして、300万人を超す日本国民が、戦場で、あるいは本土空襲で、広島・長崎の原爆で、沖縄戦で命を失いました。これだけの多くの犠牲者を出した反省の中から、私たち日本国民は、当時としては世界に類例のない、世界の諸国に先駆けた戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という平和憲法を制定しました。こうして戦後61年の長きにわたって、現憲法のもと、世界から信頼される平和国家としての礎を築くことができました。

今、その平和憲法が危機的状況にあり、平和憲法の基本的性格を持つ第九条第2項を削除するような動きがあります。この憲法第九条は、第1項と第2項が存在して初めてその効力があると言わなければなりません。第2項が削除されるということは、軍隊を持ち、場合によっては、平和を望む私たち国民の願いに反して、戦争も辞さない、武力行使も辞さない体制をつくっていくことになり、日本を再び「戦争のできる国」につくり変えてしまうことになります。

現在、東南アジアや西欧諸国では、紛争を外交や話し合いによって解決するための地域的枠組みをつくる努力が進められています。日本は、憲法九条を持つ国だからこそ相手国の立場を尊重した平和的外交と、経済・文化・科学技術などの面からの協力が可能です。日本国憲法は「時代おくれ」どころか、時代の先駆をなすものであり、今、まさに日本国憲法が世界の理想として輝きつつあるときであります。

よって政府におかれては、日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守るよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

水 俣 市 議 会

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 内閣総理大臣    | 小 泉 純一郎 | 様 |
| 法 務 大 臣   | 杉 浦 正 健 | 様 |
| 防 衛 庁 長 官 | 額 賀 福志郎 | 様 |
| 衆 議 院 議 長 | 河 野 洋 平 | 様 |
| 参 議 院 議 長 | 扇 千 景   | 様 |

~~~~~

○議長（緒方誠也君） 順次提案理由の説明を求めます。

初めに、議第124号及び議第125号について、宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明を申し上げます。

議第124号及び議第125号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、田中孝典委員及び廣田巖委員の任期が12月31日をもって満了となりますので、田中孝典委員につきましては、引き続き同氏を選任したく、また、廣田巖委員につきましては、後任として濱田智海氏を推薦したく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、御承知のとおり、人格、識見ともすぐれた方で、人権擁護に熱意があり、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、追加提案をいたしました議案につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第4号提出者代表竹下武義議員。

（竹下武義議員登壇）

○竹下武義君 意見第4号道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書、案文を朗読して提案理由の説明にかえます。

#### 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、その整備は、全国民が長年にわたり熱望しているところであります。

21世紀を迎え、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路はその中核的役割を担うものであります。

水俣市においては、地域の特性を生かしながら産業、経済、文化等の振興を図るために種々の施策を推進しておりますが、これらすべての活動基盤である道路の状況は、幹線道路の恒常的な渋滞、車両の離合もできないような狭い道路、また歩道がなく通勤・通学等に際し危険な道路等も多くあり、住民を初め各方面から早急な整備が求められています。

現在、幹線道路であります八ノ窪・湯出線及び桜ヶ丘・大戸口線を渋滞の解消や極少幅員の改良、災害に強い道路整備を進めておりますが、本市道路の改良率も17%程度と低く、今後も整備が必要不可欠であります。

また、高速交通体系の整備は、所要時間の短縮はもとより、観光、商工業の発展、農水産業の販路拡大、緊急医療や災害時の代替ルートとしても効果が期待されております。当地域においては、「南九州西回り自動車道」が現在整備中ではありますが、供用率は30%程度であり、沿線住民は早急な完成を切望しています。本市においても、袋インター（仮称）の設置が決定し、そのアクセス道路の整備が必要であります。整備に伴う財源の確保が重要課題となっております。

よって政府及び国会におかれては、国民の期待する道路整備の着実な推進を図るための道路特定財源の確保を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

水俣市議会

全会一致の採択をよろしくお願い致します。

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第5号提出者代表松本満良議員。

(松本満良議員登壇)

- 松本満良君 JR不採用問題の早期解決を求める意見書、案文を朗読して提案理由の説明にかえますので、全会一致の御賛同をよろしく願いをいたします。

JR不採用問題の早期解決を求める意見書

国鉄の分割・民営化が実施され、すでに19年が経過しましたが、国鉄で働いていた労働者のJRへの不採用問題が長期化していることはまことに憂慮すべき事態と言わざるを得ません。

平成15年12月に最高裁が「国鉄が採用候補者名簿の作成に当たり不当労働行為を行った場合には、国鉄もしくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない」と判断を下したことに留意し、ILO(国際労働機関)は、平成16年6月、日本政府に対して「問題解決のため、政治的・人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するよう勧める」と6度目の勧告を出しています。また、昨年9月、東京地裁は「鉄道建設公団訴訟」において、採用に当たって不当労働行為があったことを認める判決を言い渡しました。

この19年間、問題の解決を見ることなく他界した当事者は34名に達し、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる状況を見ると、人道的見地から、これ以上の長期化は避けなければならないものと考えます。

よって政府におかれては、ILO批准国の一員として、この勧告を真正面から受けとめ、問題解決のためにすべての関係者との話し合いを早期に開始されますよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

水 俣 市 議 会

以上、よろしく願いいたします。

- 議長(緒方誠也君) 次に、意見第6号提出者代表谷口真次議員。

(谷口真次議員登壇)

- 谷口真次君 意見第6号について、提出者を代表し、案文を読み上げて提案理由といたします。

トンネルじん肺根絶を求める意見書

「じん肺」という職業病は、粉じん職場で働く労働者の生命と健康を奪う不治の病であり、あらゆる職業病の中で最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けています。

我が国は、1960年に「じん肺法」が、1978年に「改正じん肺法」が制定され、じん肺行政が行われ今日に至っています。

しかし、改正じん肺法が施行されてから、2004年までの30年間で、全産業で38,312人の療養を要する重症のじん肺患者が発生しています。しかも、この被災者のうち9,049人、全被災者

の約24%がトンネルじん肺患者です。

公共工事であるトンネル建設工事から、じん肺を根絶するためには、発注者であり、じん肺の行政責任を負う国が、現在のじん肺防止施策を抜本的に見直し、本来国が有する権利を適切に行使することが不可欠です。

よって政府及び国会におかれては、トンネルじん肺根絶訴訟の東京・熊本地裁の判決を真摯に受けとめ、トンネルじん肺被災者の早期救済と防止対策を図ることを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第7号提出者代表清水晶夫議員。

（清水晶夫議員登壇）

○清水晶夫君 意見第7号について、提案者を代表し、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえます。

日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書

日本国憲法は、今、大きな試練にさらされています。あの第二次世界大戦で日本は、アジア諸国を侵略して2,000万人を超える犠牲者を出しました。そして、300万人を超す日本国民が、戦場で、あるいは本土空襲で、広島・長崎の原爆で、沖縄戦で命を失いました。これだけの多くの犠牲を出した反省の中から、私たち日本国民は、当時としては世界に類例のない、世界の諸国に先駆けた戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という平和憲法を制定しました。こうして戦後61年の長きにわたって、現憲法のもと、世界から信頼される平和国家としての礎を築くことができました。

今、その平和憲法が危機的状況にあり、平和憲法の基本的性格を持つ第九条第2項を削除するような動きがあります。この憲法第九条は、第1項と第2項が存在して初めてその効力があると言わなければなりません。第2項が削除されるということは、軍隊を持ち、場合によっては、平和を望む私たち国民の願いに反して、戦争も辞さない、武力行使も辞さない体制をつくっていくことになり、日本を再び「戦争のできる国」につくり変えてしまうことになります。

現在、東南アジアや西欧諸国では、紛争を外交や話し合いによって解決するための地域的枠組みをつくる努力が進められています。日本は、憲法九条を持つ国だからこそ相手国の立場を尊重した平和的外交と、経済・文化・科学技術などの面からの協力が可能です。日本国憲法は



「時代おくれ」どころか、時代の先駆をなすものであり、今、まさに日本国憲法が世界の理想として輝きつつあるときであります。

よって政府におかれては、日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守るよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月21日

水 俣 市 議 会

全会一致の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長並びに提出者議員から提案理由の説明がありました議案6件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本6件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本6件について討論はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 意見第4号について、同意できませんので、討論をいたします。

私たちは、水俣市内を走る道路や西回り高規格道路など住民の一般生活道路の建設や整備はこれからも大いに必要と考えています。しかし、この道路特定財源は、採算の見込みのないゼネコン向けの高速道路の建設や大都市における都市の再生整備に使い、その上、本州・四国架橋の借金返済にまで使おうとするものであります。

意見書では、市内の道路や西回り高規格道路のことも記載されていますが、これらの整備には、この道路特定財源は使われておりません。この道路特定財源を一般会計化することによって、ただでさえ削られている地方交付税などの額をふやし、地方自治体はその地方に合ったさまざまな

政策を発展させ、国土の均衡ある発展、大型開発の浪費から生活密着型の公共事業への切りかえ、防災、環境、福祉、住宅整備などに振り向けることができます。そのようにすることによって、地方の建設業を初め多くの産業が生き残り、過疎化や少子化にも歯どめをかけ、大都市への一極集中も避けられると考えます。

よってこの意見書には同意できませんので、反対であります。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 私は、意見第7号について反対であります。

先ほど、請第2号において、淵上議員から反対の討論がありました同趣旨によりまして、本件第7号においても反対であります。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 意見第7号について、反対の立場で討論いたします。現行日本国憲法はすぐれた憲法であり、国民に広く支持されていると認識しています。中でも、現行憲法の掲げる国民主権、基本的人権の保障、平和主義という基本的理念や、平和主義の象徴である第9条は、我が国の平和と発展の基礎であり、今後も堅持すべきです。

しかし同時に、憲法制定以来60年が経過し、時代状況が大きく変化したことや、制定当時は想定されなかった新たな問題が提起されていることを踏まえ、21世紀にふさわしい国の規範として、現行憲法を補強する必要性が出てきております。

したがって、現行憲法に対する高い評価を前提として、その理念を今後も堅持、発展させていくことを再確認しつつ、憲法制定以来の我が国の急速な社会発展と、我が国を取り巻く国政情勢の変化に伴い、新たに必要とされる理念を加え、現行憲法を補強する加憲が適切であると考えています。

米国、フランスといった立憲主義の先進国も加憲あるいは加憲型の改正を基本にしています。

憲法改正をめくり世論が大きく分かれる中、加憲方式こそ国民的合意が得られやすい民主的かつ現実的な方式であると確信しています。

よってこの意見書には反対です。

○議長（緒方誠也君） ほかに討論はありませんか。

淵上道昭議員。

○淵上道昭君 意見第7号について述べます。

先ほどこれについては反対討論をいたしました。意見は同じです。

○議長（緒方誠也君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第124号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第125号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 意見第4号道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について採決します。

本件に対しては先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 意見第5号JR不採用問題の早期解決を求める意見書について、意見第6号トンネルじん肺根絶を求める意見書について、2件を一括して採決します。

本2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 意見第7号日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書について採決します。

本件に対しては先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(緒方誠也君) 起立少数であります。

したがって本件は、否決しました。

---

○議長(緒方誠也君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成18年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議 長 緒 方 誠 也

署名議員 真 野 頼 隆

署名議員 大 川 久 洋

平成18年9月第3回水俣市議会定例会（9月1日～9月21日）  
〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	議決月日	結 末	備 考
議第103号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成18年度水俣市一般会 計補正予算（第4号）	9月1日	各 委	9月21日 承 認	
議第104号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 平成18年度水俣市水道事 業会計補正予算(第2号)	9月1日	産業建設	9月21日 承 認	
議第105号	水俣市障害者地域生活支援事業の負担 金に関する条例の制定について	9月1日	厚 生	9月21日 原案可決	
議第106号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例及び水 俣市消防団員等公務災害補償条例の一 部を改正する条例の制定について	9月1日	総務文教	9月21日 原案可決	
議第107号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償 条例の一部を改正する条例の制定につ いて	9月1日	総務文教	9月21日 原案可決	
議第108号	水俣市重度心身障害者医療費助成に関 する条例の一部を改正する条例の制定 について	9月1日	厚 生	9月21日 原案可決	
議第109号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定について	9月1日	厚 生	9月21日 原案可決	
議第110号	水俣市非常勤消防団員に係る退職報償 金の支給に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	9月1日	総務文教	9月21日 原案可決	
議第111号	平成18年度水俣市一般会計補正予算 （第5号）	9月1日	各 委	9月21日 原案可決	
議第112号	平成18年度水俣市国民健康保険事業特 別会計補正予算（第2号）	9月1日	厚 生	9月21日 原案可決	
議第113号	平成18年度水俣市老人保健特別会計補 正予算（第3号）	9月1日	厚 生	9月21日 原案可決	
議第114号	平成18年度水俣市介護保険特別会計補 正予算（第2号）	9月1日	厚 生	9月21日 原案可決	
議第115号	平成18年度水俣市公共下水道事業特別 会計補正予算（第2号）	9月1日	産業建設	9月21日 原案可決	
議第116号	平成18年度水俣市病院事業会計補正予 算（第1号）	9月1日	厚 生	9月21日 原案可決	

議第117号	平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について	9月1日	厚生	9月21日 継続審査	
議第118号	平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について	9月1日	産業建設	9月21日 継続審査	
議第119号	平成17年度水俣市一般会計決算認定について	9月14日	一般会計 決算特別	9月14日 継続審査	
議第120号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月14日	厚生	9月21日 継続審査	
議第121号	平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	9月14日	厚生	9月21日 継続審査	
議第122号	平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月14日	厚生	9月21日 継続審査	
議第123号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月14日	産業建設	9月21日 継続審査	
議第124号	人権擁護委員候補者の推薦について (田中孝典君)	9月21日	省略	9月21日 異議なし	
議第125号	人権擁護委員候補者の推薦について (濱田智海君)	9月21日	省略	9月21日 異議なし	

〔意見書〕

番号	件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
意見第4号	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について	9月21日	省略	9月21日 原案可決	
意見第5号	JR不採用問題の早期解決を求める意見書について	9月21日	省略	9月21日 原案可決	
意見第6号	トンネルじん肺根絶を求める意見書について	9月21日	省略	9月21日 原案可決	
意見第7号	日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書について	9月21日	省略	9月21日 否決	

〔報告〕

番号	件名	報告月日
報告第9号	専決処分の報告について	9月1日

## 〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月21日	総務文教	9月21日 継続調査	
環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	9月21日	厚生	9月21日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月21日	産業建設	9月21日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月21日	議会運営	9月21日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

## 〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第2号	日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という理念を堅持し、憲法九条を守る意見書提出を求める請願について	水俣市汐見町 2 - 1 - 71 吉井貞夫	総務文教	9月14日	9月21日 不採択
陳第3号	トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書提出に関する陳情について	熊本市健軍 1 - 1 - 7 高濱継雄	厚生	9月14日	9月21日 採択
陳第4号	社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市浜町 1 - 8 - 14 杉本榮子	厚生	9月14日	9月21日 継続審査

## 〔前回から継続になっている請願〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願について	水俣市平町 1 - 10 - 38 吉井貞夫	総務文教	6月2日	9月1日 撤回承認